官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○と畜場法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七七）　一
○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（農林水産三二）　二
○ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則（同三三）　五
〔法規的告示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二六三）　七
○家畜共済損害認定準則及び農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件の一部を改正する件（農林水産一一五九）　一三
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一一六〇）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七六
特殊法人等
令和六年度総務省共済組合の決算、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和六事業年度財務諸表、全国市町村職員共済組合連合会関係　一九三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　一九八
会社その他
会社決算公告　二〇三

省令

○厚生労働省令第七十七号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第六項第二号の規定に基づき、と畜場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

と畜場法施行規則の一部を改正する省令
と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第十四条、第十六条関係） ランピースキン病、Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染	**別表第三**（第十四条、第十六条関係） Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

附　則

この省令は、令和七年七月二十八日から施行する。

○農林水産省令第三十二号

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（伝染性疾病についての届出） **第二条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。	（伝染性疾病についての届出） **第二条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。
伝染性疾病の種類 / 家畜の種類 （略） / （略） （削る。） / （削る。） （略） / （略）	伝染性疾病の種類 / 家畜の種類 （略） / （略） ランピースキン病 / 牛、水牛 （略） / （略）
第十条　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。	**第十条**　法第五条第一項の規定により監視伝染病の発生を予察するため行う命令は、次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合に行わなければならない。
監視伝染病の種類 / 命令を行う場合 一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニパウイルス感染症、馬 / 上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合	監視伝染病の種類 / 命令を行う場合 一　牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、家きんサルモネラ症（第一条に規定する病原体によるものに限る。以下同じ。）、ランピースキン病、類鼻疽、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ニ / 上欄に掲げる監視伝染病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合

（農地法施行規則の一部改正）

第二条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
ウイルス性動脈炎、ヘンドラウイルス感染症、馬痘、仮性皮疽、ナイロビ羊病、羊痘、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症	
二　（略）	（略）
2　（略）	

（農地の転用の制限の例外）

第二十九条　法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十九　（略）

二十　農地を家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による焼却又は埋却の用に供する場合

二十一　（略）

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）	（法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為）
第三十七条　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第三十七条**　法第十五条の二第一項第十号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～三十　（略）	一～三十　（略）
三十一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による焼却又は埋却に係る行為	三十一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項又は第四項の規定による焼却又は埋却に係る行為

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正）

第四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
四　家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項（これらの規定を同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、又は家畜防疫官が同法第四	四　家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、又は家畜防疫官が同法第四十六条第一項の規定により行う同法第六条第一項若しくは第三十一条第

十六条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う同法第六条第一項若しくは第三十一条第一項の注射若しくは投薬若しくは同法第四十八条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う同法第五条第一項、第六条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による検査、注射若しくは投薬を行うため、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十九条の二第三項第四号（同令第百七十九条の六において準用する場合を含む。）に該当する場合において国若しくは都道府県が輸入した医薬品若しくは再生医療等製品又は同令第二百十三条第一項第四号若しくは第二百十四条第一項第三号に該当する場合において国若しくは都道府県が製造した医薬品若しくは再生医療等製品を対象動物に使用するとき

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第五条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（製造所の構内における死体の焼却の義務） **第七十二条の二**　生物学的製剤の製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。）をその製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体（同法第六十二条第一項において準用する第二十一条第一項本文に規定する死体を含む。以下同じ。）につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合 二　（略） 三　前二号に掲げる場合のほか、家畜伝染病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）をいう。以下同じ。）の病原体により汚染したおそれのない動物（その死体を含む。）又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、生物学的製剤の製造若しくは検査又は学術研究の用に供するため、その他特別の理由により農林水産大臣の許可を受けた場合 （動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部改正） **第六条**　動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。	（製造所の構内における死体の焼却の義務） **第七十二条の二**　生物学的製剤の製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された骨、肉及び皮毛類を含む。）をその製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項各号に掲げる家畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けた場合 二　（略） 三　前二号に掲げる場合のほか、家畜伝染病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）の病原体により汚染したおそれのない動物（その死体を含む。）又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、生物学的製剤の製造若しくは検査又は学術研究の用に供するため、その他特別の理由により農林水産大臣の許可を受けた場合
（製造管理） **第八条**　再生医療等製品の製造業者は、製品の製造に家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）をいう。以下同じ。）の病原体を使用する場合において、当該製品に係る作業を行うときは、次に掲げる事項を厳守しなければならない。 一～四　（略）	（製造管理） **第八条**　再生医療等製品の製造業者は、製品の製造に家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）の病原体を使用する場合において、当該製品に係る作業を行うときは、次に掲げる事項を厳守しなければならない。 一～四　（略）

（農業保険法施行規則の一部改正）

第七条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
（家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） ２　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛又は育成乳牛　次に掲げるいずれかの共済事故 イ　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）	（家畜共済の事故除外） **第七十四条**　（略） ２　令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。 一　搾乳牛又は育成乳牛　次に掲げるいずれかの共済事故 イ　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年七月二十八日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十三号

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（令和七年政令第二百五十六号）の施行に伴い、並びに同令第二条において準用する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同令を実施するため、ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則を次のとおり定める。

令和七年七月二十四日　農林水産大臣　小泉進次郎

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令施行規則

（家畜伝染病予防法施行規則の準用）

第一条　ランピースキン病については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第八条、第九条第一項、第十条、第十二条、第十四条から第十五条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二条から第二十五条まで、第二十九条から第三十九条まで、第四十条第一項、第四十一条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで、第五十条第一項から第三項まで、第五十一条から第五十五条まで、第五十六条、第五十九条から第六十二条まで及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	法第五条第二項	都道府県知事が必要があると認めた場合のほか、ヨーネ病に係るものについては少なくとも五年ごとに、伝達性海綿状脳症に係るものについては毎年
第九条第一項	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五条第二項	都道府県知事が必要があると認めた場合

第十条第一項	次の表の上欄に掲げる監視伝染病の種類につき、それぞれ同表の下欄に掲げる場合	ランピースキン病が国内で発生するおそれがあると認めて農林水産大臣が指定した場合	ランピースキン病にかかっている牛又は水牛（以下「ランピースキン病患畜」という。）及びランピースキン病にかかっている疑いがある牛又は水牛（以下「ランピースキン病疑似患畜」という。）
第十条第二項	同項の表第一号に掲げる監視伝染病	ランピースキン病	
	当該監視伝染病の種類ごとに都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜	都道府県知事が定める区域内で飼育している家畜	
第十四条の五	医薬品医療機器等法第二条第一項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項	
第十六条	次のとおり	輸入された骨肉皮毛類	
	患畜等	ランピースキン病患畜等	
	家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜		
第二十二条第三号	第二十二条の見出し、第二十三条の見出し、第二十四条の見出し及び第二十五条の見出し		

第二十二条第五号及び第三十三条第三号から第五号まで	患畜若しくは疑似患畜	ランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜
第二十三条第三号から第五号まで及び第二十九条第三号から第五号まで	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第二十三条第三号	許可製造業者等	許可製造業者等（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第三条第二号に規定する許可製造業者等をいう。以下同じ。）
	再生医療等製品	再生医療等製品（同号に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）
第二十三条第四号	指定検定機関	指定検定機関（家畜伝染病予防法施行規則第三条第三号に規定する指定検定機関をいう。以下同じ。）
第二十四条第一項	家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに	家畜の種類ごとに
第二十四条第一項第一号	患畜及び疑似患畜	ランピースキン病患畜及びランピースキン病疑似患畜
第二十五条第一項	第一号及び第二号に掲げる家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第二十五条第二項	前項第一号及び第二号の家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第三十二条	炭疽及び腐蛆病にあつては二十年、その他の家畜伝染病	ランピースキン病
第三十二条の二	次条第一号	次条第三号
第三十三条第三号	敷地	敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）
第三十八条	家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。第四十一条において同じ。）	ランピースキン病のまん延
第三十九条	及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおり	は、ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜とし、都道府県知事の定める箇所（耳を除く。）とし、当該標識の種類及び様式は、都道府県知事の定める標識

第四十条第一項	別表第一に掲げる家畜伝染病については同表のとおりとし、その他の家畜伝染病	ランピースキン病
別表第四	牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病	ランピースキン病

（死体の焼却等の義務の除外）

第二条　ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令（以下「政令」という。）第二条の規定により読み替えられた家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十三条第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可若しくは同法第二十三条の二の三第一項の登録を受けている医薬品若しくは再生医療等製品（同法第二条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下この号において同じ。）の製造業者によって生物学的製剤若しくは再生医療等製品の製造のため係留され、当該製造のためランピースキン病患畜（ランピースキン病にかかっている牛又は水牛をいう。以下同じ。）若しくはランピースキン病疑似患畜（ランピースキン病にかかっている疑いがある牛又は水牛をいう。以下同じ。）となった家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者によって同条の検定のため係留され、当該検定のためランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜となった家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二　家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあっては家畜防疫官）の指示に従い、ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜の死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

（農林水産省令で定める売上げの減少額等）

第三条　政令第二条の規定により読み替えられた法第六十条第二項の農林水産省令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ次項で定めるところにより計算した額とする。

一　家畜　売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

二　物品（生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。）　売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

2　前項で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　家畜　次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあっては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　法第三十二条から第三十四条までの規定による禁止、停止又は制限（以下「特定移動制限等」という。）の期間において飼養される家畜（当該特定移動制限等に従わなかった者が飼養するものを除く。以下「対象家畜」という。）のうち、当該特定移動制限等の対象となる区域内において飼養されるものであって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

ロ　特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であって、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象家畜の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなったため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額並びに飼料費及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

ハ　特定移動制限等の対象となる区域外において飼養される対象家畜であって、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び飼料費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

二　家畜の死体　次に掲げる額（通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　特定移動制限等により販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された対象家畜の死体に係る焼却等施設（焼却施設、埋却施設又は化製場をいう。以下同じ。）までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

ロ　対象家畜の死体（イの死体に該当するものを除く。）であって、特定移動制限等により当該死体を通常化製する化製場において化製することができなくなったため、当該化製場以外の化製場において化製されたものに係る輸送費及び化製費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）

三　物品　次に掲げる額（売上げの減少額以外のものにあっては、通常必要であると認められるものに限る。）の合計額

イ　対象家畜が生産した物品（以下「対象物品」という。）のうち、特定移動制限等の対象となる区域内において生産されたものであって、当該特定移動制限等により出荷が制限されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ロ　特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であって、当該特定移動制限等により予定出荷先（当該特定移動制限等の期間前に当該対象物品の出荷が予定されていた出荷先をいう。以下この号において同じ。）に出荷することができなくなったため、当該予定出荷先以外の出荷先に出荷されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ハ　特定移動制限等の対象となる区域外において生産された対象物品であって、当該特定移動制限等により予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により当該予定出荷先以外の出荷先にも出荷することができなかったため、当該特定移動制限等の期間後に当該予定出荷先に出荷され、又はやむを得ず処分されたものに係る売上げの減少額及び輸送費の増加額（当該特定移動制限等に起因するものに限る。）並びに保管施設における保管費及び荷役費の実費

ニ　特定移動制限等により販売が困難となったため、やむを得ず処分された対象物品に係る焼却等施設までの輸送費及び焼却費、埋却費又は化製費の実費

附　則

1　この省令は、令和七年七月二十八日から施行する。

2　この省令は、令和八年七月二十七日限り、その効力を失う。

法規的告示

○総務省告示第二百六十三号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一⑶の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
無線設備の種別	表	無線設備の種別	表
1　特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。		1　［同上］	
［一　略］	［略］	［一　同上］	［同上］
二　削除	削除	二　証明規則第二条第一項第一号の四に掲げる無線設備	別表第二

［三～十五　略］	［略］
十六　削除	削除
［十七～十九　略］	［略］
二十　証明規則第二条第一項第四号の六に掲げる無線設備	別表第十八
二十一　証明規則第二条第一項第四号の六の二に掲げる無線設備	別表第十八
二十二　証明規則第二条第一項第四号の六の三に掲げる無線設備	別表第十八
二十三　証明規則第二条第一項第四号の六の四に掲げる無線設備	別表第十八
［二十四～四十八　略］	［略］
四十九　証明規則第二条第一項第十一号の十九に掲げる無線設備	別表第九十一 別表第七十九
五十　証明規則第二条第一項第十一号の十九の二に掲げる無線設備	別表第九十一 別表第七十九
五十一　証明規則第二条第一項第十一号の十九の三に掲げる無線設備	別表第九十一 別表第七十九
五十二　証明規則第二条第一項第十一号の二十に掲げる無線設備	別表第九十
五十三　証明規則第二条第一項第十一号の二十の二に掲げる無線設備	別表第九十
五十四　証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備	別表第九十
五十五　証明規則第二条第一項第十一号の二十の四に掲げる無線設備	別表第九十
五十六　証明規則第二条第一項第十一号の二十の五に掲げる無線設備	別表第九十
五十七　証明規則第二条第一項第十一号の二十の六に掲げる無線設備	別表第九十
五十八　証明規則第二条第一項第十一号の二十九に掲げる無線設備	別表第九十
五十九　証明規則第二条第一項第十一号の二十九の二に掲げる無線設備	別表第九十
六十　証明規則第二条第一項第十一号の二十九の三に掲げる無線設備	別表第九十
六十一　証明規則第二条第一項第十一号の二十九の四に掲げる無線設備	別表第九十三

［三～十五　同上］	［同上］
十六　証明規則第二条第一項第四号に掲げる無線設備	別表第十五
［十七～十九　同上］	［同上］
二十　証明規則第二条第一項第四号の六に掲げる無線設備	別表第十八
［二十一～四十五　同上］	［同上］
四十六　証明規則第二条第一項第十一号の十九に掲げる無線設備	別表第八十六 別表第七十九
四十七　証明規則第二条第一項第十一号の二十に掲げる無線設備	別表第八十七
四十八　証明規則第二条第一項第十一号の二十の二に掲げる無線設備	別表第八十七
四十九　証明規則第二条第一項第十一号の二十の三に掲げる無線設備	別表第八十七
五十　証明規則第二条第一項第十一号の二十九に掲げる無線設備	別表第九十

六十二　証明規則第二条第一項第十一号の三十に掲げる無線設備	別表第九十一
六十三　証明規則第二条第一項第十一号の三十の二に掲げる無線設備	別表第九十三
六十四　証明規則第二条第一項第十一号の三十一に掲げる無線設備	別表第八十八
六十五　証明規則第二条第一項第十一号の三十一の四に掲げる無線設備	別表第九十四
六十六　証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九 別表第九十二
六十七　証明規則第二条第一項第十一号の三十二の二に掲げる無線設備	別表第九十四
六十八　証明規則第二条第一項第十一号の三十三に掲げる無線設備	別表第九十
六十九　証明規則第二条第一項第十一号の三十三の二に掲げる無線設備	別表第九十
七十　証明規則第二条第一項第十一号の三十三の三に掲げる無線設備	別表第九十
七十一～八十五　［略］	［略］
八十六　証明規則第二条第一項第十九号の三に掲げる無線設備	別表第四十五
八十七～百三十六　［略］	［略］
百三十七　証明規則第二条第一項第四十七号の二に掲げる無線設備	別表第八十三
百三十八　証明規則第二条第一項第四十七号の三に掲げる無線設備	別表第七十 別表第九十二
百三十九　証明規則第二条第一項第四十七号の四に掲げる無線設備	別表第七十 別表第九十二

五十一　証明規則第二条第一項第十一号の三十に掲げる無線設備	別表第九十一 別表第七十九
五十二　証明規則第二条第一項第十一号の三十一に掲げる無線設備	別表第八十八
五十三　証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九 別表第九十二
五十四　証明規則第二条第一項第十一号の三十三に掲げる無線設備	別表第九十
五十五～六十九　［同上］	［同上］
七十　証明規則第二条第一項第十九号の三に掲げる無線設備	別表第四十五
七十一　証明規則第二条第一項第十九号の三の二に掲げる無線設備	別表第四十五
七十二　証明規則第二条第一項第十九号の三の三に掲げる無線設備	別表第四十五
七十三～百二十二　［同上］	［同上］
百二十三　証明規則第二条第一項第四十七号の二に掲げる無線設備	別表第八十三

百四十　［略］	［略］
百四十一　証明規則第二条第一項第四十九号に掲げる無線設備	別表第七十二
	別表第七十九
百四十二　証明規則第二条第一項第五十一号に掲げる無線設備	別表第七十三
	別表第七十九
百四十三　証明規則第二条第一項第五十三号に掲げる無線設備	別表第七十四
	別表第七十九
百四十四　証明規則第二条第一項第五十四号に掲げる無線設備	別表第七十五
	別表第七十九
百四十五　証明規則第二条第一項第五十四号の五の四に掲げる無線設備	別表第九十五
	別表第七十九
百四十六　証明規則第二条第一項第五十四号の六の二に掲げる無線設備	別表第九十五
	別表第七十九
百四十七～百五十一　［略］	［略］
百五十二　証明規則第二条第一項第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四
百五十三　証明規則第二条第一項第七十三号に掲げる無線設備	別表第四十五
百五十四　証明規則第二条第一項第七十四号に掲げる無線設備	別表第四十五
百五十五　証明規則第二条第一項第七十五号に掲げる無線設備	別表第四十五
百五十六　証明規則第二条第一項第七十八号に掲げる無線設備	別表第四十五

［2・3　略］

［別表第一　略］

別表第二　削除

百二十四　［同上］	［同上］
百二十五　証明規則第二条第一項第四十九号に掲げる無線設備	別表第七十二
	別表第七十九
百二十六　証明規則第二条第一項第五十一号に掲げる無線設備	別表第七十三
	別表第七十九
百二十七　証明規則第二条第一項第五十三号に掲げる無線設備	別表第七十四
	別表第七十九
百二十八　証明規則第二条第一項第五十四号に掲げる無線設備	別表第七十五
	別表第七十九
百二十九～百三十三　［同上］	［同上］
百三十四　証明規則第二条第一項第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四

［2・3　同上］

［別表第一　同左］

別表第二　証明規則第２条第１項第１号の４に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温５～35℃の範囲、常湿45～85％（相対湿度）の範囲内とする。

(2)　その他の場合

上記に加えて周波数の偏差については温湿度試験及び振動試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

２　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

⑵　その他の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10％を供給する。ただし、外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合には、定格電圧のみにより試験を行うこととし、電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合には、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で試験を行う。

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全波で全試験項目について試験を実施する。

⑵　試験機器の発射可能な周波数が４波以上の場合は、上中下の３波の周波数で全試験項目について試験を実施する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が指示されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間はとらない。

5　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。

6　その他

⑴　本試験方法はアンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は内蔵又は付加装置により次の機能が実現できる機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ　試験しようとする周波数を固定して送信する機能

ウ　試験しようとする変調方式を固定して送信する機能

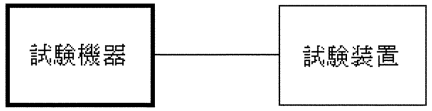
⑶　本試験方法は電力増幅器を接続しないＭＣＡに適用する。

⑷　本試験方法は制御チャネルにおいて、連続的に制御信号を送出する試験状態を実現できる機器に適用する。

⑸　試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態（電源ＯＦＦ）とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を通常の装着状態と等しくするための取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、㋐及び㋑の条件に従い、振動条件の設定順序は任意でよい。

㋐　全振幅３㎜、最低振動数から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回及び最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

㈱　最低振動数は振動試験機の設定可能な最低振動数（ただし毎分300回以下）とする。

㋑　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

⑶　上記⑵の振動を加えた後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

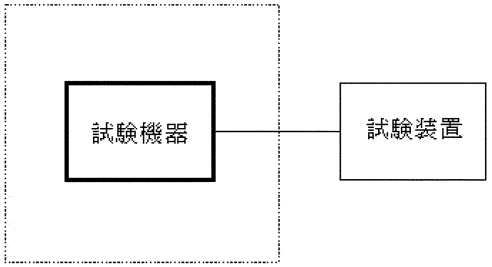
4　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

⑵　本試験項目は、移動せずかつ振動しない物体に固定して使用されるものであり、その旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

三　温湿度試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　規定の温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態（電源ＯＦＦ）とする。

⑵　規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

㋐　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃、－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

㋑　この状態で１時間放置する。

㋒　上記㋑の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㋓　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

⑵　高温試験

㋐　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃、60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。

㋑　この状態で１時間放置する。

㋒　上記㋑の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㋓　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

㋐　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

㋑　この状態で４時間放置する。

㋒　上記㋑の時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㋓　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

４　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

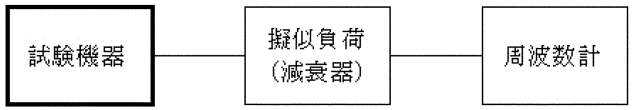
⑵　常温（５℃～35℃）、常湿（45％～85％（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。

⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温、常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

四　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、一般にカウンタ又はスペクトル分析器を使用する。

⑵　周波数計の測定精度は、該当する周波数許容偏差より10倍以上高い値とする。

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、連続送信する。

⑵　変調は、無変調とする。

４　測定操作手順

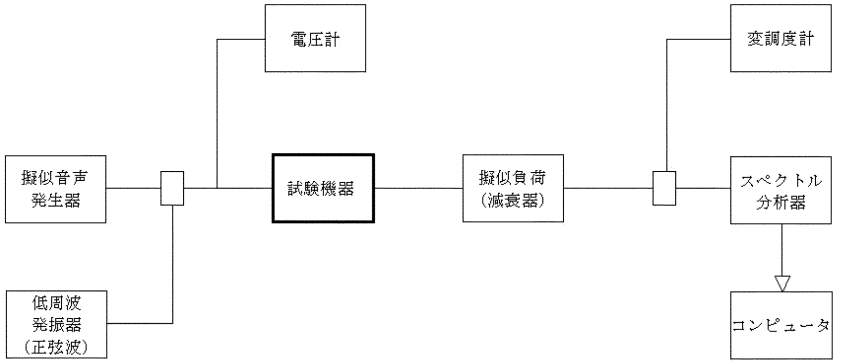
周波数計により周波数を測定する。

５　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（10^{-6}）の単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　変調入力測定用の電圧計は、平均値又は実効値型を使用するが、低周波発振器と擬似音声発生器に出力電圧設定機能がある場合は、必要でない。

⑵　擬似音声発生器は、白色雑音をＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．227の特性を有するフィルタによって帯域制限したものとする。

⑶　スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	疑似音声信号による変調の時５～10回、ただしスペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	サンプル

⑷　スペクトル分析器の測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　変調信号の型式により以下の変調を行う。

㋐　Ｆ３Ｅ電波の場合

正弦波１kHzで変調度70％状態を確認した後疑似音声発生器により同一レベルを試験機器に入力し、更にその入力レベルを10dB増加する。

⑷　Ｆ２、Ｆ１Ｄ電波の場合

連続的に制御信号を送出する試験状態により変調を行う。

⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態とする（トーン周波数は任意）。

4　測定操作手順

⑴　データの取り込み

掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　真数変換

全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全電力の計算

全データの電力総和を求め「全電力」として記憶する。

⑷　下限周波数の計算

㋐　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。

㋑　その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

⑸　上限周波数の計算

㋐　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。

㋑　その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

5　試験結果の記載方法

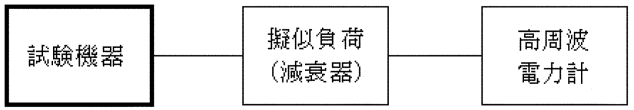
占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、kHzの単位で記載する。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、スプリアス発射の強度の測定については、隣接チャネル漏えい電力についての測定方法で代えることができる。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　高周波電力計の型式は、通常、熱電対あるいはサーミスタ等による熱電変換型とする。

⑵　減衰器の減衰量は、電力計に最適動作を与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　変調は、無変調とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零調を行う。

⑵　送信する。

⑶　平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される）の空中線電力に対する偏差を（％）単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

八　周波数偏移又は偏位

1　測定系統図



2　測定器の条件等、試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　Ｆ３Ｅ電波の場合

㋐　変調は通常正弦波の1,000Hzとする。

㋑　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態とする（トーン周波数は任意）。

⑶　Ｆ２、Ｆ１Ｄ電波の場合

内蔵の信号源で変調するが、変調度は通常の使用状態と同様に設定する。

3　測定操作手順

⑴　Ｆ３Ｅ電波の場合

変調入力を、標準変調度（最大周波数偏移の70％）を与えるレベルから飽和するまで変化して、搬送波周波数からの周波数偏移について、（＋）と（－）側の測定をする。

⑵　Ｆ２、Ｆ１Ｄ電波の場合

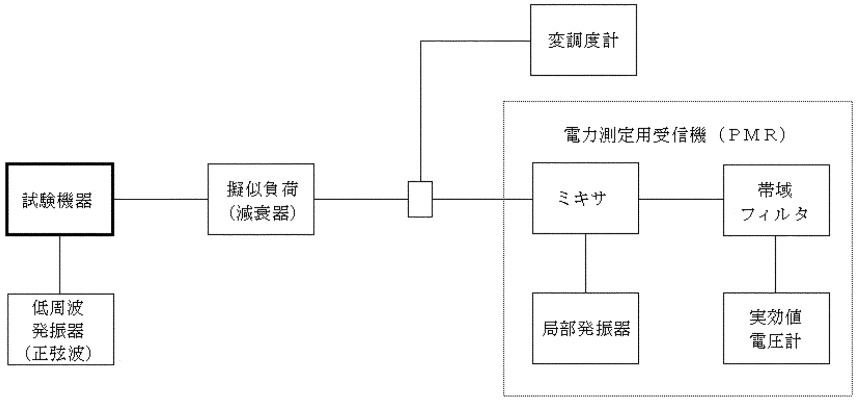
搬送波周波数からの周波数偏移（位）について、（＋）と（－）側の測定をする。

4　試験結果の記載方法

周波数偏移（位）の最大値について、（＋）と（－）側をkHz単位で記載する。

九　隣接チャネル漏洩電力

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　低周波発振器の周波数は、1,250Hz±２Hz以内のこと。
　発振器は又、電圧設定及び指示機能をもつこと。

⑵　電力測定用受信機（略称ＰＭＲ）の帯域フィルタの特性は、ＩＥＣ　Pub.60489－２による。

⑶　ＰＭＲの振幅測定範囲は（内部雑音から飽和まで）、該当機種の許容値（比）よりも10dB以上大きいこと。

⑷　ＰＭＲの測定値指示単位はdBが適当である。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定、送信する。

⑵　変調状態は、変調度60％の入力から10dB増加した入力状態にする。

⑶　トーンスケルチを有する場合は、トーンを使用状態にする（トーン周波数は任意）。

4　測定操作手順

⑴　変調を、断とする。

⑵　搬送波電力の測定

㋐　ＰＭＲの局発周波数を次の値とする。
　搬送波周波数－帯域フィルタの最大レスポンス点周波数
ただし、帯域フィルタの最大レスポンス点は、帯域内のリップルの小さいフィルタの場合フィルタの中心周波数に同等としてよい。

㋑　ここで、搬送波電力（相対値）を求めP_CdBとする。(この値を０dBとすると便利)

⑶　上側チャネル電力の測定

㋐　局発周波数を上の値から増加して、ＰＭＲの出力がP_CdBよりも６dB低下した点の周波数を求め、これを「F_{SU}」とする。

㋑　局発周波数をさらに次の値とする。
　F_{SU}＋（チャネル間隔－規定帯域幅の１／２）

㋒　規定の変調をする。

㋓　隣接チャネル漏洩電力を測定し、これを「P_U」dBとする。

⑷　下側チャネル電力の測定

㋐　ＰＭＲの局発周波数を次の値とする。
　搬送波周波数＋帯域フィルタの最大レスポンス点周波数

㋑　局発周波数を上の値から減少して、ＰＭＲの出力がP_CdBよりも６dB低下した点の周波数を求め、これを「F_{SL}」とする。

㋒　局発周波数をさらに次の値とする。
　F_{SL}－（チャネル間隔－規定帯域幅の１／２）

㋓　規定の変調をする。

㋔　隣接チャネル漏洩電力を測定し、これを「P_L」dBとする。

5　試験結果の記載方法

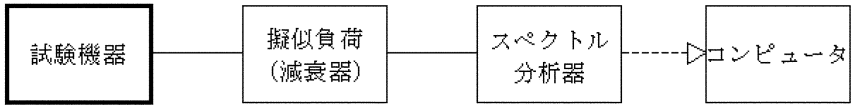
結果は、上側隣接チャネル漏洩電力（比）を10log（P_U／P_C）
　下側隣接チャネル漏洩電力（比）を10log（P_L／P_C）
をdBの単位で記載する。

6　その他の条件

電力測定用受信機（ＰＭＲ）の代わりに、広ダイナミックレンジであるスペクトル分析器を用いた測定法でも良い。

十　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルであるため、擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値にする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	副次発射の探索は、なるべく低い周波数から搬送波周波数の３倍以上までの周波数とする。
分解能帯域幅	１GHz未満では100kHz、１GHz以上では１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	探索された副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	30MHz未満では10kHz、30MHz以上１GHz未満では100kHz、１GHz以上では１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、なるべく低い周波数から搬送波の３倍以上が測定できる周波数まで掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が規格値以下の場合、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が規格値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　0.4nW以下の場合、最大の１波を周波数と共にnW又はpW単位で記載する。

⑵　0.4nWを超える場合、すべての測定値を周波数と共にnW単位で表示し、かつ電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他の条件

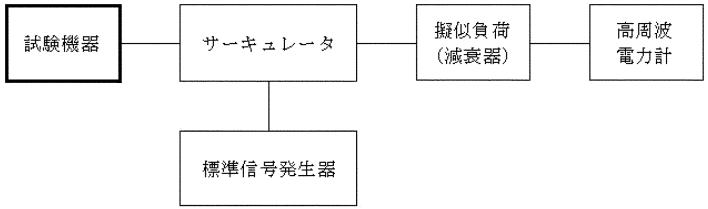
⑴　疑似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用することができる。

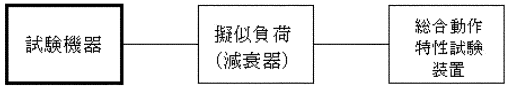
十一　制御装置

1　測定系統図

⑴



⑵



2　測定器の条件等

⑴　サーキュレータは抵抗減衰器で置き換えることも出来る。（疑似負荷と高周波電力計の間に標準信号発生器を接続する）

⑵　総合動作特性試験装置は、ＭＣＡ制御局の機能を持ち、技術基準に定める制御手順に従って試験機器の制御機能を試験する装置である。

3　試験機器の状態

⑴　試験用ＩＤ－ＲＯＭを装着する。

⑵　試験機器の通話チャネルを指定し、試験機器を送信状態とする。

4　測定操作手順

次の動作を確認する。

⑴　空中線電力の低下・・・測定系統図⑴

㋐　標準信号発生器の出力を断とし、試験機器を送信状態とする。

㋑　この時の空中線電力を測定する。

㋒　試験機器を送信状態とし、標準信号発生器により試験機器の受信機入力電圧が規定の値（0.32mVから１mVまでの範囲で受験申請者が定めた任意の値）となる出力を試験機器に加える。

㋓　この状態で試験機器を送信状態とし、このときの空中線電力を測定する。

⑵　周波数選択・・・測定系統図⑵

試験機器が、総合動作特性試験装置に指定された通話チャネルに移行すること。

⑶　通話時間制限・・・測定系統図⑵

㋐　総合動作特性試験装置にて受検機器を通話チャネルに移行させ、自動的に停波するまでの試験機器の通話時間を測定し、あらかじめ設定した通話制限時間内であることを確認する。

㋑　通話終了後、総合動作特性試験装置から制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

⑷　電波の発射停止・・・測定系統図⑵

㋐　総合動作特性試験装置にて受検機器の通話チャネル上の入力電圧を１μVとする。

㋑　この状態で試験機器の受信入力電圧を任意の電圧（取扱説明書の規格に記載された電圧）以下に下げる。

㋒　試験機器が停波したことを確認した後、総合動作特性試験装置にて受検機器の制御チャネル上の入力電圧を１μVとし、制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

㋓　再度受検機器を通話状態とする。

㋔　総合動作特性試験装置より終話動作を行い、試験機器が停波したことを確認した後、総合動作特性試験装置から制御チャネルにて呼び出しを行い、試験機器が応答することを確認する。

⑸　記憶装置の確認・・・測定系統図⑵

総合動作特性試験装置において試験機器のユーザコード及び電監コード、システムコードを確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力の低下：低下した空中線電力をＷ単位で記載する。

⑵　周波数選択：判定結果を、良、否で記載する。

⑶　通話時間制限：設定された通話時間であるか及び試験機器が制御チャネルの受信状態（待受状態）に戻っているか否かを良、否で記載する。

⑷　電波の発射停止：判定結果を、良、否で記載する。

⑸　記憶装置の確認：判定結果を、良、否で記載する。

［**別表第三～別表第十四**　同左］

別表第十五　証明規則第２条第１項第４号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温５～35℃の範囲、常湿45～85％（相対湿度）の範囲内とする。

⑵　その他の場合

上記に加えて周波数の偏差及び呼出名称記憶装置については温湿度試験及び振動試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

［**別表第三～別表第十四**　略］

別表第十五　削除

⑵　その他の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10％を供給する。ただし、外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合には、定格電圧のみにより試験を行うこととし、電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合には、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で試験を行う。

３　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全波で全試験項目について試験を実施する。

⑵　試験機器の発射可能な周波数が４波以上の場合は、上中下の３波の周波数で全試験項目について試験を実施する。

４　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が指示されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間はとらない。

５　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。

６　その他

⑴　本試験方法はアンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は内蔵又は付加装置により次の機能が実現できる機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

イ　試験しようとする周波数を固定して送信する機能

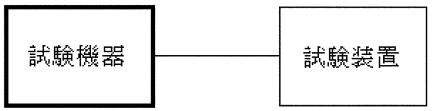
ウ　試験しようとする変調方式を固定して送信する機能

⑶　本試験方法は制御チャネルにおいて、連続的に制御信号を送出する試験状態を実現できる機器に適用する。

⑷　試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　振動試験

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態（電源ＯＦＦ）とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　試験機器を通常の装着状態と等しくするための取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、㋐及び㋑の条件に従い、振動条件の設定順序は任意でよい。

㋐　全振幅３㎜、最低振動数から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回及び最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

㈱　最低振動数は振動試験機の設定可能な最低振動数（ただし毎分300回以下）とする。

㋑　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間とする。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。すなわち、15分間で1.5周期の振動数の掃引を行う。

⑶　上記⑵の振動を加えた後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑸　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

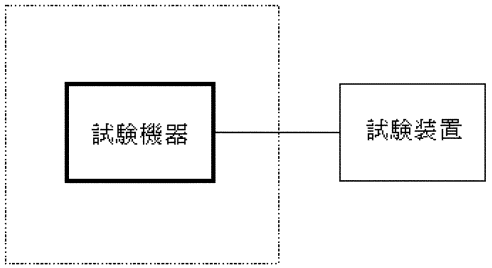
４　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

⑵　本試験項目は、移動せずかつ振動しない物体に固定して使用されるものであり、その旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

三　温湿度試験

１　測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

２　試験機器の状態

⑴　規定の温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態（電源ＯＦＦ）とする。

⑵　規定の放置時間経過後（湿度試験にあっては常温常湿の状態に戻した後）、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　低温試験

㋐　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃、－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

㋑　この状態で１時間放置する。

㋒　上記㋑の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㈡　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈢　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

⑵　高温試験

㈠　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃、60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。

㈡　この状態で１時間放置する。

㈢　上記㈡の時間経過後、温湿度試験槽内で規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㈣　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈤　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

⑶　湿度試験

㈠　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

㈡　この状態で４時間放置する。

㈢　上記㈡の時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、規定の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

㈣　「周波数の偏差」の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

㈤　「呼出名称記憶装置」の試験項目に準じ、呼出名称記憶装置が支障なく動作することを確認する。

４　その他の条件

⑴　本試験項目は認証の試験の場合のみに行う。

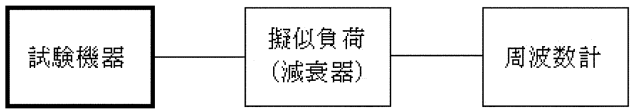
⑵　常温（５℃～35℃）、常湿（45％～85％（相対湿度））の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には本試験項目は行わない。

⑶　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑷　常温、常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までの範囲に該当しないものは温湿度試験を省略できる。

四　周波数の偏差

１　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、一般にカウンタ又はスペクトル分析器を使用する。

⑵　周波数計の測定精度は、該当する周波数許容偏差より10倍以上高い値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、連続送信する。

⑵　変調は、無変調とする。

4　測定操作手順

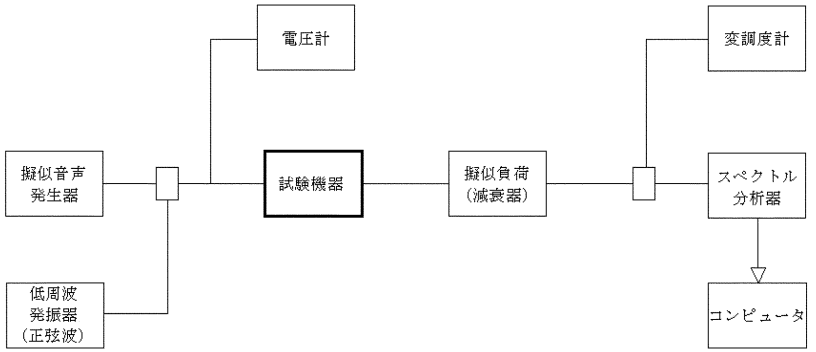
周波数計により周波数を測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（10^{-6}）の単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　変調入力測定用の電圧計は、平均値又は実効値型を使用するが、低周波発振器と擬似音声発生器に出力電圧設定機能がある場合は、必要でない。

⑵　擬似音声発生器は、白色雑音をＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．227の特性を有するフィルタによって帯域制限したものとする。

⑶　スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	搬送周波数
掃引周波数幅	許容値の２～3.5倍
分解能帯域幅	許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音レベルよりも50dB以上高いこと
データ点数	400点以上
振幅平均処理回数	疑似音声信号による変調の時５～10回、ただしスペクトルの振幅が変動しない場合には必要ない
検波モード	サンプル

⑷　スペクトル分析器の測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　変調信号の型式により以下の変調を行う。

㋐　Ｆ３Ｅ電波の場合

正弦波１kHzで変調度70％状態を確認した後疑似音声発生器により同一レベルを試験機器に入力し、更にその入力レベルを10dB増加する。

㋑　Ｆ２電波の場合

連続的に制御信号を送出する試験状態により変調を行う。

4　測定操作手順

⑴　データの取り込み

掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　真数変換

全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全電力の計算

全データの電力総和を求め「全電力」として記憶する。

⑷　下限周波数の計算

㋐　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。

㋑　その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶する。

⑸　上限周波数の計算

㋐　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。

㋑　その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶する。

5　試験結果の記載方法

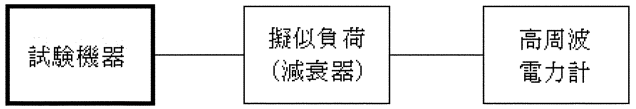
占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、kHzの単位で記載する。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、必要に応じて擬似音声発生器と並列に擬似信号発生器を接続し、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号）を発生させること。

七　空中線電力の偏差⑴

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　高周波電力計の型式は、通常、熱電対あるいはサーミスタ等による熱電変換型とする。

⑵　減衰器の減衰量は、高周波電力計に最適動作を与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　変調は、無変調とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零調を行う。

⑵　送信する。

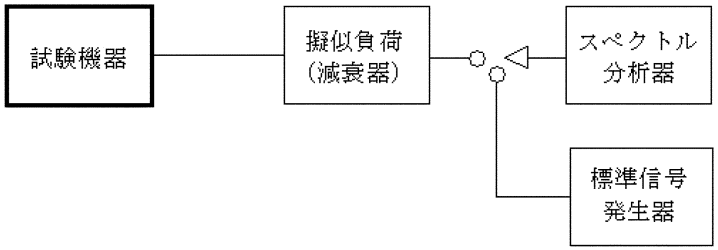
⑶　平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される）の空中線電力に対する偏差を（％）単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

八　空中線電力の偏差⑵

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	制御チャネル（903.0125MHz）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	300kHz程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div（できれば１dB／Div）
掃引モード	単掃引
掃引時間	0.5ｓ
掃引トリガ	ビデオトリガ
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　待ち受け状態とする。

⑵　変調は、通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　発呼をして制御信号を送信する。

⑵　スペクトル分析器に送信電波の包絡線を記録する。

⑶　包絡線の最大値を記録する。

⑷　標準信号発生器の信号をスペクトル分析器に加え、信号出力を調整して、包絡線の最大値に等しい出力を求める。

⑸　その時の、信号出力を記録する。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、４⑸の標準信号発生器の出力を電力に換算して求める。

⑵　電力の絶対値をW単位で、定格（工事設計書に記載される）空中線電力に対する偏差を（％）の単位で（＋）又は（－）の符号をつけて記載する。

6　その他の条件

⑴　空中線電力は一般に平均電力で規定することになっているが、この測定法では包絡線の最大値を求めている。試験の合否判定にはその考慮を行っている。

⑵　スペクトル分析器を予め較正しておき、標準信号発生器を使用せずに電力を直接測定することも可能である。

九　周波数偏移⑴

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　変調は通常正弦波の1,000Hzとする。

3　測定操作手順

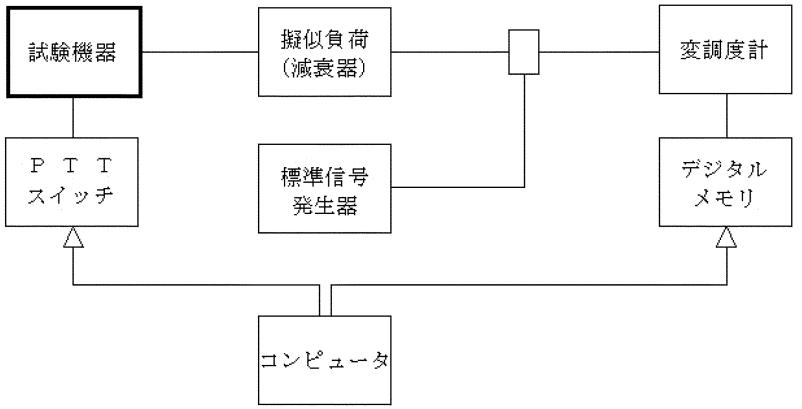
変調入力を、標準変調度（最大周波数偏移の70％）を与えるレベルから飽和するまで変化して、搬送波周波数からの周波数偏移について、（＋）と（－）側の測定をする。

4　試験結果の記載方法

周波数偏移の最大値について、（＋）と（－）側をkHz単位で記載する。

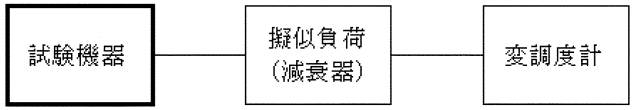
十　周波数偏移⑵　その１（信号重畳法）

1　測定系統図



2　測定器の条件等
標準信号発生器から、制御信号周波数よりも32kHz高い周波数
903.0125MHz＋32kHz＝903.0445MHz
で、振幅が制御信号よりも10dB程度低い信号を変調度計に加えておく。
3　試験機器の状態
待受け状態にしておく。
4　測定操作手順
⑴　コンピュータの指令でＰＴＴスイッチをＯＮにして、発呼し、制御信号を送信する。
⑵　コンピュータの指令で、制御信号のビット同期開始から170msの時点で数ms間のデータをデジタルメモリに取り込む。
⑶　コンピュータにより、デジタルメモリのデータの（＋）側周波数偏移尖頭値を抽出し、正しい周波数偏移に変換して、記憶する。
⑷　（－）側の周波数偏移の測定は、⑶と同様の操作を行う。
5　試験結果の記載方法
⑴　周波数偏移の最大値について、（＋）と（－）側をkHz単位で記載する。
⑵　必要があれば両側の平均も記載する。この値は、上の値の算術平均とする。
6　その他の条件
変調度計に予め信号を重畳しておく理由は、無信号時の雑音と信号入力印加時の過渡変動を抑圧するためである。

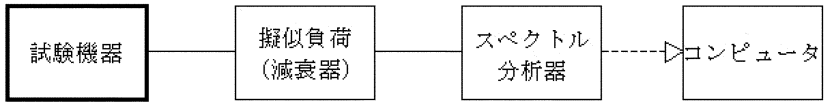
十一　周波数偏移⑵　その２（ピークホールド法）
1　測定系統図



2　測定器の条件等
変調度計の検波モードをピークホールドにする。
3　試験機器の状態
指定のチャネルに設定する。
4　測定操作手順
⑴　ピークホールドを（＋）側に設定し、初期状態とする。
⑵　通話チャネルの送信を開始し、約２ｓ後、送信を停止して、送信停止時における制御信号の周波数偏移を測定する。
⑶　上の⑴及び⑵と同様な操作を行い、周波数偏移の（－）側の測定をする。
5　試験結果の記載方法
方法その１と同じ。
6　その他の条件
⑴　変調度計はモジュレーションアナライザを使用するが、測定される信号の入力後約２ｓ以上経過しないと測定動作に入らないので、上の操作手順をとる。
⑵　信号重畳法は制御信号の定常状態の値を測定し、ピークホールド法は制御信号の過渡時の尖頭値にも応答するので、同一供試機に対し、二つの方法の測定値が一致しないこともある。この場合、判定は信号重畳法の値を優先する。

十二　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルであるため、擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	副次発射の探索は、なるべく低い周波数から搬送波周波数の３倍以上までの周波数とする。
分解能帯域幅	１GHz未満では100kHz、１GHz以上では１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	探索された副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	30MHz未満では10kHz、30MHz以上１GHz未満では100kHz、１GHz以上では１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、なるべく低い周波数から搬送波の３倍以上が測定できる周波数まで掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が規格値以下の場合、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が規格値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　0.4nW以下の場合、最大の１波を周波数と共にnW又はpW単位で記載する。

⑵　0.4nWを超える場合、すべての測定値を周波数と共にnW単位で表示し、かつ電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他の条件

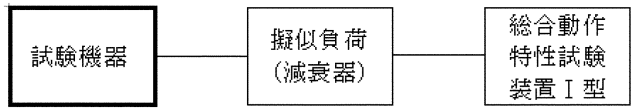
⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用することができる。

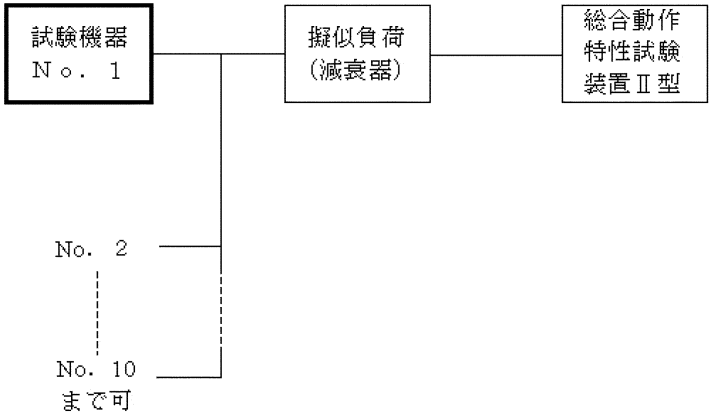
十三　総合動作試験

1　測定系統図

⑴　試験装置Ｉ型



⑵　試験装置Ⅱ型



2　測定器の条件等

⑴　総合動作試験装置Ｉ型は、制御フローの主要項目の試験が可能である。

⑵　総合動作試験装置Ⅱ型は、試験所要時間の長い項目の試験に使用する。これは同時に10台を並列に試験することができる。

⑶　特例として、一般の実用機を親機として、試験機器５台程度を接続して、主要項目の試験をする。(図は省略）この場合、全機器間相互の信号減衰量は80dB程度とする。

3　試験機器の状態

⑴　同一群番号の試験用ＡＴＩＳ－ＲＯＭを装着しておく。

⑵　各動作モードに対して各群番号を設定しておく。

4　測定操作手順

総合動作試験装置Ⅰ型を用い、次の項目の動作を確認する。

⑴　制御チャネルの空検出	⑵　通話用チャネルの空き検出
⑶　発呼→通話	⑷　ＡＴＩＳの検出
⑸　送話動作５分時間制限	⑹　他番号呼出
⑺　10ｓ待受戻り	⑻　継続受信要求
⑼　補足動作30ｓ待受戻り	⑽　着呼→通話
⑾　再呼出し	⑿　５分待受戻り
⒀　受信	⒁　受信→通話
受　　信	
⒂　１分通話制限	⒃　切断信号
⒄　緊急、近接の着呼	⒅　ゾーンモード
送　　信	
⒆　１分通話制限	⒇　切断信号
㉑　緊急、近接の着呼	㉒　５分通話制限

総合動作試験装置Ⅱ型を用い、次の項目の動作の確認をする。

⑴　30ｓ待受戻り	⑵　ＡＴＩＳの１分送出時間
⑶　５分連続送出	⑷　５分待受戻り
⑸　モニタ５分時間制限	⑹　１分通話制限
⑺　ＲＡ機能	⑻　ＷＡ５分時間制限
⑼　ＲＢ機能	⑽　ＷＢ15分時間制限

5　試験結果の記載方法

判定結果を、良、否で記載する。

6　その他の条件

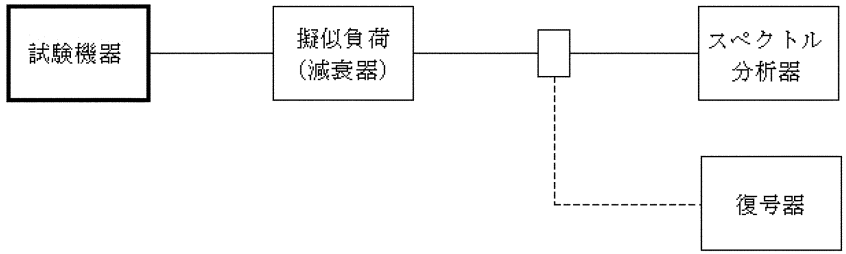
⑴　総合動作試験装置Ⅰ型の⑰の緊急群コードの試験は任意である。

（昭和63年３月28日　郵政省告示第225号）

⑵　総合動作試験装置Ⅰ型の⑵の空チャネル検出は、原則として全チャネルの中、１チャネルを除き他の全部を閉塞するが、158チャネルの多チャネル標準信号発生器（多チャネルＳＧ）を用意できないときは、インタリーブを行わない旧規格の80チャネルを閉塞する。

十四　呼出名称記憶装置

1　測定系統図



［**別表第十六・別表第十七**　略］

別表第十八　証明規則第２条第１項第４号の５、第４号の６、第４号の６の２、第４号の６の３及び第４号の６の４に掲げる無線設備の試験方法

第一　変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式又は四値周波数偏位方式を用いるもの

一　一般事項

［１～５　略］

６　その他

［⑴　略］

⑵　自動的に又は遠隔操作によって中継を行う無線設備では、再生中継方式を用いる無線設備に適用する。

⑶　［略］

⑷　［略］

［二・三　略］

四　周波数の偏差

１　測定系統図

⑴　四分のπシフト四相位相変調方式で周波数追従機能を有しない場合若しくは機能させない場合又は四値周波数偏位変調方式の場合

［図　略］

⑵　四分のπシフト四相位相変調方式で周波数追従機能を機能させる場合

［図　略］

２　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ（無線設備が無変調状態の場合に限る。）、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　［略］

２　測定器の条件等

⑴　減衰器の減衰量は30dB程度

⑵　スペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	使用帯域の全範囲
分解能帯域幅	10kHz程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力減衰器	20dB
基準レベル	＋10dBm

⑶　復号器は試験機器のシステムに適合したものを使用する。

３　試験機器の状態

通常の使用状態（待受）としておく。

４　測定操作手順

発呼動作を行い、復号器で復号して呼出名称を読み取る。

５　試験結果の記載方法

判定結果について、良、否で記載する。

６　その他の条件

⑴　試験機器に送信状態の表示機能がある場合、スペクトル分析器は必要でない。

［**別表第十六・別表第十七**　同左］

別表第十八　証明規則第２条第１項第４号の５及び第４号の６に掲げる無線設備の試験方法

第一　変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式を用いるもの

一　一般事項

［１～５　同左］

６　その他

［⑴　同左］

［新設］

⑵　［同左］

⑶　［同左］

［二・三　同左］

四　周波数の偏差

１　測定系統図

⑴　周波数追従機能を有しない場合又は機能させない場合

［図　同左］

⑵　周波数追従機能を機能させる場合

［図　同左］

２　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　［同左］

3　試験機器の状態

［(1)・(2)　略］

(3)　無変調状態にできない場合は、以下のとおりとする。

ア　四分のπシフト四相位相変調方式の場合

フレーム構造を含む変調された連続波とし、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態とする。

イ　四値周波数偏位変調方式の場合

フレーム構造を含まない連続した変調状態とし、最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列の変調状態とする。

［4・5　略］

6　その他

(1)　3(3)において、四分のπシフト四相位相変調方式の変調状態とした場合は、波形解析器を用いて測定する。

(2)　3(3)において、四値周波数偏位変調方式の変調状態とした場合は、四値周波数偏位変調方式の変調状態における最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列は＋３、＋３、－３、－３、＋３、＋３、－３、－３とする。特定の符号により測定した場合は、規定された周波数偏移を用いて中心周波数に換算する。

［五　略］

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　［略］

2　測定器の条件

［(1)　略］

(2)　スプリアス領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波±62.5kHzから１MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域１」という。）の場合は搬送波±１MHz、搬送波±１MHzから10MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域２」という。）の場合は搬送波±10MHz、搬送波±10MHz未満を除く周波数範囲（以下この表において「その他の帯域」という。）の場合は100MHz
分解能帯域幅	近傍帯域１の場合は３kHz、近傍帯域２の場合は100kHz、その他の帯域の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

その他の帯域では、搬送波周波数が400MHz帯の場合において、掃引周波数範囲を30MHzから３GHzまでとし、周波数掃引幅100MHz毎に連続して探索するものとする。

［(3)・(4)　略］

［3～6　略］

［七　略］

3　試験機器の状態

［(1)・(2)　同左］

(3)　無変調状態にできない場合は、フレーム構造を含む変調された連続波とし、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態とする。

［4・5　同左］

6　その他

3(3)において、四分のπシフト四相位相変調方式の変調状態とした場合は、波形解析器を用いて測定する。

［五　同左］

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　［同左］

2　測定器の条件

［(1)　同左］

(2)　スプリアス領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波±62.5kHzから１MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域１」という。）の場合は搬送波±１MHz、搬送波±１MHzから10MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域２」という。）の場合は搬送波±10MHz、搬送波±10MHz未満を除く周波数範囲（以下この表において「その他の帯域」という。）の場合は100MHz
分解能帯域幅	近傍帯域１の場合は３kHz、近傍帯域２の場合は100kHz、その他の帯域の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	３kHz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

その他の帯域では、搬送波周波数が400MHz帯の場合において、掃引周波数範囲を30MHzから３GHzまでとし、周波数掃引幅100MHz毎に連続して探索するものとする。

［(3)・(4)　同左］

［3～6　同左］

［七　同左］

八　隣接チャネル漏えい電力

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	25kHz
分解能帯域幅	100Hz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3～6　略］

九　副次的に発する電波等の限度

［1～5　略］

6　その他

［(1)・(2)　略］

(3)　自動的に又は遠隔操作によって中継を行う無線設備では、受信アンテナ端子において測定を行う。

［十～十二　略］

第二　変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの

一　一般事項

第一の一の項に同じ。

八　隣接チャネル漏えい電力

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	25kHz
分解能帯域幅	100Hz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3～6　同左］

九　副次的に発する電波等の限度

［1～5　同左］

6　その他

［(1)・(2)　同左］

［新設］

［十～十二　同左］

第二　変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの

一　一般事項

1　試験場所の環境条件

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

(2)　その他の場合

周波数の偏差についての試験の場合は、(1)に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

2　電源電圧

(1)　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2)　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

二　振動試験

第一の二の項に同じ。

3　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各測定項目を測定する。

5　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は、較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」が設定できるものに限る。

6　その他

⑴　本試験方法は、アンテナ端子（試験用端子を含む。）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

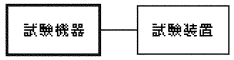
イ　試験周波数に設定する機能

ウ　変調方式を固定して送信する機能

⑶　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に次のとおり振動を加える。

ア　全振幅３㎜、設定可能な最低振動数（毎分300回以下）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して設定可能な最低振動数、毎分500回及び設定可能な最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。

イ　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。

⑶　⑵の振動を加えた後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑸　本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

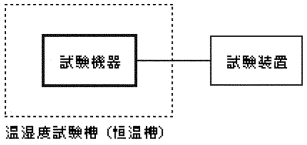
三　温湿度試験

第一の三の項に同じ。

［四～八　略］

三　温湿度試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　3⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置している場合は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　3⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度を95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4　その他

⑴　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑵　常温及び常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までで示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

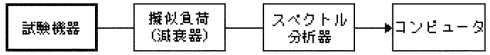
［四～八　同左］

九　副次的に発する電波等の限度

第一の九の項に同じ。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、副次的に発する電波がスペクトル分析器の雑音の影響を受けない値とする。

⑵　探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから３GHzまで
分解能帯域幅	測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　レベル測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	⑵で探索した周波数
掃引周波数	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数に設定し、受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために周波数掃引幅を順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、平均化処理を行って平均電力（バースト波の場合は、バースト内の平均値）を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他

⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行うこととする。

⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器を使用する。

十　送信時間制限装置

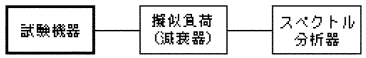
第一の十の項に同じ。

十一　呼出名称記憶装置

第一の十一の項に同じ。

十　送信時間制限装置

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	400ｓ
トリガ条件	レベル立ち上がり
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定し、試験機器を電波を発射することができる状態にする。

⑵　電波を発射させる信号を連続して加える。

⑶　300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

⑷　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射させる信号を加える。

⑸　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

5　試験結果の記載方法

４⑶及び⑸を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

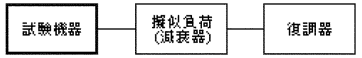
⑴　300ｓ以内に電波の発射が停止した後、自動的に再度電波を発射しない試験機器の場合は、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射する操作、制御等を行い、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

⑵　４の測定の前に電波を発射させる信号を連続して300ｓを超えて加え、300ｓ以内に自動的に電波の発射が停止する時間を記録する。

⑶　送信時間又は送信休止時間が設備規則に規定する許容値に対して大きく異なる場合は、２の掃引時間は掃引時間内に実際の送信時間及び送信休止時間が入り、確実に測定できる値とする。

十一　呼出名称記憶装置

1　測定系統図



十二　キャリアセンス

第一の十二の項に同じ。

2　測定器の条件

復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、呼出名称が表示可能であること。

3　試験機器の状態

通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器から電波を発射する。

⑵　試験機器が送信した呼出名称の内容が表示されること又は呼出名称を確認した結果が表示されることを復調器で確認する。

5　試験結果の記載方法

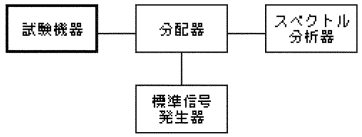
4⑵を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

復調器等の設定が困難な場合は、登録検査等事業者、製造業者等が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。

十二　キャリアセンス

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　標準信号発生器を次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の送信周波数の中心周波数
変調	無変調
出力レベル	キャリアセンス動作を確認できるレベル 試験機器の受信機入力端で７μV以上出力できること。

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	300kHz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

受信機入力端における受信機入力電圧は７μVとする。

3　試験機器の状態

試験周波数で受信状態にしておく。

4　測定操作手順

⑴　キャリアセンスが定められている無線設備の場合

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

カ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

［削る］

⑵　電波を発射してから300ｓ以内のキャリアセンスを省略する機能を備える無線設備の場合

⑴に加えて以下の試験を実施する。なお、電波を発射する操作の時間については、イからカまでは300ｓ以内とし、オ及びカでは３ｓ以上として確認することとする。

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

エ　標準信号発生器を出力状態とする。

オ　試験機器を受信状態とする。

カ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波を発射する操作を行い、試験機器を送信動作にして、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

キ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

ク　ウにおいて電波を発射してから300ｓを超えた時間で試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　４⑴のみの測定操作を行った場合であって、４⑴ウ及びカを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

⑵　４⑴及び⑵の測定操作を行った場合であって、４⑴ウ、カ、４⑵ウ、カ、キ及びクを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

第三　変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの

一　一般事項

１　試験場所の環境条件

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

周波数の偏差についての試験の場合は、⑴に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各測定項目を測定する。

5　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は、較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」が設定できるものに限る。

6　その他

⑴　本試験方法は、アンテナ端子（試験用端子を含む。）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

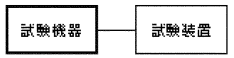
イ　試験周波数に設定する機能

ウ　変調方式を固定して送信する機能

⑶　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に次のとおり振動を加える。

ア　全振幅３㎜、設定可能な最低振動数（毎分300回以下）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して設定可能な最低振動数、毎分500回及び設定可能な最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。

イ　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。

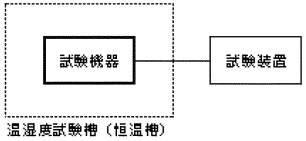
⑶　⑵の振動を加えた後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

⑷　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑸　本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

三　温湿度試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　３⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置している場合は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　３⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度を95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

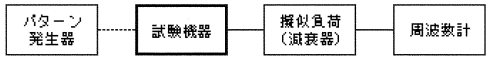
4　その他

⑴　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑵　常温及び常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までで示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ、スペクトル分析器又は理想的信号と受信信号との相関値を計算することにより周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調状態は、無変調状態とする。

⑶　無変調状態にできない場合は、フレーム構造を含まない連続した変調状態とし、最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列の変調状態とする。

4　測定操作手順

⑴　周波数計を用いて周波数を測定する。

⑵　バースト波の場合は、20以上のバースト波について測定し、その平均を算出し測定値とする。

5　試験結果の記載方法

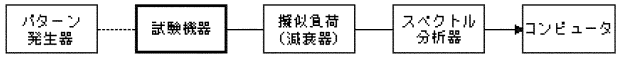
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

３⑶において、四値周波数偏位変調方式の変調状態における最も周波数が高くなる周波数偏移と最も周波数が低くなる周波数偏移を与える符号列は＋３、＋３、－３、－３、＋３、＋３、－３、－３とする。特定の符号により測定した場合は、規定された周波数偏移を用いて中心周波数に換算する。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験機器の状態は、通常の通信状態とする。

⑵　変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150によるＰＮ９段符号）により変調する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについてdB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

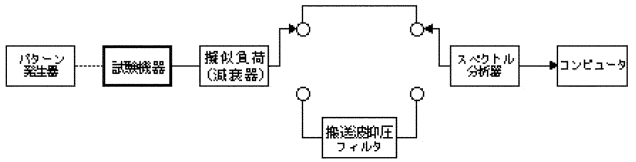
占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、kHz単位で記載する。

6　その他

3⑵において、標準符号化試験信号として、フレーム構造を含む変調状態の場合は、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態を含むものとする。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　搬送波抑圧フィルタは、スペクトル分析器等の測定系のスプリアス又は不要発射レベルが試験機器のスプリアスより高い場合に使用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波±62.5kHzから１MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域１」という。）の場合は搬送波±１MHz、搬送波±１MHzから10MHzまでの周波数の範囲（以下この表において「近傍帯域２」という。）の場合は搬送波±10MHz、搬送波±10MHz未満を除く周波数範囲（以下この表において「その他の帯域」という。）の場合は100MHz
分解能帯域幅	近傍帯域１の場合は３kHz、近傍帯域２の場合は100kHz、その他の帯域の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	３kHz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値

掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

その他の帯域では、搬送波周波数が400MHz帯の場合において、掃引周波数範囲を30MHzから３GHzまでとし、周波数掃引幅100MHz毎に連続して探索するものとする。

⑶　スプリアス領域における搬送波又は不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波又は不要発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
入力レベル	搬送波の振幅がミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 （バースト波の場合、１バーストの継続時間以上）
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

⑷　帯域外領域におけるスプリアス探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	搬送波周波数±62.5kHz ただし、搬送波周波数±（チャネル間隔／２）を除く。
分解能帯域幅	30Hz以上１kHz以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑶　帯域外領域のスプリアス測定時には、無変調状態とする。ただし、運用状態において無変調状態にならない場合は、測定を行わない。

４　測定操作手順

⑴　スプリアス領域における不要発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定して、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均を測定する。

イ　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、不要発射を探索する。

ウ　近傍帯域１以外で探索した不要発射の振幅値が、設備規則に規定する不要発射電力の参照帯域幅によらない値（以下この第三において「規格値」という。）－３dBを満足する場合は、２⑶の設定による測定は行わず、測定した振幅値を測定値とする。

エ　近傍帯域１以外で探索した不要発射の振幅値が、規格値－３dBを超えた場合は、掃引周波数を10MHz、１MHzと順次狭くして不要発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、その不要発射振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定値とする。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均とする。

オ　近傍帯域１の範囲で探索した不要発射の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」が規格値以下の場合は、「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」を測定値とする。

分解能帯域幅換算値は、次式による。

分解能帯域幅換算値＝10log（参照帯域幅／測定時の分解能帯域幅）

カ　近傍帯域１の範囲で探索した不要発射の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」が規格値を超える場合は、規格値を超える周波数において次の手順で測定を行う。

⑺　スペクトル分析器の設定２⑶において検波モードをポジティブピークとして、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均とする。

⑴　スペクトル分析器を２⑵の近傍帯域１に設定する。スペクトル分析器の掃引周波数幅は、規格値を超える各周波数を中心として±（参照帯域幅／２）とする。ただし、規格値を超える周波数が搬送波±112.5kHz以内の場合は、中心周波数を搬送波＋112.5kHz又は搬送波－112.5kHzとする。

⑼　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑻　全データの電力総和を算出し、これをP_sとする。また、算出した各周波数の電力総和P_sの値をあらかじめ⑺で測定した搬送波の振幅値で除し、各不要発射周波数における搬送波の振幅値からの減衰量を算出する。

電力総和の計算は次式による。ただし、参照帯域幅内の電力の真値（ＲＭＳ）が直接測定できるスペクトル分析器の場合は、近傍帯域１及び近傍帯域１以外においてその値を用いることができる。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_s：各周波数での参照帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１サンプルの測定値（W）

S_W：掃引周波数幅（MHz）

ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

ｋ：等価雑音帯域幅の補正値

ｎ：参照帯域幅内のサンプル点数

⑵　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定して、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均を測定する。

イ　試験機器の状態を３⑶とし、帯域外領域のスプリアス探索を行う。次に、スペクトル分析器を２⑷のように設定し、探索したスプリアスの振幅の最大値（設備規則に規定する許容値に対する余裕が最も少ない値）を測定値とする。ただし、運用状態において無変調状態にならない場合は、測定を行わない。

5　試験結果の記載方法

⑴　減衰比で記載する場合は、スプリアス発射及び不要発射電力の最大の１波を搬送波振幅に対するスプリアス発射又は不要発射振幅の比を用いて、dB単位で周波数とともに記載する。

⑵　電力で記載する場合は、スプリアス発射又は不要発射電力の最大の１波を、あらかじめ測定した空中線電力測定値に⑴の減衰比を用いて算出し、μW単位で周波数とともに記載する。

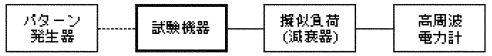
⑶　運用状態において無変調状態にならず、スプリアス発射の測定を行わない場合は、その旨を記載する。

6　その他

３⑵において、標準符号化試験信号として、フレーム構造を含む変調状態の場合は、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態を含むものとする。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　高周波電力計は、熱電対又はサーミスタによる熱電変換型とする。

⑵　高周波電力計のセンサの時定数は、平均電力を測定するために必要な値とする。

⑶　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、高周波電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態

試験周波数に設定し、フレーム構造を含まない連続した変調状態とする。

4　測定操作手順

⑴　高周波電力計の零点調整を行う。

⑵　高周波電力計で測定する。ただし、バースト波の場合は、⑶及び⑷を実施する。

⑶　繰り返しバースト波電力P_Bを高周波電力計で測定する。

⑷　１スロット区間内の平均電力Ｐを次式によって算出する。

$P = P_B \times （T / B）$

Ｔ：バースト周期

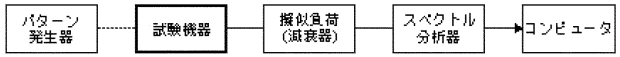
Ｔ：バースト長

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

八　隣接チャネル漏えい電力

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	25kHz
分解能帯域幅	100Hz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	ミキサの直線領域の最大付近となるレベル
掃引時間	１サンプル当たり１バースト以上が入る時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して送信する。

⑵　変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについてdB値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、全電力P_Cとする。

⑷　上側隣接チャネル漏えい電力P_Uの測定

ア　（搬送波周波数＋チャネル間隔）を中心に、規定帯域幅（±２kHz）内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　データ点ごとに電力真数に変換し、このデータ値の総和を算出し、これをP_Uとする。

⑸　下側隣接チャネル漏えい電力P_Lの測定

ア　（搬送波周波数－チャネル間隔）を中心に、規定帯域幅（±２kHz）内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　データ点ごとに電力真数に変換し、このデータ値の総和を算出し、これをP_Lとする。

5　試験結果の記載方法

次の隣接チャネル漏えい電力比をdB単位で記載する。

上側隣接チャネル漏えい電力比：$10\log(P_U/P_C)$

下側隣接チャネル漏えい電力比：$10\log(P_L/P_C)$

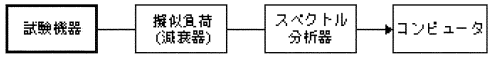
6　その他

⑴　４の搬送波周波数は、割当周波数とする。

⑵　3⑵において、標準符号化試験信号としてフレーム構造を含む変調状態の場合は、フレーム内領域については標準符号化試験信号を入力した変調状態を含むものとする。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、副次的に発する電波がスペクトル分析器の雑音の影響を受けない値とする。

⑵　探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから３GHzまで
分解能帯域幅	測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　レベル測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	⑵で探索した周波数
掃引周波数	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数に設定し、受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために周波数掃引幅を順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、平均化処理を行って平均電力（バースト波の場合は、バースト内の平均値）を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

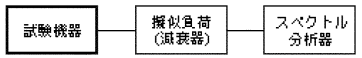
6　その他

⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行うこととする。

⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器を使用する。

十　送信時間制限装置

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	400ｓ
トリガ条件	レベル立ち上がり
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定し、試験機器を電波を発射することができる状態にする。

⑵　電波を発射させる信号を連続して加える。

⑶　300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

⑷　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射させる信号を加える。

⑸　電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

5　試験結果の記載方法

４⑶及び⑸を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

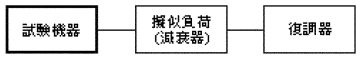
⑴　300ｓ以内に電波の発射が停止した後、自動的に再度電波を発射しない試験機器の場合は、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波を発射する操作、制御等を行い、電波の発射が停止した後、60ｓ以内に電波が発射されないことを確認する。

⑵　４の測定の前に電波を発射させる信号を連続して300ｓを超えて加え、300ｓ以内に自動的に電波の発射が停止する時間を記録する。

⑶　送信時間又は送信休止時間が設備規則に規定する許容値に対して大きく異なる場合は、２の掃引時間は掃引時間内に実際の送信時間及び送信休止時間が入り、確実に測定できる値とする。

十一　呼出名称記憶装置

1　測定系統図



2　測定器の条件

復調器は、試験機器が送出する送信信号を復調し、呼出名称が表示可能であること。

3　試験機器の状態

通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器から電波を発射する。

⑵　試験機器が送信した呼出名称の内容が表示されること又は呼出名称を確認した結果が表示されることを復調器で確認する。

5　試験結果の記載方法

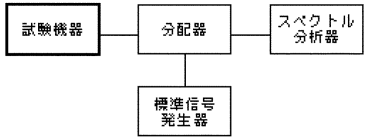
4⑵を確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

復調器等の設定が困難な場合は、登録検査等事業者、製造業者等が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。

十二　キャリアセンス

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　標準信号発生器を次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の送信周波数の中心周波数
変調	無変調
出力レベル	キャリアセンス動作を確認できるレベル 試験機器の受信機入力端で７μV以上出力できること。

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	300kHz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

受信機入力端における受信機入力電圧は７μVとする。

3　試験機器の状態

試験周波数で受信状態にしておく。

4　測定操作手順

⑴　キャリアセンスが定められている無線設備の場合

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

カ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

［**別表第十九**　略］

別表第二十　証明規則第２条第１項第６号から第６号の３までに掲げる無線設備の試験方法

第一　設備規則第49条の９においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備であって916.7MHzを超え920.9MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び設備規則第49条の34第２項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって916.7MHzを超え920.9MHz以下の周波数の電波を使用するもの

一　一般事項

［１～６　略］

７　空中線給電点と測定点等

［⑴　略］

⑵　電波発射状態で空中線を切り替える無線設備の場合は、切替えを行っている状態で五の項及び六の項の測定を行う。

［８　略］

［二・三　略］

⑵　電波を発射してから300ｓ以内のキャリアセンスを省略する機能を備える無線設備の場合

⑴に加えて以下の試験を実施する。なお、電波を発射する操作の時間については、イからカまでは300ｓ以内とし、オ及びカでは３ｓ以上として確認することとする。

ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。

イ　標準信号発生器を出力しない状態とする。

ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

エ　標準信号発生器を出力状態とする。

オ　試験機器を受信状態とする。

カ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波を発射する操作を行い、試験機器を送信動作にして、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

キ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。

ク　ウにおいて電波を発射してから300ｓを超えた時間で試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　４⑴のみの測定操作を行った場合であって、４⑴ウ及びカを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

⑵　４⑴及び⑵の測定操作を行った場合であって、４⑴ウ、カ、４⑵ウ、カ、キ及びクを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

［**別表第十九**　同左］

別表第二十　証明規則第２条第１項第６号から第６号の３までに掲げる無線設備の試験方法

第一　設備規則第49条の９においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備であって952MHzを超え954MHz以下の周波数の電波を使用するもの

一　一般事項

［１～６　同左］

７　［同左］

［⑴　同左］

⑵　電波発射状態で空中線を切り替える無線設備の場合は、切替えを行っている状態で四の項及び五の項の測定を行う。

［８　同左］

［二・三　同左］

四　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、周波数カウンタ又はスペクトル分析器を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する周波数の許容偏差の１／10以下の確度とする。

⑶　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音より十分高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間とする。ただし、バースト波の場合は、１バースト継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して送信する。

⑵　無変調状態で連続送信する。

⑶　無変調状態で連続送信できない場合は、無変調波の継続的バースト送出状態とする。

⑷　⑶において無変調状態にできない場合は、占有周波数帯幅が最大となる変調信号とする。

4　測定操作手順

⑴　無変調波の場合は、周波数カウンタで直接測定する。

⑵　バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合、又はバースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を用いて測定する。

⑶　３⑷の状態で測定をする場合は、２⑶において掃引後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについて、dB値を電力次元の真数に変換し、全データの電力総和を求め、「全電力」とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑹　中心周波数は、「上限周波数」及び「下限周波数」の和を２で除して算出する。

四　周波数の偏差及び占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送クトル分析器雑音より十分高いこと
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して連続送信状態（バースト波にあっては継続的バースト送信状態）にする。

⑵　変調は、占有周波数帯幅が最大となる信号によって行う。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器で掃引し、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dB値を電力次元の真数に換算する。

⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶させる。

⑷　最低周波数の電力に順次高い周波数の電力を加算し、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶させる。

⑸　最高周波数の電力に順次低い周波数の電力を加算し、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶させる。

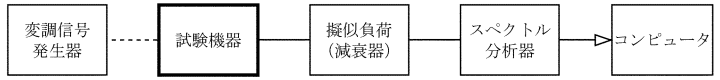
5　試験結果の記載方法

周波数の偏差は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（10^{-6}）の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

［削る］

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音より十分高いこと
データ点数	400点以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間とする。ただし、バースト波の場合は、１バースト継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑵　占有周波数帯幅が最大となる信号で変調する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を、２とする。

⑵　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑶　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑷　全データの電力総和を求め、「全電力」値とする。

⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

⑴　周波数の偏差（指定周波数帯）

ア　「上限周波数」及び「下限周波数」をMHz単位で記載する。

イ　アの「上限周波数」及び「下限周波数」が指定周波数帯内であることを確認し、「良」又は「否」で記載する。

⑵　占有周波数帯幅　「上限周波数」と「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

6　その他の条件

⑴　占有周波数帯幅が最大となる信号は、標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号又は15段ＰＮ符号）による変調とする。ただし、この設定ができないときは、通常の使用状態における占有周波数帯幅が最大となる信号を用いることができる。

⑵　バースト波の場合はバースト時間を最小に設定し、バースト波の過渡応答時間を可変するものは最小時間に設定する等占有周波数帯幅が最大となる状態にする。

［新設］

５　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、kHz単位で記載する。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　副次的に発する電波等の限度

［１　略］

２　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　副次発射の振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　　探索された副次発射周波数

探索された副次発射周波数	分解能帯域幅
30MHz以上710MHz以下	100kHz
710MHzを超え900MHz以下	１MHz
900MHzを超え915MHz以下	100kHz
915MHzを超え930MHz以下	100kHz
930MHzを超え1,000MHz以下	100kHz
1,000MHzを超え５GHz以下	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

Ｙ軸スケール　10dB／Div

掃引モード　　単掃引

検波モード　　サンプル

［３～６　略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

［第二・第三　略］

［**別表第二十一**　略］

別表第二十二　証明規則第２条第１項第８号に掲げる無線設備の試験方法

［第一・第二　略］

第三　平成元年郵政省告示第42号第１項第３号に掲げる無線設備

［一　略］

五　［同左］

六　［同左］

七　［同左］

八　副次的に発する電波等の限度

［１　同左］

２　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　副次発射の振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　　探索された副次発射周波数

探索された副次発射周波数	分解能帯域幅
30MHz以上715MHz未満	100kHz
715MHz以上945MHz以下	１MHz
945MHz以上1,000MHz未満	100kHz
1,000MHz以上５GHz未満	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

Ｙ軸スケール　10dB／Div

掃引モード　　単掃引

検波モード　　サンプル

［３～６　同左］

九　［同左］

十　［同左］

十一　［同左］

［第二・第三　同左］

［**別表第二十一**　同左］

別表第二十二　証明規則第２条第１項第８号に掲げる無線設備の試験方法

［第一・第二　同左］

第三　［同左］

［一　同左］

二　周波数の偏差

［1　略］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　略］

(3)　周波数計としてスペクトル分析器を用いる場合は、スペクトル分析器の設定を次のようにする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

(1)　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数カウンタで直接測定する。

［(2)～(6)　略］

5　試験結果の記載方法

(1)　測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

(2)　単一の単位チャネルを使用する無線設備であって指定周波数帯により記載する場合は、測定値から算出した中心周波数の「上限周波数」及び「下限周波数」をMHz単位で記載するとともに、「上限周波数」及び「下限周波数」が指定周波数帯内であることを確認し、良（又は否）で記載する。

［削る］

三　占有周波数帯幅

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則の規定値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3～5　略］

二　周波数の偏差

［1　同左］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　同左］

(3)　周波数計としてスペクトル分析器を用いる場合は、スペクトル分析器の設定を次のようにする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

(1)　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

［(2)～(6)　同左］

5　試験結果の記載方法

測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

4(2)において、スペクトル分析器を使用する場合は、信号発生器の信号を被試験信号と同時にスペクトル分析器で測定し、信号発生器の周波数を中心周波数に合わせて、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。

三　占有周波数帯幅

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の１％程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3～5　同左］

四　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。この場合において不要発射周波数が915MHzを超え930MHz以下の周波数の場合の測定器の条件及び測定操作手順は、次のとおりとする。

1　測定器の条件

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	915MHzから930MHzまで。ただし、無線チャネルの中心周波数からの離調周波数が㋐及び㋑の周波数帯域の場合は、それぞれ次の掃引周波数幅
	㋐　単位チャネル幅が200kHzの場合　（200＋100×ｎ）kHz以下
	㋑　単位チャネル幅が100kHzの場合　（100＋50×ｎ）kHz以下
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

㈱　ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

⑵　搬送波又は不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）又は不要発射周波数
掃引周波数幅	㋐　搬送波周波数の場合
	単位チャネル幅が200kHzの場合、200×ｎkHz㈱
	単位チャネル幅が100kHzの場合、100×ｎkHz㈱
	㋑　不要発射周波数の場合、100kHz
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	送信信号の振幅をミキサの直接領域の最大付近
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

㈱　ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

2　測定操作手順

［⑴～⑶　略］

⑷　別表第一の一の項３⑵の分解能帯域幅を１MHzとし、スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）としてバースト内の平均電力を求めてP_bとする。

［⑸～⑬　略］

四　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。この場合において不要発射周波数が950MHz超え956MHz以下の周波数の場合の測定器の条件及び測定操作手順は、次のとおりとする。

1　測定器の条件

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	950MHzから956MHzまで
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　搬送波又は不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数又は不要発射周波数
掃引周波数幅	搬送波周波数の場合、200kHz×ｎ㈱
	不要発射周波数の場合、100kHz
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	送信信号の振幅をミキサの直接領域の最大付近
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

㈱　ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数

2　測定操作手順

［⑴～⑶　同左］

⑷　別表第一の一の項３⑵の分解能帯域幅を１MHzとし、スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数としてバースト内の平均電力を求めてP_bとする。

［⑸～⑬　同左］

五　空中線電力の偏差

［1　略］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　略］

(3)　バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合の平均電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	１バースト継続時間以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4)　尖頭電力の測定において、スペクトル分析器を使用する場合のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の規定値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの連続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

［(1)～(3)　略］

(4)　平均電力の測定において、バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を2(3)のように設定し、中心周波数を試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）として、バースト内平均電力を測定する。測定値がバーストごとに変動する場合は数回測定し、バースト内平均電力の最大となる値を測定値とする。

(5)　尖頭電力の測定にスペクトル分析器を使用する場合は、2(4)のように設定し、中心周波数を試験周波数（一の無線チャネルの中心周波数）として、尖頭電力を測定する。

［5・6　略］

六　隣接チャネル漏えい電力

［1　略］

2　測定器の条件

スペクトル分析器は次のように設定する。

中心周波数	試験周波数（単位チャネル割当周波数）
	(1)　試験周波数の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）
	(2)　上側隣接チャネル漏えい電力の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）＋（単位チャネル幅／２）＋（n＋1）
	(3)　下側隣接チャネル漏えい電力の測定を行う場合 試験周波数（単位チャネル割当周波数）－（単位チャネル幅／２）＋（n＋1）

五　空中線電力の偏差

［1　同左］

2　測定器の条件

［(1)・(2)　同左］

(3)　バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合の平均電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍以上
掃引時間	１バースト継続時間以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

(4)　尖頭電力の測定において、スペクトル分析器を使用する場合のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する占有周波数帯幅の規定値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍以上
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの連続時間以上）
掃引モード	連続掃引（波形の変動がなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

［(1)～(3)　同左］

(4)　平均電力の測定において、バースト長がバースト繰り返し周期に比べ極めて短い場合又はバースト周期が長時間になる場合は、スペクトル分析器を2(3)のように設定し、中心周波数を割当周波数として、バースト内平均電力を測定する。測定値がバーストごとに変動する場合は数回測定し、バースト内平均電力の最大となる値を測定値とする。

(5)　尖頭電力の測定にスペクトル分析器を使用する場合は、2(4)のように設定し、中心周波数を割当周波数として、尖頭電力を測定する。

［5・6　同左］

六　隣接チャネル漏えい電力

［1　同左］

2　測定器の条件

スペクトル分析器は次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数 搬送波周波数＋100kHz×（n＋1） 搬送波周波数－100kHz×（n＋1）
掃引周波数幅	全電力（搬送波電力）測定時：n×200kHz 上側及び下側隣接チャネル漏えい電力測定時：199kHz
分解能帯域幅	１kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）

掃引周波数幅　⑴　全電力（搬送波電力）の測定を行う場合
ｎ×単位チャネル幅
⑵　上側及び下側隣接チャネル漏えい電力の測定を行う場合
単位チャネル幅－１kHz
分解能帯域幅　１kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク
ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数。
バースト周期が長く掃引に時間がかかる場合は、掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして、表示波形の変動がなくなるまで測定することができる。この場合は、スペクトル分析器の掃引時間を短くすることができる。

［３　略］

４　測定操作手順

［⑴～⑶　略］

⑷　上側隣接チャネル漏えい電力P_Uの測定

ア　試験周波数（単位チャネル割当周波数）＋（単位チャネル幅／２）×（ｎ＋１）を中心に、単位無線チャネル幅内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

［イ　略］

⑸　下側隣接チャネル漏えい電力P_Lの測定

ア　試験周波数（単位チャネル割当周波数）－（単位チャネル幅／２）×（ｎ＋１）を中心に、単位無線チャネル幅内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

［イ　略］

［⑹　略］

［５　略］

七　副次的に発する電波等の限度

［１　略］

２　測定器の条件

⑴　副次的に発する電波等の限度（以下「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅　30MHzから５GHzまで
分解能帯域幅　掃引周波数幅が30MHzから710MHzまで及び900MHzから１GHzまでの場合は、100kHz
掃引周波数幅が710MHzから900MHzまで及び１GHzから５GHzまでの場合は、１MHz
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク
ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数。
バースト周期が長く掃引に時間がかかる場合は、掃引モードを連続掃引、表示モードをマックスホールドとして、表示波形の変動が無くなるまで測定することができる。この場合は、スペクトル分析器の掃引時間を短くすることができる。

［３　同左］

４　測定操作手順

［⑴～⑶　同左］

⑷　上側隣接チャネル漏えい電力P_Uの測定

ア　（搬送波周波数＋100kHz×（ｎ＋１））を中心に、単位無線チャネル幅（200kHz）内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

［イ　同左］

⑸　下側隣接チャネル漏えい電力P_L測定

ア　（搬送波周波数－100kHz×（ｎ＋１））を中心に、単位無線チャネル幅（200kHz）内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

［イ　同左］

［⑹　同左］

［５　同左］

七　副次的に発する電波等の限度

［１　同左］

２　測定器の条件

⑴　副次的に発する電波等の限度（以下「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅　30MHzから５GHzまで
分解能帯域幅　掃引周波数幅が30MHzから710MHzまで及び945MHzから１GHzまでの場合は、100kHz
掃引周波数幅が710MHzから945MHzまで及び１GHzから５GHzまでの場合は、１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　副次発射周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　測定する周波数が30MHz以上710MHz以下及び900MHzを超え１GHz以下の場合は、100kHz
測定する周波数が710MHzを超え900MHz以下及び１GHzを超え５GHz以下の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

［３～６　略］

八　送信時間制御

［１　略］

２　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　試験周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　一の無線チャネルの占有周波数帯幅以上
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　設備規則に規定する許容値の２倍程度
検波モード　ポジティブピーク
トリガ条件　レベル立ち上がり

［３～６　略］

九　キャリアセンス機能

［１　略］

２　測定器の条件

⑴　キャリアセンスの基本動作

ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

試験周波数　試験機器の送信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　(ｱ)　空中線電力20mW以下の無線設備の場合
試験機器の受信入力端子において－80dBm
(ｲ)　空中線電力20mW超えの無線設備の場合
試験機器の受信入力端子において空中線電力が20mWを超えた分（dB単位）を－80dBmから減じた値

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　副次発射周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　測定する周波数が30MHz以上710MHz以下及び945MHzを超え１GHz以下の場合は、100kHz
測定する周波数が710MHzを超え945MHz以下及び１GHzを超え５GHz以下の場合は、１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル

［３～６　同左］

八　送信時間制御

［１　同左］

２　測定器の条件

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数　試験周波数
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
掃引時間　設備規則に規定する許容値の２倍程度
検波モード　ポジティブピーク
トリガ条件　レベル立ち上がり

［３～６　同左］

九　キャリアセンス機能

［１　同左］

２　測定器の条件

⑴　キャリアセンスの基本動作

ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

試験周波数　試験機器の送信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　受信入力端子で－75dBm

イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
中心周波数　922MHz
掃引周波数幅　12.2MHz
分解能帯域幅　100kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
トリガ条件　フリーラン
検波モード　ポジティブピーク

⑵　キャリアセンスの判定時間
ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。
試験周波数　試験機器の受信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　２⑴アに同じ。

イ　パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
㋐　キャリアセンス判定時間が５ms以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を100ms停止させた後に４ｓ以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を５ms停止させた後に４ｓ以上出力させる信号を発生する設定

㋑　キャリアセンス判定時間が128μs以上、かつ、１時間当たりの送信時間の総和が360ｓ以下の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を４ms停止させた後に400ms以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を128μs停止させた後に400ms以上出力させる信号を発生する設定

［ウ　略］
［３・４　略］
５　試験結果の記載方法
４⑴イ、ウ及び⑵ウ、エを確認できた場合は「良」、それ以外の場合は「否」と記載する。なお、１時間当たりの送信時間の総和は工事設計書により確認した値を記載する。

［第四～第十二　略］
第十三　平成元年郵政省告示第42号第10項第２号に掲げる無線設備のうち916.7MHzを超え923.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの
一　一般事項
別表第二十第一の一の項に同じ。
二　周波数の偏差
別表第二十第一の四の項に同じ。

イ　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
中心周波数　953MHz
掃引周波数幅　６MHz
分解能帯域幅　100kHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
トリガ条件　フリーラン
検波モード　ポジティブピーク

⑵　キャリアセンスの判定時間
ア　標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。
試験周波数　試験機器の受信周波数帯の中心周波数
変調　無変調
出力レベル　受信入力端子で－75dBm

イ　パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
㋐　キャリアセンス判定時間が10ms以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を200ms停止させた後に１ｓ以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を10ms停止させた後に１ｓ以上出力させる信号を発生する設定

㋑　キャリアセンス判定時間が128μs以上の場合
A　送信可能状態の設定
標準信号発生器の出力を２ms停止させた後に100ms以上出力させる信号を発生する設定
B　送信不可能状態の設定
標準信号発生器の出力を128μs停止させた後に100ms以上出力させる信号を発生する設定

［ウ　同左］
［３・４　同左］
５　試験結果の記載方法
４⑴イ、ウ及び⑵ウ、エを確認できた場合は「良」、それ以外の場合は「否」と記載する。ただし、１時間当たりの送信時間の総和は工事設計書により確認した値を記載することとし、１時間当たりの送信時間の総和が3.6ｓ以下の場合は、キャリアセンスの備付けを要しない旨を記載する。

［第四～第十二　同左］
第十三　平成元年郵政省告示第42号第10項第２号に掲げる無線設備のうち953.5MHzの周波数の電波を使用するもの
一　一般事項
別表第二十第一の一の項に同じ。
二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅
別表第二十第一の四の項に同じ。

三　占有周波数帯幅
別表第二十第一の五の項に同じ。
四　スプリアス発射又は不要発射の強度
別表第一の測定方法による。
五　空中線電力の偏差
別表第二十第一の七の項に同じ。
六　隣接チャネル漏えい電力
別表第二十第一の八の項に同じ。
七　副次的に発する電波等の限度
別表第二十第一の九の項に同じ。
八　送信時間制限装置
別表第二十第一の十の項に同じ。
九　キャリアセンス
別表第二十第一の十一の項に同じ。ただし、パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
1　キャリアセンスの受信時間が５ms以上の場合
送信可能状態の設定　標準信号発生器出力を100msオフとし４ｓ以上オンとする信号
送信不可能状態の設定　標準信号発生器出力を５msオフとし４ｓ以上をオンとする信号
2　キャリアセンスの受信時間が128μs以上の場合
送信可能状態の設定　標準信号発生器出力を４msオフとし400ms以上オンとする信号
送信不可能状態の設定　標準信号発生器出力を128μs以上オフとし400ms以上をオンとする信号
［第十四～第十七　略］
［別表第二十三～別表第四十四　略］
別表第四十五　証明規則第２条第１項第19号の３、第73号、第74号、第75号及び第78号に掲げる無線設備の試験方法
一　一般事項（共通）
1　試験場所の環境条件
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。(注１)
注１　米国電気電子学会が定める規格のうち、ＩＥＥＥ802.11ａ、ＩＥＥＥ802.11ｎ、ＩＥＥＥ802.11ac、ＩＥＥＥ802.11ax及びＩＥＥＥ802.11beに準拠する無線設備（以下この別表において「５GHz帯無線ＬＡＮ」という。）については、原則としてＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
2　電源電圧
［(1)　略］
(2)　その他の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。(注２)
［ア　略］
［イ　略］
注２　５GHz帯無線ＬＡＮについて、試験機器の電源部に安定化回路を具備していることが確認できる場合は定格電圧のみで測定することができる。

［新設］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度
別表第一の測定方法による。
四　空中線電力の偏差
別表第二十第一の六の項に同じ。
五　隣接チャネル漏えい電力
別表第二十第一の七の項に同じ。
六　副次的に発する電波等の限度
別表第二十第一の八の項に同じ。
七　送信時間制限装置
別表第二十第一の九の項に同じ。
八　キャリアセンス
別表第二十第一の十の項に同じ。ただし、パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。
送信可能状態の設定
標準信号発生器出力を200msオフとし１ｓ以上オンとする信号
送信不可能状態の設定
標準信号発生器出力を10msオフとし１ｓ以上をオンとする信号
［第十四～第十七　同左］
［別表第二十三～別表第四十四　同左］
別表第四十五　証明規則第２条第１項第19号の３、第19号の３の２及び第19号の３の３に掲げる無線設備の試験方法
一　［同左］
1　試験場所の環境条件
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
2　［同左］
［(1)　同左］
(2)　その他の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。
［ア　同左］
［イ　同左］
［新設］

3　試験周波数と試験項目	3　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　160MHzシステムにあっては、5.2GHz帯又は5.3GHz帯の場合には5,250MHz、5.6GHz帯の場合には5,570MHzで試験を行う。ただし、２つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz若しくは5,290MHz及び5,530MHz、5,610MHz若しくは5,690MHz又は5,530MHz及び5,690MHzで試験を行う。	(3)　160MHzシステムにあっては、5.2GHz帯又は5.3GHz帯の場合には5,250MHz、5.6GHz帯の場合には5,570MHzで試験を行う。ただし、２つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz及び5,530MHz、5,210MHz及び5,610MHz、5,290MHz及び5,530MHz又は5,290MHz及び5,610MHzで試験を行う。
［(4)　略］	［(4)　同左］
［４～７　略］	［４～７　同左］
二　一般事項（アンテナ端子付き）	二　一般事項（アンテナ端子付き）
1　本試験方法の適用対象	1　本試験方法の適用対象
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。	(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。
［ア～ウ　略］	［ア～ウ　同左］
エ　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数（リソースユニット数）、サブキャリア配置（リソースユニット配置）等を任意に設定する機能	［新設］
オ・カ　［略］	エ・オ　［同左］
［２　略］	［２　同左］
三　周波数の偏差（アンテナ端子付き）	三　周波数の偏差（アンテナ端子付き）
［１～５　略］	［１～５　同左］
6　その他	6　その他
変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。	(1)　変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。
	(2)　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等の切替回路のみで周波数が変動する要因がない空中線の組合せであり、かつ、同一の送信出力回路に接続されるときは、選択接続される空中線端子の測定とすることができる。
	(3)　複数の空中線端子を有する場合であって、共通の基準発振器に位相同期しているとき又は共通のクロック信号等を用いて、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じになるときは、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。
四　占有周波数帯幅（アンテナ端子付き）	四　占有周波数帯幅（アンテナ端子付き）
［１・２　略］	［１・２　同左］
3　試験機器の状態	3　試験機器の状態
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。	［新設］
(3)・(4)　［略］	(2)・(3)　［同左］
［４・５　略］	［４・５　同左］

6　その他

⑴　試験機器の状態で規定する占有周波数帯幅が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。占有周波数帯幅が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　⑴において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで㊟
分解能帯域幅	1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（s）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　設備規則別表第３号において、不要発射の強度の許容値（帯域外漏えい電力）として規定される周波数範囲を除く。

6　その他

⑴　2⑴において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は、この限りでない。

⑶　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線端子ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超えるときは、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて記載すること。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで㊟
分解能帯域幅	1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（s）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　掃引周波数幅から次の周波数範囲を除く。

占有周波数帯幅18MHz以下
- 5.2GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
- 5.3GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
- 5.6GHz帯：5,460MHzから5,740MHzまで

占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下
- 5.2GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
- 5.3GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
- 5.6GHz帯：5,455MHzから5,745MHzまで

占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下
- 5.2GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
- 5.3GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
- 5.6GHz帯：5,420MHzから5,760MHzまで

占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下
- 5.2GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
- 5.3GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
- 5.6GHz帯：5,340MHzから5,800MHzまで

占有周波数帯幅78MHz超
- 5.2GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
- 5.3GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
- 5.6GHz帯：5,236MHzから5,904MHzまで

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

⑵　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

⑶～⑸　［略］

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。探索した不要発射の振幅値を等価等方輻射電力に換算した値が許容値を満足する場合は、⑵の測定は行わず、求めた換算値を測定値とする。

⑵　探索した不要発射振幅値を等価等方輻射電力に換算した値が許容値（バースト波の場合は、許容値から３dBを減じた値）を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、不要発射の振幅の平均値（それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値）を求めて、等価等方輻射電力に換算して測定値とする。

［⑶　略］

5　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

6　その他

試験機器の状態で規定するスプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。スプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

［新設］

⑵～⑷　［同左］

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。探索した不要発射の振幅値が許容値を満足する場合は、⑵の測定は行わず、求めた振幅値を測定値とする。

⑵　探索した不要発射振幅値が許容値（バースト波の場合は、許容値から３dBを減じた値）を超えた場合は、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求め、スペクトル分析器を２⑵のように設定し、不要発射の振幅の平均値（それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値）を求めて測定値とする。

［⑶　同左］

5　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

6　その他

⑴　２⑵において、振幅測定時のスペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳ（電力の真値という。）を用いることができる。

⑵　⑴において、不要発射のバースト時間率㊟を不要発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

六　空中線電力の偏差（アンテナ端子付き）

［１・２　略］

３　試験機器の状態

［⑴　略］

⑵　空中線電力が最大となる状態に設定する。

⑶～⑹　［略］

４　測定操作手順

⑴　［略］

⑵　その他の方式を用いるもの又は5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の無線設備（証明規則第２条第１項第73号及び第74号の無線設備）の場合

［ア～エ　略］

５　試験結果の記載方法

［⑴・⑵　略］

⑶　5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備（証明規則第２条第１項第73号及び第74号の無線設備）の等価等方輻射電力は、本試験項目の測定結果と空中線の放射パターンから算出し、水平面からの仰角とともに記載する。

［削る］

⑶　５⑵において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線の数㊟で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものは含まない。

⑷　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑸　スペクトル分析器の分解能帯域幅を１MHzに設定して、搬送波振幅に対する不要発射振幅の電力比を測定し、その電力比に別途測定した空中線電力の測定値を乗じて不要発射の強度の測定値とすることができる。

六　空中線電力の偏差（アンテナ端子付き）

［１・２　同左］

３　試験機器の状態

［⑴　同左］

［新設］

⑵～⑸　［同左］

４　測定操作手順

⑴　［同左］

⑵　その他の方式を用いるものの場合

［ア～エ　同左］

５　試験結果の記載方法

［⑴・⑵　同左］

［新設］

６　その他

⑴　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑵　被測定信号に情報伝送しない区間があり、この区間のレベルが情報伝送する区間のレベルより低い場合はバースト波とみなし、情報伝送しない区間は測定の対象としない。

⑶　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、ポジティブピークの代わりにＲＭＳを用いることができ、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、高周波電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器を用いることができる。

七　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	設備規則第49条の20第３号において、占有周波数帯幅の許容値として規定される周波数幅
中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数

⑷　⑶において、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定又はビデオ帯域幅を非設定の状態にして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行うことができる。

⑸　スペクトル分析器の検波モードが、ＲＭＳを表示する場合であって、かつ、分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅の補正が可能であるときは、スペクトル分析器の表示値（バースト波の場合は、バースト内平均電力に換算した値。）を測定値とすることができる。

七　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

周波数帯	条件	掃引周波数帯幅
5.2GHz帯及び5.3GHz帯	占有周波数帯幅18MHz以下	18MHz
	占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下	19MHz
	占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下	38MHz
	占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下	78MHz
5.6GHz帯	直交周波数分割多重方式以外の場合	18MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅19.7MHz以下	19MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅19.7MHzを超え38MHz以下	38MHz
	直交周波数分割多重方式であって、占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下	78MHz

中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Y軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数

⑵　帯域外漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	設備規則第49条の20第３号において、占有周波数帯幅の許容値として規定される周波数幅
中心周波数	４に示す周波数
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル（バースト波の場合は、ポジティブピーク）
振幅平均処理回数	スペクトルの変動がなくなる程度の回数

⑵　帯域外漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

使用する周波数	条件	掃引周波数帯幅
5,180 MHz、5,200 MHz、5,220 MHz、5,240MHz	占有周波数帯幅18MHz以下	5,140MHzから5,142MHzまで、5,142MHzから5,150MHzまで、5,250MHzから5,251MHzまで、5,251MHzから5,260MHzまで、5,260MHzから5,266.7MHzまで及び5,266.7MHzから5,360MHzまで
	占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下	5,135MHzから5,142MHzまで、5,142MHzから5,150MHzまで、5,250MHzから5,251MHzまで、5,251MHzから5,260MHzまで、5,260MHzから5,266.7MHzまで及び5,266.7MHzから5,365MHzまで
5,190 MHz、5,230MHz	—	5,100 MHzから5,141.6 MHzまで、5,141.6MHzから5,150MHzまで、5,250 MHzから5,251 MHzまで、5,251 MHzから5,270 MHzまで、5,270 MHzから5,278.4MHzまで及び5,278.4 MHzから5,400MHzまで
5,210MHz	—	5,020 MHzから5,123.2 MHzまで、5,123.2MHzから5,150MHzまで、5,250 MHzから5,251 MHzまで、5,251 MHzから5,290 MHzまで、5,290 MHzから5,296.7MHzまで及び5,296.7 MHzから5,480MHzまで
5,250MHz	—	4,916 MHzから5,099.6 MHzまで、5,099.6MHzから5,150MHzまで、5,350 MHzから5,400.4 MHzまで及び5,400.4MHzから5,584MHzまで

5,260 MHz、5,280 MHz、5,300 MHz、5,320MHz	占有周波数帯幅18MHz以下	5,140 MHzから5,233.3 MHzまで、5,233.3MHzから5,240MHzまで、5,240 MHzから5,249 MHzまで、5,249 MHzから5,250 MHzまで及び5,350 MHzから5,360MHzまで
	占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下	5,135 MHzから5,233.3 MHzまで、5,233.3MHzから5,240MHzまで、5,240 MHzから5,249 MHzまで、5,249 MHzから5,250 MHzまで及び5,350 MHzから5,365MHzまで
5,270 MHz、5,310MHz	—	5,100MHzから5,210MHzまで、5,210 MHzから5,221.6 MHzまで、5,221.6MHzから5,230MHzまで、5,230 MHzから5,249 MHzまで、5,249 MHzから5,250 MHzまで、5,350 MHzから5,358.4MHzまで及び5,358.4 MHzから5,400MHzまで
5,290MHz	—	5,020 MHzから5,203.3 MHzまで、5,203.3MHzから5,210MHzまで、5,210 MHzから5,249 MHzまで、5,249 MHzから5,250 MHzまで、5,350 MHzから5,376.8MHzまで及び5,376.8 MHzから5,480MHzまで
5,500 MHz、5,520 MHz、5,540 MHz、5,560 MHz、5,580 MHz、5,600 MHz、5,620 MHz、5,630 MHz、5,640 MHz、5,660 MHz、5,670 MHz、5,680 MHz、5,700MHz	直交周波数分割多重方式以外	5,460 MHzから5,470 MHzまで及び5,725 MHzから5,740 MHzまで
	直交周波数分割多重方式	5,455MHzから5,460MHzまで、5,460MHzから5,470MHzまで、5,725 MHzから5,740 MHzまで及び5,740 MHzから5,745 MHzまで

5,510 MHz、5,550 MHz、5,590 MHz、5,630 MHz、5,670MHz	—	5,420MHzから5,460MHzまで、5,460 MHzから5,470 MHzまで及び5,725 MHzから5,760 MHzまで
5,530 MHz、5,610MHz	—	5,340MHzから5,460MHzまで、5,460 MHzから5,469.5 MHzまで、5,469.5MHzから5,470MHzまで及び5,725 MHzから5,800 MHzまで
5,570MHz	—	5,236 MHzから5,419.6 MHzまで、5,419.6MHzから5,470MHzまで及び5,725 MHzから5,904 MHzまで
5,210 MHz及び5,530 MHz又は5,610 MHzを同時に使用	—	5,020 MHzから5,134.8 MHzまで、5,134.8MHzから5,150MHzまで、5,250 MHzから5,251 MHzまで、5,251 MHzから5,285.2MHzまで、5,285.2MHzから5,370 MHzまで、5,370 MHzから5,454.8 MHzまで、5,454.8MHzから5,470MHzまで及び5,725 MHzから5,800 MHzまで
5,290 MHz及び5,530 MHz又は5,610 MHzを同時に使用	—	5,020 MHzから5,214.8 MHzまで、5,214.8MHzから5,249MHzまで、5,249 MHzから5,250 MHzまで、5,350 MHzから5,365.2MHzまで、5,365.2MHzから5,410 MHzまで、5,410 MHzから5,454.8 MHzまで、5,454.8MHzから5,470MHzまで及び5,725 MHzから5,800 MHzまで

分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

⑶　帯域外漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	帯域外漏えい電力の周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

３　試験機器の状態

［⑴　略］

⑵　最大出力並びに隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力が最大となる状態に設定する。

⑶～⑸　［略］

４　測定操作手順

⑴　隣接チャネル漏えい電力の測定

［ア・イ　略］

ウ　上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）の測定

㋐　搬送波周波数及びfs（設備規則に規定する離調周波数で単位はMHzとする。以下この表において同じ。）の和を中心周波数にして掃引する。

なお、fsは設備規則において、隣接チャネル漏えい電力の許容値として規定される離調周波数

［㋑～㋔　略］

［エ・オ　略］

［⑵　略］

［５　略］

⑶　帯域外漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	帯域外漏えい電力の周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

３　試験機器の状態

［⑴　同左］

［新設］

⑵～⑷　［同左］

４　測定操作手順

⑴　隣接チャネル漏えい電力の測定

［ア・イ　同左］

ウ　上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）の測定

㋐　搬送波周波数及びfs（設備規則に規定する離調周波数で単位はMHzとする。以下この表において同じ。）の和を中心周波数にして掃引する。

なお、fsは次のとおり。

・5.2GHz帯、5.3GHz帯

占有周波数帯幅18MHz以下　：fs＝20MHz又は40MHz

占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下　：fs＝20MHz又は40MHz

占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下　：fs＝40MHz又は80MHz

占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下　：fs＝80MHz

・5.6GHz帯

直交周波数分割多重方式以外の場合：fs＝20MHz又は40MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅19.7MHz以下：fs＝20MHz又は40MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅19.7MHzを超え38MHz以下：fs＝40MHz又は80MHz

直交周波数分割多重方式であって占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下：fs＝80MHz

［㋑～㋔　同左］

［エ・オ　同左］

［⑵　同左］

［５　同左］

［削る］

八　副次的に発する電波等の限度（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件

［⑴・⑵　略］

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

6　その他

⑴　4⑴において、スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、搬送波と隣接チャネル漏えい電力の相対測定において基準レベルを変更して測定することができる。

⑵　帯域外漏えい電力を搬送波の近傍で測定する場合であって、搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与える可能性があるときは、スペクトル分析器の分解能帯域幅を搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、１MHzごとの電力総和を計算する。

⑶　帯域外漏えい電力の設備規則に規定する許容値が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値（等価等方輻射電力に換算した値をいう。）が設備規則に規定する許容値を満たさなければならない。

⑷　2⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑸　⑷において、帯域外漏えい電力のバースト時間率㊟を許容値を超えた周波数において求めた場合は、2⑶において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑹　5⑹において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線の数㊟で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑻　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。この場合において、各空中線の間の結合量減衰量は12dBを標準とするが、運用状態の空中線配置における結合減衰量が書面により提出された場合は、提出された値を用いる。

八　副次的に発する電波等の限度（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件

［⑴・⑵　同左］

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

［３～５　略］
６　その他
［削る］
⑴　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。
⑵　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。
［削る］

［削る］

［削る］

九　混信防止機能（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
６　その他
⑴　本試験項目は、４⑴又は⑵のいずれか一方のみを行う。
⑵　5.2GHz帯高出力データ通信システムにあっては、陸上移動局のみ試験を行う。

十　送信バースト長（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
［削る］

十一　送信電力制御機能（ＴＰＣ）（アンテナ端子付き）
［１～５　略］
６　その他
送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は、試験機器の送信電力制御機能の具備を工事設計書で確認すること。

［３～５　同左］
６　その他
⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。
⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。
⑶　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。
⑷　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。
⑸　⑷において、測定する副次発射のバースト時間率㊟を副次発射周波数ごとに求めた場合は、２⑶において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。
注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期
⑹　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されないときは、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や切替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は、この限りでない。

九　混信防止機能（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
本試験項目は、４⑴又は⑵のいずれか一方のみを行う。

十　送信バースト長（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
⑴　送信バースト時間の測定値が設備規則に規定する許容値に対し十分余裕があるときは、サブキャリアを確認できる範囲で分解能帯域幅を１MHz程度まで狭くして測定することができる。
⑵　４⑴において、分解能帯域幅を10MHz以上に設定できない場合は、広帯域検波器の出力をオシロスコープ等で測定する。
⑶　２において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を10MHz以上にして測定することができる。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。

十一　送信電力制御機能（ＴＰＣ）（アンテナ端子付き）
［１～５　同左］
６　その他
⑴　送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は、試験機器の送信電力制御機能の具備を工事設計書で確認すること。
⑵　送信波のスペクトル分布が均一でない場合は、スペクトル分析器の掃引周波数帯幅を占有周波数帯幅の許容値以上として送信出力低減の確認をする。
⑶　２において、ＦＦＴ方式を用いるスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

［十二　略］

十三　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ端子付き）

［１　略］

２　測定器の条件等

［(1)　略］

(2)　レーダー信号発生器により、擬似レーダーパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加える。なお、擬似レーダーパルスのパルス幅、繰り返し周波数、連続するパルス数及び繰り返し周期は、平成19年総務省告示第48号に規定する値とする。

［(3)・(4)　略］

３　試験機器の状態

［(1)・(2)　略］

(3)　試験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、親局の試験機器（接続方式がキャリアセンス多元接続方式のものに限る。）から子局の試験機器に対して、送信時間率30％以上の伝送速度となるように設定する。

［４　略］

５　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

(2)　運用中チャネル監視

ア　試験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４(2)クを行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。

［十二　同左］

十三　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ端子付き）

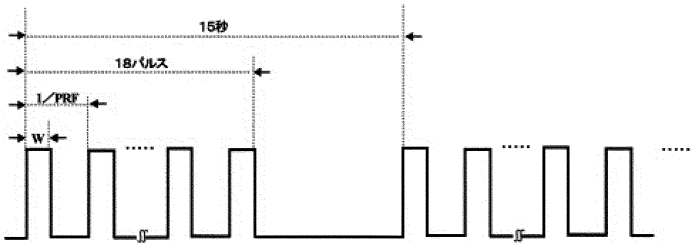
［１　同左］

２　測定器の条件等

［(1)　同左］

(2)　レーダー信号発生器により、次表の試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［ｓ］
固定パルス１	1.0	700	18	15.0
固定パルス２	2.5	260	18	15.0



［(3)・(4)　同左］

３　試験機器の状態

［(1)・(2)　同左］

(3)　試験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の50％となるように設定する。

［４　同左］

５　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　４(1)エにおいて、試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

(2)　運用中チャネル監視

ア　４(2)カにおいて、試験機器が15回擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４(2)クを行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。

ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、疑似レーダーパルスごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　その他

［⑴　略］

⑵　3⑶において、160MHzシステムの通信負荷条件は、5.3GHz帯の帯域における無線設備の送信時間率を30％となるように設定する。

［⑶　略］

⑷　運用中チャネル監視

ア　通信負荷を試験機器の送信時間率を30％程度に維持し、通信負荷条件を監視しなければならない。

［イ～エ　略］

［削る］

［削る］

十四　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）⑸.6GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　レーダー信号発生器により擬似レーダーパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加える。なお、擬似レーダーパルスのパルス幅、繰り返し周波数、連続するパルス数及び繰り返し周期は、平成19年総務省告示第48号に規定する値とする。

ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、固定パルス１及び固定パルス２ごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　その他

［⑴　同左］

⑵　3⑶において、160MHzシステムの通信負荷条件は、5.3GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の50％となるように設定する。

［⑶　同左］

⑷　運用中チャネル監視

ア　通信負荷を試験機器の最大伝送信号速度の50％程度に維持し、通信負荷条件を監視しなければならない。

［イ～エ　同左］

⑸　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

⑹　2⑷において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、分解能帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十四　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）⑸.6GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　レーダー信号発生器によりアからエまでの試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

ア　固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
固定パルス１	0.5	720	18	15.0
固定パルス２	1.0	700	18	15.0
固定パルス３	2.0	250	18	15.0

イ　可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
可変パルス４	１μsから５μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	4,347Hzから6,667Hzまでの任意の１周波数	23から29までの任意の１整数	15.0

［(3)・(4)　略］

［3　略］

可変パルス５	６μsから10μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	16から18までの任意の１整数	15.0
可変パルス６	11μsから20μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	12から16までの任意の１整数	15.0

注　表の各項については、任意の１の組合せとする。

ウ　チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
チャープ	50μsから100μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	500 Hz から 1,000 Hzまでの任意の１周波数	１から３までの任意の１整数	12.0

注１　バーストは、12秒間に発射されるものとする。

注２　チャープ幅は、５MHzから20MHzまでのうち、１MHzの整数倍を加えたものとする。チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注３　バースト数は、８から20までの任意の整数とし、バースト間隔は、12秒間をバースト数で除した時間とする。

注４　１のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の１のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注５　表の各項については、任意の１の組合せとする。

エ　周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	一のバースト内におけるパルス数	繰り返し周期［s］
ホッピング	1.0	3,000	9	10.0

注１　ホッピング周波数は、5,250MHzから5,724MHzまでの周波数のうち、１MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注２　ホッピング間隔は３msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。

注３　バースト間隔は３msとする。

［(3)・(4)　同左］

［3　同左］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、平成19年総務省告示第48号に規定する試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

［(1)　略］

(2)　運用中チャネル監視

［ア～オ　略］

カ　固定パルスレーダー及び可変パルスレーダーの試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより種別ごとの検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｳ)　略］

キ　チャープレーダーの試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｴ)　略］

ク　周波数ホッピングレーダーの試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｴ)　略］

5　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

［イ　略］

(2)　運用中チャネル監視

ア　固定パルスレーダー及び可変パルスレーダーの試験信号の場合

(ｱ)　試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が全ての試験信号で18回以上の場合は「良」、検出回数に10回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。

(ｲ)　試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が全ての試験信号で32回以上の場合は「良」、検出回数に23回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。その他の場合は、(ｳ)に基づき記載する。

［(ｳ)　略］

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までの「良」又は「否」に併せて、平成19年総務省告示第48号に規定する試験信号ごとに検出回数と試験回数を記載する。

イ　チャープレーダーの試験信号の場合

(ｱ)　試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が18回以上の場合は「良」、14回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上のときは「良」、31回以下のときは「否」で記載する。

［(ｳ)　略］

ウ　周波数ホッピングレーダーの試験信号の場合

(ｱ)　試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上の場合は「良」、12回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が28回以上のときは「良」、27回以下のときは「否」で記載する。

［(ｳ)　略］

［エ　略］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、２(2)に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

［(1)　同左］

(2)　運用中チャネル監視

［ア～オ　同左］

カ　２(2)ア及びイに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより種別ごとの検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｳ)　同左］

キ　２(2)ウに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｴ)　同左］

ク　２(2)エに規定する試験信号について、次の(ｱ)から(ｳ)までにより検出回数を求める。

［(ｱ)～(ｴ)　同左］

5　試験結果の記載方法

(1)　利用可能チャネル確認

ア　４(1)オにおいて、試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

［イ　同左］

(2)　運用中チャネル監視

ア　２(2)ア及びイに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４(2)カ(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が全ての試験信号で18回以上の場合は「良」、検出回数に10回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４(2)カ(ｳ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が全ての試験信号で32回以上の場合は「良」、検出回数に23回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。その他の場合は、(ｳ)に基づき記載する。

［(ｳ)　同左］

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までの「良」又は「否」に併せて、２(2)ア及びイに規定する試験信号ごとに検出回数と試験回数を記載する。

イ　２(2)ウに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４(2)ク(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が18回以上の場合は「良」、14回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４(2)ク(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上のときは「良」、31回以下のときは「否」で記載する。

［(ｳ)　同左］

ウ　２(2)エに規定する試験信号の場合

(ｱ)　４(2)ケ(ｱ)において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上の場合は「良」、12回以下の場合は「否」で記載する。

(ｲ)　４(2)ケ(ｳ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が28回以上のときは「良」、27回以下のときは「否」で記載する。

［(ｳ)　同左］

［エ　同左］

6　その他

［(1)・(2)　略］

(3)　利用可能チャネル確認

［ア・イ　略］

［削る］

［削る］

(4)　運用中チャネル監視

［ア～エ　略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

十五　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

［(1)　略］

(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

［ア～ウ　略］

エ　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数（リソースユニット数）、サブキャリア配置（リソースユニット配置）等を任意に設定する機能

オ～ク　［略］

［2・3　略］

十六　周波数の偏差（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件

三の項２に同じ。

6　その他

［(1)・(2)　同左］

(3)　利用可能チャネル確認

［ア・イ　同左］

ウ　2(2)アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　2(2)イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

(4)　運用中チャネル監視

［ア～エ　同左］

オ　2(2)アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　2(2)イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　4(2)キ(イ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の場合の合計とする。

(5)　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

(6)　2(4)アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十五　一般事項（アンテナ一体型）

1　本試験方法の適用対象

［(1)　同左］

(2)　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。

［ア～ウ　同左］

［新設］

エ～キ　［同左］

［2・3　同左］

十六　周波数の偏差（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件

(1)　周波数計としては、周波数カウンタ又はスペクトル分析器（局部発信器がシンセサイザ方式のものに限る。）を使用する。

(2)　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

3　試験機器の状態

三の項３に同じ。ただし、複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4　測定操作手順

三の項４⑴から⑷までに同じ。ただし、複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線において測定する。

5　試験結果の記載方法

三の項５⑴及び⑵に同じ。ただし、複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線での測定値のうち、最も偏差の大きなものを記載する。

6　その他

三の項６に同じ。

十七　占有周波数帯幅（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件等

四の項２に同じ。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調を停止し、無変調波の連続送出とする。ただし、変調を停止し、無変調波の連続送出ができない場合は、無変調波の継続的バースト送出又はスペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトルを生じさせる変調状態とする。

⑶　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。

⑵　バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を算出し測定値とする。

⑶　特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。

⑷　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとに送信を行い、各周波数セグメントについて測定する。

⑸　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、割当周波数に対する各周波数セグメントごとの測定値の偏差を記載する。

⑶　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線での測定値のうち、最も偏差の大きなものを記載する。

6　その他

⑴　変調を停止することが困難な場合には、波形解析器を用いることができる。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。

⑵　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等の切替回路のみで周波数が変動する要因がない空中線の組合せであり、かつ、同一の送信出力回路に接続されるときは、選択接続される空中線の測定とすることができる。

⑶　複数の空中線を有する場合であって、共通の基準発振器に位相同期しているとき又は共通のクロック信号等を用いて、複数の空中線の周波数の偏差が同じになるときは、一の代表的な空中線の測定結果を測定値とすることができる。

⑷　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。

十七　占有周波数帯幅（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度

3　試験機器の状態

［(1)　略］

(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。

(3)　［略］

(4)　［略］

(5)　［略］

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器を四の項２(1)のように設定する。

［(2)～(9)　略］

5　試験結果の記載方法

四の項５(1)及び(2)に同じ。複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値のうち、最も大きなものを記載する。

6　その他

四の項６に同じ。

十八　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件

(1)　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅　30MHzから26GHzまで㈱

分解能帯域幅　１MHz

Ｙ軸スケール　10dB／Div

入力レベル　搬送波レベルがスペクトル分析器の雑音レベルより十分高いこと

掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）

データ点数　400点以上

掃引モード　連続掃引

平均処理回数　10回以上

検波モード　サンプル。ただし、バースト波の場合は、ポジティブピーク

3　試験機器の状態

［(1)　同左］

［新設］

(2)　［同左］

(3)　［同左］

(4)　［同左］

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器を２(1)のように設定する。

［(2)～(9)　同左］

5　試験結果の記載方法

(1)　占有周波数帯幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。

(2)　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントごとの測定値を記載する。

(3)　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値のうち、最も大きなものを記載する。

6　その他

(1)　２(1)において、バースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。

(2)　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は、この限りでない。

(3)　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。

(4)　複数の空中線を有する場合であって、空中線ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超えるときは、全ての空中線から送信し、空中線電力の総和が最大となる状態で測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて記載すること。

十八　スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件

(1)　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅　30MHzから26GHzまで㈱

分解能帯域幅　１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（ｓ）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数　400点以上
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

注　設備規則別表第３号において、不要発射の強度の許容値（帯域外漏えい電力）として規定される周波数範囲を除く。

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
中心周波数　搬送波周波数及び不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数　400点以上
掃引モード　単掃引
検波モード　サンプル又はＲＭＳ

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、「（掃引周波数幅（MHz）／分解能帯域幅（MHz））×バースト周期（ｓ）」で求められる時間以上とすることができる。）
データ点数　400点以上
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

注　掃引周波数幅から次の周波数範囲を除く。
占有周波数帯幅18MHz以下
5.2GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.3GHz帯：5,140MHzから5,360MHzまで
5.6GHz帯：5,460MHzから5,740MHzまで
占有周波数帯幅18MHzを超え19MHz以下
5.2GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.3GHz帯：5,135MHzから5,365MHzまで
5.6GHz帯：5,455MHzから5,745MHzまで
占有周波数帯幅19MHzを超え38MHz以下
5.2GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.3GHz帯：5,100MHzから5,400MHzまで
5.6GHz帯：5,420MHzから5,760MHzまで
占有周波数帯幅38MHzを超え78MHz以下
5.2GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.3GHz帯：5,020MHzから5,480MHzまで
5.6GHz帯：5,340MHzから5,800MHzまで
占有周波数帯幅78MHz超
5.2GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.3GHz帯：4,916MHzから5,584MHzまで
5.6GHz帯：5,236MHzから5,904MHzまで

⑵　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
中心周波数　搬送波周波数及び不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間　測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数　400点以上
掃引モード　連続掃引
検波モード　サンプル

3　試験機器の状態

［(1)　略］

(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて最大出力及び不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

(3)～(6)　［略］

4　測定操作手順

［(1)・(2)　略］

(3)　(2)で探索した不要発射の各周波数について、次のアからキまでの操作により不要発射の振幅値を測定する。

［ア～カ　略］

キ　次式により、不要発射の等価等方輻射電力を求める。

不要発射の等価等方輻射電力（dBm）＝P_S＋G_S－L_F

P_S：標準信号発生器の出力（dBm）

G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）

L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

［(4)　略］

5　試験結果の記載方法

(1)　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

(2)　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線の測定値において各周波数ごとにおける総和を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

6　その他

(1)　３で規定するスプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。スプリアス発射又は不要発射の強度が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

(2)～(7)　［略］

十九　空中線電力の偏差（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件等

六の項２に同じ。ただし、総電力測定の場合は、スペクトル分析器のＩＦ出力にスペクトル分析器のＩＦ利得を調整した高周波電力計を接続する。なお、アンテナ一体型の測定には擬似負荷（減衰器）は用いない。

3　試験機器の状態

［(1)　同左］

［新設］

(2)～(5)　［同左］

4　測定操作手順

［(1)・(2)　同左］

(3)　(2)で探索した不要発射の各周波数について、次のアからキまでの操作により不要発射の振幅値を測定する。

［ア～カ　同左］

キ　次式により、不要発射の電力を求める。

不要発射の電力（dBm）＝P_S＋G_S－G_T－L_F

P_S：標準信号発生器の出力（dBm）

G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

［(4)　同左］

5　試験結果の記載方法

(1)　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

(2)　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線の測定値において各周波数ごとにおける総和をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

［6　同左］

［新設］

(1)～(6)　［同左］

十九　空中線電力の偏差（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件等

(1)　スペクトル分析器の分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅を測定し、分解能帯域幅を等価雑音帯域幅に補正する補正値を求める。ただし、拡散帯域幅が１MHz以下の場合は、この限りでない。

(2)　スペクトル分析器のＩＦ出力にスペクトル分析器のＩＦ利得を調整した高周波電力計を接続する。

3　試験機器の状態

［(1)　略］

(2)　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて空中線電力が最大となる状態に設定する。

(3)～(6)　［略］

4　測定操作手順

(1)　直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合

１MHz当たりの空中線電力を次のとおり測定する。

［ア～サ　略］

シ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波の場合　　サの結果を等価雑音帯域幅により補正した値

(ｲ)　バースト波の場合　連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、次式によりバースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内平均電力}=\frac{\text{サの結果を等価雑音帯域幅により補正した値}}{\text{送信時間率}}$$

$$\text{送信時間率}=\frac{\text{バースト送信時間}}{\text{バースト繰り返し周期}}$$

［ス～ソ　略］

(3)　１MHz当たりの空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の２倍程度
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バーストの継続時間以上）
トリガ条件	フリーラン
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

(4)　探索された周波数での１MHz当たりの空中線電力を測定するときのスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	最大電力を与える周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
掃引モード	連続掃引

3　試験機器の状態

［(1)　同左］

［新設］

(2)～(5)　［同左］

4　測定操作手順

(1)　直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合

１MHz当たりの空中線電力を次のとおり測定する。

［ア～サ　同左］

シ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波の場合　　サの結果を２(1)により補正した値

(ｲ)　バースト波の場合　連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、次式によりバースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内平均電力}=\frac{\text{サの結果を２(1)により補正した値}}{\text{送信時間率}}$$

$$\text{送信時間率}=\frac{\text{バースト送信時間}}{\text{バースト繰り返し周期}}$$

［ス～ソ　同左］

⑵　その他の方式の場合又は5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備（証明規則第２条第１項第73号及び第74号に掲げる無線設備）の場合

総電力及び１MHz当たりの等価等方輻射電力を次のとおり測定する。

［ア～サ　略］

５　試験結果の記載方法

［⑴～⑶　略］

⑷　5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備（証明規則第２条第１項第73号及び第74号に掲げる無線設備）の等価等方輻射電力は、本試験項目の測定結果と空中線の放射パターンから算出し、水平面からの仰角とともに記載する。

６　その他

⑴　３で規定する空中線電力の偏差が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。空中線電力の偏差が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定したときの測定値は、水平及び垂直成分の電力和とする。

二十　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ一体型）

［１～５　略］

６　その他

⑴　試験機器の状態で規定する隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力が最大となる状態とは、変調方式、サブキャリア間隔、サブキャリア数等の組合せで決定される中で、最大送信電力となる状態をいう。隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力が最大となる状態の特定が困難な場合は、推定される複数の送信条件で測定を行う。

⑵　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定したときの測定値は、水平及び垂直成分の電力和とする。

⑵　その他の方式の場合

総電力及び１MHz当たりの等価等方輻射電力を次のとおり測定する。

［ア～サ　同左］

５　試験結果の記載方法

［⑴～⑶　同左］

［新設］

６　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定したときの測定値は、水平及び垂直成分の電力和とする。

⑵　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、ＲＭＳを用いることができ、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、高周波電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器を用いることができる。

⑶　⑵において、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定又はビデオ帯域幅を非設定の状態にして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行うことができる。

⑷　スペクトル分析器の検波モードが、ＲＭＳを表示する場合であって、かつ、分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅の補正が可能である場合は、スペクトル分析器の表示値（バースト波の場合は、バースト内平均電力に換算すること。）を測定値とすることができる。

⑸　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑹　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。この場合において置換用空中線の設置位置は、試験機器の空中線の中心位置とする。

二十　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ一体型）

［１～５　同左］

６　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。

⑵　帯域外漏えい電力を搬送波の近傍で測定する場合であって、搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与える可能性があるときは、スペクトル分析器の分解能帯域幅を搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、１MHzごとの電力総和を計算する。

二十一　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件

［(1)　略］

(2)　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル又はＲＭＳ

［3～5　略］

(3)　帯域外漏えい電力の設備規則に規定する許容値が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値（等価等方輻射電力に換算した値をいう。）が設備規則に規定する許容値を満たさなければならない。

(4)　七の項２(3)において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

(6)　(5)において、帯域外漏えい電力のバースト時間率㊟を許容値を超えた周波数において求めた場合は、七の項２(3)において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

(7)　５(5)において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線の測定値が、許容値を空中線の数㊟で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

(8)　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

(9)　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。この場合において、置換用空中線の設置位置は、試験機器空中線の中心位置とする。

二十一　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件

［(1)　同左］

(2)　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

［3～5　同左］

6　その他	6　その他
⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。	⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。
［削る］	⑵　２⑵において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。
［削る］	⑶　⑵において、測定する副次発射のバースト時間率㊟を副次発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。 注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期
⑵　［略］	⑷　［同左］
⑶　［略］	⑸　［同左］
［削る］	⑹　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されないときは、同時に受信回路に接続される空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合や切替えで受信回路に接続されない空中線からの発射が懸念される場合は、この限りでない。
［削る］	⑺　５⑶及び５⑷において、それぞれの空中線ごとの測定において周波数ごとに測定した値が、許容値を空中線の数で除した値の１／10を超える全ての値を記載し、加算することとする。
二十二　混信防止機能（アンテナ一体型）	二十二　混信防止機能（アンテナ一体型）
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　測定操作手順	４　測定操作手順
⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合	⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合
ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。	［新設］
イ　［略］	ア　［同左］
ウ　［略］	イ　［同左］
⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合	⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合
ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。	［新設］
イ～オ　［略］	ア～エ　［同左］
［５・６　略］	［５・６　同左］
二十三　送信バースト長（アンテナ一体型）	二十三　送信バースト長（アンテナ一体型）
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　測定操作手順	４　測定操作手順
試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。以降の測定操作手順は、十の項４に同じ。	十の項４に同じ。
［５　略］	［５　同左］
［削る］	６　その他
	十の項６⑴から⑶までに同じ。
［二十四・二十五　略］	［二十四・二十五　同左］

二十六　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件等

十三の項２に同じ。ただし、スペクトル分析器⑴及びスペクトル分析器⑵については、⑴及び⑵のとおり設定を行う。

⑴　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz㊟
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似レーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

⑵　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

二十六　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.3GHz帯の場合)（アンテナ一体型）

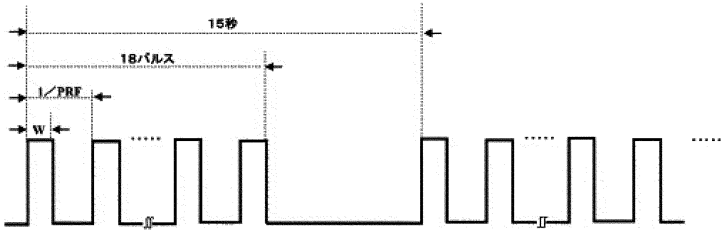
［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

⑵　レーダー信号発生器により、次表の試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［ｓ］
固定パルス１	1.0	700	18	15.0
固定パルス２	2.5	260	18	15.0



⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
変調	レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル	試験機器の受信空中線で受信する規定入力レベルを次のとおり設定する。

ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
　　－62dBm

イ　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
　　－64dBm

⑷　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz㊟
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似レーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

［3　略］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、平成19年総務省告示第48号に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　略］

ウ　スペクトル分析器⑴を２⑴のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　略］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　略］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　略］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑵のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

［キ・ク　略］

5　試験結果の記載方法

十三の項５に同じ。

6　［略］

⑸　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3　同左］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、２⑵に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　同左］

ウ　スペクトル分析器⑴を２⑷のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が２⑶の規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　同左］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　同左］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　同左］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑸のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

［キ・ク　同左］

5　試験結果の記載方法

⑴　［同左］

⑵　運用中チャネル監視

ア　４⑵キにおいて、試験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４⑵クを行った場合は、合算した擬似レーダーパルスの検出回数が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。

ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、固定パルス１、固定パルス２ごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　［同左］

二十七　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.6GHz帯の場合)（アンテナ一体型）

［1　略］

2　測定器の条件等

十四の項２に同じ。ただし、スペクトル分析器(1)及びスペクトル分析器(2)については、(1)及び(2)のとおり設定を行う。

(1)　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器(1)は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似パルスレーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

(2)　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器(2)は、次のように設定する。

ア　レーダー信号発生器の設定が固定パルスレーダー及び可変パルスレーダーの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

イ　レーダー信号発生器の設定がチャープレーダー及び周波数ホッピングレーダーの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値以上
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	10ms程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

二十七　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）(5.6GHz帯の場合)（アンテナ一体型）

［1　同左］

2　測定器の条件等

(1)　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

(2)　レーダー信号発生器によりアからエまでの試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

ア　固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
固定パルス１	0.5	720	18	15.0
固定パルス２	1.0	700	18	15.0
固定パルス３	2.0	250	18	15.0

イ　可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
可変パルス４	１μsから５μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	4,347Hzから6,667Hzまでの任意の１周波数	23から29までの任意の１整数	15.0
可変パルス５	６μsから10μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	16から18までの任意の１整数	15.0
可変パルス６	11μsから20μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	2,000Hzから5,000Hzまでの任意の１周波数	12から16までの任意の１整数	15.0

注　表の各項については、任意の１の組合せとする。

ウ　チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
チャープ	50μsから100μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	500Hzから1,000Hzまでの任意の１周波数	１から３までの任意の１整数	12.0

注１　バーストは、12秒間に発射されるものとする。
注２　チャープ幅は、５MHzから20MHzまでのうち、１MHzの整数倍を加えた周波数幅とする。チャープ幅は、バーストごとに任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。
注３　バースト数は、８から20までの任意の整数とし、バースト間隔は、12秒間をバースト数で除した時間とする。
注４　１のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の１のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。
注５　表の各項については、任意の１の組合せとする。

エ　周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	一のバースト内におけるパルス数	繰り返し周期［s］
ホッピング	1.0	3,000	9	10.0

注１　ホッピング周波数は、5,250MHzから5,724MHzまでの周波数のうち、１MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。
注２　ホッピング間隔は３msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。
注３　バースト間隔は３msとする。

⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。
搬送波周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
変調　レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル　試験機器の受信空中線で受信する規定入力レベルを次のとおり設定する。
ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
－62dBm
イ　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
－64dBm

⑷　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。
中心周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数　０Hz
分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　連続掃引
検波モード　ポジティブピーク
注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似パルスレーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

［3　略］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、平成19年総務省告示第48号に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　略］

ウ　スペクトル分析器⑴を2⑴のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率の値を補正して擬似レーダーパルスの信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　略］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　略］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　略］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線から送信する。

⑸　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。

ア　レーダー信号発生器の設定が⑵ア及びイの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

イ　レーダー信号発生器の設定が⑵ウ及びエの場合

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値以上
分解能帯域幅	1 MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB／Div
掃引時間	10ms程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3　同左］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、2⑵に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　同左］

ウ　スペクトル分析器⑴を2⑷のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率の値を補正して擬似レーダーパルスの信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が2⑶の規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　同左］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、2⑶の規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　同左］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　同左］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、2⑶の規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線から送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑵のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

キ　固定パルスレーダー及び可変パルスレーダーの試験信号について、次の㋐から㋒までにより種別ごとの検出回数を求める。

［㋐～㋒　略］

ク　チャープレーダーの試験信号について、次の㋐から㋒までにより検出回数を求める。

［㋐～㋒　略］

ケ　周波数ホッピングレーダーの試験信号について、次の㋐から㋒までにより検出回数を求める。

［㋐～㋒　略］

５　試験結果の記載方法

十四の項５に同じ。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑸のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

キ　２⑵ア及びイに規定する試験信号について、次の㋐から㋒までにより種別ごとの検出回数を求める。

［㋐～㋒　同左］

ク　２⑵ウに規定する試験信号について、次の㋐から㋒までにより検出回数を求める。

［㋐～㋒　同左］

ケ　２⑵エに規定する試験信号について、次の㋐から㋒までにより検出回数を求める。

［㋐～㋒　同左］

５　試験結果の記載方法

⑴　利用可能チャネル確認

ア　４⑴コにおいて、試験機器が擬似レーダーパルスを４回検出した場合は「良」、３回以下の場合は「否」で記載する。

イ　「利用可能チャネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

⑵　運用中チャネル監視

ア　２⑵ア及びイに規定する試験信号の場合

㋐　４⑵キ㋐において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が全ての試験信号で18回以上の場合は「良」、検出回数に10回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。

㋑　４⑵キ㋒において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が全ての試験信号で32回以上の場合は「良」、検出回数に23回以下のものが含まれる場合は「否」で記載する。その他の場合は、㋒に基づき記載する。

㋒　試験信号の種別ごとに、各試験信号の擬似レーダーパルスの検出確率を求め、検出確率の平均が80％以上の場合は「良」、80％未満の場合は「否」で記載する。

㋓　㋐から㋒までの「良」又は「否」に併せて、２⑵ア及びイに規定する試験信号ごとに検出回数と試験回数を記載する。

イ　２⑵ウに規定する試験信号の場合

㋐　４⑵ク㋐において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が18回以上の場合は「良」、14回以下の場合は「否」で記載する。

㋑　４⑵ク㋒を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上のときは「良」、31回以下のときは「否」で記載する。

㋒　㋐及び㋑の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

ウ　２⑵エに規定する試験信号の場合

㋐　４⑵ケ㋐において、試験機器の擬似レーダーパルスの検出回数が16回以上の場合は「良」、12回以下の場合は「否」で記載する。

㋑　４⑵ケ㋒を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が28回以上のときは「良」、27回以下のときは「否」で記載する。

㋒　㋐及び㋑の「良」又は「否」に併せて、検出回数と試験回数を記載する。

エ　運用中チャネル監視の制御

「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については工事設計書で確認する。

6　その他

⑴　レーダー電波試験信号の送信は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いる。ただし、レーダー電波試験信号を直接出力できる任意波形信号発生器等を用いることができる。

⑵　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備（一方の周波数セグメントとして5,530MHz又は5,610MHzを使用するものに限る。）においても、5.6GHzについては本項の試験を行う。

⑶　規定入力レベルとは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力とする。この場合において、標準信号発生器等の出力信号は、極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。

⑷　十四の項３⑶において、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯を用いる無線設備であって、160MHzシステムを使用するものの通信負荷条件は、5.6GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の17％になるように設定する。

⑸　利用可能チャネル確認

ア　試験機器が電波を発射していないことの確認及び試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示（表示のための治具も含む。）を確認する等の方法により行うことができる。

イ　試験機器を利用可能チャネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において、試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

ウ　２⑵アの固定パルス１又は固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

エ　２⑵イの可変パルス５又は可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

⑹　運用中チャネル監視

ア　試験機器の通信負荷は試験機器の最大伝送信号速度の17％程度に維持し、通信負荷条件を監視する。

イ　ＩＰパケット伝送に基づく送信を行う試験機器以外の場合は、試験機器の通信負荷条件については、擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件とする。

ウ　試験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は、試験機器の表示の確認等スペクトル分析器を用いない方法を用いることができる。

6　その他

十四の項６に同じ。

［**別表第四十六～別表第六十九**　略］

別表第七十　証明規則第２条第１項第47号、第47号の３及び第47号の４に掲げる無線設備の試験方法

［一　略］

二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅

［1　略］

2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　略］

4　測定操作手順

［(1)～(4)　略］

(5)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

エ　試験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、あらかじめ試験用治具を用いて試験機器を試験可能な状態に設定する。この場合において試験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が同じでなければならない。

オ　2(2)アの固定パルス１及び固定パルス２については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、試験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が0.5μsを超える場合は、固定パルス１の試験を行わなければならない。

カ　2(2)イの可変パルス５及び可変パルス６については、いずれか一方の試験を省略することができる。

キ　4(2)キ(ウ)の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス１又は固定パルス２、固定パルス３、可変パルス４及び可変パルス５又は可変パルス６の試験回数の合計とする。

(7)　2(5)アにおいて、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

［**別表第四十六～別表第六十九**　同左］

別表第七十　証明規則第２条第１項第47号に掲げる無線設備の試験方法

［一　同左］

二　周波数の偏差及び占有周波数帯幅

［1　同左］

2　測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［3　同左］

4　測定操作手順

［(1)～(4)　同左］

［新設］

5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅

ア　「上限周波数」と「下限周波数」の差を求め、GHz単位で記載する。

イ　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を記載するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。

⑵　周波数の偏差（指定周波数帯）

［ア・イ　略］

ウ　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も高い「上限周波数」及び最も低い「下限周波数」を記載するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。

［6　略］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、測定器の条件等及び測定操作手順については、次のとおりとする。

1　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　設備規則に規定する指定周波数帯を除く不要発射探索時のスペクトル分析器を、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから1,600MHzまで
	1,600MHzから2,700MHzまで
	2,700MHzから7.25GHzまで
	7.25GHzから8.5GHzまで
	8.5GHzから10.25GHzまで
	10.25GHzから10.6GHzまで
	10.6GHzから10.7GHzまで
	10.7GHzから11.7GHzまで
	11.7GHzから12.75GHzまで
	12.75GHzから26.0GHzまで
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

［⑶　略］

5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅

「上限周波数」と「下限周波数」の差を求め、GHz単位で記載する。

⑵　周波数の偏差（指定周波数帯）

［ア・イ　同左］

［新設］

［6　同左］

三　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。ただし、測定器の条件等及び測定操作手順については、次のとおりとする。

1　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　指定周波数帯㊟を除く不要発射探索時のスペクトル分析器を、次のように設定する。

掃引周波数帯幅及び分解能帯域幅

掃引周波数幅	分解能帯域幅
30MHz以上1,600MHz以下	1 MHz
1,600MHz以上2,700MHz以下	1 MHz
2,700MHz以上10.6GHz以下	1 MHz
10.6GHz以上10.7GHz以下	1 MHz
10.7GHz以上11.7GHz以下	1 MHz
11.7GHz以上12.75GHz以下	1 MHz
12.75GHz以上26.0GHz以下	1 MHz

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

㊟指定周波数帯は、次のとおりとする。

4.1GHz帯の場合　3.4GHzを超え4.8GHz未満

8.75GHz帯の場合　7.25GHzを超え10.25GHz未満

［⑶　同左］

2　試験機器の状態	［新設］
(1)　試験周波数に設定し、送信する。	
(2)　受信機器を外部変調信号発生器又は内蔵の変調信号により、通常の使用状態における変調状態に設定して連続波又は継続したバースト波を出力する。	
(3)　バースト送信状態で測定を行う場合は、バースト時間が最大となる送信状態とする。	
3　測定操作手順	2　測定操作手順
［(1)～(7)　略］	［(1)～(7)　同左］
(8)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。	［新設］
(9)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。	［新設］
4　試験結果の記載方法	［新設］
(1)　技術基準の規定帯域ごとに不要発射電力の尖頭電力及び平均電力の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。	
(2)　不要発射の強度の許容値が等価等方輻射電力で規定されているものは、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。	
(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。	
5　［略］	3　［同左］
四　空中線電力の偏差	四　空中線電力の偏差
［1　略］	［1　同左］
2　測定器の条件等	2　測定器の条件等
(1)　尖頭電力が最大となる周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。	(1)　尖頭電力が最大となる周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
掃引周波数幅　設備規則に規定する指定周波数帯	掃引周波数幅　4.1GHz帯の場合は、3.4GHzから4.8GHzまで 8.75GHz帯の場合は、7.25GHzから10.25GHzまで
分解能帯域幅　３MHz	分解能帯域幅　３MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上	ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上
掃引モード　　連続	掃引モード　　連続
検波モード　　ポジティブピーク	検波モード　　ポジティブピーク
表示モード　　マックスホールド	表示モード　　マックスホールド
［(2)　略］	［(2)　同左］
(3)　平均電力最大周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。	(3)　平均電力最大周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。
掃引周波数幅　設備規則に規定する指定周波数帯	掃引周波数幅　4.1GHz帯の場合は3.4GHzから4.8GHzまで 8.75GHz帯の場合は7.25GHzから10.25GHzまで
分解能帯域幅　１MHz	分解能帯域幅　１MHz
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上	ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍以上
掃引モード　　連続	掃引モード　　連続
検波モード　　ポジティブピーク	検波モード　　ポジティブピーク
表示モード　　マックスホールド	表示モード　　マックスホールド
［(4)・(5)　略］	［(4)・(5)　同左］
［3　略］	［3　同左］

４　測定操作手順

［(1)～(7)　略］

(8)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。

(9)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

(1)　空中線電力の絶対値を平均電力の場合はdBm／MHz単位で、尖頭電力の場合はdBm／50MHz単位で周波数とともに記載し、工事設計書に記載される平均電力及び尖頭電力の空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付して記載する。

(2)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。

(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

［６　略］

五　副次的に発する電波等の強度

［１　略］

２　測定器の条件等

［(1)　略］

(2)　副次的に発する電波（以下この項において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅　30MHzから1,600MHzまで
　　1,600MHzから2,700MHzまで
　　2,700MHzから7.25GHzまで
　　7.25GHzから8.5GHzまで
　　8.5GHzから10.25GHzまで
　　10.25GHzから10.6GHzまで
　　10.6GHzから10.7GHzまで
　　10.7GHzから11.7GHzまで
　　11.7GHzから12.75GHzまで
　　12.75GHzから26.0GHzまで
分解能帯域幅　１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

［(3)　略］

４　測定操作手順

［(1)～(7)　同左］

［新設］

［新設］

５　試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値を平均電力の場合はdBm／MHz単位で、尖頭電力の場合はdBm／50MHz単位で周波数とともに記載し、工事設計書に記載される平均電力及び尖頭電力の空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付して記載する。

［６　同左］

五　副次的に発する電波等の強度

［１　同左］

２　測定器の条件等

［(1)　同左］

(2)　副次的に発する電波（以下この項において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

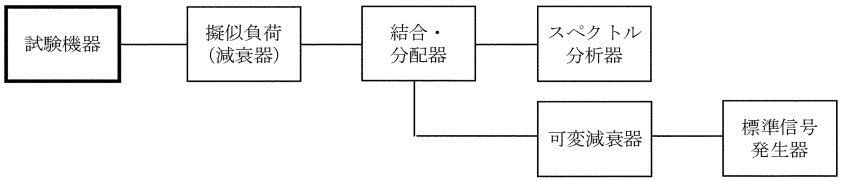
掃引周波数帯幅及び分解能帯域幅

掃引周波数幅	分解能帯域幅
30MHz以上1,600MHz以下	１MHz
1,600MHz以上2,700MHz以下	１MHz
2,700MHz以上4.2GHz以下	１MHz
4.2GHz以上4.8GHz以下	１MHz
4.8GHz以上7.25GHz以下	１MHz
7.25GHz以上10.25GHz以下	１MHz
10.25GHz以上10.6GHz以下	１MHz
10.6GHz以上10.7GHz以下	１MHz
10.7GHz以上11.7GHz以下	１MHz
11.7GHz以上12.75GHz以下	１MHz
12.75GHz以上26.0GHz以下	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

［(3)　同左］

［3　略］
4　測定操作手順
［(1)～(3)　略］
(4)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。
(5)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。
5　試験結果の記載方法
(1)　技術基準の規定帯域ごとに副次発射の平均電力の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。
(2)　技術基準が等価等方輻射電力で規定されているものは、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。
(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち、最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。
［6　略］
六　送信空中線絶対利得（屋内においてのみ運用する無線設備であって、3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）
［1～6　略］
［七　略］
八　干渉軽減機能（3.4GHz以上4.8GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）
1　測定系統図



2　測定器の条件等
(1)　標準信号発生器を、次のように設定する。
ア　中心周波数　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数のほか、4.2GHz以上4.8GHz未満の任意の周波数
イ　変調　白色雑音
ウ　出力レベル　試験機器の空中線給電点において－136dBm／15kHz
(2)　スペクトル分析器を、次のように設定する。
ア　中心周波数　使用帯域の中心周波数
イ　掃引周波数幅　占有周波数帯幅の許容値程度
ウ　分解能帯域幅　１MHz
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
オ　トリガ条件　フリーラン
カ　掃引時間　１サンプル当たり１msとなる時間以下
キ　掃引モード　連続掃引
ク　検波モード　ＲＭＳ
ケ　表示モード　マックスホールド

［3　同左］
4　測定操作手順
［(1)～(3)　同左］
［新設］

［新設］
5　試験結果の記載方法
結果は、技術基準の規定帯域ごとに副次発射の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。

［6　同左］
六　送信空中線絶対利得

［1～6　同左］
［七　同左］
［新設］

３　試験機器の状態
試験周波数及び試験拡散符号に設定して、最初に受信状態にしておく。
４　測定操作手順
⑴　試験機器を受信状態にする。
⑵　標準信号発生器の出力を断の状態で、試験機器から電波が発射されないことを、スペクトル分析器で確認する。
⑶　標準信号発生器の出力を接続の状態で、試験機器を送信動作にしてから５ｓ以上の時間について、スペクトル分析器で電波の発射を確認し、バースト時間率の逆数を乗じた値が－70dBm／１MHz以下であることを確認する。
５　試験結果の記載方法
「良」又は「否」で記載する。

［**別表第七十一～別表第八十五**　略］

別表第八十六　削除

［**別表第七十一～別表第八十五**　同左］

別表第八十六　証明規則第２条第１項第11号の19に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
⑵　認証における特性試験の場合
⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については温湿度試験及び振動測定を行う。
２　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　認証における特性試験の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧で測定を行う。
イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定を行う。
３　試験周波数と試験項目
試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。
４　予熱時間
工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。
５　測定器の精度と較正等
⑴　測定器は較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。

6　本試験方法の適用対象

本試験方法は、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

⑴　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能

⑵　試験しようとする周波数を固定して送信する機能

⑶　規定のチャネルの組合せ及び数で変調し、最大出力状態に設定する機能

7　その他の条件

⑴　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、陸上移動局を模擬する無線局の場合は、本試験方法を適用する。

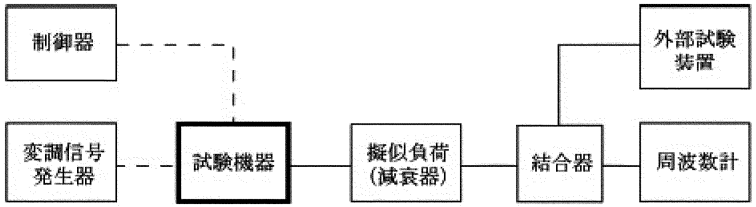
⑵　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

⑶　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、また、試験用動作モード及び空中線電力の制御等が可能な装置又は試験に必要な信号を試験機器に与える信号発生器とする。

⑷　外部試験装置を接続しなくても送信可能なものは、フリーランの状態で測定することができる。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。なお、周波数計に波形解析器が内蔵されていない場合は、波形解析器を有した外部試験装置を追加接続する。

⑵　周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　外部試験装置より試験信号を加える。

⑵　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

4　測定操作手順

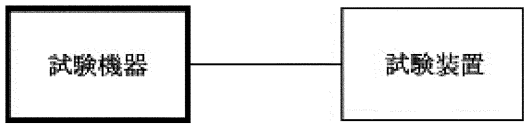
試験機器の周波数の測定を行う。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。また、割当周波数に対する許容偏差をHz単位で記載する。

三　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のとおりとする。

ア　全振幅３㎜、毎分300回以下（以下このアにおいて「最低振動数」という。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動数については、最低振動数から毎分500回まで、毎分500回から最低振動数までの順序に振動数を掃引するものとする。

イ　全振幅１㎜、毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、毎分500回から毎分1,800回まで、毎分1,800回から毎分500回までの順序で、振動数を掃引するものとする。

⑶　振動条件は、⑵にかかわらず、次の条件を適用できる。

周　波　数	ＡＳＤ（Acceleration Spectral Density）ランダム振動
５Hzから20Hzまで	0.96㎡／s^3
20Hzを超え500Hzまで	－３dB／Octave

このランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行う。

⑷　⑵又は⑶の振動を加えた後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

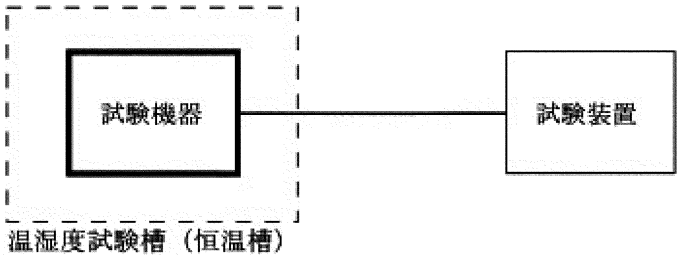
⑸　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

4　その他

本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

四　温湿度試験

1　測定系統図



2　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

3　試験機器の状態

⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

4　その他の条件

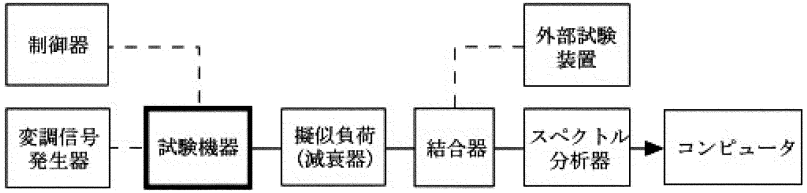
⑴　本試験項目は、常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までの範囲に該当しない場合は、温湿度試験を省略できる。

五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	搬送波周波数
イ	掃引周波数幅	許容値の約２～3.5倍
ウ	分解能帯域幅	許容値の約１％以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より40dB以上高いこと
キ	データ点数	400点以上
ク	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3　試験機器の状態

⑴　外部試験装置より試験信号を加える。

⑵　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑶　キー操作、制御器又は外部試験装置により、最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を求め､「全電力」値として記憶させる。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

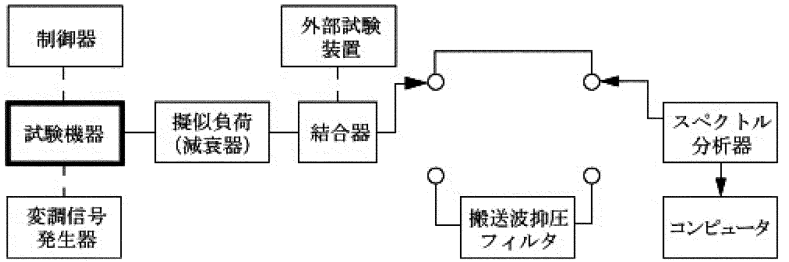
5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

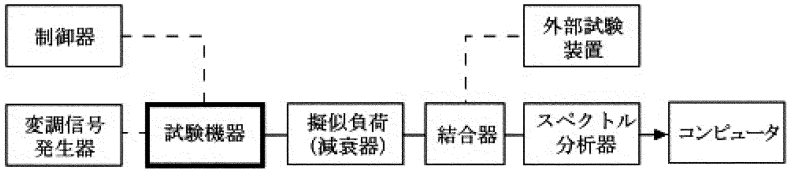
六　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。この場合において、測定系統は次のとおりとする。

1　スプリアス領域における不要発射の強度



2　帯域外領域における不要発射の強度



七　隣接チャネル漏えい電力

1　測定系統図

六の項の２の図に準ずるものによる。

2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

⑴　中心周波数　測定操作手順に示す周波数

⑵　掃引周波数幅　次表のとおり

チャネル間隔	中　心　周　波　数	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送周波数±５MHz	4.5MHz及び5.0MHz
	搬送周波数±10MHz	5.0MHz
10MHz	搬送周波数±7.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±10MHz	9.0MHz
	搬送周波数±12.5MHz	5.0MHz
15MHz	搬送周波数±10MHz	5.0MHz
	搬送周波数±15MHz	5.0MHz及び13.5MHz
20MHz	搬送周波数±12.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±17.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±20MHz	18.0MHz

⑶　分解能帯域幅　30kHz
⑷　ビデオ帯域幅　100kHz
⑸　掃引モード　連続掃引
⑹　検波モード　ポジティブピーク
⑺　表示モード　マックスホールド
⑻　掃引回数　スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。
⑵　キー操作、制御器又は外部試験装置により、隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　搬送波電力（P_c）の測定

ア　搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャネル間隔として掃引する。
イ　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
ウ　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。
エ　全データの電力総和を求め、これをP_cとする。
オ　電力総和の計算は、次の式による。ただし、参照帯域幅内のＲＭＳ値が直接求められるスペクトル分析器で測定した場合は、測定結果を測定値とすることができる。

$$P_c = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i \times \frac{S_W}{RBW \times n}\right)$$

P_c：各周波数での掃引周波数幅内の電力総和の測定値（W）
E_i：１サンプルの測定値（W）
S_w：掃引周波数幅（MHz）
ｎ：掃引周波数幅内のサンプル点数
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑵　上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）の測定

ア　設備規則に規定する搬送波周波数＋５MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz又は＋20MHzの離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
イ　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
ウ　全データについて、データ点ごとにdBm値を電力次元の真数に変換する。
エ　掃引周波数幅を5.0MHzとした場合には、真数に変換したデータについて、3.84MHz帯域幅のＲＲＣフィルタ（ロールオフ率0.22）の特性により各データを補正する。
オ　全データの電力総和を⑴オの式で求め、P_cをP_Uと読み替える。

⑶　下側隣接チャネル漏えい電力（P_L）の測定

ア　設備規則に規定する搬送波周波数－５MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz又は－20MHzの離調周波数を中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。
イ　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
ウ　全データについて、データ点ごとにdBm値を電力次元の真数に変換する。
エ　掃引周波数幅を5.0MHzとした場合には、真数に変換したデータについて、3.84MHz帯域幅のＲＲＣフィルタ（ロールオフ率0.22）の特性により各データを補正する。
オ　全データの電力総和を⑴オの式で求め、P_cをP_Lと読み替える。

5　試験結果の記載方法

４で求めた結果は、次の式で計算する。

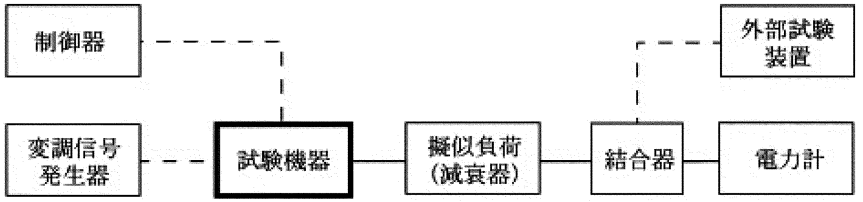
⑴　上側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_U／P_c）

⑵　下側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_L／P_c）

相対値で記載する場合は、⑴及び⑵で算出した値をdBc単位で記載する。絶対値で記載する場合は、あらかじめ測定した空中線電力の測定値に⑴及び⑵の式を用いて算出しdBm単位で記載する。

八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

⑵　減衰器の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。

⑵　キー操作、制御器又は外部試験装置により最大電力に設定する。

4　測定操作手順

⑴　電力計の零点調整を行う。

⑵　送信する。

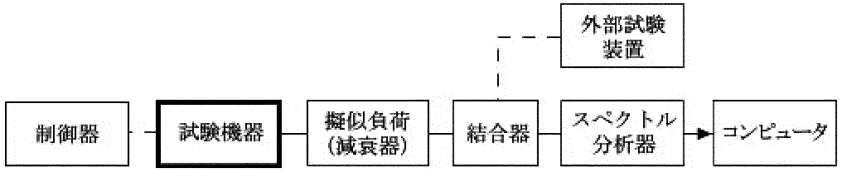
⑶　電力計で測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で、＋又は－の符号を付けて記載する。

九　搬送波を送信していないときの電力

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。

⑵　漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　　陸上移動局送信帯域

イ　分解能帯域幅　　１MHz

ウ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅と同程度

エ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div

カ　掃引モード　　単掃引

キ　検波モード　　ポジティブピーク

⑶　漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定する区間の中心値

イ　掃引周波数幅　　次表のとおり

チャネル間隔	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	4.5MHz
10MHz	9.0MHz
15MHz	13.5MHz
20MHz	18.0MHz

ウ　分解能帯域幅　　30kHz

エ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度

オ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

カ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div

キ　掃引モード　　単掃引

ク　検波モード　　サンプル

⑷　漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　搬送波周波数

イ　掃引周波数幅　　０Hz

ウ　分解能帯域幅　　占有周波数帯幅の許容値以上

エ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度

オ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

カ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div

キ　掃引モード　　単掃引

ク　検波モード　　サンプル

3　試験機器の状態

キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて試験機器の送信を停止する状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、陸上移動局送信帯域を掃引して漏えい電力の振幅の最大値を探索する。最大値が次の値以下であれば、その値に次の換算値を加算した値を測定値とする。

チャネル間隔	最　大　値	換　算　値
５MHz	－55.0dBm／MHz	6.53dB
10MHz	－58.0dBm／MHz	9.54dB
15MHz	－59.8dBm／MHz	11.30dB
20MHz	－61.0dBm／MHz	12.55dB

⑵　⑴において、許容値を超えた場合は、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、２⑶イの掃引周波数幅当たりの電力値を、次のように求める。

ア　掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

ウ　イで変換された電力次元の真数データを、全データ点数について加算する。それをその区間のデータ点数で除し平均電力を求める。これを測定分解能帯域幅で除して平均電力密度（W／Hz）を求め、これに２⑶イの掃引周波数幅を乗じる。

5　試験結果の記載方法

結果は、規定の帯域幅当たりの電力をdBm／規定の帯域幅単位で記載する。

6　その他の条件

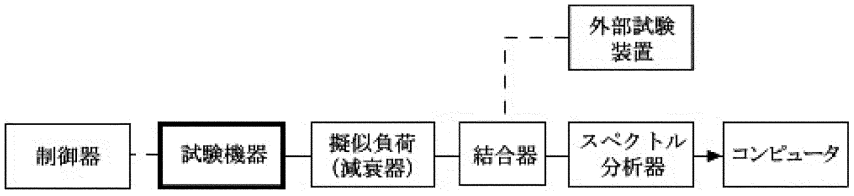
⑴　バースト状に送信されている場合には、バーストオフの時の状態を測定することができる。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑶　４⑴及び４⑵によらず、搬送波を送信しないときの漏えい電力が占有周波数帯域幅内の漏えい電力の最大レベルに対し、他の送信帯域内の最大レベルが20dB以上低い場合、又は許容値から20dB以上低い場合であって、かつ、分解能帯域幅を占有周波数帯域幅の許容値以上に設定できるスペクトル分析器を用いる場合には、２⑷のように設定し、搬送波オンのレベルと搬送波オフ時間において最大となるレベルの比を空中線電力に乗じて搬送波を送信していないときの電力を求めることができる。

十　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルのため、擬似負荷（減衰器）の減衰量は、なるべく低い値とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数幅	30MHz以上12.75GHz以下
イ	分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	掃引モード	単掃引
キ	検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
オ	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
カ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
キ	掃引モード	単掃引
ク	検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

制御器又は外部試験装置を用いて試験機器の送信を停止し試験周波数を連続受信する状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。

⑵　探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記２⑶とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合は、バースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合は、バースト内平均電力）を求め、dBm値に変換して副次発射電力とする。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに、副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の周波数ごとにおける総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに、最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑶　⑵において、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

別表第八十七　削除

6　その他の条件

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとすること。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用することができる。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

⑷　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑸　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、受験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を１サンプル当たり１周期以上とすること。

⑹　５⑵において、各周波数ごとにおける総和を記載することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数（同時に電波を発射しない空中線は除く。）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を記載することができる。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、かつ、同時に受信回路に接続されない場合には、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定とする。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や、切り替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は、試験を省略してはならない。

別表第八十七　証明規則第２条第１項第11号の20、第11号の20の２及び第11号の20の３に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　認証における特性試験の場合

⑴の環境による試験に加えて、周波数の偏差については温湿度試験を行う。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　認証における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧で測定を行う。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定を行う。

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器の発射可能な周波数帯が700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯の周波数帯を使用する場合は、各周波数帯域ごとに行う。

⑵　各周波数帯において、試験機器の発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定を行う。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

5　測定器の精度と較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。

6　試験の単位及び試験の範囲

基地局の１セクタを構成する無線設備全体を試験の単位とし、変復調回路部、電力増幅部等をセクタの構成上最大限実装しても設備規則に規定された技術基準を満足することを確認する試験を行う。

7　その他の条件

⑴　本試験方法は、空中線端子（試験用端子を含む。）のある設備に適用する。

⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次に掲げる機能を有する設備に適用する。

ア　試験周波数に設定する機能

イ　強制送信制御（連続送信状態）

ウ　強制受信制御（連続受信状態）

エ　規定のチャネルの組合せ及び数で変調し、最大出力状態に設定する機能

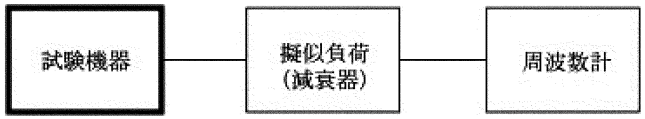
⑶　技術基準適合証明における試験申請においてテストベンチを使用して試験を行う場合は、テストベンチが有する電気的特性も含めて測定することになるので、試験機器そのものの特性との間で差異の生じることがあることに留意する。

⑷　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、基地局を模擬する無線局の場合は、本試験方法を適用する。

⑸　試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計としては、カウンタ、スペクトル分析器又は波形解析器を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　カウンタ又はスペクトル分析器で測定する場合は、無変調状態で送信する。波形解析器で測定する場合は、変調された信号を一定の平均電力で連続的に送信する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の周波数の測定を行う。

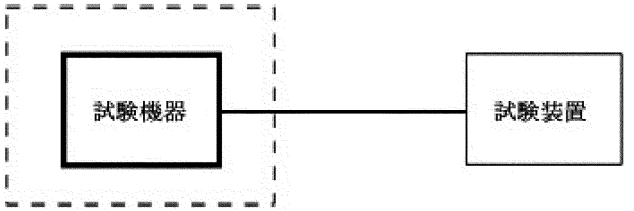
⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

結果は、測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

三　温湿度試験

1　測定系統図



2　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃及び－20℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

⑵　高温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

⑶　湿度試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

３　試験機器の状態

⑴　２⑴ア、２⑵アヌは２⑶アの湿温度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　２⑴イ、２⑵イヌは２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

４　その他の条件

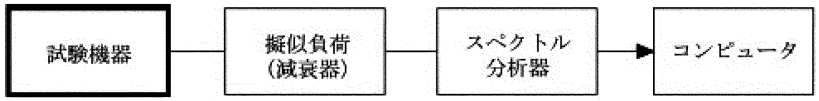
⑴　常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。

⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

四　占有周波数帯幅

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	搬送波周波数
イ	掃引周波数幅	許容値の約２～3.5倍
ウ	分解能帯域幅	許容値の約１％以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より40dB以上高いこと
キ	データ点数	400点以上
ク	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。

⑵　最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　帯域外領域における不要発射の強度

⑴　測定系統図

四の項の１に準ずる。

⑵　測定器の条件等

ア　搬送波近傍の帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

㋐　掃引周波数幅については、チャネル間隔に応じて、次表のとおりとする。

チャネル間隔	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送波周波数±（2.55MHz～7.55MHz） 搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz）
10MHz	搬送波周波数±（5.05MHz～10.05MHz） 搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz）
15MHz	搬送波周波数±（7.55MHz～12.55MHz） 搬送波周波数±（12.55MHz～17.55MHz）
20MHz	搬送波周波数±（10.05MHz～15.05MHz） 搬送波周波数±（15.05MHz～20.05MHz）

㋑　分解能帯域幅　100kHz

㋒　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

㋓　掃引時間　測定精度が保証される最小時間

㋔　Ｙ軸スケール　10dB／Div

㋕　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

(キ)　データ点数　　400点以上
(ク)　掃引モード　　単掃引
(ケ)　検波モード　　ポジティブピーク

イ　帯域外領域における不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

(ア)　掃引周波数幅は、各周波数帯において、次表のとおりとする。

測定対象周波数帯	掃　引　周　波　数　幅
700MHz帯（注１）	763MHzから813MHzまで
800MHz帯（注１）	850MHzから900MHzまで
900MHz帯（注１）	935MHzから970MHzまで
1.5GHz帯（注２）	1,465.9MHzから1,520.9MHzまで
1.7GHz帯（注２）	1,829.9MHzから1,889.9MHzまで
2.0GHz帯（注２）	2,100MHzから2,180MHzまで

注１　チャネル間隔に応じて、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く。
５MHz：搬送波周波数±12.55MHz未満
10MHz：搬送波周波数±15.05MHz未満
15MHz：搬送波周波数±17.55MHz未満
20MHz：搬送波周波数±20.05MHz未満

注２　チャネル間隔に応じて、搬送波周波数近傍の次の周波数範囲を除く。
５MHz：搬送波周波数±13.0MHz未満
10MHz：搬送波周波数±15.5MHz未満
15MHz：搬送波周波数±18.0MHz未満
20MHz：搬送波周波数±20.5MHz未満

(イ)　分解能帯域幅は、各周波数帯において、次表のとおりとする。

測定対象周波数帯	分解能帯域幅
700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯	100kHz
1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯	１MHz

(ウ)　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
(エ)　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
(オ)　Ｙ軸スケール　10dB／Div
(カ)　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
(キ)　データ点数　　400点以上
(ク)　掃引モード　　単掃引
(ケ)　検波モード　　ポジティブピーク

ウ　帯域外領域における不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

㋐　中心周波数　　不要発射周波数

㋑　掃引周波数幅　０Hz

㋒　分解能帯域幅　アの掃引周波数幅、700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯：100kHz
イの掃引周波数幅のうち、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯：１MHz

㋓　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

㋔　Ｙ軸スケール　10dB／Div

㋕　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値

㋖　掃引モード　　単掃引

㋗　検波モード　　サンプル

⑶　試験機器の状態

ア　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

イ　電力制御を最大とし、帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

ウ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

⑷　測定操作手順

ア　スペクトル分析器の設定を⑵アとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。

イ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

ウ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を⑵ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。

エ　スペクトル分析器の設定を⑵イとし、各掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。

オ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

カ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を⑵ウとし、掃引終了後、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求める。

キ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑸　試験結果の記載方法

ア　不要発射振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で記載する。

イ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の各周波数ごとにおける総和を、技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

ウ　イにおいて、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑹　その他の条件

ア　測定結果が許容値に対し３dB以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

イ　スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

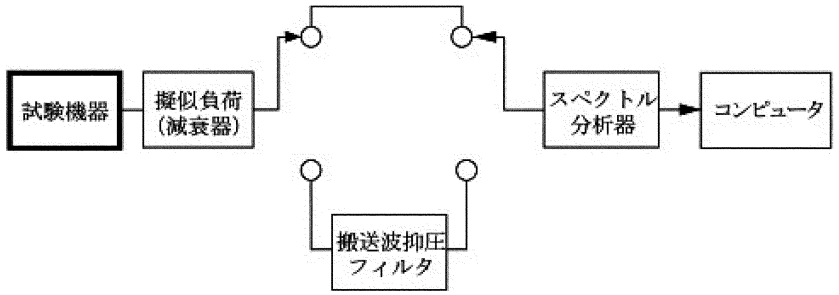
ウ　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

エ　⑶ウにおいて、個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有するものの場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

オ　⑷ウにおいて、バースト波の場合は、測定値にバースト周期を電波を発射している時間で除した値を乗じて補正した値を測定結果とすること。なお、分解能帯域幅の選択度特性の影響により、測定値が過大に表示される場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅以下の30kHzとして参照帯域幅内の電力を積算することができる。

2　スプリアス領域における不要発射の強度

⑴　測定系統図



⑵　測定器の条件等

ア　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

イ　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

㋐　掃引周波数幅及び分解能帯域幅

９kHzから150kHzまで	：１kHz
150kHzから30MHzまで	：10kHz
30MHzから1,000MHzまで（注１）	：100kHz
1,000MHzから12.75GHzまで（注１、２）	：１MHz
1,884.5MHzから1,915.7MHzまで	：300kHz

㋑　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

㋒　掃引時間　測定精度が保証される最小時間

㋓　Ｙ軸スケール　10dB／Div

㋔　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

(カ) データ点数　　400点以上
(キ) 掃引モード　　単掃引
(ク) 検波モード　　ポジティブピーク
注１　掃引周波数幅として次の周波数範囲を除く。
763MHzから813MHzまで、850MHzから900MHzまで、935MHzから970MHzまで、1,465.9MHzから1,520.9MHzまで、1,829.9MHzから1,889.9MHzまで及び2,100MHzから2,180MHzまで
注２　1,884.5MHzから1,915.7MHzまでを除く。
ウ　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
(ア) 中心周波数　　不要発射周波数
(イ) 掃引周波数幅　０Hz
(ウ) 分解能帯域幅（各周波数帯ごとに選択する。）
９kHz以上150kHz未満　　：１kHz
150kHz以上30MHz未満　　：10kHz
30MHz以上1,000MHz未満　　：100kHz
1,000MHz以上12.75GHz未満(注)　：１MHz
1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下　：300kHz
注　1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下を除く。
(エ) ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
(オ) 掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
(カ) Ｙ軸スケール　10dB／Div
(キ) 入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
(ク) 掃引モード　　単掃引
(ケ) 検波モード　　サンプル
⑶　試験機器の状態
ア　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。
イ　電力制御を最大出力とし、スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
ウ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。
⑷　測定操作手順
ア　スペクトル分析器の設定を⑵イとし、掃引周波数幅ごとに不要発射を探索する。
イ　探索した不要発射の振幅値が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。
ウ　探索した不要発射の振幅値が許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、不要発射周波数を求める。
エ　スペクトル分析器の設定を⑵ウとし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込み、全データを電力次元の真数に変換し、平均を求めてそれをdBm値に変換し、不要発射の振幅値とする。
オ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑸　試験結果の記載方法

ア　結果は、上記で測定した不要発射の振幅値を下記に基づいて、各帯域幅当たりの絶対値で記載する。

９kHz以上150kHz未満	：dBm／１kHz
150kHz以上30MHz未満	：dBm／10kHz
30MHz以上1,000MHz未満	：dBm／100kHz
1,000MHz以上12.75GHz未満㈱	：dBm／１MHz
1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下	：dBm／300kHz
2,010MHz以上2,025MHz以下	：dBm／１MHz

注　1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下を除く。

イ　結果を複数記載する場合は、許容値の帯域ごとにレベルの降順に並べ周波数とともに記載する。

ウ　給電点から空中線接続端子の間に不要発射を減衰させるフィルタを有する場合は、アで求めた測定値からフィルタの減衰量を減じた値を記載する。この場合において、フィルタの減衰量を用いたことも記載する。ただし、給電線等の結合により減衰量が低下する場合は、低下した減衰量を用いる。

エ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

オ　エにおいて、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑹　その他の条件

ア　⑷ウで測定した場合は、スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を用いて確認する。

イ　スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

ウ　搬送波抑圧フィルタの使用において、フィルタ減衰領域内の不要発射を正確に測定できない場合は、測定値を補正する。

エ　給電点から空中線接続端子の間に用いる不要発射を減衰させるフィルタの減衰量は、通過域の挿入損失とフィルタ減衰領域の減衰量の差を用いること。また、工事設計の認証において複数の種類のフィルタを用いる場合であって、減衰量が異なる場合は、補正に用いる減衰量は複数種類のフィルタ減衰量のうち最も少ない値を用いること。

オ　エのフィルタの入出力において給電線等により、フィルタの減衰量を超える結合によって、全体の減衰量が低下する場合は、補正に用いる減衰量は結合によって低下した減衰量とする。ただし、構造が銅コルゲート管又はセミリジット型の給電線を使用する場合は、この限りでない。

カ　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

キ　⑶ウにおいて、個々の空中線の電力及び位相を制御することによって空中線の指向特性を制御するものであって、一の空中線電力を増加させた場合、他の空中線の空中線電力を低下させることによって、複数の空中線電力の総電力を一定に制御する機能を有する場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

ク　⑵ウにおいて、探索した不要発射周波数が1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下の周波数範囲の境界周波数から参照帯域幅の１／２以内の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の１／２だけ離調させた周波数とする。

探索した不要発射周波数	中心周波数
1,884.50MHz以上1,884.65MHz以下	1,884.65MHz
1,915.55MHz以上1,915.70MHz以下	1,915.55MHz

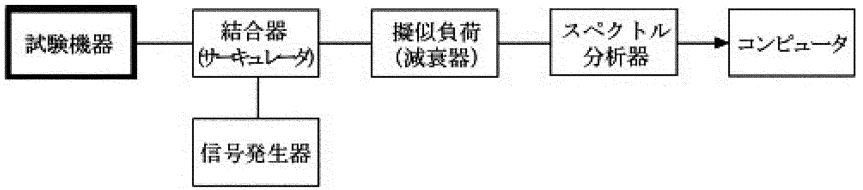
ケ　⑵ウにおいて、探索した不要発射周波数が2,010MHz以上2,025MHz以下の周波数範囲の境界周波数から参照帯域幅の１／２以内の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の１／２だけ離調させた周波数とする。

探索した不要発射周波数	中心周波数
2,010MHz以上2,010.5MHz以下	2,010.5MHz
2,024.5MHz以上2,025MHz以下	2,024.5MHz

コ　ケにおいて、スペクトル分析器の分解能帯域幅のフィルタの特性によって、測定値が搬送波周波数及びケの測定周波数範囲外の不要発射の影響を受ける場合には、分解能帯域幅を30kHz、掃引周波数幅を１MHzに設定して、参照帯域幅内の電力を積算して測定値を求めることができる。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度（送信相互変調特性）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル領域における送信相互変調積測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　４に示す周波数

イ　掃引周波数幅　　チャネル間隔と離調周波数により次表のとおりとする。

チャネル間隔	中　心　周　波　数	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送周波数±５MHz	4.5MHz及び5.0MHz
	搬送周波数±10MHz	

10MHz	搬送周波数±7.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±10MHz	9.0MHz
	搬送周波数±12.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±20MHz	9.0MHz
15MHz	搬送周波数±10MHz	5.0MHz
	搬送周波数±15MHz	5.0MHz及び13.5MHz
	搬送周波数±30MHz	13.5MHz
20MHz	搬送周波数±12.5MHz	5.0MHz
	搬送周波数±17.5MHz	
	搬送周波数±20MHz	18.0MHz
	搬送周波数±40MHz	

ウ　分解能帯域幅　　30kHz
エ　ビデオ帯域幅　　100kHz
オ　Y軸スケール　　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　連続掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク
コ　表示モード　　マックスホールド
サ　掃引回数　　スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

⑵　隣接チャネル領域における１MHz帯域幅当たりの送信相互変調積探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　　チャネル間隔により次表のとおりとする。

チャネル間隔	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送周波数±（2.75MHzから7.25MHzまで）
	搬送周波数±（7.75MHzから12.25MHzまで）
10MHz	搬送周波数±（5.50MHzから14.50MHzまで）
	搬送周波数±（15.50MHzから24.50MHzまで）
15MHz	搬送周波数±（8.08MHzから21.75MHzまで）
	搬送周波数±（23.25MHzから36.75MHzまで）
20MHz	搬送周波数±（10.58MHzから29.00MHzまで）
	搬送周波数±（31.00MHzから49.00MHzまで）

イ　分解能帯域幅　　30kHz
ウ　ビデオ帯域幅　　100kHz
エ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク

⑶　隣接チャネル領域における１MHz帯域幅当たりの送信相互変調積測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　探索された周波数
イ　掃引周波数幅　　１MHz
ウ　分解能帯域幅　　30kHz
エ　ビデオ帯域幅　　100kHz
オ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
カ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
キ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
ク　データ点数　　400点以上
ケ　掃引モード　　単掃引
コ　検波モード　　サンプル

⑷　帯域外領域における送信相互変調積最大値探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　　チャネル間隔により次表のとおりとする。

チャネル間隔	掃　引　周　波　数　幅
５MHz	搬送周波数±（2.55MHzから7.55MHzまで）
	搬送周波数±（7.55MHzから12.55MHzまで）
10MHz	搬送周波数±（5.05MHzから10.05MHzまで）
	搬送周波数±（10.05MHzから15.05MHzまで）
15MHz	搬送周波数±（7.55MHzから12.55MHzまで）
	搬送周波数±（12.55MHzから17.55MHzまで）
20MHz	搬送周波数±（10.05MHzから15.05MHzまで）
	搬送周波数±（15.05MHzから20.05MHzまで）

イ　分解能帯域幅　　100kHz
ウ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅と同程度
エ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク

⑸　帯域外領域における送信相互変調積探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅及び分解能帯域幅は、試験機器が発射可能な周波数帯域の区分に応じて、次表のとおりとする。

周波数帯域	チャネル間隔	掃引周波数幅	分解能帯域幅
700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯	５MHz	搬送周波数±（12.55MHzから22.5MHzまで）	100kHz
	10MHz	搬送周波数±（15.05MHzから30.0MHzまで）	
	15MHz	搬送周波数±（17.55MHzから37.5MHzまで）	
	20MHz	搬送周波数±（20.05MHzから45.0MHzまで）	
1.5 GHz 帯、1.7 GHz 帯 及び2.0GHz帯	５MHz	搬送周波数±（13.0MHzから22.5MHzまで）	１MHz
	10MHz	搬送周波数±（15.5MHzから30.0MHzまで）	
	15MHz	搬送周波数±（18.0MHzから37.5MHzまで）	
	20MHz	搬送周波数±（20.5MHzから45.0MHzまで）	

イ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅と同程度
ウ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
エ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
オ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　　400点以上
キ　掃引モード　　単掃引
ク　検波モード　　ポジティブピーク

⑹　帯域外領域における送信相互変調積振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　不要発射周波数
イ　掃引周波数幅　　０Hz
ウ　分解能帯域幅　　⑷の掃引周波数幅、700MHz帯、800MHz帯及び900MHz帯：100kHz
⑸の掃引周波数幅のうち、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2.0GHz帯：１MHz

エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　掃引モード　　単掃引
ク　検波モード　　サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。

⑵　電力制御を最大出力とし、送信相互変調積が最大となる状態に設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力として測定するほか、運用状態で空中線電力の総和が最大となる状態で同時に送信状態となる全ての空中線端子にて測定する。

4　測定操作手順

⑴　隣接チャネル領域における送信相互変調積の測定

ア　スペクトル分析器を2⑴のように設定する。

イ　搬送波電力（P_c）の測定

㋐　搬送波周波数を中心周波数とし、掃引周波数幅をチャネル間隔として掃引する。

㋑　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

㋒　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

㋓　全データの電力総和を求め、これをP_cとする。

㋔　電力総和の計算は、次式による。ただし、参照帯域幅内のＲＭＳ値が直接求められるスペクトル分析器で測定した場合は、測定結果を測定値とすることができる。

$$P_c = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times n}$$

P_c：各周波数での掃引周波数幅内の電力総和の測定値（W）

E_i：１サンプルの測定値（W）

S_w：掃引周波数幅（MHz）

ｎ：掃引周波数幅内のサンプル点数

ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

ウ　信号発生器からチャネル間隔５MHzの変調信号で変調した、希望波の定格出力より30dB低いレベルの信号を発生する。

エ　信号発生器の周波数を搬送波周波数－５MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz、－20MHz又は－22.5MHzに設定する。

オ　上側隣接チャネル領域における送信相互変調積（P_U）の測定

㋐　搬送波周波数＋５MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz、＋20MHz、＋30MHz又は＋40MHzの中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。

㋑　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

㋒　全データについて、データ点ごとにdB値を電力次元の真数に変換する。

㋓　掃引周波数幅を5.0MHzとした場合には、真数に変換したデータについて、3.84MHz帯域幅のＲＲＣフィルタ（ロールオフ率0.22）の特性により各データを補正する。

㋔　全データの電力総和をイ㋔の式で求め、P_cをP_Uと読み替える。

カ　信号発生器の周波数を搬送波周波数＋５MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz、＋20MHz又は＋22.5MHzに設定する。

キ　下側隣接チャネル領域における送信相互変調積（P_L）の測定

㋐　搬送波周波数－５MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz、－20MHz、－30MHz又は－40MHzの中心周波数にして掃引周波数幅内を掃引する。

㋑　全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

㋒　全データについて、データ点ごとにdB値を電力次元の真数に変換する。

㋓　掃引周波数幅を5.0MHzとした場合には、真数に変換したデータについて、3.84MHz帯域幅のＲＲＣフィルタ（ロールオフ率0.22）の特性により各データを補正する。

㋔　全データの電力総和をイ㋔の式で求め、P_cをP_Lと読み替える。

ク　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑵　隣接チャネル領域における１MHz帯域幅当たりの送信相互変調積の測定

ア　信号発生器からチャネル間隔５MHzの変調信号で変調した、希望波の定格出力より30dB低いレベルの信号を発生する。

イ　信号発生器の周波数を搬送波周波数－５MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz、－20MHz又は－22.5MHzに設定する。

ウ　上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）の測定

㋐　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、各掃引周波数幅ごとに隣接チャネル漏えい電力を探索する。

㋑　探索した漏えい電力の（振幅最大となる測定値＋分解能帯域幅換算値㋟）が許容値以下の場合は、（振幅最大となる測定値＋分解能帯域幅換算値）を測定値とする。

注　分解能帯域幅換算値＝10log（参照帯域幅／測定時の分解能帯域幅）
分解能帯域幅換算値：15.2dB

㋒　探索した漏えい電力の振幅測定値＋分解能帯域幅換算値が許容値を超える場合は、許容値を超える周波数において、次の㋓から㋗までの手順で詳細測定を行う。

㋓　スペクトル分析器を２⑶のように設定する。スペクトル分析器の中心周波数は、㋒において許容値を超える各周波数とする。

㋔　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

㋕　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

㋗　全データの電力総和は次式で求め、これをP_sとする。ただし、バースト波の場合は、計算で得られた測定値にバースト周期を電波を発射している時間で除した値を乗じて補正した値を測定結果とすること。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_s：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値（W）
E_i：１サンプルの測定値（W）
S_w：掃引周波数幅（MHz）
ｎ：参照帯域幅内のサンプル点数
ｋ：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

エ　信号発生器の周波数を搬送波周波数＋５MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz、＋20MHz又は＋22.5MHzに設定する。

オ　下側隣接チャネル漏えい電力（P_L）の測定

(ｱ)　スペクトル分析器の設定を２(2)とし、各掃引周波数幅ごとに隣接チャネル漏えい電力を探索する。

(ｲ)　ウ(ｲ)から(ｷ)までと同様にして、隣接チャネル漏えい電力の測定を行う。

カ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

(3)　帯域外領域における送信相互変調積の測定

ア　信号発生器からチャネル間隔５MHzの変調信号で変調した、希望波の定格出力より30dB低いレベルの信号を発生する。

イ　信号発生器の周波数を搬送波周波数－５MHz、－7.5MHz、－10MHz、－12.5MHz、－15MHz、－17.5MHz、－20MHz又は－22.5MHzに設定する。

ウ　スペクトル分析器を２(4)及び２(5)のように設定して、搬送波周波数より高い測定周波数範囲内を測定する。

エ　２(4)及び２(5)の各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。探索した値が許容値を満足する場合は、２(6)の測定は行わず、求めた値を測定値とする。

オ　探索した値が許容値を超えた場合、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を２(6)のように設定し、バースト内平均値を求めて測定値とする。

カ　信号発生器の周波数を搬送波周波数＋５MHz、＋7.5MHz、＋10MHz、＋12.5MHz、＋15MHz、＋17.5MHz、＋20MHz又は＋22.5MHzに設定する。

キ　スペクトル分析器を２(4)及び２(5)のように設定して、搬送波周波数より低い測定周波数範囲内を測定する。

ク　２(4)及び２(5)の各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。探索した値が許容値を満足する場合は、２(6)の測定は行わず、求めた値を測定値とする。

ケ　探索した値が許容値を超えた場合、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を２(6)のように設定し、バースト内平均値を求めて測定値とする。

コ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

５　試験結果の記載方法

(1)　４(1)で求めた結果は、次式により計算する。

ア　上側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_U/P_c)$

イ　下側隣接チャネル漏えい電力比　$10\log(P_L/P_c)$

相対値で記載する場合は、ア及びイで算出した値をdBc単位で記載する。絶対値で記載する場合は、あらかじめ測定した空中線電力の測定値にア及びイの比を用いて算出しdBm単位で記載する。

(2)　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の空中線電力に(1)で求めた比を乗じて隣接チャネル漏えい電力の絶対値を空中線ごとに算出し真数で加算して、隣接チャネル漏えい電力の総和をP_U又はP_Lとし、空中線電力の総和をP_cとして(1)の式により算出した値をdBc単位で記載する。

⑶　⑵において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑷　４⑵で求めた結果は、dBm／MHz単位で記載する。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに求めた値を真数で加算して、隣接チャネル漏えい電力の総和をdBm／MHz単位で記載する。

⑹　⑸において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

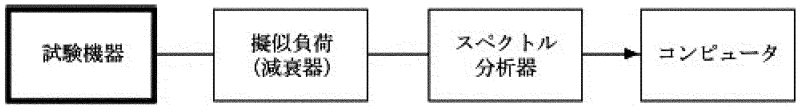
⑺　４⑶で求めた結果は、送信相互変調振幅値を、技術基準の異なる帯域ごとに離調周波数とともに、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で記載する。

⑻　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑼　⑻において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

七　隣接チャネル漏えい電力

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル帯域幅当たりの漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　掃引周波数幅　六の項の２⑴に準ずる
ウ　分解能帯域幅　30kHz
エ　ビデオ帯域幅　100kHz
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　連続掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク
コ　表示モード　　マックスホールド
サ　掃引回数　　スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

⑵　１MHz帯域幅当たりの隣接チャネル漏えい電力探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　六の項の２⑵に準ずる
イ　分解能帯域幅　30kHz
ウ　ビデオ帯域幅　100kHz

エ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　400点以上
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク

⑶　１MHz帯域幅当たりの隣接チャネル漏えい電力測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　探索された周波数
イ　掃引周波数幅　１MHz
ウ　分解能帯域幅　30kHz
エ　ビデオ帯域幅　100kHz
オ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間
カ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
キ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
ク　データ点数　　400点以上
ケ　掃引モード　　単掃引
コ　検波モード　　サンプル

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。
⑵　電力制御を最大出力とし、隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力として測定するほか、運用状態で空中線電力の総和が最大となる状態として測定する。

４　測定操作手順

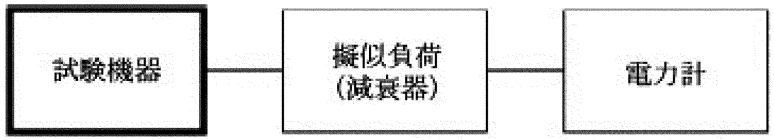
六の項の４に準ずる。

５　試験結果の記載方法

六の項の５に準ずる。

八　空中線電力の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。
⑵　減衰器の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、送信する。

⑵　電力制御を最大出力とし、最大出力状態となる変調とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　電力計の零点調整を行う。

⑵　送信する。

⑶　電力計で測定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で、＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　送信空中線絶対利得の上限が等価等方輻射電力で規定される無線設備の場合は、送信空中線絶対利得も記載する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して総和を記載するほか、それぞれの空中線端子の測定値も記載する。

⑷　⑶において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

⑸　⑵において、複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの送信空中線絶対利得を記載する。

6　その他の条件

⑴　測定点は、送受信装置の出力端から空中線給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。

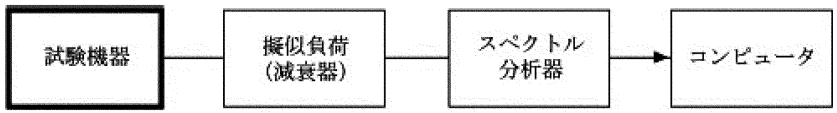
⑵　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。

⑶　3⑶において、空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）の場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。

⑷　複数の空中線を用いる場合の空中線絶対利得は、アダプティブアレーアンテナとして動作させる場合は、空中線の絶対利得を加算（真数で加算）した値を合成した空中線絶対利得として用いる。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　30MHzから12.75GHzまで

イ　分解能帯域幅　30MHz以上1,000MHz未満：100kHz
　　1,000MHz以上12.75GHz以下：１MHz

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

エ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

カ　データ点数　　400点以上

キ　掃引モード　　単掃引

ク　検波モード　　ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定する副次発射周波数

イ　掃引周波数幅　０Hz

ウ　分解能帯域幅　周波数が１GHz未満：100kHz
　　１GHz以上：１MHz

エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

オ　掃引時間　　測定精度が保証される最小時間

カ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

キ　データ点数　　400点以上

ク　掃引モード　　単掃引

ケ　検波モード　　サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数を連続受信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。

⑵　探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合はバースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合は、受信状態において副次発射がバースト状に発射される場合の副次発射のバースト内平均電力）を求め、dBm値に変換して副次発射電力とする。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

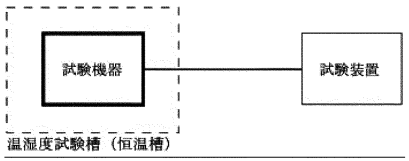
［**別表第八十八・第八十九**　略］

別表第九十　証明規則第２条第１項第11号の20、第11号の20の２、第11号の20の３、第11号の20の４、第11号の20の５、第11号の20の６、第11号の29、第11号の29の２、第11号の29の３、第11号の33、第11号の33の２及び第11号の33の３に掲げる無線設備の試験方法

［一・二　略］

三　温湿度試験

１　測定系統図



２　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃及び－20℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

⑵　高温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

６　その他の条件

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を用いて確認する。

［**別表第八十八・第八十九**　同左］

別表第九十　証明規則第２条第１項第11号の29及び第11号の33に掲げる無線設備の試験方法

［一・二　同左］

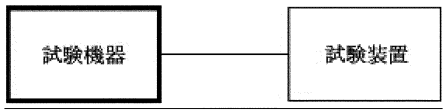
三　温湿度試験

別表第八十七の三の項に同じ。

⑶　湿度試験	
ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。	
イ　この状態で４時間放置する。	
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。	
エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。	
３　試験機器の状態	
⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。	
⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。	
４　その他の条件	
⑴　常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には、本試験項目は行わない。	
⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。	
⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。	
［四～七　略］	［四～七　同左］
八　空中線電力の偏差	八　空中線電力の偏差
［１～３　略］	［１～３　同左］
４　測定操作手順	４　測定操作手順
［⑴～⑷　略］	［⑴～⑷　同左］
⑸　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、特定無線設備の種別の区分に応じ、それぞれに定める値とする。	⑸　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。
ア　証明規則第２条第１項第11号の20、第11号の20の２、第11号の20の３、第11号の20の４、第11号の20の５及び第11号の20の６に掲げる無線設備　各空中線端子における値	
イ　その他の無線設備　各空中線端子における値の総和	
⑹　アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する場合は、全空中線端子における総和を求める。	［新設］
［５　略］	［５　同左］
［九・十　略］	［九・十　同左］
別表第九十一　証明規則第２条第１項第11号の19、第11号の19の２、第11号の19の３、第11号の30及び第11号の34に掲げる無線設備の試験方法	**別表第九十一**　証明規則第２条第１項第11号の30及び第11号の34に掲げる無線設備の試験方法
［一・二　略］	［一・二　同左］

三　振動試験

1　測定系統図



2　試験機器の状態

(1)　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

(2)　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

(1)　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

(2)　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のとおりとする。

ア　全振幅３㎜、最低振動数（毎分300回以下で振動試験機において設定可能な振動数をいう。以下このアにおいて同じ。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動数については、最低振動数から毎分500回まで、毎分500回から最低振動数までの順序に振動数を掃引するものとする。

イ　全振幅１㎜、毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、毎分500回から毎分1,800回まで、毎分1,800回から毎分500回までの順序で、振動数を掃引するものとする。

(3)　振動条件は、(2)にかかわらず、次の条件を適用できる。

周波数	ＡＳＤ（Acceleration Spectral Density）ランダム振動
５Hzから20Hzまで	$0.96m^2/s^3$
20Hzを超え500Hzまで	－３dB／Octave

このランダム振動を上下、左右及び前後（設定順序は任意）にてそれぞれ30分間行う。

(4)　(2)又は(3)の振動を加えた後、一の項の２(2)の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

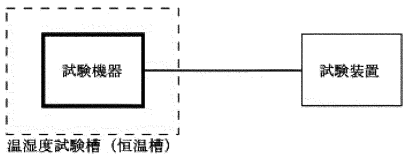
(5)　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

4　その他

本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

四　温湿度試験

1　測定系統図



三　振動試験

別表第八十六の三の項に同じ。

四　温湿度試験

別表第八十六の四の項に同じ。

２　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数の測定を行う。

３　試験機器の状態

⑴　２⑴ア、２⑵ア又は２⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　２⑴イ、２⑵イ又は２⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

４　その他の条件

⑴　本試験項目は、常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、当該狭い方の条件を保った状態で当該広い方の条件の試験を行う。

⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、２⑴から⑶までの範囲に該当しない場合は、温湿度試験を省略できる。

［五～十　略］

［五～十　同左］

十一　搬送波を送信していないときの電力

［1　略］

2　測定器の条件等

⑴　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

［ア　略］

イ　分解能帯域幅　30kHz以上３MHz以下

［ウ～ケ　略］

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

［ア　略］

イ　分解能帯域幅　30kHz以上３MHz以下

［ウ～ケ　略］

［3～5　略］

［十二　略］

［**別表第九十二**　略］

別表第九十三　証明規則第２条第１項第11号の29の４及び第11号の30の２に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定を行う。

⑵　複数の発射可能な周波数帯域がある場合は、周波数帯域ごとに測定を行う。

⑶　複数の電気通信事業者の周波数帯域がある場合は、電気通信事業者に割り当てられた周波数帯域ごとに測定を行う。

十一　搬送波を送信していないときの電力

［1　同左］

2　測定器の条件等

⑴　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

［ア　同左］

イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下

［ウ～ケ　同左］

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

［ア　同左］

イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下

［ウ～ケ　同左］

［3～5　同左］

［十二　同左］

［**別表第九十二**　同左］

［新設］

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を使用する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に使用する状態で測定を行う。複数の組合せがある場合は、全ての組合せにおいて測定を行う。

⑸　陸上移動局対向（下り）及び基地局対向（上り）に対して、全試験項目について測定を行う。ただし、八の項の試験項目は、再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局のみに適用する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定を行う。

5　試験信号入力レベル

⑴　試験機器への試験信号の入力レベル（以下この表において「規定の入力レベル」という。）は、次のとおりとする。ただし、各試験項目で規定の入力レベルを指定している場合は、その試験項目の指定による。

ア　最大利得状態で最大出力を生成するレベル

イ　アの入力レベルから10dB増加させたレベル

ウ　各試験項目において試験結果が最悪となるレベル

なお、過入力に対して送信を停止する機能がある場合は、送信を停止する直前のレベルとする。

⑵　⑴に規定する規定の入力レベルにかかわらず、別表第八十五の一の項に規定する規定の入力レベルを用いることができる。

6　試験条件

試験機器への試験信号入力は、無変調の連続波及び携帯無線通信で使用する変調方式及びサブキャリア間隔等の組合せで決定される全ての信号とする。

7　試験設備の条件等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件等」に合致するものに限る。

⑶　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定した場合に、搬送波近傍において搬送波の影響を受けるときは、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑷　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑸　帯域幅内の電力総和は、次に示すとおり算出する。

ア　帯域幅内の全データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　取り込んだ全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

ウ　次式により、真数に変換した値を用いて電力総和（P_s）を算出する。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

P_s：帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１データ点の測定値（W）

S_w：帯域幅（MHz）

ｎ：帯域幅内のデータ点数
ｋ：等価雑音帯域幅の補正値
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑹　スペクトル分析器で平均値を算出する場合は、ＲＭＳ方式を使用する。

⑺　入力する試験信号を生成する信号発生器は、その特性が測定結果に影響を及ぼすことがあるため、十分に性能を確認したものを使用する。

８　試験機器の条件

本試験方法は、内蔵又は付加装置により、次の機能を有する試験機器に適用する。

⑴　試験周波数に設定する機能

⑵　最大出力状態に設定する機能

⑶　最大利得状態又は任意の利得状態に設定する機能

⑷　連続受信状態に設定する機能

⑸　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔等を任意に設定する機能

⑹　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）による変調を行うことができる機能（再生中継方式に限る。）

９　その他の条件

⑴　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定した値によって適合性判定を行う。ただし、空中線電力の試験項目は、空中線端子ごとに測定した値の総和を求めて適合性判定を行う（別に規定する場合を除く。）。

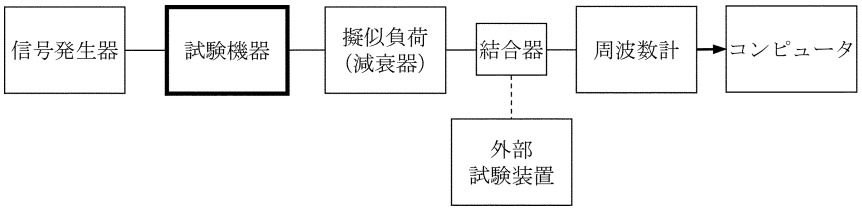
⑷　測定に用いない試験機器の空中線端子は、全て終端する。

⑸　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。

⑹　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

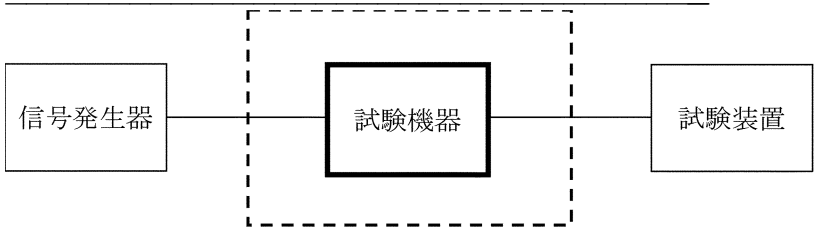
測定値をGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

試験機器（再生中継方式の場合に限る。）を無変調状態とすることができる場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定を行うことができる。

三　温湿度試験

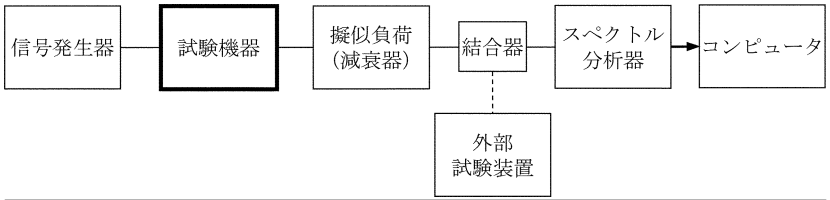
別表第八十五の三の項に同じ。ただし、測定系統図は次のとおりとする。



温湿度試験槽（恒温槽）

四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

⑴　中心周波数　試験周波数

⑵　掃引周波数幅　占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで

⑶　分解能帯域幅　占有周波数帯幅の許容値の１％以下

⑷　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

⑸　Ｙ軸スケール　10dB／Div

⑹　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
⑺　データ点数　　測定精度が保証される点数
⑻　掃引時間　　測定精度が保証される時間
⑼　掃引モード　　連続掃引
⑽　検波モード　　ポジティブピーク
⑾　表示モード　　マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに占有周波数帯幅が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における占有周波数帯幅の総和が最大となる状態に設定する。
⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

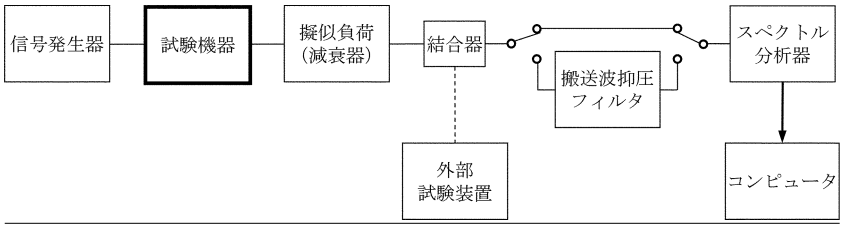
⑴　スペクトル分析器の設定を２とする。
⑵　波形の変動がなくなるまで連続掃引する。
⑶　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
⑷　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
⑸　全データの電力総和を求め、「全電力」とする。
⑹　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑺　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
⑻　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。
⑼　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

⑵　不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数範囲
イ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
オ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ポジティブピーク

⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の不要発射の強度の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された不要発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数範囲内の不要発射を探索する。

⑵　探索された不要発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、不要発射の強度の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

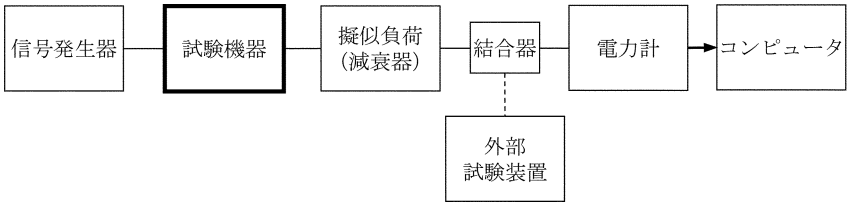
５　試験結果の記載方法

⑴　測定帯域ごとに離調周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

六　空中線電力の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

⑵　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　継続的バースト送信状態の電力を長時間にわたり電力計で測定を行う。

⑵　⑴で求めた測定値にバースト時間率の逆数を乗じた値を測定値とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線ごとの測定値を記載する。

七　隣接チャネル漏えい電力

１　測定系統図

四の項に同じ。

２　測定器の条件等

⑴　搬送波電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	試験周波数
イ	掃引周波数幅	試験周波数における占有周波数帯幅の許容値
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　隣接チャネル漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数
イ	掃引周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の隣接チャネル漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数
イ	掃引周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で測定を行う。

4　測定操作手順

⑴　隣接チャネル漏えい電力の相対値の測定

ア　スペクトル分析器の設定を２⑴として掃引し、掃引周波数幅内の電力総和を算出し、搬送波電力（P_c）とする。

イ　スペクトル分析器の設定を２⑵として掃引し、掃引周波数幅内の電力総和を算出し、隣接チャネル漏えい電力（Ｐ）とする。

ウ　隣接チャネル漏えい電力比（＝10log（Ｐ／P_c））を算出する。

エ　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

オ　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

⑵　隣接チャネル漏えい電力の絶対値の測定

ア　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数幅内の隣接チャネル漏えい電力を探索する。

イ　探索された漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（１MHz／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

ウ　イにおいて許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑶として掃引し、掃引周波数幅内の全データについて１MHz当たりの電力総和を算出し、その最大値を求める。

エ　ウで求めた電力総和にバースト時間率の逆数を乗じた値を隣接チャネル漏えい電力の測定値とする。

オ　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

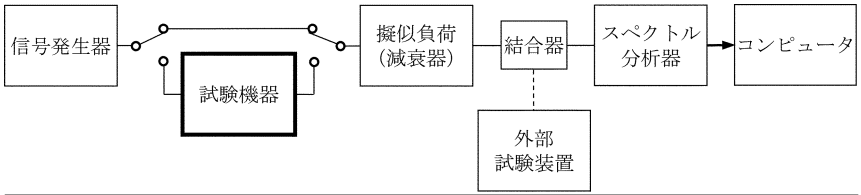
カ　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

5　試験結果の記載方法

上側隣接チャネル漏えい電力及び下側隣接チャネル漏えい電力について、隣接チャネル漏えい電力比の測定値又は隣接チャネル漏えい電力の測定値を技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

八　隣接チャネル漏えい電力（増幅度特性）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　信号発生器は、次のように設定する。

ア　周波数　測定操作手順に示す周波数

イ　試験信号　無変調の連続波

ウ　出力レベル　試験機器が最大利得状態で最大出力となる入力レベルと同一のレベル

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　測定操作手順に示す周波数

イ　掃引周波数幅　０Hz以上10MHz以下

ウ　分解能帯域幅　100kHz以上１MHz以下

エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

カ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

キ　データ点数　測定精度が保証される点数

ク　掃引時間　測定精度が保証される時間

ケ　掃引モード　連続掃引

コ　検波モード　ポジティブピーク

サ　表示モード　マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　最大利得状態及び最大出力に設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　信号発生器の周波数を離調周波数に設定し、２⑴で規定する出力レベルで無変調の連続波を送信する。

⑵　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を離調周波数に設定する。

⑶　信号発生器から試験機器の入力端子に入力する試験信号の入力電力（P_{IN}）をデシベル単位で測定する。

⑷　試験機器の入力端子に信号発生器の試験信号を入力する。

⑸　スペクトル分析器を掃引し、試験機器の出力端子から出力される出力電力（P_{OUT}）をデシベル単位で測定する。

⑹　当該離調周波数における帯域外利得（$=P_{OUT}-P_{IN}$）を計算する。

(7)　信号発生器及びスペクトル分析器の離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋200kHzから＋20MHzまで及び送信周波数帯域の下端の－200kHzから－20MHzまでにおいて一定の周波数間隔で変更して測定を繰り返す。

(8)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定する。

(9)　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。

5　試験結果の記載方法

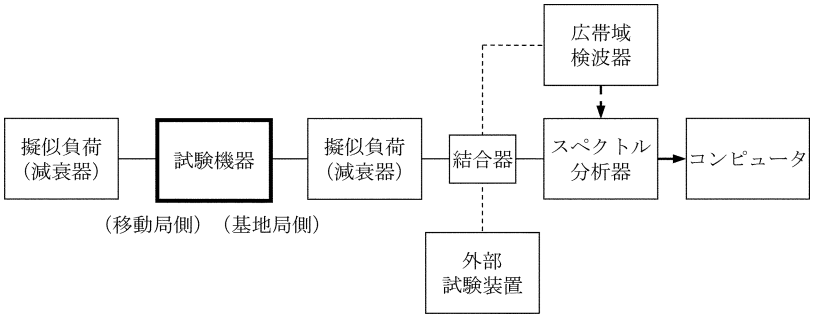
(1)　上側又は下側の測定帯域について離調周波数ごとに、技術基準で規定する単位で記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

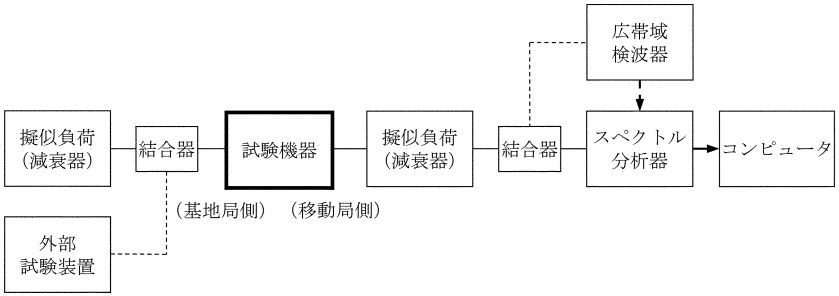
九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図

(1)　陸上移動局対向（下り）



(2)　基地局対向（上り）



2　測定器の条件等

(1)　測定対象が低レベルであるため、擬似負荷（減衰器）の減衰量は可能な限り低い値にする。

(2)　副次的に発する電波（以下この表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　副次発射の許容値が適用される周波数範囲

イ　分解能帯域幅　副次発射の許容値が適用される周波数幅

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
オ　データ点数　測定精度が保証される点数
カ　掃引時間　測定精度が保証される時間
キ　掃引モード　単掃引
ク　検波モード　ポジティブピーク

⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　探索された副次発射の周波数
イ　掃引周波数幅　０Hz
ウ　分解能帯域幅　副次発射の許容値が適用される周波数幅
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　データ点数　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　単掃引
ケ　検波モード　ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験機器の送信を停止し、試験周波数を連続受信状態とする。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに受信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数範囲ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。
⑵　探索された副次発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。
⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。
⑷　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、副次発射の振幅の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

技術基準が異なる周波数帯ごとに最大の１波を周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

別表第九十四　証明規則第２条第１項第11号の31の４及び第11号の32の２に掲げる無線設備の試験方法　［新設］

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定を行う。

⑵　複数の発射可能な周波数帯域がある場合は、周波数帯域ごとに測定を行う。

⑶　複数の電気通信事業者の周波数帯域がある場合は、電気通信事業者に割り当てられた周波数帯域ごとに測定を行う。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を使用する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に使用する状態で測定を行う。複数の組合せがある場合は、全ての組合せにおいて測定を行う。

⑸　複数の空中線を有する場合は、一の空中線を使用する状態で測定を行うほか、複数の空中線を同時に使用する状態で測定を行う。

⑹　陸上移動局対向（下り）及び基地局対向（上り）に対して、全試験項目について測定を行う。ただし、八の項の試験項目は、再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局のみに適用する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定を行う。

5　試験信号入力レベル

⑴　試験機器への試験信号の入力レベル（以下この表において「規定の入力レベル」という。）は、次のとおりとする。ただし、各試験項目で規定の入力レベルを指定している場合は、その試験項目の指定による。

ア　最大利得状態で最大出力を生成するレベル

イ　アの入力レベルから10dB増加させたレベル

ウ　各試験項目において試験結果が最悪となるレベル

なお、過入力に対して送信を停止する機能がある場合は、送信を停止する直前のレベルとする。

⑵　⑴に規定する規定の入力レベルにかかわらず、別表第八十五の一の項に規定する規定の入力レベルを用いることができる。

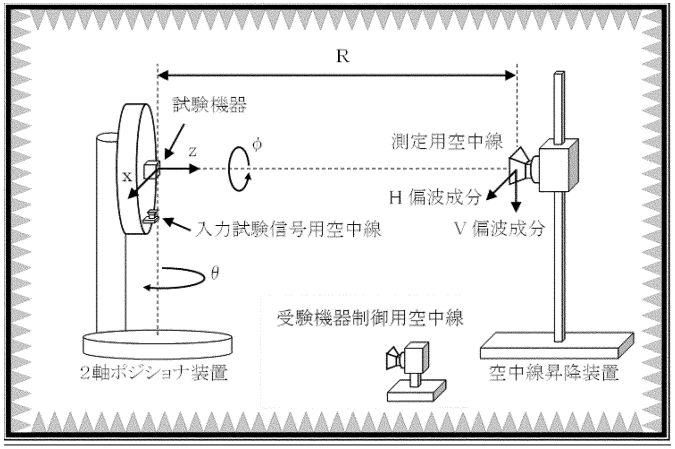
6　試験条件

試験機器への試験信号入力は、無変調の連続波及び携帯無線通信で使用する変調方式及びサブキャリア間隔等の組合せで決定される全ての信号とする。

7　試験設備の条件等

⑴　電波吸収体が６面に貼られた電波暗箱内部で、遠方界条件となる離隔距離(R)で遠方界測定を行う。ただし、反射板で平面波を生成して短距離で遠方界測定を行う方法又は近傍界で測定した結果を遠方界の値に換算する方法を採用することができる。

⑵　遠方界測定の試験設備は、次の図に準ずるものとする。入力する試験信号の正しい到来方向を維持しながら測定できるように、測定用空中線とポジショナ及び試験機器を対向させる。



ア　等価等方輻射電力（ＥＩＲＰ）は、次に示すとおり算出する。

(ｱ)　試験機器を空中線からの空中線電力の総和が最大となる状態に設定して送信し、指向性を固定する。

(ｲ)　一定の角度（測定精度が保証される角度）又は一定の面密度（測定精度が保証される面密度）でＥＩＲＰの３次元走査を行い、ＥＩＲＰの最大合計成分が存在する、空中線電力の指向性の最大方向を検出する。

(ｳ)　電力測定装置（スペクトル分析器、電力計等）を使用して、Ｖ偏波成分の平均電力（Pmeas, v）の測定を行う。

(ｴ)　(ｳ)の測定値に伝送路全体の複合損失を加算することにより、EIRPvを算出する。

(ｵ)　電力測定装置を使用して、H偏波成分の平均電力（Pmeas, h）の測定を行う。

(ｶ)　(ｵ)の測定値に伝送路全体の複合損失を加算することにより、EIRPhを算出する。

(ｷ)　ＥＩＲＰ（＝EIRPv＋EIRPh）を算出する。

イ　総合放射電力（ＴＲＰ）は、次に示すとおり算出する。

(ｱ)　試験機器を空中線からの空中線電力の総和が最大となる状態に設定して送信し、指向性を固定する。

(ｲ)　試験設備の構造に基づき、測定用空中線又は試験機器を一定の角度（測定精度が保証される角度）ごとに回転させ、各測定点についてPmeas，ｖ及びPmeas，ｈの測定を行う。

(ｳ)　(ｲ)の測定値に伝送経路全体の複合損失を加えることにより、EIRPv及びEIRPhを算出する。

(ｴ)　次式により、総合放射電力（ＴＲＰ）を算出する。

$$TRP=\frac{\Pi}{2NM}\sum_{i=1}^{N-1}\sum_{j=0}^{M-1}\left[EIRP_v(\theta_i,\ \varphi_j)+EIRP_h(\theta_i,\ \varphi_j)\right]\sin(\theta_i)$$

Ｎ：θの範囲（０からπまで）の角度間隔の数

Ｍ：φの範囲（０から２πまで）の角度間隔の数

注　上記(ｲ)において、測定用空中線又は試験機器を一定の角度で回転させる代わりに、測定点が一定の面密度（測定精度が保証される面密度）で配置されるように回転させることができる。この場合は、次式により、総合放射電力（ＴＲＰ）を算出する。

$$TRP=\frac{1}{X}\sum_{i=0}^{X-1}\left[EIRP_v(\theta_i,\varphi_i)+EIRP_h(\theta_i,\varphi_i)\right]$$

Ｘ：測定点の数

(3)　測定器は較正されたものを使用する。

(4)　スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件等」に合致するものに限る。

(5)　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定した場合に、搬送波近傍において搬送波の影響を受けるときは、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

(6)　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

(7)　帯域幅内の電力総和は、次に示すとおり算出する。ただし、スペクトル分析器に帯域幅内の電力総和を算出する機能を有するときは、その算出結果を用いることができる。

ア　帯域幅内の全データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　取り込んだ全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

ウ　次式により、真数に変換した値を用いて電力総和（P_s）を算出する。

$$P_S=\left(\sum_{i=1}^{n}E_i\right)\times\frac{S_W}{RBW\times k\times n}$$

P_s：帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１データ点の測定値（W）

S_w：帯域幅（MHz）

ｎ：帯域幅内のデータ点数

ｋ：等価雑音帯域幅の補正値

ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑻　スペクトル分析器で平均値を算出する場合は、ＲＭＳ方式を使用する。
⑼　入力する試験信号を生成する信号発生器は、その特性が測定結果に影響を及ぼすことがあるため、十分に性能を確認したものを使用する。

8　試験機器の条件

本試験方法は、内蔵又は付加装置により、次の機能を有する試験機器に適用する。

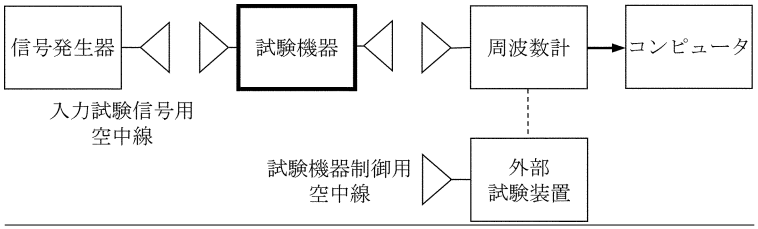
⑴　試験周波数に設定する機能
⑵　最大出力状態に設定する機能
⑶　最大利得状態又は任意の利得状態に設定する機能
⑷　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔等を任意に設定する機能
⑸　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）による変調を行うことができる機能（再生中継方式に限る。）
⑹　空中線の指向性を固定する機能

9　その他の条件

⑴　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。
⑵　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。
⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　空中線の指向性を固定する。
⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。
⑵　試験機器の周波数の測定を行う。

5　試験結果の記載方法

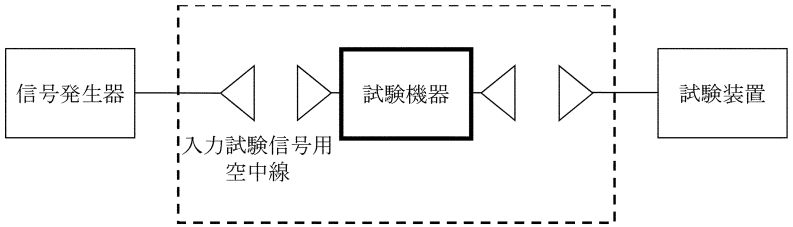
測定値をGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

試験機器（再生中継方式の場合に限る。）を無変調状態とすることができる場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定を行うことができる。

三　温湿度試験

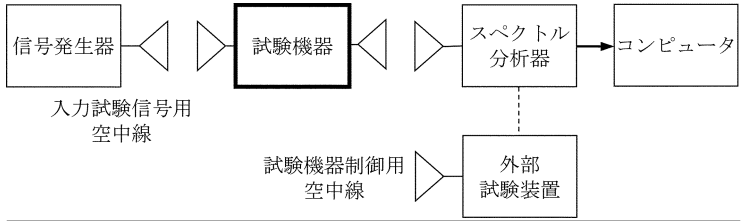
別表第八十五の三の項に同じ。ただし、測定系統図は次のとおりとする。



温湿度試験槽（恒温槽）

四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

⑴	中心周波数	試験周波数
⑵	掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
⑶	分解能帯域幅	占有周波数帯幅の許容値の１％以下
⑷	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
⑸	Ｙ軸スケール	10dB／Div
⑹	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
⑺	データ点数	測定精度が保証される点数
⑻	掃引時間	測定精度が保証される時間
⑼	掃引モード	連続掃引
⑽	検波モード	ポジティブピーク
⑾	表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　空中線の指向性を固定する。

⑷　占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２とする。

⑵　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。

⑶　ＥＩＲＰスペクトル分布の測定を行う。

⑷　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑸　全データの電力総和を求め、「全電力」とする。

⑹　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑺　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑻　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域）

1　測定系統図

四の項に同じ。

2　測定器の条件等

⑴　不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数範囲
イ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
オ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ポジティブピーク

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の不要発射の強度の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された不要発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅

エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　測定精度が保証される点数
ク　掃引時間　測定精度が保証される時間
ケ　掃引モード　単掃引
コ　検波モード　ＲＭＳ

⑶　搬送波の送信周波数帯域が27GHzを超え27.5GHz以下の周波数を含む場合の不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数範囲　23.6GHz以上24GHz以下
イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下
ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
オ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　単掃引
ケ　検波モード　ポジティブピーク

⑷　搬送波の送信周波数帯域が27GHzを超え27.5GHz以下の周波数を含む場合の不要発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数範囲　23.6GHz以上24GHz以下
イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下
ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
オ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　単掃引
ケ　検波モード　ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　空中線の指向性を固定する。
⑷　スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑴とする。
⑵　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。
⑶　探索された不要発射の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑷　探索された不要発射の最大値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の測定の精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑸　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、不要発射の全放射面における総合放射電力（ＴＲＰ）を求めて測定値（バースト波の場合はバースト内平均電力）とする。

⑹　搬送波の送信周波数帯域が27GHzを超え27.5GHz以下の周波数を含む場合は、次の手順により追加測定を行う。

ア　スペクトル分析器の設定を２⑶とする。

イ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。

ウ　探索された不要発射の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

エ　ウにおいて許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑷とし、掃引周波数幅内の全データについて参照帯域幅当たりの電力総和を算出する。

オ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験装置の参照帯域幅当たりの不要発射が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

カ　不要発射の全放射面における総合放射電力（ＴＲＰ）を求めて測定値（バースト波の場合はバースト内平均電力）とする。

⑺　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

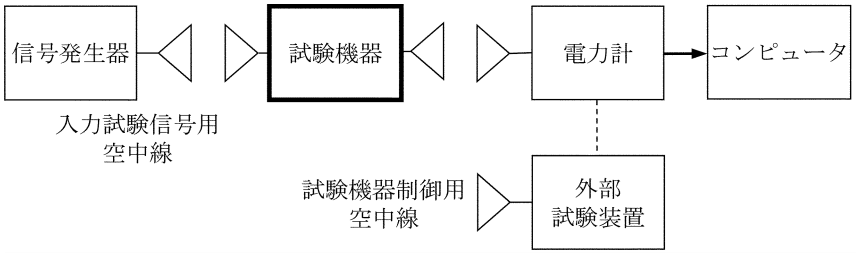
５　試験結果の記載方法

⑴　測定帯域ごとに周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

六　空中線電力の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　空中線の指向性を固定する。

⑷　空中線電力が最大となる状態に設定する。
⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。
⑵　一の項７⑵イにより全放射面における総合放射電力（ＴＲＰ）を求める。
⑶　⑵で求めた総合放射電力（ＴＲＰ）にバースト時間率の逆数を乗じた値を測定値とする。
⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値をＷ単位で、工事設計書に記載される定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

七　隣接チャネル漏えい電力

１　測定系統図

四の項に同じ。

２　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定操作手順に示す周波数
イ	掃引周波数幅	測定操作手順に示す周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　隣接チャネル漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定操作手順に示す周波数
イ	掃引周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験機器制御用空中線又は試験用空中線を使用して外部試験装置と接続する。

⑶　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑷　空中線の指向性を固定する。

⑸　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　隣接チャネル漏えい電力の相対値の測定

ア　スペクトル分析器の設定を2⑴とし、中心周波数を試験周波数、掃引周波数幅を技術基準で規定する占有周波数帯幅の許容値にそれぞれ設定して掃引し、掃引周波数幅内の電力総和を算出する。

イ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、空中線電力が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

ウ　全放射面におけるＴＲＰを求め、搬送波電力（P_C）とする。

エ　スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数の上側の離調周波数、掃引周波数幅を隣接チャネル漏えい電力の許容値が規定される周波数幅にそれぞれ設定して掃引し、掃引周波数幅内の電力総和を算出する。

オ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験機器の上側隣接チャネル漏えい電力が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

カ　隣接チャネル漏えい電力の全放射面におけるＴＲＰを求め、上側隣接チャネル漏えい電力（P_U）とする。

キ　スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数の下側の離調周波数に設定し、上側隣接チャネル漏えい電力と同様に下側隣接チャネル漏えい電力（P_L）の測定を行う。

ク　上側隣接チャネル漏えい電力比（$=10\log(P_U/P_C)$）及び下側隣接チャネル漏えい電力比（$=10\log(P_L/P_C)$）を算出する。

ケ　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

⑵　隣接チャネル漏えい電力の絶対値の測定

ア　スペクトル分析器の設定を2⑴とし、中心周波数を試験周波数の上側の離調周波数、掃引周波数幅を隣接チャネル漏えい電力の許容値が規定される周波数幅にそれぞれ設定する。

イ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験機器の上側隣接チャネル漏えい電力が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

ウ　探索された漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（$=10\log$（１MHz／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

エ　ウにおいて許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を試験周波数の上側の離調周波数に設定して掃引し、掃引周波数幅内の全データについて１MHz当たりの電力総和を算出する。

オ　隣接チャネル漏えい電力の全放射面におけるＴＲＰを求める。

カ　オで求めたＴＲＰにバースト時間率の逆数を乗じた値を上側隣接チャネル漏えい電力の測定値とする。

キ　スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数の下側の離調周波数に設定し、上側隣接チャネル漏えい電力と同様に下側隣接チャネル漏えい電力を求める。

ク　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

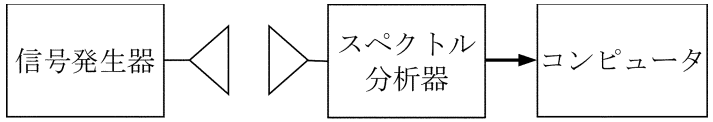
５　試験結果の記載方法

上側隣接チャネル漏えい電力及び下側隣接チャネル漏えい電力について、隣接チャネル漏えい電力比の測定値又は隣接チャネル漏えい電力の測定値を許容値が規定される技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

八　隣接チャネル漏えい電力（増幅度特性）

１　測定系統図

⑴　入力電力の測定時



入力試験信号用
空中線

⑵　出力電力の測定時

四の項に同じ。

２　測定器の条件等

⑴　信号発生器は、次のように設定する。

ア　周波数　　測定操作手順に示す周波数

イ　試験信号　　無変調の連続波

ウ　出力レベル　　試験機器が最大利得状態で最大出力となる入力レベルと同一のレベル

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定操作手順に示す周波数

イ　掃引周波数幅　　０Hz以上10MHz以下

ウ　分解能帯域幅　　100kHz以上１MHz以下

エ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度

オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div

カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値

キ　データ点数　　測定精度が保証される点数

ク　掃引時間　　測定精度が保証される時間

ケ　掃引モード　　連続掃引
コ　検波モード　　ポジティブピーク
サ　表示モード　　マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　最大利得状態及び最大出力に設定する。

⑶　空中線の指向性を固定する。

4　測定操作手順

⑴　信号発生器の周波数を離調周波数に設定し、２⑴で規定する出力レベルで無変調の連続波を送信する。

⑵　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を離調周波数に設定する。

⑶　信号発生器から試験機器の空中線に入力する試験信号のＥＩＲＰ（E_{IN}）をデシベル単位で測定する。

⑷　試験機器に信号発生器の試験信号を入力する。

⑸　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験機器の出力電力が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

⑹　探索されたＥＩＲＰの最大値（E_{OUT}）をデシベル単位で測定する。

⑺　当該離調周波数における帯域外利得（$=E_{OUT}-E_{IN}$）を計算し、許容値以下の場合は当該値を測定値とする。

⑻　⑺の値が許容値を超える場合は、出力電力の全球面における総合放射電力（P_{OUT}）をデシベル単位で測定し、帯域外利得（$=P_{OUT}-E_{IN}$）を計算する。

⑼　離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋40MHzから＋500MHzまで及び送信周波数帯域の下端の－40MHzから－500MHzまでにおいて一定の周波数間隔で変更して測定を繰り返す。

⑽　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。

5　試験結果の記載方法

⑴　上側又は下側の測定帯域について離調周波数ごとに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

別表第九十五　証明規則第２条第１項第54号の５の４及び第54号の６の２に掲げる無線設備の試験方法　［新設］

二　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定めるものとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値

3　試験周波数と試験項目

⑴　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定を行う。

⑵　複数の発射可能な周波数帯域がある場合は、周波数帯域ごとに測定を行う。

⑶　複数の電気通信事業者の周波数帯域がある場合は、電気通信事業者に割り当てられた周波数帯域ごとに測定を行う。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を使用する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に使用する状態で測定を行う。複数の組合せがある場合は、全ての組合せにおいて測定を行う。

⑸　陸上移動局対向（下り）及び基地局対向（上り）に対して、全試験項目について測定を行う。ただし、九の項の試験項目は再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局のみ、十の項の試験項目は再生中継方式の無線設備（陸上移動中継局の陸上移動局対向は除く。）のみに適用する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定を行う。

5　試験信号入力レベル

⑴　試験機器への試験信号の入力レベル（以下この表において「規定の入力レベル」という。）は、次のとおりとする。ただし、各試験項目で規定の入力レベルを指定している場合は、その試験項目の指定による。

ア　最大利得状態で最大出力を生成するレベル

イ　アの入力レベルから10dB増加させたレベル

ウ　各試験項目において試験結果が最悪となるレベル

なお、過入力に対して送信を停止する機能がある場合は、送信を停止する直前のレベルとする。

⑵　⑴に規定する規定の入力レベルにかかわらず、別表第八十五の一の項に規定する規定の入力レベルを用いることができる。

6　試験条件

試験機器への試験信号入力は、無変調の連続波及び本携帯無線通信で使用する変調方式及びサブキャリア間隔等の組合せで決定される全ての信号とする。

7　試験設備の条件等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件等」に合致するものに限る。

⑶　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定した場合に、搬送波近傍において搬送波の影響を受けるときは、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑷　スペクトル分析器の分解能帯域幅を参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値で測定を行い、得られた結果を参照帯域幅内に渡って積分して算出することができる。

⑸　帯域幅内の電力総和は、次に示すとおり算出する。

ア　帯域幅内の全データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　取り込んだ全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

ウ　次式により、真数に変換した値を用いて電力総和（P_s）を算出する。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_s：帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１データ点の測定値（W）

S_w：帯域幅（MHz）

ｎ：帯域幅内のデータ点数

ｋ：等価雑音帯域幅の補正値

ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

⑹　スペクトル分析器で平均値を算出する場合は、ＲＭＳ方式を使用する。

⑺　入力する試験信号を生成する信号発生器は、その特性が測定結果に影響を及ぼすことがあるため、十分に性能を確認したものを使用する。

8　試験機器の条件

本試験方法は、内蔵又は付加装置により、次の機能を有する試験機器に適用する。

⑴　試験周波数に設定する機能

⑵　最大出力状態に設定する機能

⑶　最大利得状態又は任意の利得状態に設定する機能

⑷　連続受信状態に設定する機能

⑸　占有周波数帯幅又はその組合せ、変調方式、サブキャリア間隔等を任意に設定する機能

⑹　標準符号化試験信号（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｏ．150による９段ＰＮ符号、15段ＰＮ符号又は23段ＰＮ符号）による変調を行うことができる機能（再生中継方式に限る。）

9　その他の条件

⑴　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定した値の総和を求め適合性判定を行う。ただし、各試験項目で適合性判定の方法が規定されている場合を除く。

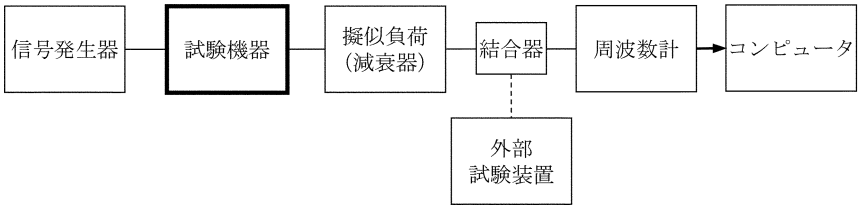
⑷　測定に用いない試験機器の空中線端子は、全て終端する。

⑸　試験結果は、測定値とともに技術基準の許容値を表示する。また、入力した試験信号の情報（変調方式、サブキャリア間隔、入力レベルの測定値等）についても合わせて表示する。

⑹　測定値の算出に使用したバースト時間率（＝電波を発射している時間／バースト周期）は、測定条件とともに表示する。

二　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　周波数計は、波形解析器を用いる。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則で規定する許容偏差の１／10以下の確度とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の周波数の測定を行う。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

⑶　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

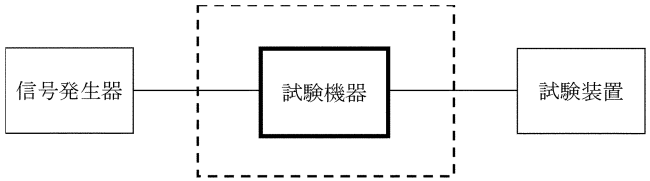
測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

6　その他

試験機器（再生中継方式の場合に限る。）を無変調状態とすることができる場合は、周波数計としてカウンタを用いて測定を行うことができる。

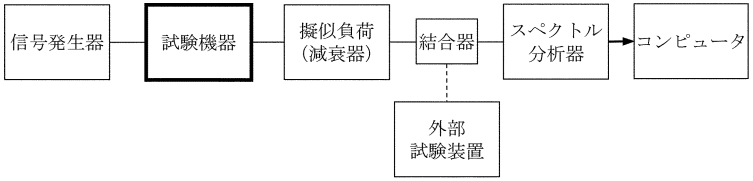
三　温湿度試験

別表第八十五の三の項に同じ。ただし、測定系統図は次のとおりとする。



四　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

スペクトル分析器は、次のように設定する。

(1)　中心周波数　　試験周波数
(2)　掃引周波数幅　　占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
(3)　分解能帯域幅　　占有周波数帯幅の許容値の１％以下
(4)　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
(5)　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
(6)　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
(7)　データ点数　　測定精度が保証される点数
(8)　掃引時間　　測定精度が保証される時間
(9)　掃引モード　　連続掃引
(10)　検波モード　　ポジティブピーク
(11)　表示モード　　マックスホールド

3　試験機器の状態

(1)　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
(2)　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
(3)　占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。
(4)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに占有周波数帯幅が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における占有周波数帯幅の総和が最大となる状態に設定する。
(5)　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器の設定を２とする。
(2)　波形の変動がなくなるまで連続掃引する。
(3)　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
(4)　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。
(5)　全データの電力総和を求め、「全電力」とする。
(6)　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
(7)　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑻　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。
⑼　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（帯域外領域）

1　測定系統図

四の項に同じ。

2　測定器の条件等

⑴　不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数範囲	帯域外領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数範囲
イ	分解能帯域幅	１MHz
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
オ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ポジティブピーク

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の不要発射の強度の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された不要発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	１MHz
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　帯域外領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。
⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、掃引周波数範囲内の不要発射を探索する。

⑵　探索された不要発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、不要発射の強度の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

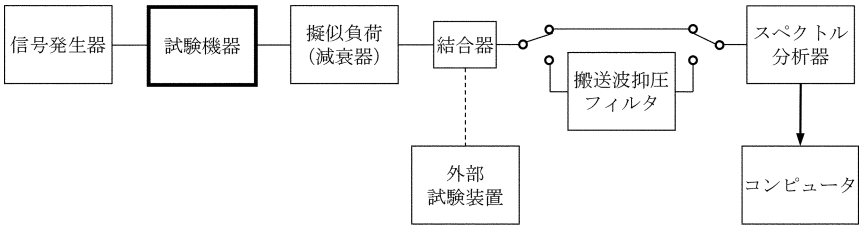
⑴　測定帯域ごとに離調周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

⑶　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

⑵　不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数範囲
イ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
オ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ポジティブピーク

⑶　⑵の条件で探索した値が許容値を超える場合の不要発射の強度の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された不要発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　スプリアス領域における不要発射の強度が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数範囲内の不要発射を探索する。

⑵　探索された不要発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を２⑶とし、不要発射の強度の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

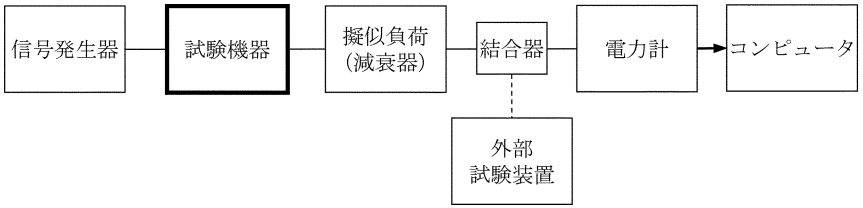
⑴　測定帯域ごとに離調周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

⑶　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

七　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

⑵　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与える値とする。

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態のほか、複数の搬送波を同時に送信する状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　継続的バースト送信状態の電力を長時間にわたり電力計で測定を行う。

⑵　⑴で求めた測定値にバースト時間率の逆数を乗じた値を測定値とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑷　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

⑴　空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　空中線電力の総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線ごとの測定値を記載する。

八　隣接チャネル漏えい電力

1　測定系統図

四の項に同じ。

2　測定器の条件等

⑴　隣接チャネル漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　測定操作手順に示す周波数

イ　掃引周波数幅　隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅

ウ　分解能帯域幅　30kHz以上１MHz以下

エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度

オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の隣接チャネル漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	測定操作手順に示す周波数
イ	掃引周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値が適用される周波数幅
ウ	分解能帯域幅	30kHz以上１MHz以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ	データ点数	測定精度が保証される点数
ク	掃引時間	測定精度が保証される時間
ケ	掃引モード	単掃引
コ	検波モード	ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

⑸　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で測定を行う。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、スペクトル分析器の中心周波数を試験周波数の上側の規定の離調周波数に設定し、掃引周波数幅内の上側隣接チャネル漏えい電力を探索する。

⑵　探索された上側隣接チャネル漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

⑶　⑵において許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を試験周波数の上側の規定の離調周波数に設定して掃引する。

⑷　⑶の掃引周波数幅内の全データについて参照帯域幅当たりの電力総和を計算する。

⑸　⑷で求めた電力総和にバースト時間率の逆数を乗じた値を上側隣接チャネル漏えい電力の測定値とする。

⑹　スペクトルアナライザの中心周波数を試験周波数の下側の規定の離調周波数に設定し、上側隣接チャネル漏えい電力と同様に⑴から⑸までの測定操作手順に準じて下側隣接チャネル漏えい電力を求める。

⑺　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑻　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。ただし、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲が搬送波ごとの占有周波数帯幅以上の場合に限る。

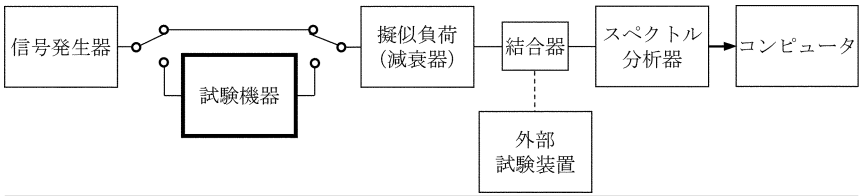
５　試験結果の記載方法

⑴　上側隣接チャネル漏えい電力及び下側隣接チャネル漏えい電力の測定値を技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

九　隣接チャネル漏えい電力（増幅度特性）

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　信号発生器は、次のように設定する。

ア　周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　試験信号　　無変調の連続波
ウ　出力レベル　　試験機器が最大利得状態で最大出力となる入力レベルと同一のレベル

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　　測定操作手順に示す周波数
イ　掃引周波数幅　　０Hz以上10MHz以下
ウ　分解能帯域幅　　100kHz以上１MHz以下
エ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
オ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
カ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数　　測定精度が保証される点数
ク　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ケ　掃引モード　　連続掃引
コ　検波モード　　ポジティブピーク
サ　表示モード　　マックスホールド

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　最大利得状態及び最大出力に設定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

4　測定操作手順

(1)　信号発生器の周波数を離調周波数に設定し、2(1)で規定する出力レベルで無変調の連続波を送信する。

(2)　スペクトル分析器の設定を2(2)とし、中心周波数を離調周波数に設定する。

(3)　信号発生器から試験機器の入力端子に入力する試験信号の入力電力（P_{IN}）をデシベル単位で測定する。

(4)　試験機器の入力端子に信号発生器の試験信号を入力する。

(5)　スペクトル分析器を掃引し、試験機器の出力端子から出力される出力電力（P_{OUT}）をデシベル単位で測定する。

(6)　当該離調周波数における帯域外利得（$=P_{OUT}-P_{IN}$）を計算する。

(7)　信号発生器及びスペクトル分析器の離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋５MHzから＋40MHzまで、送信周波数帯域の下端の－５MHzから－40MHzまで変更して測定を繰り返す。

(8)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

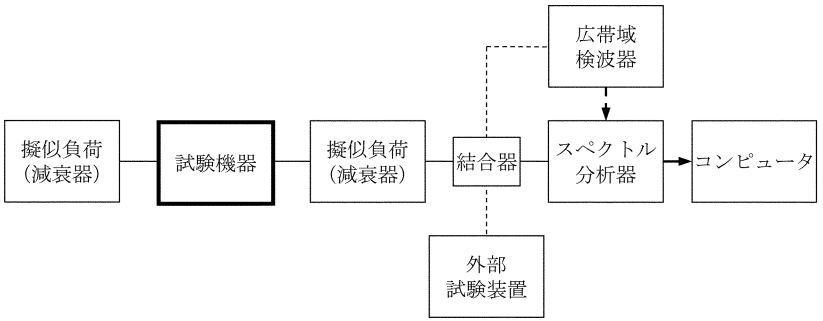
5　試験結果の記載方法

(1)　技術基準で規定する単位で離調周波数ごとに記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

十　搬送波を送信していないときの電力

1　測定系統図



2　測定器の条件等

(1)　漏えい電力の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　搬送波を送信していないときの漏えい電力の許容値が適用される周波数範囲

イ　分解能帯域幅　１MHz以上３MHz以下

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

オ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

カ　データ点数　　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　　搬送波を送信していないときの漏えい電力の許容値が適用される周波数範囲
イ　分解能帯域幅　　１MHz以上３MHz以下
ウ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
エ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
オ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　必要な場合、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて送信を停止した状態とする。ただし、バースト波のオフ時間で測定を行う場合はこの限りではない。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　必要に応じて広帯域検波器等によりスペクトル分析器に外部トリガをかけ、搬送波を送信していない時間を測定できるようにする。
⑵　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、漏えい電力の最大値を探索する。
⑶　探索された漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。
⑷　⑶において許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数幅内の全データについて許容値が規定される周波数幅当たりの電力総和を算出し、その最大値を測定値とする。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

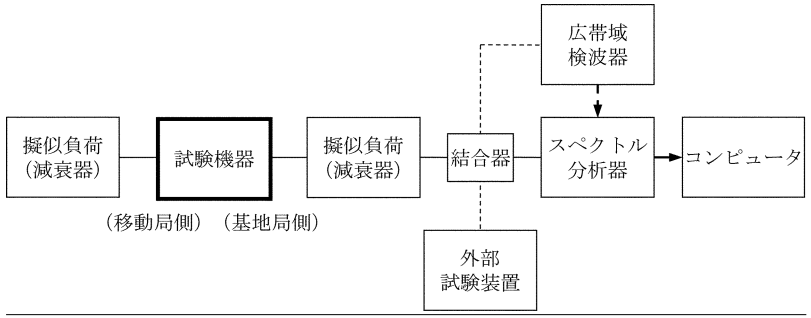
５　試験結果の記載方法

⑴　技術基準で規定する単位で周波数ごとに記載する。
⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

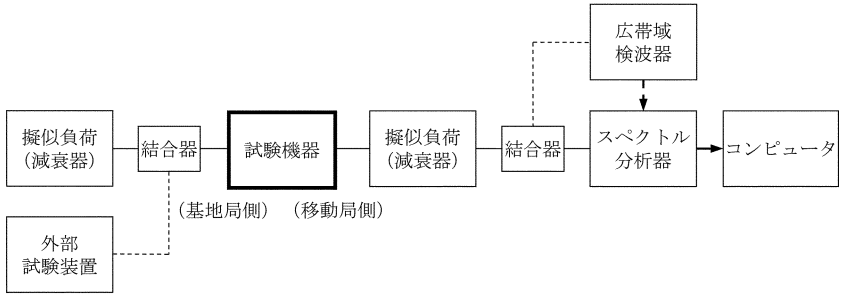
十一　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図

⑴　陸上移動局対向（下り）



⑵　基地局対向（上り）



2　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルであるため、擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値にする。

⑵　副次的に発する電波（以下この表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　副次発射の許容値が適用される周波数範囲

イ　分解能帯域幅　副次発射の許容値が適用される周波数幅

ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

オ　データ点数　測定精度が保証される点数

カ　掃引時間　測定精度が保証される時間

キ　掃引モード　単掃引

ク　検波モード　ポジティブピーク

(3)　(2)の条件で探索した値が許容値を超える場合の副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された副次発射の周波数
イ	掃引周波数幅	０Hz
ウ	分解能帯域幅	副次発射の許容値が適用される周波数幅
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ＲＭＳ

3　試験機器の状態

(1)　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

(2)　試験機器の送信を停止し、試験周波数を連続受信状態とする。

(3)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに受信する状態に設定する。

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器の設定を２(2)とし、掃引周波数範囲ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。

(2)　探索された副次発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

(3)　(2)の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。

(4)　スペクトル分析器の設定を２(3)とし、副次発射の振幅の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

(5)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

5　試験結果の記載方法

(1)　技術基準が異なる周波数帯ごとに最大の１波を周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示の施行の日までに実施した証明規則第二条第一項第十一号の二十から二十の三までに掲げる無線設備に係る特性試験については、この告示による改正後の平成十六年総務省告示第八十八号に規定する測定方法により実施したものとみなす。

○農林水産省告示第千百五十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十五条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜共済損害認定準則（平成三十年農林水産省告示第六百四十二号）及び令和五年農林水産省告示第二百十九号（農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

第一　家畜共済損害認定準則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正前	改正後
第一　組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定 １　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同	第一　組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定 １　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同

じ。）は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）から死亡廃用共済に係る法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、現地において、当該通知に係る家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたこと、その共済事故が火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病（特定肉豚（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四十条第四号に規定する特定肉豚をいう。以下同じ。）にあっては、規則第七十四条第二項第五号の規定により農林水産大臣が指定するものに限る。）をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡又は廃用（以下「特定事故」という。）であるかどうか及び当該家畜（母牛が死亡又は廃用したことに伴い死亡した牛の胎児、第三項の規定により確認される種豚及び死亡した肉豚を除く。）について獣医師の診療（検案を含む。）を求めたことを確認しなければならない。

２～７　（略）

第二　令和五年農林水産省告示第二百十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
１　農業保険法（以下「法」という。）第145条第１項の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる共済事故に応じ、当該各号に定める金額とする。 一　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条第１項に規定する家畜伝染病（同法第62条第１項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第４条第１項に規定する届出伝染病をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡又は廃用　共済掛金期間ごとに次の算式により算出された金額（ただし、当該金額が、共済掛金期間の開始後の最初の共済事故（農業保険法施行令（平成29年政令第263号）第20条第１号に規定する共済事故を除く。）に対し支払うべき共済金の額（２頭以上につき同時に共済事故があった場合にあっては、当該共済金の額を事故頭数で除した金額）に満たない場合にあっては、当該共済金の額。） （略） 二　（略） ２・３　（略）	１　農業保険法（以下「法」という。）第145条第１項の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる共済事故に応じ、当該各号に定める金額とする。 一　火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条第１項に規定する家畜伝染病及び同法第４条第１項に規定する届出伝染病をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡又は廃用　共済掛金期間ごとに次の算式により算出された金額（ただし、当該金額が、共済掛金期間の開始後の最初の共済事故（農業保険法施行令（平成29年政令第263号）第20条第１号に規定する共済事故を除く。）に対し支払うべき共済金の額（２頭以上につき同時に共済事故があった場合にあっては、当該共済金の額を事故頭数で除した金額）に満たない場合にあっては、当該共済金の額。） （略） 二　（略） ２・３　（略）

附　則

この告示は、令和七年七月二十八日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Agave L.	Peace Revolution	GREEN Plant Cuttings V.O.F. Legmeerdijk 284, 1187NL Amstelveen, The Netherlands	第37924号 令和７年３月14日
Chrysanthemum L.	Dochrycocomwhi	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第37982号 令和７年４月12日
Cucumis sativus L.	SINA 63	HM.CLAUSE Rue Louis Saillant, ZI LA MOTTE, 26800 Portes-Les-Valence, France	第37848号 令和７年１月24日
Delosperma N. E. Br.	オーシャンサンセットオレンジグロー	西川公一郎 岡山県勝田郡奈義町行方431－２	第37892号 令和７年２月25日
Dianthus L.	KLEDG23450	Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	第37821号 令和７年１月９日

Fragaria L.	CULTA-T3L	株式会社CULTA 東京都小金井市中町２―24―16農工大・多摩小金井ベンチャーポート303	第37874号 令和７年２月６日
Heuchera L.	INHEUFRONI	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	第37803号 令和６年12月26日
Hydrangea L.	SMNHPK	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	第37984号 令和７年４月17日
Lactuca sativa L.	KAY-020	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38016号 令和７年５月１日
〃	KAY-021	〃	第38017号 令和７年５月１日
Lavandula L.	Tesseract	Lloyd Robert Traven 295 Park Drive West Kintnersville, PA 18930, USA	第37758号 令和６年11月18日
〃	南嶋(みなみじま)1号	南嶋精二郎 福岡県みやま市瀬高町長田1171	第37990号 令和７年４月25日
Limonium Mill.	TSSTパールラベンダー	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	第37917号 令和７年３月10日
〃	TSSTアロハイエロー	〃	第37918号 令和７年３月10日
〃	TSSTブリックオレンジ	〃	第37919号 令和７年３月10日
Oryza sativa L.	酒(さか)香Zen	株式会社ゼンショーホールディングス 東京都港区港南二丁目18番１号	第37792号 令和６年12月11日
〃	なつまつり	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号	第37941号 令和７年３月19日
〃	ゆきまんてん	山形県 山形県山形市松波二丁目８番１号	第37951号 令和７年３月26日
〃	イワテ144号(ごう)	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号	第37962号 令和７年４月１日

Peperomia Ruiz et Pav.	TP1	Tingdal by Lundager ApS Fangelvej 26, Fangel, 5260 Odense S, Denmark	第38000号 令和７年４月26日
〃	TP2	〃	第38001号 令和７年４月26日
〃	TP5	〃	第38002号 令和７年４月26日
〃	TP7	〃	第38003号 令和７年４月26日
Rosa L.	Fruehauf Esperanza	日本フルハーフ株式会社 神奈川県厚木市上依知上ノ原3034番地	第37823号 令和７年１月９日
〃	MEIFFABLE	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第37991号 令和７年４月25日
〃	KORcut0280	W. Kordes' Soehne Rosenschulen GmbH & Co KG 25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Rosenstrasse 54, Germany	第37992号 令和７年４月25日
〃	KORcut0650	〃	第37993号 令和７年４月25日
〃	KORcut0660	〃	第37994号 令和７年４月25日
〃	IPT075520	Interplant Roses B.V. Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands	第37995号 令和７年４月25日
〃	IPT107020	〃	第37996号 令和７年４月25日
〃	IPT162419	〃	第37997号 令和７年４月25日
〃	RUICR1815A	De Ruiter Intellectual Property B.V. Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands	第37998号 令和７年４月25日
〃	KEIHASILVE	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第37999号 令和７年４月25日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Agave L.	Peace Revolution	GREEN Plant Cuttings V.O.F. Legmeerdijk 284, 1187NL Amstelveen, The Netherlands	第37924号 令和７年３月14日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Delosperma N. E. Br.	オーシャンサンセットオレンジグロー	西川公一郎 岡山県勝田郡奈義町行方431－２	第37892号 令和７年２月25日	〃	〃
Dianthus L.	KLEDG23450	Klemm＋Sohn GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	第37821号 令和７年１月９日	〃	〃
Fragaria L.	CULTA-T3L	株式会社CULTA 東京都小金井市中町２―24―16　農工大・多摩小金井ベンチャーポート303	第37874号 令和７年２月６日	〃	〃
Lactuca sativa L.	KAY-020	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38016号 令和７年５月１日	〃	〃
〃	KAY-021	〃	第38017号 令和７年５月１日	〃	〃
Lavandula L.	Tesseract	Lloyd Robert Traven 295 Park Drive West Kintnersville, PA 18930, USA	第37758号 令和６年11月18日	〃	〃
Oryza sativa L.	酒香（さか）Zen	株式会社ゼンショーホールディングス 東京都港区港南二丁目18番１号	第37792号 令和６年12月11日	〃	〃
〃	なつまつり	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号	第37941号 令和７年３月19日	〃	〃
〃	ゆきまんてん	山形県 山形県山形市松波二丁目８番１号	第37951号 令和７年３月26日	〃	〃
〃	イワテ144号（ごう）	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号 沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号	第37962号 令和７年４月１日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Oryza sativa L.	なつまつり	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号	第37941号 令和７年３月19日	鹿児島県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
〃	ゆきまんてん	山形県 山形県山形市松波二丁目８番１号	第37951号 令和７年３月26日	山形県	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年度総務省共済組合の決算に関する公告

令和７年７月24日

東京都千代田区霞が関二丁目１番２号
総務省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	2,298	流動負債	48
		固定負債	422
		剰余金	1,828
合計	2,298	合計	2,298

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	5,458	経常収益	5,519
当期利益金	267	特別利益	5
		当期損失金	201
合計	5,725	合計	5,725

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	52	流動負債	9
固定資産	7	剰余金	50
合計	59	合計	59

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	18	経常収益	18
当期利益金	0		
合計	18	合計	18

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	162	流動負債	13
固定資産	1	剰余金	150
合計	163	合計	163

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	127	経常収益	128
当期利益金	1		
合計	128	合計	128

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	185	流動負債	2
固定資産	1	固定負債	1
		剰余金	183
合計	186	合計	186

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	25	経常収益	25
		当期損失金	0
合計	25	合計	25

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	105	流動負債	1
		固定負債	7
		剰余金	97
合計	105	合計	105

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	9	経常収益	7
		当期損失金	2
合計	9	合計	9

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	490	流動負債	1
固定資産	241	固定負債	3
		剰余金	727
合計	731	合計	731

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	26	経常収益	8
		当期損失金	18
合計	26	合計	26

7　財形経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
固定資産	47	固定負債	47
合計	47	合計	47

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、標記財務諸表及びその詳細な情報については、当機構のホームページ（https://www.lmo.go.jp/disclosure/index2.html）又は事務所において閲覧することができます。

令和７年７月24日

東京都港区虎ノ門４丁目３番20号神谷町ＭＴビル
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長　**廣**瀬　行成

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	412,921,796	未払金	332,634,733
棚卸資産	12,770,032	預り金	18,074,994
前払費用	67,315,104	短期リース債務	52,423,343
未収金	303,417	引当金	161,634,667
賞与引当金見返(注)	161,634,667	賞与引当金	161,634,667
流動資産合計	654,945,016	流動負債合計	564,767,737
Ⅱ　固定資産		Ⅱ　固定負債	
１　有形固定資産		資産見返負債(注)	1,003,793,801
建物	323,749,683	資産見返運営費交付金(注)	1,003,793,800
減価償却累計額	△ 166,225,345	資産見返物品受贈額(注)	1
構築物	40,647,516	長期リース債務	191,999,204
減価償却累計額	△ 31,976,790	引当金	1,112,314,228
車両運搬具	47,071,072	退職給付引当金	1,112,314,228
減価償却累計額	△ 36,394,849	固定負債合計	2,308,107,233
工具器具備品	366,152,841	負債合計	2,872,874,970
減価償却累計額	△ 80,938,539	純資産の部	
土地	761,270,000	Ⅰ　資本金	
有形固定資産合計	1,223,355,589	政府出資金	848,632,502
２　無形固定資産		Ⅱ　資本剰余金	△ 82,253,149
電話加入権	427,500	資本剰余金	2,478,000
ソフトウェア	785,067,799	その他行政コスト累計額(注)	△ 84,731,149
無形固定資産合計	785,495,299	減価償却相当累計額(注)	△ 64,689,316
３　投資その他の資産		減損損失相当累計額(注)	△ 2,050,500
預託金	217,710	除売却差額相当累計額(注)	△ 17,991,333
退職給付引当金見返(注)	1,112,314,228	Ⅲ　利益剰余金	137,073,519
投資その他の資産合計	1,112,531,938	当期未処分利益	137,073,519
固定資産合計	3,121,382,826	（うち当期総利益 137,073,519）	
		純資産合計	903,452,872
資産合計	3,776,327,842	負債純資産合計	3,776,327,842

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	3,138,888,624	
一般管理費	563,463,274	
財務費用	5,067,485	
臨時損失	12,838,678	3,720,258,061
損益計算書上の費用合計		3,720,258,061
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)		1,203,694
その他行政コスト合計		1,203,694
Ⅲ　行政コスト		3,721,461,755

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
人件費	1,747,290,940		
賞与引当金繰入	139,005,814		
退職給付費用	107,654,760		
旅費交通費	14,804,366		
業務委託費	93,236,471		
賃借料	185,976,971		
減価償却費	237,402,806		
保守費	80,033,852		
備品消耗品費	21,078,828		

通信費	29,182,194		
印刷製本費	2,942,085		
安全衛生費	43,836,344		
福利厚生関係費	397,522,755		
その他業務経費	38,920,438	3,138,888,624	
一般管理費			
人件費	357,146,832		
賞与引当金繰入	22,628,853		
退職給付費用	17,525,193		
旅費交通費	5,745,437		
業務委託費	23,962,723		
賃借料	63,038,391		
減価償却費	38,211,147		
保守費	13,372,780		
備品消耗品費	7,780,689		
通信費	4,376,464		
印刷製本費	1,241,743		
新聞図書費	1,081,216		
その他一般管理費	7,351,806	563,463,274	
財務費用			
支払利息	5,067,485	5,067,485	
経常費用合計			3,707,419,383

経常収益			
運営費交付金収益(注)		3,321,914,953	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入(注)	157,714,373	157,714,373	
賞与引当金見返に係る収益(注)		161,634,667	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		125,179,953	
財務収益			
受取利息	434	434	
雑益		323,741	
経常収益合計			3,766,768,121
経常利益			59,348,738
臨時損失			
固定資産除却損		12,838,678	12,838,678
臨時利益			
固定資産売却益		9,999	
資産見返運営費交付金戻入(注)		12,838,678	12,848,677
当期純利益			59,358,737
前事業年度繰越積立金取崩額(注)			77,714,782
当期総利益			137,073,519

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（単位：円）

区分	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					資本剰余金合計	Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
			資本剰余金		その他行政コスト累計額				前事業年度繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
	政府出資金	資本金合計	無償譲渡	運営費交付金	減価償却相当累計額（—）	減損損失相当累計額（—）	除売却差額相当累計額(—)							
当期首残高	848,632,502	848,632,502	822,000	1,656,000	△ 63,485,622	△ 2,050,500	△ 17,991,333	△ 81,049,455	—	—	200,768,238	—	200,768,238	968,351,285
当期変動額														
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額														
減価償却					△ 1,203,694			△ 1,203,694						△ 1,203,694

Ⅱ　利益剰余金の当期変動額														
(1)　利益の処分又は損失の処理														
前事業年度からの繰越し									77,714,782	△ 77,714,782			—	—
利益処分による積立て										200,768,238	△200,768,238		—	—
国庫納付金の納付										△123,053,456			△123,053,456	△123,053,456
(2)　その他														
当期純利益（又は当期純損失）											59,358,737	59,358,737	59,358,737	59,358,737
前事業年度繰越積立金取崩額									△ 77,714,782		77,714,782	77,714,782	—	—
当期変動額合計					△ 1,203,694			△ 1,203,694	—	—	△ 63,694,719	137,073,519	△ 63,694,719	△ 64,898,413
当期末残高	848,632,502	848,632,502	822,000	1,656,000	△ 64,689,316	△ 2,050,500	△ 17,991,333	△ 82,253,149	—	—	137,073,519	137,073,519	137,073,519	903,452,872

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
商品又はサービスの購入による支出	△	1,001,898,757
人件費支出	△	2,260,050,027
その他の業務支出	△	136,549,799
補償制度費用保険金払出	△	37,123,116
運営費交付金収入		4,070,381,000
その他の収入		323,741
補償制度費用保険金受入		37,123,116
小計		672,206,158
利息の受取額		434
利息の支払額	△	5,192,434
国庫納付金の支払額	△	123,053,456
業務活動によるキャッシュ・フロー		543,960,702
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	93,063,565
有形固定資産の売却による収入		22,800
無形固定資産の取得による支出	△	649,113,300
投資その他の資産の取得による支出	△	22,170
投資その他の資産の返還による収入		44,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	742,132,205
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	129,817,166
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	129,817,166
Ⅳ　資金増加額	△	327,988,669
Ⅴ　資金期首残高		740,910,465
Ⅵ　資金期末残高		412,921,796

利益の処分に関する書類

（令和７年６月11日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益	
当期総利益	137,073,519
Ⅱ　利益処分額	
積立金	137,073,519

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

岩手県遠野市青笹町糠前九地割四番四

有限会社荒川産業

代表清算人　荒川　昭子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

岩手県北上市上野町二丁目八番一四号

有限会社設備企画工房

清算人　佐々木利朗

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

岩手県和賀郡西和賀町巣郷六三地割一五四番地一

有限会社小田島

清算人　北嶋　恵子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

仙台市若林区荒井七丁目三七番地の一

株式会社ＴＫＭ

代表清算人　髙橋　昌勝

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

仙台市宮城野区幸町一丁目一番一五号

有限会社木村塗装店

清算人　木村　國彦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

秋田県秋田市広面字近藤堰越八番地七

合同会社緑のティー

代表清算人　佐々木直子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

山形県米沢市塩井町塩野八二〇番地の一五

Ｐ＆Ｍテクノロジー合同会社

清算人　大友　尚

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

茨城県牛久市神谷一丁目一六番地六

有限会社フォーカス二十一

代表清算人　下村　明

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

茨城県日立市留町一七五七番地

株式会社ファーストハート

代表清算人　田中　徹

解散公告

当社は、令和七年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

茨城県日立市留町一七五七番地

Ｆ・Ｈマネジメント株式会社

代表清算人　田中　徹

解散公告

当社は、令和七年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

栃木県鹿沼市久保町一二八三番地一二

株式会社公営住宅管理センター鹿沼

代表清算人　根本　茂

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

群馬県前橋市東金丸町一七一番地八

株式会社ステイ

代表清算人　須田　豊

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

埼玉県草加市氷川町六三五―六シャーメゾン・バトー二〇一号

アクティス・コンサルティング株式会社

代表清算人　小川　塊太

解散公告

当法人は、令和七年五月二十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

埼玉県熊谷市弥生二丁目三八番地一

特定非営利活動法人年金を考えるグローバルサポートセンター

代表清算人　小島　文雄

解散公告

当法人は、令和六年十二月二十四日開催の評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

埼玉県越谷市袋山七〇〇番地一

一般財団法人順天堂精神医学研究所

代表清算人　桐野　衛二

解散公告

当社は、令和七年六月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

埼玉県北本市宮内二丁目九九番

有限会社新栄電設工事

代表清算人　新井カツ子

解散公告

当社は、令和六年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

埼玉県さいたま市北区別所町一三〇番地一二

有限会社おさむこーぽれーしょん

清算人　榎本　修

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

千葉県茂原市高師四一三―五四

ＭＩＣ良品株式会社

代表清算人　林　剣飛

解散公告

当社は、令和七年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

千葉県柏市十余二　二九七番地

有限会社大信硝子

清算人　花島　滿

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

千葉県木更津市千束台一丁目二三番地六

株式会社タカヤマ

代表清算人　髙山　嵐士

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区東神田一丁目一七番四号ヤマックス東神田ビル二〇一号

合同会社増取

清算人　玉井　正人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都渋谷区東二丁目九番一八号

Ｄ．Ｄ．ＤＩＮＯ合同会社

清算人　小林　聡真

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都新宿区大久保三丁目八―三―三七二〇

Ｓｅｎｔｒｉｘ株式会社

代表清算人　モロ・ブランドン・フィリップ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル五階

一般社団法人バッテリー

代表清算人　山口　伸人

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都渋谷区神宮前六丁目二五番地八神宮前コーポラス

小暮徹事務所有限会社

清算人　小暮　徹

解散公告

当社は、令和六年十二月十一日会社法第四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都文京区根津二丁目二〇番一号

アイオーホーム株式会社

代表清算人　村上　忠一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区内神田一丁目二番一五号

特定非営利活動法人世界保健学会

清算人　藤井　仁志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二二番七号

特定非営利活動法人日中企業交流協会

清算人　渡部　丈夫

解散公告

当社は、令和７年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

東京都江戸川区北葛西二丁目二三番一五―三二〇五号

清算人　株式会社ＫＩＭＩ

職務執行者　出来　大和

解散公告

当社は、令和７年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

東京都台東区日本堤二丁目二七番一号

共栄有限会社

清算人　上野　雅宏

解散公告

当社は、令和７年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

東京都国立市富士見台二丁目二八番地一六

合同会社ＡＮＥＭＯＮＥ

清算人　新藤　博枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

神奈川県横須賀市衣笠栄町一丁目七〇番地

株式会社フレアー

代表清算人　長谷川　純

解散公告

当社は、令和７年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号横濱ゲートタワー三Ｆ

画期的株式会社

代表清算人　調　哲　真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷四四番地三一

株式会社Ａｎｉｍａｌ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表清算人　青木　優人

解散公告

当社は、令和７年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

新潟市中央区鳥屋野二丁目一三番二二号

坂井村上土地区画整理株式会社

代表清算人　布施　朋也

解散公告

当社は、令和７年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

石川県輪島市鳳至町畠田一一七番地の五

株式会社輪島チップセンター

代表清算人　橋浦　進

解散公告

当社は、令和７年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

岐阜市長良雄総八七八番地一六

株式会社はは

代表清算人　松井　和子

解散公告

当社は、令和７年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

名古屋市天白区平針一丁目六〇一番地

合同会社エイム

清算人　山田　正則

解散公告

当社は、令和７年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

愛知県江南市古知野町久保見二一六番地

株式会社エビスヤ商店

代表清算人　江口　正司

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない時は、清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

愛知県高浜市小池町五丁目六番地二五

株式会社Ａ・Ｉ・Ｓ

代表清算人　森重　龍司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

三重県三重郡菰野町大字杉谷字岡七〇番地

特定非営利活動法人輝龍

清算人　水越かおり

解散公告

当社は、令和７年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

滋賀県東近江市札の辻二丁目一番一四号

株式会社ＧＲＯＷＴＨ　ＮＥＸＴ

代表清算人　坂巻　伸次

解散公告

当社は、令和７年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

京都市山科区御陵島ノ向町二七番地一

合同会社三輪舎

清算人　森　高広

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

大阪府高槻市真上町二丁目五番一七号

京阪ガスマイニング株式会社

代表清算人　福田　和男

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

大阪府豊中市北桜塚一丁目二番一号

株式会社小寺事務所

代表清算人　小寺　守雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大阪府豊中市新千里北町三丁目一番一二―六〇四号

永松アソシエイツ株式会社

代表清算人　永松　圭子

解散公告

当法人は、令和七年六月十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大阪市北区梅田一丁目一番三―九三四号

ＮＰＯ法人十勝・桜の山プロジェクト

清算人　山本　幸雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大阪府寝屋川市東大利町一一番一号

特定非営利活動法人地域通貨ねやがわ

清算人　三和　清明

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

兵庫県姫路市下手野五丁目二二番一三号

有限会社テラワキ測量

代表清算人　寺脇　真澄

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

神戸市西区伊川谷町有瀬四八〇番地の二〇

合同会社コンビニ神戸うえだ

清算人　上田　進

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島県呉市和庄一丁目二番二三号

株式会社米田塗装店

代表清算人　米田　昌三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島県尾道市因島重井町五八〇〇番地七一

協同組合瀬戸内鉄工センター

清算人　宮地　秀志

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島県竹原市吉名町毛木沖五二五四番地の一三三

妙見産業有限会社

清算人　妙見　明宣

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島市中区光南六丁目二番一―一〇〇四号

特定非営利活動法人自然環境ネットワークＳＡＲＥＮ

清算人　脇山　功

解散公告

当法人は、令和七年七月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島県東広島市高屋町大字小谷一四〇六番地の六〇三

宗正興産有限会社

清算人　山川　雅喜

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島市中区八丁堀一四―一〇新八丁堀ビル七階

クリーンエネルギー株式会社

代表清算人　久留島　亮

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

山口県下関市豊浦町大字川棚六九〇三番地

有限会社響

清算人　稲村　秀彦

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

愛媛県大洲市豊茂甲六八八番地

有限会社鎌田産業

清算人　鎌田　美貴

解散公告

当社は、令和七年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

高知県宿毛市小筑紫町伊与野三〇一番地

有限会社冨士工務店

清算人　松本　廣喜

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

福岡県直方市大字頓野八七一番地一

アイ工業株式会社

代表清算人　淡路　亮

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

福岡市中央区渡辺通一丁目八番二〇号

春和株式会社

代表清算人　刘　会春

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

長崎県佐世保市広田三丁目一三番一九号

Ｏｆｆｉｃｅはまだ株式会社

代表清算人　濵田　貴子

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大分市大字森町三五一番地の六

有限会社キング

清算人　宮内冨佐子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

鹿児島県霧島市国分重久二七五五番地四

有限会社シャトー

清算人　福満　克也

解散公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年六月二十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

札幌市白石区本通二十一丁目南一番一〇号

イオン北海道株式会社確定給付企業年金

清算人　高草木陽子

令和七年七月二十四日

神奈川県藤沢市亀井野二丁目一番一一号二Ｆ

医療法人社団海琉会

清算人　昇　　辰雄

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

岡山県倉敷市八王寺町二八七番地

医療法人すわ内科皮ふ科

清算人　諏訪　和雄

配当公告

岐阜県下呂市小坂町大島一二七一番地

破産者　サンリツ株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所高山支部令和四年（フ）第三五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる破産債権の総額

金五八六、七一八、一八七円

一、配当することのできる金額

金一六九、八八九、一〇五円

令和七年七月二十四日

岐阜県高山市昭和町二丁目一〇〇番地一〇

大久保ビル二階Ａ号室　清水卓也法律事務所

破産管財人　清水　卓也

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十二日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

熊本県熊本市北区植木町大井二三番地

宗教法人眞宗寺

清算人　弁護士　原　彰宏

連絡先　熊本県熊本市中央区紺屋今町二番一号　Ｗビルディング紺屋今町二　五階

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月二十八日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

千葉県柏市南柏一丁目四番八号

高南ダイアパレス南柏管理組合法人

清算人　斉藤　孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月七日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大阪府枚方市中宮北町一番一五号枚方クリニックプラザ二階二〇二　医療法人弘真会

清算人　伊藤　寛

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

大阪府茨木市永代町八番八号

医療法人国里整形外科

清算人　小林　綾子

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

鳥取県西伯郡大山町安原一〇五七番地一

医療法人社団菅医院

清算人　菅　　由子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月三十一日広島県知事の認可を受けて令和七年五月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年五月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十四日

広島県東広島市入野中山台三丁目九番七号

学校法人以徳学園

清算人　武野　公昭

解散公告（第三回）

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（二〇二五年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

二〇二五年七月二十四日

登記簿上の主たる事務所福島県いわき市平北白土字愛谷町五二番地

宗教法人いわき中央教会

清算人　弁護士　毛利　弘道

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル二階ひろ法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第58期決算公告　　令和７年６月27日

北海道沙流郡日高町富川南４丁目５番５号

王子フォレストリー株式会社

代表取締役　荒井　　均

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	908,191
	固定資産	563,730
	合計	1,471,922
負債及び純資産の部	流動負債	343,078
	（うち当引負債）	(30,458)
	固定負債	314,954
	株主資本	813,889
	資本金	20,740
	資本剰余金	5,317
	利益剰余金	787,831
	利益準備金	6,450
	その他利益剰余金	781,381
	（うち当期純利益）	(61,421)
	合計	1,471,922

第49期決算公告　令和７年６月27日
北海道苫小牧市新明町５丁目１番１号
王木住宅資材株式会社
代表取締役　塩見　幸義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,631
	固定資産	36,883
	合計	141,514
負債及び純資産の部	流動負債	15,856
	（賞与引当金）	(10,739)
	固定負債	93,857
	退職給与引当金	93,857
	株主資本	30,799
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,799
	利益準備金	2,465
	その他利益剰余金	18,334
	（うち当期純利益）	(3,153)
	合計	141,514

第 41 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　　大分県杵築市大字溝井1660番地の７

ダイヘンテック株式会社

代表取締役社長　大市　啓晶

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	975,230	流動負債	369,697
固定資産	88,057	（うち賞与引当金）	(44,389)
有形固定資産	36,194	（うち役員賞与引当金）	(1,180)
無形固定資産	2,373	固定負債	98,534
投資その他の資産	49,490	退職給付引当金	82,984
		役員退職引当金	15,550
		株主資本	595,056
		資本金	100,000
		利益剰余金	495,056
		利益準備金	2,800
		その他利益剰余金	492,256
		（うち当期純利益）	(34,727)
資産合計	1,063,287	**負債・純資産合計**	1,063,287

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　社会福祉法人相模福祉会
二、代表者の氏名　理事長　竹内　圭介
三、主たる営業所の名称及び所在地　法人本部
　神奈川県相模原市中央区清新八丁目三番一九号
四、許可年月日　昭和五十一年一月三十日
五、許可失効年月日　令和六年九月三十日
六、営業保証金等の金額
　㈠　営業保証金の額　十万円
　㈡　前受業務保証金の額　一億八千七十三万九千七百円
七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

令和七年七月二十四日
　神奈川県相模原市中央区清新八丁目三番一九号
　社会福祉法人相模福祉会
　理事長　竹内　圭介

第48期決算公告　令和７年６月27日
北海道小樽市銭函３丁目301番地
大和砕石工業株式会社
代表取締役　山田　義彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	128,895
	固定資産	43,797
	合計	172,693
負債及び純資産の部	流動負債	18,996
	(賞与引当金)	(3,863)
	株主資本	153,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	143,696
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	141,196
	(うち当期純利益)	(22,108)
	合計	172,693

第61期決算公告　令和７年６月27日
北海道空知郡南富良野町字東鹿越
金山礦産株式会社
代表取締役　清水　秀樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,709
	固定資産	27,443
	合計	103,153
負債及び純資産の部	流動負債	58,997
	(賞与引当金)	(18,032)
	固定負債	7,096
	株主資本	37,059
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,059
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	24,559
	(うち当期純利益)	(7,024)
	合計	103,153

第10期決算公告　令和７年６月27日
青森県むつ市真砂町11番１号
下北王子林産株式会社
代表取締役　高砂　松弥
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,502
	固定資産	905
	合計	34,408
負債及び純資産の部	流動負債	6,816
	(賞与引当金)	(1,116)
	固定負債	1,366
	株主資本	26,224
	資本金	9,000
	利益剰余金	17,224
	利益準備金	928
	その他利益剰余金	16,296
	(うち当期純利益)	(3,476)
	合計	34,408

第28期決算公告　令和７年６月24日
北海道苫小牧市真砂町35―21
新北海道飼料株式会社
代表取締役　須田　　潤
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	191,898
	固定資産	1,571,940
	合計	1,763,838
負純資債及産のび部	流動負債	711,862
	固定負債	673,988
	（退職給付引当金）	(2,897)
	株主資本	377,988
	資本金	200,000
	利益剰余金	177,988
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	177,488
	（うち当期純利益）	(8,213)
	合計	1,763,838

第61期決算公告　令和７年６月23日
北海道札幌市北区北24条西15丁目２－５
株式会社福田水文センター
代表取締役　福田　浩一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,214,451
	固定資産	534,338
	合計	2,748,789
負純資債及産のび部	流動負債	592,381
	固定負債	186,203
	株主資本	1,970,181
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,945,181
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	1,938,931
	（うち当期純利益）	(281,031)
	評価・換算差額等	24
	合計	2,748,789

第７期決算公告　令和７年６月27日
北海道北斗市村山165番地
函館北斗王子林産株式会社
代表取締役　松浦　剛史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,111
	固定資産	87,394
	合計	313,505
負純資債及産のび部	流動負債	231,393
	（賞与引当金）	(3,551)
	固定負債	75,151
	株主資本	6,960
	資本金	50,000
	利益剰余金	△43,039
	その他利益剰余金	△43,039
	（うち当期純利益）	(45,958)
	合計	313,505

第25期決算公告
2025年６月24日
青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号
株式会社東燃ホームガスセンター
代表取締役　小泉　　健
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,779
	固定資産	0
	合計	34,779
負純資債及産のび部	流動負債	1,611
	固定負債	0
	株主資本	33,168
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,168
	その他利益剰余金	23,168
	（うち当期純利益）	(749)
	合計	34,779

第45期決算公告
2025年６月23日
青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号
八戸共同酸素株式会社
代表取締役　大上　譲二
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,782
	固定資産	0
	合計	37,782
負純資債及産のび部	流動負債	12,535
	固定負債	2,585
	株主資本	22,661
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,661
	その他利益剰余金	12,661
	（うち当期純損失）	(7,135)
	合計	37,782

第25期決算公告
2025年６月５日
青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号
北日本アセチレン株式会社
代表取締役　伊藤　一郎
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,776
	固定資産	4,368
	合計	94,144
負純資債及産のび部	流動負債	34,416
	固定負債	12,092
	株主資本	47,636
	資本金	30,000
	利益剰余金	17,636
	その他利益剰余金	17,636
	（うち当期純利益）	(2,302)
	合計	94,144

第49期決算公告　令和７年６月20日
仙台市若林区六丁目字南97番３
e―ＪＥＣ東日本株式会社
代表取締役　能正　幸夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	799,019
	固定資産	187,656
	合計	986,676
負純資債及産のび部	流動負債	228,652
	固定負債	142,395
	株主資本	615,628
	資本金	50,000
	資本剰余金	111,002
	資本準備金	111,002
	利益剰余金	454,625
	利益準備金	1,136
	その他利益剰余金	453,489
	（うち当期純利益）	(68,488)
	合計	986,676

第59期決算公告　令和７年７月24日
岩手県和賀郡西和賀町小繋沢55地割138番地
ＹＵＤＡミルク株式会社
代表取締役　溝渕　郁夫
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,753,402
	固定資産	2,042,038
	合計	4,795,441
負純資債及産のび部	流動負債	1,878,292
	固定負債	1,663,041
	株主資本	1,254,106
	資本金	98,964
	利益剰余金	1,155,142
	利益準備金	48,100
	その他利益剰余金	1,107,042
	（うち当期純利益）	(410,026)
	合計	4,795,441

第23期決算公告
2025年６月24日
青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号
八戸東邦プロパン株式会社
代表取締役　小泉　　健
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	34,654
	固定資産	160
	合計	34,814
負純資債及産のび部	流動負債	11,550
	固定負債	0
	株主資本	23,264
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,264
	その他利益剰余金	13,264
	（うち当期純利益）	(2,113)
	合計	34,814

第１期決算公告　令和７年７月24日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
横手湯沢フォレストサイクル株式会社
代表取締役　細井　　暁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,759
	固定資産	63,912
	合計	94,671
負純資債及産のび部	流動負債	2,417
	株主資本	92,254
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△7,745
	その他利益剰余金	△7,745
	（うち当期純損失）	(7,745)
	合計	94,671

第78期決算公告
令和７年６月27日
宮城県仙台市太白区郡山六丁目１番39号
東北鉄道運輸株式会社
代表取締役社長　鈴木　吉嗣
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	545,350
	固定資産	387,385
	合計	932,735
負純資債及産のび部	流動負債	151,485
	固定負債	124,181
	株主資本	657,068
	資本金	10,000
	利益剰余金	647,068
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	644,568
	（うち当期純利益）	(87,719)
	合計	932,735

第16期決算公告
令和７年６月30日
仙台市青葉区中央四丁目４番19号
アーバンネット仙台中央ビル
みやぎ教育福祉パートナーズ株式会社
代表取締役　山多　道男
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,273,970
	合計	1,273,970
負純資債及産のび部	流動負債	547,977
	固定負債	554,488
	株主資本	171,503
	資本金	20,000
	利益剰余金	151,503
	その他利益剰余金	151,503
	（うち当期純利益）	(7,927)
	合計	1,273,970

第23期決算公告　令和７年６月２日
宮城県岩沼市字吹上西111番地
ユニボード株式会社
代表取締役　新川　篤志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,266,882
	固定資産	718,043
	合計	1,984,925
負債及び純資産の部	流動負債	661,303
	固定負債	14,212
	株主資本	1,308,149
	資本金	490,000
	資本剰余金	528,995
	資本準備金	528,995
	利益剰余金	289,154
	その他利益剰余金	289,154
	（うち当期純利益）	(101,736)
	評価・換算差額等	1,261
	合計	1,984,925

第59期決算公告　令和７年６月27日
宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目12番15号
仙台ガスサービス株式会社
代表取締役社長　立野　昭宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	445,163
	固定資産	443,835
	合計	888,998
負債及び純資産の部	流動負債	369,729
	（賞与引当金）	(26,000)
	固定負債	127,050
	（退職給付引当金）	(117,954)
	株主資本	392,219
	資本金	10,000
	利益剰余金	382,219
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	379,719
	（うち当期純利益）	(17,661)
	合計	888,998

第26期決算公告　令和７年６月25日
宮城県栗原市鶯沢南郷南沢82番地の２
東日本リサイクルシステムズ株式会社
代表取締役　粟屋　都雄
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,698,129
	固定資産	859,671
	合計	2,557,800
負債及び純資産の部	流動負債	270,652
	固定負債	—
	株主資本	2,287,148
	資本金	280,000
	利益剰余金	2,027,148
	利益準備金	92,113
	その他利益剰余金	1,935,035
	（うち当期純利益）	(259,396)
	自己株式	△20,000
	合計	2,557,800

第６期決算公告　令和７年６月27日
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23番１
株式会社SUIDEN TERRASSE
代表取締役　山中　大介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,496
	固定資産	3,991,914
	資産合計	4,192,410
負債及び純資産の部	流動負債	867,725
	固定負債	2,367,801
	株主資本	956,883
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,437,509
	資本準備金	399,995
	その他資本剰余金	2,037,514
	利益剰余金	△ 1,490,625
	その他利益剰余金	△ 1,490,625
	（うち当期純損失）	(149,910)
	負債・純資産合計	4,192,410

第12期決算公告　令和７年６月27日
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23番１
株式会社SHONAI
代表取締役　山中　大介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	339,035
	固定資産	2,968,896
	資産合計	3,307,932
負債及び純資産の部	流動負債	40,732
	固定負債	13,853
	株主資本	3,253,345
	資本金	95,000
	資本剰余金	2,237,600
	資本準備金	2,237,600
	利益剰余金	920,745
	その他利益剰余金	920,745
	（うち当期純損失）	(91,777)
	負債・純資産合計	3,307,932

第３期決算公告
令和７年６月26日
秋田県能代市扇田字扇渕４番地４号
東北プロパティ株式会社
代表取締役社長　臼井　一夫
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	54,469
	固定資産	140,493
	合計	194,962
負債及び純資産の部	流動負債	4,111
	株主資本	190,850
	資本金	10,000
	利益剰余金	180,850
	その他利益剰余金	180,850
	（うち当期純損失）	(4,524)
	合計	194,962

第１期決算公告
令和７年６月27日
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23番１
株式会社LOCAL RESORTS
代表取締役　山中　大介
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,276
	固定資産	6,006
	繰延資産	1,680
	資産合計	74,964
負債及び純資産の部	流動負債	32,515
	株主資本	42,449
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 7,550
	その他利益剰余金	△ 7,550
	（うち当期純損失）	(7,550)
	負債・純資産合計	74,964

第２期決算公告
令和７年６月27日
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23番１
株式会社XLOCAL
代表取締役　山中　大介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	187,711
	固定資産	31,695
	資産合計	219,406
負債及び純資産の部	流動負債	174,410
	株主資本	44,996
	資本金	32,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	9,996
	その他利益剰余金	9,996
	（うち当期純利益）	(10,353)
	負債・純資産合計	219,406

第７期決算公告
令和７年６月20日
山形県鶴岡市湯野沢字畑田58番
株式会社NEWGREEN SUPPLY
代表取締役　山中　大介
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	120,883
	固定資産	114,555
	繰延資産	228
	資産合計	235,667
負債及び純資産の部	流動負債	86,553
	固定負債	383,712
	株主資本	△ 234,597
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 239,597
	その他利益剰余金	△ 239,597
	（うち当期純損失）	(58,372)
	負債・純資産合計	235,667

第36期決算公告　令和７年５月22日
茨城県神栖市東深芝４番地７
平成飼料株式会社
代表取締役　西條　泰弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	342,009
	固定資産	14,366
	合計	356,375
負債及び純資産の部	流動負債	154,861
	固定負債	74,877
	株主資本	126,636
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,286
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	3,786
	利益剰余金	20,350
	その他利益剰余金	20,350
	（うち当期純利益）	(3,337)
	合計	356,375

第52期決算公告
2025年６月26日
福島県白河市和尚壇９番地
東北ポール運送株式会社
代表取締役社長　女川　敦
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	159,522
	固定資産	165,085
	合計	324,607
負債及び純資産の部	流動負債	77,621
	固定負債	34,010
	株主資本	212,976
	資本金	10,000
	利益剰余金	202,976
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	200,476
	（うち当期純損失）	(15,638)
	合計	324,607

第26期決算公告
令和７年６月27日
福島県郡山市駅前二丁目11番１号
郡山駅西口再開発株式会社
代表取締役　大河原宏之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	264,253
	固定資産	601,103
	繰延資産	305
	合計	865,662
負債及び純資産の部	流動負債	237,098
	固定負債	233,425
	株主資本	395,138
	資本金	300,000
	利益剰余金	96,382
	その他利益剰余金	96,382
	（うち当期純利益）	(1,921)
	自己株式	△1,243
	合計	865,662

第 26 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
埼玉県久喜市北中曽根1414番地
株式会社ケーツー
代表取締役　小川　典之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,213
	固定資産	19,075
	合計	117,289
負純資産及のび部	流動負債	29,383
	固定負債	57,626
	株主資本	30,278
	資本金	30,000
	利益剰余金	278
	その他利益剰余金	278
	（うち当期純利益）	(2,510)
	合計	117,289

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月28日
埼玉県川口市本町４丁目１番８号
川口センタービル３階
株式会社アシストビジョン
代表取締役　乙吉　俊哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,511
	固定資産	26,333
	合計	101,844
負純資産及のび部	流動負債	3,483
	固定負債	47,147
	株主資本	51,214
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,214
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	39,464
	（うち当期純利益）	(5,027)
	合計	101,844

第 71 期 決 算 公 告

令和７年５月23日
茨城県神栖市東深芝４番地７
兼松アグリテック株式会社
代表取締役　小川　典之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,240,886
	固定資産	1,637,179
	合計	5,878,066
負純資産及のび部	流動負債	4,715,587
	固定負債	309,984
	株主資本	852,494
	資本金	400,000
	利益剰余金	452,494
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	352,494
	（うち当期純利益）	(10,981)
	合計	5,878,066

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区神田神保町一丁目103番地206
ファクトリアル・ジャパン株式会社
代表取締役　シーユー・フアン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,701,893
	資産合計	13,701,893
負純資産及のび部	流動負債	184,697
	株主資本	13,517,196
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	3,517,196
	その他利益剰余金	3,517,196
	（うち当期純利益）	(1,040,299)
	負債・純資産合計	13,701,893

第 22 期 決 算 公 告

令和７年５月30日
千葉県松戸市稔台８―33―３
株式会社Ｐ．Ｒ．Ａ．
代表取締役　池端　　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	304,627
	固定資産	127,512
	繰延資産	272
	合計	432,411
負純資産及のび部	流動負債	316,626
	固定負債	11,637
	株主資本	104,149
	資本金	20,000
	資本剰余金	9,992
	利益剰余金	74,157
	その他利益剰余金	74,157
	（うち当期純利益）	(56,543)
	合計	432,411

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
ｉビジネスパートナーズ株式会社
代表取締役社長　岡田　　悟

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	901,384
	固定資産	78,532
	合計	979,916
負純資産及のび部	流動負債	141,900
	株主資本	838,016
	資本金	60,000
	利益剰余金	778,016
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	763,016
	（うち当期純利益）	(82,232)
	合計	979,916

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
株式会社梓総合研究所
代表取締役　墓田　京平

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	227,615
	固定資産	17,613
	資産合計	245,228
負純資産及のび部	流動負債	125,698
	株主資本	119,530
	資本金	80,000
	利益剰余金	39,530
	その他利益剰余金	39,530
	（うち当期純利益）	(5,733)
	負債・純資産合計	245,228

第 24 期決算公告　令和７年６月30日

東京都千代田区紀尾井町４番１号
GCM S１証券株式会社
代表取締役　髙須　茂巳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	56,930
	資産合計	56,930
負純資産及のび部	流動負債	3,396
	固定負債	635
	株主資本	52,898
	資本金	100,000
	資本剰余金	380,762
	資本準備金	380,762
	利益剰余金	△427,864
	その他利益剰余金	△427,864
	（うち当期純損失）	(21,323)
	負債・純資産合計	56,930

第 9 期決算公告　令和７年７月24日

東京都千代田区内神田二丁目15番９号
株式会社カスタムライフ
代表取締役　石矢　　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	545,321
	固定資産	204,528
	合計	749,850
負純資産及のび部	流動負債	47,836
	賞与引当金	4,324
	株主資本	702,014
	資本金	6,100
	資本剰余金	2,113,424
	その他資本剰余金	2,113,424
	利益剰余金	△1,417,509
	その他利益剰余金	△1,417,509
	（うち当期純損失）	(292,666)
	合計	749,850

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番40号
江戸見坂森ビル３階
株式会社SHONAI ESTATE
代表取締役　山中　大介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	30,266
	固定資産	525
	繰延資産	381
	資産合計	31,173
負純資産及のび部	流動負債	2,297
	株主資本	28,876
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 1,123
	その他利益剰余金	△ 1,123
	（うち当期純損失）	(1,123)
	負債・純資産合計	31,173

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
東京都千代田区麹町三丁目６番地５号
株式会社国際協力データサービス
代表取締役　松島　大介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	840,484
	固定資産	308,396
	合計	1,148,880
負純資産及のび部	流動負債	32,163
	固定負債	25,451
	株主資本	1,091,266
	資本金	51,800
	利益剰余金	1,039,466
	利益準備金	2,532
	その他利益剰余金	1,036,934
	（うち当期純利益）	(136)
	合計	1,148,880

第 23 期決算公告　令和７年６月26日

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
新国際ビル４階
いちい亭株式会社
代表取締役　田畑　貴弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	23,241
	固定資産	2,506
	合計	25,747
負純資産及のび部	流動負債	8,499
	固定負債	0
	株主資本	17,248
	資本金	8,000
	利益剰余金	9,248
	（その他利益剰余金）	(9,248)
	（うち当期純利益）	(276)
	合計	25,747

第７期決算公告

2025年６月25日
東京都中央区日本橋１－３－13
エレベーターメディア株式会社
代表取締役　今村　公彦

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	134,509
	固定資産	—
	資産合計	134,509
負純資産及のび部	流動負債	1,192
	固定負債	89
	株主資本	133,227
	資本金	10,000
	利益剰余金	123,227
	繰越利益剰余金	123,227
	（うち当期純利益）	(10,406)
	負債・純資産合計	134,509

第４期決算公告

令和７年５月23日
東京都中央区銀座六丁目10番１号
シャイン株式会社
代表取締役　桑原　勝利

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	87,345
	固定資産	10,096
	資産合計	97,441
負純資産及のび部	流動負債	566,040
	（うち賞与引当金）	(974)
	固定負債	1,553
	負債合計	567,593
	株主資本	△ 470,152
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 570,152
	その他利益剰余金	△ 570,152
	（うち当期純損失）	(157,175)
	純資産合計	△ 470,152
	負債・純資産合計	97,441

第17期決算公告

令和７年６月23日
東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社地方創生
代表取締役　近江　淳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	101,536
	固定資産	236,023
	合計	337,559
負純資産及のび部	流動負債	230,715
	固定負債	50,000
	株主資本	56,843
	資本金	30,000
	資本剰余金	32,881
	資本準備金	30,000
	その他資本剰余金	2,881
	利益剰余金	△ 6,037
	その他利益剰余金	△ 6,037
	（うち当期純損失）	(6,037)
	合計	337,559

第67期決算公告

令和７年６月６日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地
兼松油槽株式会社
代表取締役　青木淳一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	445,582
	固定資産	1,450,504
	合計	1,896,086
負純資産及のび部	流動負債	225,477
	固定負債	179,597
	株主資本	1,491,012
	資本金	100,000
	資本剰余金	186,916
	利益剰余金	1,204,097
	利益準備金	2,060
	その他利益剰余金	1,202,037
	（うち当期純利益）	(41,958)
	合計	1,896,086

第63期決算公告

令和７年５月28日
東京都中央区銀座一丁目10番６号
兼松食品株式会社
代表取締役　佐用　孝浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	16,370,126
	固定資産	1,636,440
	合計	18,006,567
負純資産及のび部	流動負債	15,662,722
	固定負債	679,042
	株主資本	1,557,080
	資本金	450,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	1,007,080
	利益準備金	30,831
	その他利益剰余金	976,249
	（うち当期純利益）	(474,270)
	評価・換算差額等	107,722
	合計	18,006,567

第12期決算公告

令和７年７月24日
東京都品川区上大崎３丁目２番１号
目黒センタービル８階
株式会社ナイン
代表取締役社長　渋谷　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	36,245
	固定資産	6,231
	資産合計	42,477
負純資産及のび部	流動負債	13,034
	固定負債	26,640
	株主資本	2,803
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 7,196
	その他利益剰余金	△ 7,196
	（うち当期純損失）	(3,927)
	負債・純資産合計	42,477

第43期決算公告

令和７年６月13日
東京都大田区西蒲田７－37－10
株式会社データ・テック
代表取締役　森島敬一朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	857,304
	固定資産	529,536
	合計	1,386,841
負純資産及のび部	流動負債	760,139
	固定負債	61,564
	株主資本	565,137
	資本金	85,550
	資本剰余金	600
	利益剰余金	495,987
	利益準備金	8,480
	その他利益剰余金	487,507
	（うち当期純利益）	(46,267)
	自己株式	△17,000
	合計	1,386,841

第11期決算公告

令和７年６月19日
東京都中央区東日本橋三丁目４番13号
兼松アドバンスド・マテリアルズ株式会社
代表取締役　浅羽　鉄平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	4,727
	固定資産	2,936
	合計	7,663
負純資産及のび部	流動負債	6,885
	固定負債	64
	株主資本	714
	資本金	310
	資本剰余金	164
	資本準備金	164
	利益剰余金	240
	その他利益剰余金	240
	（うち当期純利益）	(236)
	評価・換算差額等	△1
	合計	7,663

第40期決算公告

令和７年６月９日
東京都港区芝一丁目12番７号
兼松エアロスペース株式会社
代表取締役　津山　幹規

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,637,841
	固定資産	65,356
	合計	1,703,197
負純資産及のび部	流動負債	1,191,697
	固定負債	76,937
	株主資本	434,563
	資本金	90,000
	利益剰余金	344,563
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	322,063
	（うち当期純利益）	(108,961)
	合計	1,703,197

第53期決算公告

2025年７月24日
東京都港区芝大門２丁目12番18号
八重洲興産株式会社
代表取締役　羽根　正人

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	818
	固定資産	1,378
	合計	2,197
負純資産及のび部	流動負債	288
	固定負債	186
	株主資本	1,722
	資本金	35
	利益剰余金	1,686
	利益準備金	45
	その他利益剰余金	1,641
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	2,197

第30期決算公告

令和７年５月28日
東京都中央区日本橋人形町三丁目８番１号
兼松ウェルネス株式会社
代表取締役　下川　博紀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	306,266
	固定資産	40,539
	合計	346,805
負純資産及のび部	流動負債	70,505
	固定負債	33,638
	株主資本	242,662
	資本金	50,000
	利益剰余金	192,662
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	180,162
	（うち当期純利益）	(31,941)
	合計	346,805

第51期決算公告

令和７年５月28日
東京都中央区日本橋人形町三丁目８番１号
兼松ケミカル株式会社
代表取締役　下川　博紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,335,216
	固定資産	658,412
	合計	8,993,628
負純資産及のび部	流動負債	6,828,537
	固定負債	304,767
	株主資本	1,854,559
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,554,559
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,479,559
	（うち当期純利益）	(464,682)
	評価・換算差額等	5,765
	合計	8,993,628

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都千代田区丸の内２丁目７番２号
兼松シェアリンク株式会社
代表取締役　村井　和彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,900
	合計	19,900
負純資債及産のび部	流動負債	1,473
	固定負債	2,359
	退職給付引当金	2,359
	株主資本	16,068
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,068
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,568
	（うち当期純利益）	（1,486）
	合計	19,900

第 27 期 決 算 公 告

令和７年４月30日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社兼松トレードサービス
代表取締役　福島　和博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	60,667
	固定資産	3,874
	合計	64,541
負純資債及産のび部	流動負債	2,807
	固定負債	0
	株主資本	61,734
	資本金	30,000
	利益剰余金	31,734
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	30,234
	（うち当期純損失）	（2,906）
	合計	64,541

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月19日
東京都新宿区大久保二丁目４番12号
兼松グランクス株式会社
代表取締役社長　澤田　　忠

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	669,018
	固定資産	121,971
	合計	790,989
負純資債及産のび部	流動負債	303,890
	固定負債	4,706
	株主資本	482,393
	資本金	100,000
	資本剰余金	131,373
	利益剰余金	251,020
	（うち当期純利益）	（57,802）
	合計	790,989

第 12 期決算公告　令和７年７月24日

東京都昭島市代官山一丁目４番１号
ウィズ・クリタ株式会社
代表取締役社長　塚田　雄二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	56,867
	固定資産	15,954
	合計	72,822
負純資債及産のび部	流動負債	17,155
	固定負債	9,272
	株主資本	46,394
	資本金	5,000
	利益剰余金	41,394
	その他利益剰余金	41,394
	（うち当期純損失）	（7,000）
	合計	72,822

第 38 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都中野区中野四丁目10番１号
栗田総合サービス株式会社
代表取締役　當流谷　真

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,562,904
	固定資産	85,045
	合計	1,647,949
負純資債及産のび部	流動負債	388,356
	固定負債	43,329
	株主資本	1,216,264
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,166,264
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,153,764
	（うち当期純利益）	（194,679）
	合計	1,647,949

第 62 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都杉並区永福３－２－10
富国産業株式会社
代表取締役　重原　慶子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,043
	固定資産	2,695
	合計	71,738
負純資債及産のび部	流動負債	751
	固定負債	1,000
	株主資本	69,987
	資本金	85,000
	利益剰余金	△15,013
	その他利益剰余金	△15,013
	（うち当期純損失）	（10,832）
	合計	71,738

第 43 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都多摩市落合一丁目３番地１
株式会社デザイン・オフィス・キャン
代表取締役　竹堂　佳紀

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	114
	固定資産	23
	合計	138
負純資債及産のび部	流動負債	28
	（賞与引当金）	（5）
	株主資本	109
	資本金	10
	利益剰余金	99
	その他利益剰余金	99
	（うち当期純利益）	（16）
	合計	138

第 20 期決算公告　2025年７月24日

東京都港区虎ノ門二丁目９番１号
虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス11階
スーパーファンド・ジャパン株式会社
代表取締役　芦澤　荘司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	378,783
	固定資産	48,661
	合計	427,444
負純資債及産のび部	流動負債	16,900
	固定負債	678
	株主資本	409,362
	資本金	275,000
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	109,362
	その他利益剰余金	109,362
	（うち当期純利益）	（3,752）
	評価・換算差額等	503
	合計	427,444

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都羽村市神明台二丁目10番地８
株式会社富士フイルムメディアクレスト
代表取締役社長　小澤　　順

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	709,928
	固定資産	460,096
	合計	1,170,024
負純資債及産のび部	流動負債	258,980
	固定負債	359,878
	株主資本	551,166
	資本金	50,000
	利益剰余金	501,166
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	488,666
	（うち当期純利益）	（104,879）
	合計	1,170,024

第 14 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
エムエムピー株式会社
代表取締役　鈴木　明文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	297
	固定資産	6,479
	合計	6,776
負純資債及産のび部	流動負債	11
	株主資本	6,765
	資本金	80
	資本剰余金	6,497
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	6,477
	利益剰余金	188
	その他利益剰余金	188
	（うち当期純利益）	（314）
	合計	6,776

第９期決算公告　2025年７月24日

東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
八洲産機システム株式会社
代表取締役　本柳　政男

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	7,120
	固定資産	51
	合計	7,171
負純資債及産のび部	流動負債	5,566
	（賞与引当金）	（78）
	固定負債	45
	（退職給付引当金）	（13）
	株主資本	1,559
	資本金	350
	利益剰余金	1,209
	利益準備金	54
	その他利益剰余金	1,154
	（うち当期純利益）	（264）
	合計	7,171

第 8 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館20階
株式会社Ｙｅｘｔ
代表取締役　ホー・シク・シン

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	829,458
	固定資産	215
	資産合計	829,674
負純資債及産のび部	流動負債	355,872
	株主資本	473,801
	資本金	377,000
	利益剰余金	96,801
	その他利益剰余金	96,801
	（うち当期純利益）	（3,008）
	負債・純資産合計	829,674

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都港区六本木１丁目６番１号
ＳＢＩクリアリング信託株式会社
代表取締役　森　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	662,928
	固定資産	98,997
	資産合計	761,925
負純資債及産のび部	流動負債	46,806
	株主資本	715,119
	資本金	300,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	215,119
	その他利益剰余金	215,119
	（うち当期純利益）	(61,962)
	負債・純資産合計	761,925

第40期決算公告

令和７年７月24日
東京都千代田区神田司町２丁目８番１号
第一マリン株式会社
代表取締役社長　大河内　賢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	941
	固定資産	258
	合計	1,199
負純資債及産のび部	流動負債	128
	固定負債	123
	株主資本	948
	資本金	90
	資本剰余金	70
	資本準備金	70
	利益剰余金	788
	利益準備金	33
	その他利益剰余金	755
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	1,199

第35期決算公告

令和７年７月24日
東京都中央区明石町８－１
Ｊ－ミール物流株式会社
代表取締役社長　水本　充希

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,166
	固定資産	—
	合計	138,166
負純資債及産のび部	流動負債	109,357
	固定負債	—
	株主資本	10,800
	資本金	10,000
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	300
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	18,009
	（うち当期純利益）	(△61)
	合計	138,166

第８期決算公告

令和７年６月26日
横浜市港南区丸山台二丁目12番１号
東京ガスエコモ＆
アイホールディング株式会社
代表取締役　杉浦　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,727
	固定資産	3,441,894
	合計	3,502,621
負純資債及産のび部	流動負債	1,478
	株主資本	3,501,143
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,391,894
	その他資本剰余金	3,391,894
	利益剰余金	59,249
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	46,749
	（うち当期純利益）	(47,984)
	合計	3,502,621

第 17 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
神奈川県横須賀市三春町三丁目９番地の11
東京ガスライフバル飯田株式会社
代表取締役　杉浦　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,386,022
	固定資産	62,210
	合計	1,448,232
負純資債及産のび部	流動負債	821,976
	固定負債	136,065
	株主資本	490,191
	資本金	30,000
	利益剰余金	460,191
	その他利益剰余金	460,191
	（うち当期純利益）	(72,250)
	合計	1,448,232

第 18 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
アリババ株式会社
代表取締役　岡田　聡良

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,291,188
	固定資産	683,869
	資産合計	1,975,058
負純資債及産のび部	流動負債	309,092
	賞与引当金	40,613
	固定負債	122,778
	株主資本	1,543,187
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,443,187
	その他利益剰余金	1,443,187
	（うち当期純損失）	(33,610)
	負債・純資産合計	1,975,058

第72期決算公告

令和７年６月30日
神奈川県座間市小松原一丁目36番５号
王子アドバ株式会社
代表取締役社長　洞地　義則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,524,993
	固定資産	1,507,818
	合計	4,032,811
負純資債及産のび部	流動負債	5,428,821
	固定負債	203,441
	株主資本	△1,724,272
	資本金	96,000
	利益剰余金	△1,820,272
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	△1,844,272
	（うち当期純利益）	(66,366)
	評価・換算差額等	124,821
	有価証券評価差額金	124,821
	合計	4,032,811

第35期決算公告

令和７年６月24日
神奈川県川崎市川崎区東扇島６番地26
昭和メタル株式会社
代表取締役社長　中西　剣一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	836,715
	固定資産	2,612,822
	合計	3,449,537
負純資債及産のび部	流動負債	135,151
	賞与引当金	35,000
	固定負債	43,419
	退職給付引当金	43,419
	株主資本	3,270,966
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,250,966
	利益準備金	5,520
	その他利益剰余金	3,245,446
	（うち当期純利益）	(45,987)
	合計	3,449,537

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１
富士通アドバンス・
アカウンティングサービス株式会社
代表取締役社長　勇元　靖浩

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	322,664
	固定資産	106,974
	合計	429,638
負純資債及産のび部	流動負債	567,017
	株主資本	△137,379
	資本金	10,000
	利益剰余金	△147,379
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△149,879
	（うち当期純損失）	(164,355)
	合計	429,638

第 30 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
神奈川県秦野市堀山下１番地
ＵＭＣ・Ｈエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長　水越　浩幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,993,229
	固定資産	4,766,760
	合計	10,759,990
負純資債及産のび部	流動負債	6,363,842
	固定負債	3,499,955
	株主資本	896,193
	資本金	50,000
	利益剰余金	846,193
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	833,693
	（うち当期純利益）	(259,364)
	合計	10,759,990

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
神奈川県横浜市西区平沼一丁目１番８号
株式会社神奈川パワーテクノ
代表取締役社長　神津　俊一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	786,178
	固定資産	106,715
	合計	892,893
負純資債及産のび部	流動負債	207,170
	固定負債	99,574
	株主資本	586,149
	資本金	50,000
	利益剰余金	536,149
	その他利益剰余金	536,149
	（うち当期純利益）	(46,721)
	合計	892,893

第 16 期 決 算 公 告

2025年６月26日
横浜市戸塚区舞岡町644―12
株式会社アイネット・データサービス
代表取締役　馬郡　恵太

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,926
	固定資産	1,876
	合計	24,802
負純資債及産のび部	流動負債	11,532
	賞与引当金	5,504
	固定負債	1,167
	株主資本	12,102
	資本金	9,000
	利益剰余金	3,102
	その他利益剰余金	3,102
	（うち当期純利益）	(299)
	合計	24,802

第83期決算公告　令和７年６月24日
神奈川県藤沢市本藤沢二丁目３番18号
関東航空計器株式会社
代表取締役　長宗　浩
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,005
	固定資産	457
	合計	8,463
負債及び純資産の部	流動負債	7,045
	固定負債	253
	株主資本	1,164
	資本金	480
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	678
	利益準備金	114
	その他利益剰余金	564
	（うち当期純利益）	(294)
	合計	8,463

第19期決算公告
令和７年６月24日
川崎市中原区下小田中二丁目12番５号
株式会社ベストライフ・プロモーション
代表取締役社長　今井　良輔
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	875,754
	固定資産	166,130
	合計	1,041,884
負債及び純資産の部	流動負債	413,782
	固定負債	2,560
	株主資本	625,542
	資本金	50,000
	利益剰余金	575,542
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	563,042
	（うち当期純利益）	(113,886)
	合計	1,041,884

第12期決算公告
令和７年７月24日
神奈川県川崎市川崎区宮本町５番地１
株式会社アクサス川崎
代表取締役　永田　裕人
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	451,247
	固定資産	77
	合計	451,324
負債及び純資産の部	流動負債	248,730
	株主資本	202,594
	資本金	50,000
	利益剰余金	152,594
	その他利益剰余金	152,594
	（うち当期純利益）	(8,169)
	合計	451,324

第32期決算公告　令和７年６月30日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
ミューザ川崎セントラルタワー23階
株式会社富山エア・サプライ
代表取締役社長　栗山　常吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,280
	固定資産	1,691
	資産合計	107,971
負債及び純資産の部	流動負債	79,906
	負債合計	79,906
	株主資本	28,064
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,064
	その他利益剰余金	18,064
	（うち当期純利益）	(1,135)
	純資産合計	28,064
	負債・純資産合計	107,971

第91期決算公告　2025年６月20日
神奈川県藤沢市葛原1692
株式会社日東社
代表取締役　吉野　正洋
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,574
	固定資産	941
	合計	2,515
負債及び純資産の部	流動負債	164
	固定負債	12
	株主資本	2,339
	資本金	90
	資本剰余金	14
	利益剰余金	2,235
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	2,212
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	2,515

第60期決算公告
令和７年６月19日
神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
陽光ビルサービス株式会社
取締役社長　吉江　竜哉
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	270,859
	固定資産	1,004
	合計	271,863
負債及び純資産の部	流動負債	4,655
	株主資本	267,207
	資本金	10,000
	利益剰余金	257,207
	その他利益剰余金	257,207
	（うち当期純利益）	(14,535)
	合計	271,863

第20期決算公告
令和７年７月24日
神奈川県川崎市多摩区菅北浦
五丁目７番26号
株式会社トミーズエンゼル
代表取締役　山﨑　幸男
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,687
	固定資産	58,239
	合計	63,927
負債及び純資産の部	流動負債	228
	株主資本	63,698
	資本金	10,000
	資本剰余金	55,739
	資本準備金	55,739
	利益剰余金	△2,040
	その他利益剰余金	△2,040
	（うち当期純損失）	(287)
	合計	63,927

第9期決算公告
2025年６月24日
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16
株式会社ジー・プリンテック
代表取締役　能勢　　到
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,630
	固定資産	2,718
	合計	4,349
負債及び純資産の部	流動負債	2,209
	固定負債	254
	株主資本	1,886
	資本金	100
	資本剰余金	1,400
	資本準備金	1,400
	利益剰余金	386
	その他利益剰余金	386
	（うち当期純損失）	(41)
	合計	4,349

第43期決算公告　令和７年５月30日
神奈川県横浜市港北区新羽町925番地
兼松ＰＷＳ株式会社
代表取締役　戸部　喜清
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	913,408
	固定資産	396,028
	合計	1,309,436
負債及び純資産の部	流動負債	875,644
	固定負債	49,778
	株主資本	381,225
	資本金	30,000
	資本剰余金	9,000
	利益剰余金	342,225
	利益準備金	1,180
	その他利益剰余金	341,045
	（うち当期純利益）	(37,759)
	評価・換算差額等	2,788
	合計	1,309,436

第35期決算公告
令和７年７月24日
静岡県静岡市清水区南矢部843―29
日本電技サービス株式会社
代表取締役　大石　英之
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,393
	固定資産	400
	合計	11,794
負債及び純資産の部	流動負債	8,125
	株主資本	3,669
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,330
	利益準備金	250
	繰越利益剰余金	△6,580
	（うち当期純利益）	(1,023)
	合計	11,794

第5期決算公告　令和７年６月20日
長野県岡谷市若宮町一丁目７番35号
株式会社ＮＳテクノロジーズ
代表取締役社長　志村　博章
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,258,704
	固定資産	290,602
	繰延資産	45,864
	合計	2,595,171
負債及び純資産の部	流動負債	2,523,892
	固定負債	14,793
	株主資本	56,485
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△143,514
	その他利益剰余金	△143,514
	（うち当期純損失）	(225,580)
	合計	2,595,171

第55期決算公告
令和７年７月24日
新潟県新潟市秋葉区小戸下組78番地１
株式会社トヨシマエクセル
代表取締役　平能　孝信
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3
	固定資産	32
	合計	36
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	156
	株主資本	△121
	資本金	80
	利益剰余金	△202
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	△206
	（うち当期純損失）	(△2)
	評価・換算差額等	―
	合計	36

第136期決算公告　令和７年７月24日
愛知県名古屋市中区金山五丁目２番22号
株式会社ヤジマ
代表取締役　矢島　隆一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	356,708
	固定資産	2,134,536
	合計	2,491,244
負純資債及産のび部	流動負債	2,067
	株主資本	2,489,177
	資本金	100,000
	資本剰余金	79,164
	(資本準備金)	(5,164)
	利益剰余金	2,310,012
	(利益準備金)	(108,200)
	(その他利益剰余金)	(2,201,812)
	(うち当期純利益)	(84,180)
	合計	2,491,244

第29期決算公告
令和７年６月25日
静岡県裾野市今里427番地７
株式会社カーテックフジ
代表取締役　植田　勝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	855,446
	固定資産	252,083
	合計	1,107,529
負純資債及産のび部	流動負債	103,453
	固定負債	103,414
	株主資本	900,662
	資本金	20,000
	利益剰余金	880,662
	(利益準備金)	(5,000)
	(その他利益剰余金)	(875,662)
	(うち当期純利益)	(62,537)
	合計	1,107,529

第５期決算公告
令和７年７月24日
静岡県湖西市岡崎20番地
ＰＥＶＥスマイル株式会社
代表取締役　向井地　稔
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,820
	固定資産	4,800
	資産合計	101,620
負純資債及産のび部	流動負債	49,309
	固定負債	4,804
	株主資本	47,505
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	17,505
	その他利益剰余金	17,505
	(うち当期純利益)	(3,999)
	負債・純資産合計	101,620

第21期決算公告
令和７年６月26日
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊通ヒューマンリソース株式会社
代表取締役社長　大川　久志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	480
	固定資産	113
	資産合計	594
負純資債及産のび部	流動負債	257
	固定負債	152
	株主資本	184
	資本金	50
	利益剰余金	134
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	121
	(うち当期純利益)	(84)
	負債・純資産合計	594

第71期決算公告　令和７年６月26日
愛知県豊田市神池町二丁目1236番地
光生アルミニューム工業株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,674,025
	固定資産	13,622,866
	資産合計	27,296,891
負純資債及産のび部	流動負債	10,608,105
	固定負債	5,784,097
	株主資本	10,631,212
	資本金	199,500
	資本剰余金	115,898
	資本準備金	115,898
	利益剰余金	10,315,814
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	10,278,314
	(うち当期純利益)	(749,156)
	評価・換算差額等	273,476
	負債・純資産合計	27,296,891

第37期決算公告　令和７年７月24日
滋賀県彦根市川瀬馬場町750―７
矢島技研株式会社
代表取締役　石川　和幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	612,949
	固定資産	74,718
	合計	687,668
負純資債及産のび部	流動負債	224,837
	固定負債	268,761
	株主資本	194,069
	資本金	10,000
	資本剰余金	11,855
	利益剰余金	172,213
	その他利益剰余金	172,213
	(うち当期純利益)	(141,380)
	合計	687,668

第４期決算公告
令和７年５月31日
愛知県みよし市三好町陣取山39番地５
株式会社ウォームス
代表取締役　福井千佳仁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	16,227,022
	固定資産	5,389,943
	合計	21,616,965
負純資債及産のび部	流動負債	1,686,189
	固定負債	15,323,082
	株主資本	4,607,694
	資本金	1,500,000
	利益剰余金	3,107,694
	その他利益剰余金	3,107,694
	(うち当期純利益)	(5,900,116)
	合計	21,616,965

第26期決算公告
令和７年７月24日
愛知県瀬戸市栄町45番地
パルティせと５階内
瀬戸まちづくり株式会社
代表取締役　鈴木　政成
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	34,207
	固定資産	151,273
	資産合計	185,480
負純資債及産のび部	流動負債	33,763
	固定負債	123,525
	株主資本	28,191
	資本金	20,000
	利益剰余金	8,191
	その他利益剰余金	8,191
	(うち当期純損失)	(15,840)
	負債・純資産合計	185,480

第51期決算公告
2025年７月24日
愛知県春日井市王子町１番地
王子紙業株式会社
代表取締役社長　渡部　司
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,095
	固定資産	283,787
	合計	454,882
負純資債及産のび部	流動負債	247,799
	固定負債	86,964
	株主資本	120,119
	資本金	40,000
	利益剰余金	80,119
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	70,119
	(うち当期純利益)	(3,009)
	合計	454,882

第81期決算公告　令和７年７月24日
愛知県名古屋市瑞穂区桃園町５番17号
株式会社トヨトミ
代表取締役　中村福太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,587
	固定資産	10,507
	合計	16,095
負純資債及産のび部	流動負債	2,337
	固定負債	3,785
	株主資本	9,154
	資本金	100
	資本剰余金	160
	利益剰余金	8,894
	利益準備金	39
	その他利益剰余金	8,855
	(うち当期純利益)	(168)
	評価・換算差額等	817
	合計	16,095

第97期決算公告　令和７年７月24日
名古屋市中村区名駅一丁目２番２号
名古屋近鉄タクシー株式会社
代表取締役　仲井　隆
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	277
	固定資産	825
	合計	1,103
負純資債及産のび部	流動負債	142
	固定負債	104
	株主資本	813
	資本金	100
	利益剰余金	713
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	688
	(うち当期純利益)	(9)
	評価・換算差額等	43
	合計	1,103

第４期決算公告　令和７年７月24日
名古屋市昭和区鶴舞一丁目２番32号
愛知キャピタル株式会社
代表取締役社長　井下　克一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,139
	固定資産	22,416
	繰延資産	929
	資産合計	161,484
負純資債及産のび部	流動負債	8,226
	固定負債	0
	株主資本	153,258
	資本金	90,000
	利益剰余金	63,258
	その他利益剰余金	63,258
	(うち当期純利益)	(23,187)
	負債・純資産合計	161,484

第101期決算公告

令和７年７月24日
愛知県一宮市せんい二丁目５番11号
株式会社太洋製作所
代表取締役　北井　耕司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,462
	固定資産	209,996
	合計	337,458
負純資債産及のび部	流動負債	243
	株主資本	337,219
	資本金	50,000
	資本剰余金	2,336
	(資本準備金)	(2,336)
	利益剰余金	284,882
	(利益準備金)	(12,500)
	(その他利益剰余金)	(272,382)
	(うち当期純利益)	(976)
	評価・換算差額等	△3
	合計	337,458

第86期決算公告

令和７年７月24日
愛知県名古屋市中区錦二丁目15番15号
堂島関東株式会社
代表取締役　豊島　半七

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	901
	固定資産	3,307
	合計	4,209
負純資債産及のび部	流動負債	10
	固定負債	1,384
	株主資本	1,743
	資本金	50
	利益剰余金	1,693
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,693
	(うち当期純利益)	(165)
	評価・換算差額等	1,071
	合計	4,209

第72期決算公告

令和７年７月24日
愛知県安城市今本町東向山７番地
豊臣機工株式会社
取締役社長　伴　雅紀

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16,228
	固定資産	38,960
	資産合計	55,188
負純資債産及のび部	流動負債	8,229
	固定負債	6,627
	株主資本	37,065
	資本金	481
	資本剰余金	738
	利益剰余金	35,846
	利益準備金	120
	その他利益剰余金	35,726
	(うち当期純利益)	(5,110)
	評価・換算差額等	3,265
	負債・純資産合計	55,188

第39期決算公告

令和７年７月24日
三重県四日市市中川原二丁目５番23号
センコーアドバンス株式会社
代表取締役　大倉　良介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,827,130
	固定資産	6,830,751
	合計	46,657,881
負純資債産及のび部	流動負債	10,192,977
	固定負債	113,500
	株主資本	36,351,404
	資本金	90,000
	利益剰余金	37,816,687
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	37,794,187
	(うち当期純利益)	(5,894,103)
	自己株式	△1,555,284
	合計	46,657,881

第10期決算公告

令和７年６月12日
三重県亀山市布気町919番地
日東ひまわり亀山株式会社
代表取締役　馬場　一宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,479
	資産合計	140,479
負純資債産及のび部	流動負債	38,947
	(うち賞与引当金)	(20,340)
	負債合計	38,947
	株主資本	101,533
	資本金	30,000
	利益剰余金	71,533
	その他利益剰余金	71,533
	(うち当期純利益)	(18,228)
	純資産合計	101,533
	負債・純資産合計	140,479

第40期決算公告

令和７年６月27日
三重県四日市市大協町一丁目１番地
コスモテクノ四日市株式会社
代表取締役社長　大坂　浩義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	310,739
	固定資産	70,729
	合計	381,468
負純資債産及のび部	流動負債	243,933
	固定負債	78,694
	株主資本	58,841
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,841
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	46,341
	(うち当期純利益)	(40,969)
	合計	381,468

第61期決算公告

令和７年７月24日
大阪市生野区巽西一丁目９番26号
株式会社三鷹倉庫
代表取締役　関　　武士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,910,872
	固定資産	1,723,047
	合計	3,633,919
負純資債産及のび部	流動負債	1,597,135
	固定負債	1,532,385
	(内退職給与引当金)	(40,000)
	株主資本	504,399
	資本金	20,000
	利益剰余金	486,399
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	481,399
	(内当期純利益)	(273,144)
	自己株式	△ 2,000
	合計	3,633,919

第60期決算公告

2025年６月30日
大阪市淀川区田川２丁目１番11号
株式会社ダイヘン厚生事業団
代表取締役　橋本　泰忠

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,901
	固定資産	2,967
	合計	87,868
負純資債産及のび部	流動負債	16,641
	固定負債	1,936
	株主資本	69,291
	資本金	16,500
	利益剰余金	52,791
	利益準備金	4,125
	その他利益剰余金	48,666
	(うち当期純利益)	(11,972)
	合計	87,868

第52期決算公告

令和７年６月27日
京都府相楽郡精華町祝園西一丁目32番地１
株式会社タカコ
代表取締役社長執行役員　齋藤　圭介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,015,564
	固定資産	9,702,275
	合計	14,717,839
負純資債産及のび部	流動負債	8,809,289
	固定負債	1,015,809
	株主資本	4,891,883
	資本金	487,775
	資本剰余金	426,196
	利益剰余金	3,977,912
	利益準備金	16,510
	その他利益剰余金	3,961,402
	(うち当期純利益)	(173,364)
	評価・換算差額等	856
	合計	14,717,839

第71期決算公告

令和７年７月24日
大阪市東淀川区淡路四丁目５番13号
株式会社榮壽堂
代表取締役　上野　泰仁

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,279
	固定資産	198,974
	合計	226,253
負純資債産及のび部	流動負債	1,732
	固定負債	46,925
	株主資本	177,596
	資本金	10,000
	利益剰余金	167,596
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	165,096
	(うち当期純利益)	(3,831)
	合計	226,253

第８期決算公告

令和７年６月23日
大阪市北区天満１丁目19―６
日成建設ビル６階
株式会社ＴＫＫワークス
代表取締役　前田　和則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,450
	固定資産	4,628
	資産合計	61,078
負純資債産及のび部	流動負債	379,153
	(うち賞与引当金)	(3,195)
	固定負債	5,262
	株主資本	△ 323,337
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 333,337
	その他利益剰余金	△ 333,337
	(うち当期純利益)	(15,644)
	負債・純資産合計	61,078

第23期決算公告

令和７年６月27日
大阪市東住吉区湯里一丁目14番５号
株式会社なでしこ
代表取締役　中川　清彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	484,839
	固定資産	28,291
	合計	513,130
負純資債産及のび部	流動負債	103,988
	固定負債	54,663
	株主資本	354,479
	資本金	10,000
	利益剰余金	344,479
	利益準備金	1,810
	その他利益剰余金	342,669
	(うち当期純利益)	(59,377)
	合計	513,130

第60期決算公告　令和７年６月27日

大阪市淀川区宮原四丁目２番10号
ファミリーイナダ株式会社
代表取締役　稲田　壮秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,981,782
	固定資産	3,791,537
	合計	6,773,319
負債及び純資産の部	流動負債	955,574
	固定負債	291,712
	株主資本	5,526,986
	資本金	100,000
	資本剰余金	666,000
	利益剰余金	5,607,546
	（うち当期純損失）	(1,603,785)
	自己株式	△ 846,560
	評価・換算差額等	△ 954
	合計	6,773,319

第58期決算公告

令和７年６月16日
大阪府大阪市住之江区南港東９－２－53
ダイサン物流株式会社
代表取締役社長　森下　芳信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	91,977
	固定資産	11,573
	合計	103,550
負債及び純資産の部	流動負債	64,186
	固定負債	15,335
	株主資本	24,029
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,029
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 971
	（うち当期純利益）	(524)
	合計	103,550

第19期決算公告

令和７年７月24日
大阪府吹田市豊津町１番７号
西日本高速道路サービス関西株式会社
代表取締役社長　後藤　貞洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,124
	固定資産	277
	合計	1,401
負債及び純資産の部	流動負債	1,029
	固定負債	132
	株主資本	239
	資本金	70
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	129
	その他利益剰余金	129
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	1,401

第21期決算公告　令和７年６月27日

大阪市西区京町堀一丁目８番５号
株式会社気象工学研究所
代表取締役　小久保鉄也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,632,672
	固定資産	44,524
	資産合計	1,677,196
負債及び純資産の部	流動負債	329,275
	負債合計	329,275
	株主資本	1,347,921
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,337,921
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,335,421
	（うち当期純利益）	(217,964)
	純資産合計	1,347,921
	負債・純資産合計	1,677,196

第76期決算公告

令和７年６月13日
大阪府和泉市肥子町２丁目７番10号
トーセン株式会社
代表取締役　河﨑　隆雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	279,104
	固定資産	504,905
	合計	784,009
負債及び純資産の部	流動負債	856,878
	固定負債	83,581
	株主資本	△ 156,450
	資本金	60,000
	利益剰余金	△ 216,450
	その他利益剰余金	△ 216,450
	（うち当期純利益）	(58,673)
	合計	784,009

第53期決算公告

2025年６月27日
大阪市港区福崎３丁目１番183号
株式会社関西塩酸センター
取締役社長　江角　貴行

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,918
	固定資産	24,229
	合計	71,147
負債及び純資産の部	流動負債	5,628
	（うち賞与引当金）	(380)
	株主資本	65,518
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,518
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	52,918
	（うち当期純利益）	(4,312)
	合計	71,147

第25期決算公告

令和７年６月24日
大阪府吹田市豊津町２－１
ジェイレップ株式会社
代表取締役　田村　英一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,480
	固定資産	48
	合計	1,528
負債及び純資産の部	流動負債	329
	固定負債	62
	株主資本	1,137
	資本金	20
	利益剰余金	1,117
	その他利益剰余金	1,117
	（うち当期純利益）	(155)
	合計	1,528

第88期決算公告　令和７年７月24日

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
ダイソーケミカル株式会社
代表取締役社長　増田　英司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,336,991
	固定資産	3,381,027
	資産合計	20,718,018
負債及び純資産の部	流動負債	8,436,419
	固定負債	142,734
	株主資本	12,142,389
	資本金	310,000
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	11,792,389
	利益準備金	13,360
	その他利益剰余金	11,779,029
	（うち当期純利益）	(756,989)
	評価・換算差額等	△ 3,525
	負債・純資産合計	20,718,018

第109期決算公告　2025年７月24日

大阪市北区堂島２丁目１番９号
利昌工業株式会社
代表取締役社長　利倉　幹央

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	16,330
	固定資産	6,008
	合計	22,338
負債及び純資産の部	流動負債	6,342
	固定負債	787
	株主資本	15,208
	資本金	450
	利益剰余金	15,390
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	15,277
	（うち当期純利益）	(778)
	自己株式	△ 631
	合計	22,338

第20期決算公告　令和７年６月17日

神戸市中央区港島南町六丁目７番３
神戸Ｍ・Ｉラボ株式会社
代表取締役　高橋　伸明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	399,945
	固定資産	29,634
	合計	429,579
負債及び純資産の部	流動負債	61,728
	固定負債	179,663
	株主資本	188,187
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	138,187
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	131,937
	（うち当期純利益）	(66,910)
	合計	429,579

第49期決算公告

令和７年７月24日
大阪市中央区南船場三丁目２番１－601号
株式会社マック
代表取締役　北　茂

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	137
	固定資産	93
	合計	231
負債及び純資産の部	流動負債	33
	株主資本	197
	資本金	10
	利益剰余金	239
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	237
	（うち当期純利益）	(18)
	自己株式	△52
	合計	231

第19期決算公告

令和７年５月22日
大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
兼松ソイテック株式会社
代表取締役　青山　雅寿

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,633,172
	固定資産	32,463
	合計	3,665,635
負債及び純資産の部	流動負債	3,283,261
	固定負債	17,222
	株主資本	365,152
	資本金	100,000
	利益剰余金	265,152
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	240,152
	（うち当期純利益）	(63,982)
	合計	3,665,635

第55期決算公告

令和７年７月24日
愛媛県南宇和郡愛南町敦盛351番地
南洋漁業株式会社
代表取締役　大塚　浩二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,016
	固定資産	173,176
	合計	202,193
負債及び純資産の部	流動負債	70,730
	賞与引当金	840
	固定負債	33,513
	株主資本	97,948
	資本金	90,000
	利益剰余金	7,948
	その他利益剰余金	7,948
	（うち当期純利益）	(5,610)
	合計	202,193

第67期決算公告

令和７年６月24日
岡山県瀬戸内市邑久町百田320番地
株式会社フォークナー
代表取締役　藤岡　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,332
	固定資産	708
	合計	4,040
負債及び純資産の部	流動負債	2,384
	固定負債	53
	株主資本	1,603
	資本金	85
	利益剰余金	1,518
	利益準備金	21
	その他利益剰余金	1,497
	（うち当期純利益）	(274)
	合計	4,040

第27期決算公告

令和７年７月24日
島根県出雲市大社町菱根264番地２
株式会社島根ワイナリー
代表取締役　上野　祐司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	606,291
	固定資産	681,933
	合計	1,288,224
負債及び純資産の部	流動負債	79,627
	固定負債	672,297
	株主資本	536,300
	資本金	80,100
	利益剰余金	456,200
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	436,200
	（うち当期純利益）	(20,842)
	合計	1,288,224

第７期決算公告

令和７年６月26日
福岡市南区向野二丁目２番１号
帝人フロンティアセンシング株式会社
代表取締役社長　澤田　泰輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	58,297
	固定資産	6,269
	資産合計	64,566
負債及び純資産の部	流動負債	22,068
	負債合計	22,068
	株主資本	42,498
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 7,502
	その他利益剰余金	△ 7,502
	（うち当期純利益）	(2,021)
	純資産合計	42,498
	負債・純資産合計	64,566

第36期決算公告

令和７年６月26日
福岡県京都郡苅田町長浜町10番地
セレクト工業株式会社
代表取締役　長　　剛

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	168
	固定資産	17
	合計	186
負債及び純資産の部	流動負債	24
	株主資本	161
	資本金	10
	利益剰余金	151
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	148
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	186

第45期決算公告

令和７年７月24日
高知県高知市札場３番28号
株式会社アイネッツコム
代表取締役　村上加良子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	52,303
	固定資産	23,082
	資産合計	75,385
負債及び純資産の部	流動負債	17,999
	（うち賞与引当金）	(2,517)
	負債合計	17,999
	株主資本	57,386
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,386
	その他利益剰余金	37,386
	（うち当期純利益）	(6,428)
	純資産合計	57,386
	負債・純資産合計	75,385

第60期決算公告

令和７年６月30日
長崎市出島町１番20号
株式会社長崎県農協直販
代表取締役社長　白水　　守

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	357,388
	固定資産	10,354
	合計	367,742
負債及び純資産の部	流動負債	124,715
	固定負債	31,367
	株主資本	211,660
	資本金	15,000
	利益剰余金	196,660
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	192,910
	（うち当期純利益）	(10,341)
	合計	367,742

第36期決算公告

2025年７月24日
福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目７番１号
株式会社ＦＦＧカード
代表取締役　立花　秀樹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,240,929
	固定資産	461,298
	合計	14,702,227
負債及び純資産の部	流動負債	9,836,938
	固定負債	1,085,765
	株主資本	3,779,524
	資本金	50,000
	資本剰余金	384,411
	その他資本剰余金	384,411
	利益剰余金	3,345,113
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	3,344,813
	（うち当期純利益）	(233,895)
	合計	14,702,227

第56期決算公告

令和７年６月24日
福岡県北九州市八幡東区前田企業団地５－１
兼松寒川株式会社
代表取締役　大岡　正長

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,097
	固定資産	1,537
	合計	3,634
負債及び純資産の部	流動負債	1,149
	固定負債	118
	株主資本	2,367
	資本金	75
	資本剰余金	0
	利益剰余金	2,292
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	2,273
	（うち当期純利益）	(192)
	合計	3,634

第７期決算公告

令和７年６月23日
沖縄県那覇市松山一丁目１番19号
ナイス沖縄株式会社
代表取締役社長　山浦　靖史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	99,699
	固定資産	19,975
	資産合計	119,674
負債及び純資産の部	流動負債	58,711
	固定負債	3,199
	株主資本	57,763
	資本金	10,000
	資本剰余金	22,313
	その他資本剰余金	22,313
	利益剰余金	25,450
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	22,950
	（うち当期純利益）	(22,590)
	負債・純資産合計	119,674

第11期決算公告

令和７年６月20日
沖縄県沖縄市与儀三丁目15番１号
プレステージホーム沖縄株式会社
代表取締役社長　常本　博隆

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	421,257
	固定資産	33,860
	繰延資産	517
	資産合計	455,633
負債及び純資産の部	流動負債	314,418
	株主資本	141,216
	資本金	10,000
	利益剰余金	131,216
	その他利益剰余金	131,216
	（うち当期純利益）	(47,317)
	負債・純資産合計	455,633

第48期決算公告

令和７年７月24日
熊本県八代市福正元町８番17号
日本製紙八代サポート株式会社
代表取締役　清水　久貴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	148,337
	固定資産	14,009
	合計	162,346
負債及び純資産の部	流動負債	71,620
	株主資本	90,725
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	70,725
	その他利益剰余金	70,725
	（うち当期純利益）	(8,088)
	合計	162,346

第 12 期 決 算 公 告

2025年６月30日

東京都台東区駒形一丁目４番８号

公益財団法人バンダイコレクション財団

代表理事　富樫　憲

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,669
	固定資産	0
	合計	4,669
負味債財及産びの正部	流動負債	1,326
	負債合計	1,326
	一般正味財産	3,342
	正味財産合計	3,342
	合計	4,669

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月28日

千葉市中央区中央三丁目９番16号

公益社団法人千葉県サッカー協会

代表理事　片岡　道夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	332,057
	固定資産	349,484
	合計	681,541
負味債財及産びの正部	流動負債	118,834
	固定負債	24,458
	負債合計	143,292
	指定正味財産	32,180
	一般正味財産	506,069
	正味財産合計	538,249
	合計	681,541

第 21 期決算公告

令和７年６月27日

沖縄県那覇市松尾１―19―27

琉球Software株式会社

代表取締役社長　飯田健一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	107,540
	固定資産	6,408
	資産合計	113,948
負純債資産及のび部	流動負債	16,807
	固定負債	16,756
	負債合計	33,563
	株主資本	80,386
	資本金	10,000
	利益剰余金	70,386
	その他利益剰余金	70,386
	（うち当期純利益）	（7,210）
	純資産合計	80,386
	負債・純資産合計	113,948

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月26日

北海道久遠郡せたな町瀬棚区本町752番地

株式会社ジェイウインドせたな

代表取締役社長　戸田　勝也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,482,495
	固定資産	15,634,658
	資産合計	19,117,154
負純債資産及のび部	流動負債	1,279,957
	固定負債	13,542,206
	株主資本	4,294,990
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	4,284,990
	その他利益剰余金	4,284,990
	（うち当期純利益）	（608,385）
	負債・純資産合計	19,117,154

第 9 期決算公告

2025年７月24日

北海道石狩郡当別町当別太774番地11

株式会社ｔｏｂｅ

代表取締役　宮司　正毅

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	77,169
	固定資産	34,198
	資産合計	111,367
負純債資産及のび部	流動負債	17,438
	固定負債	63,323
	株主資本	30,605
	資本金	65,600
	利益剰余金	△34,994
	その他利益剰余金	△34,994
	（うち当期純利益）	（10,136）
	負債・純資産合計	111,367

第 15 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

京都市上京区東上善寺町156

シャンボール今出川

公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団

代表理事　加藤　恵美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118
	固定資産	5,724,571
	合計	5,724,689
負味債財及産びの正部	流動負債	680
	負債合計	680
	一般正味財産	5,724,009
	正味財産合計	5,724,009
	合計	5,724,689

第 64 期決算公告

令和７年７月24日

群馬県高崎市上佐野町282番地の１

ＡＫＡＯホールディングス株式会社

（旧商号　株式会社アカオ）

代表取締役　赤尾　佳子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	61,445
	固定資産	1,464,158
	合計	1,525,604
負純債資産及のび部	流動負債	1,260
	株主資本	1,524,343
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,283,911
	資本準備金	1,283,911
	利益剰余金	230,431
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	228,431
	（うち当期純利益）	（1,333）
	合計	1,525,604

第 43 期決算公告

令和７年７月24日

群馬県佐波郡玉村町大字樋越524番地１

株式会社ジェムコ

代表取締役　黒田　克己

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	7,131
	固定資産	3,624
	繰延資産	0
	資産合計	10,755
負純債資産及のび部	流動負債	5,816
	固定負債	3,655
	株主資本	1,284
	資本金	51
	利益剰余金	1,193
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,188
	（うち当期純損失）	（154）
	評価・換算差額等	40
	負債・純資産合計	10,755

第 14 期決算公告

令和７年７月24日

福島県相馬市程田字潜石１番地

特殊メタル株式会社

代表取締役　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	847,462
	固定資産	928,898
	資産合計	1,776,361
負純債資産及のび部	流動負債	806,134
	固定負債	59,004
	株主資本	911,222
	資本金	10,000
	資本剰余金	231,577
	その他資本剰余金	231,577
	利益剰余金	669,644
	その他利益剰余金	669,644
	（うち当期純利益）	（595,498）
	負債・純資産合計	1,776,361

第 14 期決算公告

令和７年７月24日

埼玉県川口市宮町18番19号

株式会社川口金属工業

代表取締役　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,256,118
	固定資産	535,243
	資産合計	2,791,362
負純債資産及のび部	流動負債	1,568,730
	固定負債	37,107
	株主資本	1,146,632
	資本金	10,000
	資本剰余金	718,300
	その他資本剰余金	718,300
	利益剰余金	418,331
	その他利益剰余金	418,331
	（うち当期純利益）	（55,984）
	評価・換算差額等	38,891
	負債・純資産合計	2,791,362

第 36 期決算公告

令和７年７月24日

群馬県伊勢崎市下道寺町82番地６

株式会社アペックス

代表取締役　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	105,503
	固定資産	4,244
	資産合計	109,748
負純債資産及のび部	流動負債	16,608
	固定負債	5,885
	株主資本	87,253
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,053
	その他利益剰余金	78,053
	（うち当期純利益）	（27,461）
	自己株式	△800
	負債・純資産合計	109,748

第 74 期決算公告

令和７年７月24日

群馬県高崎市上佐野町282番地の１

赤尾商事株式会社

代表取締役　赤尾　佳子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,300,421
	固定資産	3,519,723
	合計	7,820,144
負純債資産及のび部	流動負債	2,830,099
	固定負債	977,306
	株主資本	4,012,738
	資本金	30,000
	資本剰余金	34,000
	資本準備金	34,000
	利益剰余金	3,948,738
	利益準備金	16,000
	その他利益剰余金	3,932,738
	（うち当期純利益）	（161,547）
	合計	7,820,144

第64期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区有楽町二丁目10番１号
株式会社川口金属加工
代表取締役　増田　眞助
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,549,978
	固定資産	2,038,589
	資産合計	4,588,567
負純資債及産のび部	流動負債	621,060
	固定負債	80,259
	株主資本	3,887,247
	資本金	62,000
	資本剰余金	4,627
	資本準備金	4,627
	利益剰余金	3,820,620
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	3,805,120
	（うち当期純利益）	(450,242)
	負債・純資産合計	4,588,567

第17期決算公告　令和７年７月24日
埼玉県川口市川口二丁目２番７号
株式会社川金コアテック
代表取締役　鈴木　信吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,928,318
	固定資産	4,835,195
	資産合計	20,763,513
負純資債及産のび部	流動負債	8,376,667
	固定負債	880,152
	株主資本	10,772,935
	資本金	45,000
	利益剰余金	10,727,935
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	10,716,685
	（うち当期純利益）	(1,887,119)
	評価・換算差額等	733,757
	負債・純資産合計	20,763,513

第５期決算公告　令和７年７月24日
埼玉県川口市川口二丁目２番７号
株式会社川金ホールディングス
代表取締役　鈴木　信吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,253
	固定資産	30,478,271
	資産合計	30,572,525
負純資債及産のび部	流動負債	11,029,017
	固定負債	7,256,173
	株主資本	12,287,333
	資本金	100,000
	資本剰余金	536,010
	資本準備金	318,005
	その他資本剰余金	218,005
	利益剰余金	11,651,323
	その他利益剰余金	11,651,323
	（うち当期純利益）	(236,166)
	負債・純資産合計	30,572,525

第103期決算公告　令和７年６月11日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
明電ケミカル株式会社
代表取締役　取締役社長　礒合　昌治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,382,590
	固定資産	312,325
	資産合計	1,694,915
負純資債及産のび部	流動負債	645,343
	固定負債	493,467
	株主資本	556,105
	資本金	95,000
	資本剰余金	210,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	251,105
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	227,355
	（うち当期純利益）	(91,044)
	負債・純資産合計	1,694,915

第33期決算公告
令和７年６月30日
東京都江東区越中島二丁目１番30号
株式会社毎日新聞北関東コア
代表取締役　武田　芳明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	506
	固定資産	1,072
	資産合計	1,578
負純資債及産のび部	流動負債	305
	固定負債	119
	株主資本	1,154
	資本金	60
	利益剰余金	1,094
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,079
	（うち当期純利益）	(7)
	負債・純資産合計	1,578

第47期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区有楽町二丁目10番１号
株式会社ＫＭＩ
代表取締役　鈴木　信吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,631
	固定資産	237,079
	資産合計	260,711
負純資債及産のび部	流動負債	38,435
	固定負債	5,551
	株主資本	216,724
	資本金	10,000
	利益剰余金	206,724
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	204,224
	（うち当期純利益）	(3,492)
	負債・純資産合計	260,711

第54期決算公告　令和７年７月24日
東京都中央区八丁堀二丁目25番10号
株式会社Ｔ＆Ｔアド
代表取締役　森田　　潤
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,006
	固定資産	1,446
	資産合計	6,452
負純資債及産のび部	流動負債	1,925
	固定負債	275
	株主資本	4,252
	資本金	90
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	4,132
	利益準備金	34
	その他利益剰余金	4,098
	（うち当期純利益）	(271)
	負債・純資産合計	6,452

第54期決算公告
令和７年６月26日
東京都新宿区馬場下町１番地１
大成エンジニアリング株式会社
代表取締役　岩﨑　信治
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,393,667
	固定資産	2,042,117
	合計	5,435,785
負純資債及産のび部	流動負債	1,117,262
	固定負債	483,646
	株主資本	3,834,875
	資本金	90,000
	利益剰余金	3,783,595
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	3,761,095
	（当期純利益）	(809,354)
	自己株式	△38,720
	合計	5,435,785

第２期決算公告　2025年７月24日
東京都日野市旭が丘四丁目３番２号
Axcelead Tokyo West Partners株式会社
代表取締役　岡田　健吾
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	577,755
	固定資産	408,975
	資産合計	986,731
負純資債及産のび部	流動負債	1,074,683
	固定負債	340,769
	株主資本	△428,721
	資本金	100,000
	資本剰余金	861,592
	その他資本剰余金	861,592
	利益剰余金	△1,390,313
	その他利益剰余金	△1,390,313
	（うち当期純損失）	(1,050,881)
	負債・純資産合計	986,731

第２期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区神田錦町２丁目４番地
株式会社Ｈａｋｏｂｕｎｅ
代表取締役社長　細谷　真吾
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	731
	固定資産	630
	資産合計	1,361
負純資債及産のび部	流動負債	178
	固定負債	506
	株主資本	677
	資本金	495
	資本剰余金	745
	資本準備金	500
	その他資本剰余金	245
	利益剰余金	△563
	（うち当期純損失）	(530)
	負債・純資産合計	1,361

第８期決算公告
2025年７月24日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
株式会社トータル保険パートナーズ
取締役社長　中田　慎一
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,142
	固定資産	297,863
	資産合計	364,005
負純資債及産のび部	流動負債	781,995
	固定負債	0
	株主資本	△417,989
	資本金	69,000
	資本剰余金	62,687
	利益剰余金	△549,676
	その他利益剰余金	△549,676
	（うち当期純損失）	(156,419)
	負債・純資産合計	364,005

第８期決算公告
令和７年７月24日
東京都渋谷区代々木二丁目２番２号
ＪＲ東日本スタートアップ株式会社
代表取締役社長　柴田　　裕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,795,482
	固定資産	305,078
	合計	4,100,560
負純資債及産のび部	流動負債	90,076
	固定負債	68,579
	株主資本	3,814,587
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,648,530
	利益剰余金	66,056
	（うち当期純利益）	(16,056)
	評価・換算差額等	127,317
	合計	4,100,560

第14期決算公告　2025年６月27日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EGWアセットマネジメント株式会社
代表取締役　関根　正三
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,008,190
	固定資産	319,710
	合計	5,327,900
負債及び純資産の部	流動負債	670,805
	固定負債	1,274
	株主資本	4,639,510
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	4,539,510
	その他利益剰余金	4,539,510
	（うち当期純利益）	(1,024,957)
	評価・換算差額等	16,310
	合計	5,327,900

第14期決算公告　令和７年６月30日
東京都千代田区外神田１－２－７
オノデン本館８Ｆ
株式会社ハイチューブ
代表取締役　松永　芳幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,609
	固定資産	0
	資産合計	23,609
負債及び純資産の部	流動負債	3,433
	賞与引当金	703
	その他	2,730
	株主資本	20,176
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,176
	その他利益剰余金	10,176
	（うち当期純利益）	(66)
	負債・純資産合計	23,609

第５期決算公告　令和７年６月27日
東京都台東区元浅草１－４－８
株式会社コスポルタ
代表取締役　濱津　隆之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,621
	固定資産	106
	資産合計	6,728
負債及び純資産の部	流動負債	7,079
	賞与引当金	2,306
	固定負債	3,069
	退職給付引当金	589
	株主資本	△3,420
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,420
	その他利益剰余金	△13,420
	（うち当期純利益）	(954)
	負債・純資産合計	6,728

第８期決算公告　2025年６月20日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EastGateインベストメント株式会社
代表取締役　黒河　鋭輔
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,044
	固定資産	668,449
	合計	691,494
負債及び純資産の部	流動負債	415,804
	株主資本	279,084
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	79,084
	その他利益剰余金	79,084
	（うち当期純損失）	(16,105)
	評価・換算差額等	△3,395
	合計	691,494

第15期決算公告
2025年６月20日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EGWインベストメント株式会社
代表取締役　山﨑　亮雄
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,561
	合計	60,561
負債及び純資産の部	流動負債	435
	株主資本	60,125
	資本金	1,000
	利益剰余金	59,125
	その他利益剰余金	59,125
	（うち当期純損失）	(12,828)
	合計	60,561

第６期決算公告　2025年６月27日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EastGateホールディングス株式会社
代表取締役　関根　正三
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,005,729
	固定資産	4,076,803
	合計	5,082,532
負債及び純資産の部	流動負債	288
	株主資本	5,082,244
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,491,396
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	3,441,396
	利益剰余金	1,820,847
	その他利益剰余金	1,820,847
	（うち当期純利益）	(7,061)
	自己株式	△280,000
	合計	5,082,532

第７期決算公告
2025年６月20日
東京都港区六本木六丁目10番１号
YADORIGI株式会社
代表取締役　川治　淳祐
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,602
	固定資産	8,943
	合計	24,545
負債及び純資産の部	流動負債	1,900
	株主資本	22,644
	資本金	30,000
	利益剰余金	△7,355
	その他利益剰余金	△7,355
	（うち当期純損失）	(2,544)
	合計	24,545

第６期決算公告
2025年６月20日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EastGate恩納ホテル株式会社
代表取締役　沖　浩幸
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,027
	固定資産	—
	合計	60,027
負債及び純資産の部	流動負債	15,033
	株主資本	44,993
	資本金	5,000
	利益剰余金	39,993
	その他利益剰余金	39,993
	（うち当期純利益）	(14,721)
	合計	60,027

第６期決算公告
2025年６月20日
東京都港区六本木六丁目10番１号
EastGateホスピタリティー株式会社
代表取締役　沖　浩幸
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,819
	固定資産	13,000
	合計	78,819
負債及び純資産の部	流動負債	11,562
	株主資本	67,257
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	57,257
	その他利益剰余金	57,257
	（うち当期純利益）	(14,958)
	合計	78,819

第24期決算公告　2025年６月26日
東京都中央区銀座一丁目13番15号
株式会社ニュートリション・アクト
代表取締役　石川　雅仁
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,112
	固定資産	481
	合計	2,593
負債及び純資産の部	流動負債	488
	固定負債	518
	株主資本	1,547
	資本金	160
	利益剰余金	1,483
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	1,443
	（うち当期純利益）	(174)
	自己株式	△96
	評価・換算差額等	38
	合計	2,593

第69期決算公告　令和７年６月26日
東京都港区西新橋二丁目37番５号
株式会社同和ライン
代表取締役　瀧川　和雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,377,832
	固定資産	11,509,035
	合計	17,886,867
負債及び純資産の部	流動負債	1,891,826
	固定負債	5,807,032
	株主資本	10,188,009
	資本金	207,409
	利益剰余金	9,980,600
	（利益準備金）	(82,000)
	（その他利益剰余金）	(9,898,600)
	合計	17,886,867

㈱　当期純利益　765,482千円

第８期決算公告
令和７年６月30日
東京都中央区日本橋室町一丁目５番５号
千葉・武蔵野アライアンス株式会社
代表取締役　米本　努
代表取締役　長堀　和正
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,171,142
	固定資産	8,568
	合計	21,179,710
負債及び純資産の部	流動負債	305,300
	株主資本	20,874,410
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	10,874,410
	（うち当期純利益）	(1,163,344)
	合計	21,179,710

第15期決算公告　令和７年７月24日
東京都北区豊島二丁目３番１号
株式会社ＮＳＫ
代表取締役社長　野田　智裕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,103
	固定資産	326,490
	資産合計	604,593
負債及び純資産の部	流動負債	12,642
	固定負債	84,982
	株主資本	357,810
	資本金	10,000
	資本剰余金	270,000
	資本準備金	270,000
	利益剰余金	77,810
	その他利益剰余金	77,810
	（うち当期純利益）	(4,239)
	評価・換算差額等	149,158
	負債・純資産合計	604,593

第９期決算公告　令和７年７月24日
東京都港区台場二丁目３番１号
株式会社リトプラ
代表取締役　後藤　貴史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	738,926
	固定資産	380,933
	資産合計	1,119,859
負債及び純資産の部	流動負債	386,509
	賞与引当金	14,861
	固定負債	308,481
	株主資本	424,869
	資本金	50,000
	資本剰余金	361,617
	その他資本剰余金	361,617
	利益剰余金	13,252
	その他利益剰余金	13,252
	（うち当期純利益）	(167,492)
	負債・純資産合計	1,119,859

第58期決算公告　2025年６月20日
東京都葛飾区西亀有三丁目21番13号
株式会社ビッグワン・コバヤシ
代表取締役　小林　洋二
貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	445,139
	固定資産	1,088,733
	資産合計	1,533,872
負債及び純資産の部	流動負債	307,322
	固定負債	741,053
	株主資本	485,497
	資本金	10,000
	利益剰余金	485,522
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	483,022
	（うち当期純利益）	(27,214)
	自己株式	△10,025
	負債・純資産合計	1,533,872

第22期決算公告　2025年７月24日
東京都千代田区外神田４丁目14番１号
ＤＯＷＡテクノロジー株式会社
代表取締役社長　猪股　寛成
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	243
	固定資産	498
	資産合計	741
負債及び純資産の部	流動負債	341
	（役員賞与引当金）	(10)
	固定負債	9
	（役員退職引当金）	(1)
	株主資本	391
	資本金	10
	利益剰余金	381
	その他利益剰余金	381
	（うち当期純損失）	(32)
	負債・純資産合計	741

第６期決算公告
令和７年７月24日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
株式会社ASAS　Japan
代表取締役　上野　智規
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,752
	固定資産	272,094
	資産合計	273,847
負債及び純資産の部	流動負債	1,154
	株主資本	272,693
	資本金	163,369
	資本剰余金	163,369
	資本準備金	163,369
	利益剰余金	△54,044
	その他利益剰余金	△54,044
	（うち当期純損失）	(12,557)
	負債・純資産合計	273,847

第10期決算公告
2025年６月26日
東京都中央区銀座六丁目15番１号
株式会社ジェイウインドくずまき
代表取締役社長　戸田　勝也
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,460,091
	固定資産	13,946,895
	資産合計	16,406,987
負債及び純資産の部	流動負債	1,454,214
	固定負債	11,413,540
	株主資本	3,539,232
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	3,529,232
	その他利益剰余金	3,529,232
	（うち当期純利益）	(821,463)
	負債・純資産合計	16,406,987

第６期決算公告
令和７年７月24日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Elliptic Japan株式会社
代表取締役　仁位　朋之
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	58,375
	合計	58,375
負債及び純資産の部	流動負債	56,080
	株主資本	2,295
	資本金	5,500
	利益剰余金	△3,204
	その他利益剰余金	△3,204
	（うち当期純利益）	(1,320)
	合計	58,375

第44期決算公告　令和７年６月26日
東京都港区港南二丁目16番１号
日本トーター株式会社
代表取締役社長　山本　竜彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	42,196
	固定資産	7,616
	資産合計	49,812
負債及び純資産の部	流動負債	7,443
	固定負債	2,803
	株主資本	39,547
	資本金	100
	利益剰余金	39,447
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	39,197
	（うち当期純利益）	(6,016)
	評価・換算差額等	17
	有価証券評価差額金	17
	負債・純資産合計	49,812

第７期決算公告　令和７年６月30日
東京都港区西新橋三丁目６番10号
マストライフ西新橋ビル202
Ｇｏａｌ　ｃｏｎｎｅｃｔ株式会社
代表取締役　大下　明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	610,134
	固定資産	44,329
	資産合計	654,463
負債及び純資産の部	流動負債	253,353
	固定負債	127,877
	株主資本	273,233
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	223,233
	その他利益剰余金	223,233
	（うち当期純利益）	(90,330)
	負債・純資産合計	654,463

第25期決算公告　令和７年７月24日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社環
代表取締役　青木　沙織
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,759
	固定資産	8,626
	合計	144,385
負債及び純資産の部	流動負債	43,860
	（賞与引当金）	(7,432)
	（役員賞与引当金）	(3,500)
	株主資本	100,526
	資本金	10,000
	資本剰余金	71,907
	その他資本剰余金	71,907
	利益剰余金	18,618
	その他利益剰余金	18,618
	（うち当期純損失）	(232)
	合計	144,385

第10期決算公告
令和７年７月24日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
アソラテック株式会社
代表取締役　清水　大亮
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,829
	固定資産	625
	合計	160,455
負債及び純資産の部	流動負債	79,494
	株主資本	80,960
	資本金	60,000
	利益剰余金	20,960
	その他利益剰余金	20,960
	（うち当期純利益）	(2,943)
	合計	160,455

第９期決算公告　令和７年７月24日
東京都新宿区新宿六丁目27番30号
リデン株式会社
代表取締役　上原　郁磨
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,076
	固定資産	850
	合計	12,927
負債及び純資産の部	流動負債	8,458
	（賞与引当金）	(2,328)
	固定負債	260,000
	株主資本	△255,531
	資本金	115,000
	資本剰余金	115,000
	資本準備金	115,000
	利益剰余金	△485,531
	その他利益剰余金	△485,531
	（うち当期純損失）	(30,500)
	合計	12,927

第９期決算公告

令和７年７月24日
新潟県上越市板倉区稲増523番地１
越後舗材株式会社
代表取締役　坂本　修二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,131
	固定資産	28,674
	合計	137,805
負純資債及産のび部	流動負債	258,539
	固定負債	0
	株主資本	△ 120,734
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 130,734
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 133,234
	（うち当期純損失）	(52,355)
	合計	137,805

第19期決算公告

令和７年７月24日
神奈川県
横浜市都筑区牛久保一丁目１番58号
株式会社検校
代表取締役社長　高橋　雄士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,581
	固定資産	270
	資産合計	41,851
負純資債及産のび部	流動負債	9,311
	固定負債	—
	株主資本	32,539
	資本金	18,470
	資本剰余金	15,470
	資本準備金	15,470
	利益剰余金	△1,400
	その他利益剰余金	△1,400
	（うち当期純利益）	(1,060)
	負債・純資産合計	41,851

第２期決算公告

令和７年７月24日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
京橋エドグラン27階
盒馬日本株式会社
代表取締役　岡田　聡良

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,315,037
	合計	78,315,037
負純資債及産のび部	流動負債	137,616,056
	株主資本	△59,301,019
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△60,301,019
	その他利益剰余金	△60,301,019
	（うち当期純損失）	(31,494,092)
	合計	78,315,037

第10期決算公告

2025年７月24日
静岡県伊豆の国市三福80番２
株式会社キョウデンプレシジョン
代表取締役　海老塚　隆

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,698,863
	固定資産	5,467,414
	合計	12,166,277
負純資債及産のび部	流動負債	3,032,027
	固定負債	6,256,827
	株主資本	2,877,422
	資本金	100,000
	資本剰余金	406,094
	利益剰余金	2,371,328
	その他利益剰余金	2,371,328
	（うち当期純利益）	(377,550)
	合計	12,166,277

第３期決算公告

2025年６月20日
長野県北安曇郡白馬村大字北城4985番地
EastGate白馬ホテル株式会社
代表取締役　沖　浩幸

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,344
	固定資産	3,522
	合計	7,867
負純資債及産のび部	流動負債	2,698
	株主資本	5,168
	資本金	4,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	△2,831
	その他利益剰余金	△2,831
	（うち当期純損失）	(543)
	合計	7,867

第46期決算公告

2025年６月23日
新潟市西区山田2550番地１
東邦新潟株式会社
代表取締役社長　小野　浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	287,791
	固定資産	514,931
	資産合計	802,722
負純資債及産のび部	流動負債	506,445
	固定負債	82,224
	負債合計	588,669
	株主資本	214,053
	資本金	55,000
	利益剰余金	159,053
	その他利益剰余金	159,053
	（うち当期純利益）	(5,253)
	純資産合計	214,053
	負債・純資産合計	802,722

第15期決算公告

令和７年７月24日
大阪市北区堂山町４番15号
株式会社ファイブエスコーポレーション
代表取締役　重村　和宏

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,361
	固定資産	34,177
	合計	92,539
負純資債及産のび部	流動負債	92,620
	固定負債	69,274
	株主資本	△ 69,356
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 77,356
	その他利益剰余金	△ 77,356
	（うち当期純損失）	(3,987)
	合計	92,539

第20期決算公告

令和７年７月24日
大阪市北区堂島一丁目３番34号
株式会社ＯＣ－Ｊ
代表取締役　伊藤　鉄宣

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,707
	固定資産	141,349
	合計	167,057
負純資債及産のび部	流動負債	101,130
	固定負債	155,845
	株主資本	△ 89,918
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 99,918
	その他利益剰余金	△ 99,918
	（うち当期純損失）	(38,249)
	合計	167,057

第16期決算公告

令和７年７月24日
大阪市北区万歳町１番15号
株式会社ジャパンフーズコーポレーション
代表取締役　安原　隆志

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,860
	固定資産	328,309
	繰延資産	3,198
	合計	387,368
負純資債及産のび部	流動負債	161,777
	固定負債	414,462
	株主資本	△ 188,872
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 190,872
	その他利益剰余金	△ 190,872
	（うち当期純損失）	(17,057)
	合計	387,368

第47期決算公告

令和７年６月27日
宮崎県延岡市大武町39番地の５
向陽プラントサービス株式会社
代表取締役　下平　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,982,255
	固定資産	1,329,762
	資産合計	9,312,017
負純資債及産のび部	流動負債	2,167,185
	固定負債	27,236
	株主資本	7,117,596
	資本金	100,000
	利益剰余金	7,017,596
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	6,992,596
	（うち当期純利益）	(614,756)
	負債・純資産合計	9,312,017

第１期決算公告

令和７年７月24日
熊本県熊本市中央区下通一丁目９番９号
株式会社ヘルスケアイノベーション
代表取締役　井上　一将

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10
	固定資産	0
	合計	11
負純資債及産のび部	流動負債	3
	株主資本	7
	資本金	10
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	11

第22期決算公告

2025年６月26日
長崎県佐世保市鹿町町新深江35番地１
長崎鹿町風力発電株式会社
代表取締役　戸田　勝也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	336,238
	固定資産	385
	資産合計	336,624
負純資債及産のび部	流動負債	126,782
	固定負債	469,243
	株主資本	△259,401
	資本金	490,000
	利益剰余金	△749,401
	その他利益剰余金	△749,401
	（うち当期純損失）	(932,895)
	負債・純資産合計	336,624

第62期決算公告

令和７年７月24日
鹿児島県曽於市末吉町二之方1828
株式会社ナンチク
代表取締役社長　南　　喜一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,913,883
	固定資産	6,198,269
	合計	14,112,152
負債純資産及びの部	流動負債	5,714,020
	固定負債	5,853,709
	株主資本	2,544,423
	資本金	490,000
	利益剰余金	2,054,423
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	2,053,423
	（うち当期純損失）	(20,972)
	合計	14,112,152

第27期決算公告

令和７年７月24日
宮崎県宮崎市港三丁目14番地
株式会社マリンエージェンシー
代表取締役　郡司　行敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	140
	固定資産	13
	合計	153
負債純資産及びの部	流動負債	74
	固定負債	31
	株主資本	48
	資本金	35
	利益剰余金	13
	その他利益剰余金	13
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	153

第８期決算公告

令和７年７月24日
宮崎県宮崎市港三丁目14番地
宮崎カーフェリー株式会社
代表取締役　郡司　行敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,752
	固定資産	12,163
	合計	18,915
負債純資産及びの部	流動負債	1,622
	固定負債	15,586
	株主資本	1,707
	資本金	100
	資本剰余金	1,050
	利益剰余金	662
	その他利益剰余金	662
	（うち当期純利益）	(952)
	自己株式	△105
	合計	18,915

第２期決算公告

令和７年６月23日
東京都葛飾区亀有二丁目59番13号
ハルミメゾン亀有203号
一般社団法人イーズホーム
エデュケーションネットワーク
代表理事　矢嶋　康平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,860
	固定資産	249
	繰延資産	949
	合計	6,058
負債純資産及びの部	流動負債	27
	固定負債	4,000
	負債合計	4,027
	一般正味財産	2,031
	正味財産合計	2,031
	合計	6,058

第２期決算公告

令和７年７月24日
東京都北区滝野川七丁目５番11号
一般財団法人ヨコオ育英会
代表理事　横尾　健司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,675
	固定資産	0
	合計	5,675
負債純資産及びの部	流動負債	769
	固定負債	0
	負債合計	769
	一般正味財産	4,905
	正味財産合計	4,905
	合計	5,675

第25期決算公告

令和７年７月24日
鹿児島県鹿屋市新川町600番地
鹿屋商工会議所会館内
株式会社まちづくり鹿屋
代表取締役　徳永　英作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	103,909
	固定資産	4,063
	合計	107,973
負債純資産及びの部	流動負債	33,074
	株主資本	74,899
	資本金	11,600
	利益剰余金	63,299
	その他利益剰余金	63,299
	（うち当期純利益）	(15,510)
	合計	107,973

第23期決算公告

令和７年７月24日
青森県八戸市大字長苗代字上中坪12番１
株式会社ワカノビジネスサービス
代表取締役　若野　　智

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54
	固定資産	5,374
	合計	5,429
負債純資産及びの部	流動負債	206
	固定負債	0
	株主資本	5,223
	資本金	25,000
	利益剰余金	△19,776
	その他利益剰余金	△19,776
	（うち当期純損失）	(948)
	合計	5,429

第48期決算公告

令和７年７月24日
青森県五所川原市中央六丁目48番地
株式会社ホンダセンターナリコー
代表取締役　清藤　繁光

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,502
	固定資産	858
	合計	2,361
負債純資産及びの部	流動負債	686
	固定負債	26
	株主資本	1,649
	資本金	23
	利益剰余金	1,626
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,620
	（うち当期純利益）	(104)
	自己株式	△1
	合計	2,361

第56期決算公告

令和７年７月24日
青森県八戸市城下四丁目21番15号
株式会社ホンダ四輪販売八戸
代表取締役　田口　正弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,675
	固定資産	1,417
	合計	3,093
負債純資産及びの部	流動負債	1,410
	固定負債	199
	株主資本	1,483
	資本金	31
	利益剰余金	1,547
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,543
	（うち当期純利益）	(264)
	自己株式	△95
	合計	3,093

第10期決算公告

令和７年７月24日
福島県須賀川市本町47番地
グリーンパーク須賀川株式会社
代表取締役　桂木　　格

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	159,658
	固定資産	362
	合計	160,020
負債純資産及びの部	流動負債	80,096
	株主資本	79,924
	資本金	50,000
	利益剰余金	29,924
	その他利益剰余金	29,924
	（うち当期純損失）	(1,796)
	合計	160,020

第20期決算公告

令和７年７月24日
岩手県遠野市青笹町糠前28地割61番地３
いわて遠野物産株式会社
代表取締役　小笠原康友

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,072,145
	固定資産	51,086
	合計	5,123,231
負債純資産及びの部	流動負債	2,181,577
	株主資本	2,941,654
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△17,058,346
	（うち当期純損失）	(1,055,458)
	合計	5,123,231

第56期決算公告

令和７年７月24日
青森県八戸市大字長苗代字上中坪12番地１
若野ホンダ販売株式会社
代表取締役　若野　　智

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	855
	固定資産	1,052
	合計	1,907
負債純資産及びの部	流動負債	1,167
	固定負債	299
	株主資本	440
	資本金	88
	利益剰余金	360
	利益準備金	19
	その他利益剰余金	341
	（うち当期純利益）	(71)
	自己株式	△8
	合計	1,907

第74期決算公告　令和７年６月27日
埼玉県川口市安行領根岸2521番地１
東京輸送株式会社
代表取締役社長　重田　昌志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	449,243
	固定資産	267,864
	資産合計	717,107
負純資産及び部	流動負債	212,804
	固定負債	87,762
	株主資本	398,277
	資本金	30,000
	利益剰余金	368,277
	利益準備金	6,960
	その他利益剰余金	361,317
	（うち当期純利益）	(15,935)
	評価・換算差額等	18,264
	有価証券評価差額金	18,264
	負債・純資産合計	717,107

第６期決算公告　2025年６月25日
埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
株式会社ＶＡＬＵＥ
代表取締役　田中　真琴
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	106
	固定資産	462
	資産合計	569
負純資産及び部	流動負債	11
	固定負債	540
	株主資本	18
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	8
	その他利益剰余金	8
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	569

第６期決算公告
令和７年７月24日
茨城県日立市幸町三丁目２番２号
日南風力発電株式会社
取締役社長　前田　裕輔
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	298,137
	固定資産	404,423
	合計	702,561
負純資産及び部	流動負債	622,775
	株主資本	79,786
	資本金	100,000
	利益剰余金	△20,213
	その他利益剰余金	△20,213
	（うち当期純損失）	(5,720)
	合計	702,561

第６期決算公告
2025年７月24日
東京都港区北青山２丁目５番１号
IW．DXパートナーズ株式会社
代表取締役社長　小泉　圭巧
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	552
	固定資産	10,859
	資産合計	11,412
負純資産及び部	流動負債	79
	株主資本	11,332
	資本金	100
	資本剰余金	10,700
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	10,675
	利益剰余金	531
	その他利益剰余金	531
	（うち当期純利益）	(515)
	負債・純資産合計	11,412

第５期決算公告　令和７年５月19日
埼玉県本庄市寿一丁目25番13号
株式会社ワイグッドケアサポート
代表取締役　中島　一郎
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,994
	固定資産	5
	合計	32,999
負純資産及び部	流動負債	8,487
	賞与引当金	180
	その他流動負債	8,307
	固定負債	—
	株主資本	24,511
	資本金	1,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	23,511
	その他利益剰余金	23,511
	（うち当期純利益）	(9,709)
	合計	32,999

第39期決算公告　令和７年５月19日
埼玉県上尾市本町六丁目４番８号
株式会社桔梗企画設計
代表取締役　野本　政彦
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	998,167
	固定資産	62,111
	合計	1,060,278
負純資産及び部	流動負債	204,003
	固定負債	4,957
	退職給付引当金	4,957
	株主資本	851,318
	資本金	20,000
	利益剰余金	831,318
	利益準備金	3,300
	その他利益剰余金	828,018
	（うち当期純利益）	(22,168)
	合計	1,060,278

第15期決算公告
令和７年７月24日
東京都中央区銀座六丁目15番１号
バイオコールプラントサービス株式会社
代表取締役　宮原　光男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,138,495
	固定資産	5,448
	資産合計	1,143,943
負純資産及び部	流動負債	1,146,807
	株主資本	△2,864
	資本金	55,000
	資本剰余金	55,000
	資本準備金	55,000
	利益剰余金	△112,864
	その他利益剰余金	△112,864
	（うち当期純利益）	(169,853)
	負債・純資産合計	1,143,943

第３期決算公告　令和７年６月11日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社ＮＴＴドコモ・スタジオ＆ライブ
代表取締役社長　小林　智
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,736,515
	固定資産	2,055,800
	資産合計	15,792,315
負純資産及び部	流動負債	4,405,611
	株主資本	11,386,704
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,050,500
	資本準備金	12,910,000
	その他資本剰余金	140,500
	利益剰余金	△1,763,795
	その他利益剰余金	△1,763,795
	（うち当期純損失）	(1,800,825)
	負債・純資産合計	15,792,315

第４期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
株式会社ＭＯＶＩＭＡＳ
代表取締役　兒玉　則浩
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	78,029,308
	固定資産	6,940,267
	繰延資産	11,808,730
	資産合計	96,778,305
負純資産及び部	流動負債	6,358,419
	固定負債	9,043,038
	株主資本	81,376,848
	資本金	40,400,000
	資本剰余金	39,400,000
	資本準備金	39,400,000
	利益剰余金	1,576,848
	その他利益剰余金	1,576,848
	（うち当期純利益）	(657,773)
	負債・純資産合計	96,778,305

第37期決算公告　2025年６月25日
東京都港区六本木１丁目４番５号
プレミアソフトプランナー株式会社
代表取締役社長　大貫　徹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,337,400
	固定資産	124,718
	資産合計	1,462,118
負純資産及び部	流動負債	378,462
	賞与引当金	52,000
	固定負債	545,191
	株主資本	538,464
	資本金	20,000
	利益剰余金	518,464
	その他利益剰余金	518,464
	（うち当期純利益）	(175,691)
	負債・純資産合計	1,462,118

第９期決算公告　2025年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
ＰＡＳ株式会社
代表取締役社長　佐藤　寛二
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	224
	固定資産	166
	資産合計	391
負純資産及び部	流動負債	44
	賞与引当金	5
	固定負債	197
	株主資本	150
	資本金	60
	資本剰余金	60
	資本準備金	60
	利益剰余金	30
	その他利益剰余金	30
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	391

第４期決算公告　2025年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
カープレミア株式会社
代表取締役社長　柴田　洋一
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,114
	固定資産	23
	資産合計	1,137
負純資産及び部	流動負債	482
	固定負債	52
	株主資本	603
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	593
	その他利益剰余金	593
	（うち当期純利益）	(511)
	負債・純資産合計	1,137

第７期決算公告　令和７年７月24日
東京都中央区日本橋二丁目５番１号
MM Capital Partners株式会社
代表取締役　後藤　朝英
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	490,037
	固定資産	54,412
	資産合計	**544,449**
負純資債及産のび部	流動負債	204,363
	固定負債	1,967
	株主資本	338,119
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	138,119
	その他利益剰余金	138,119
	（うち当期純利益）	(138,119)
	負債・純資産合計	**544,449**

第14期決算公告　2025年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
プレミアワランティサービス株式会社
代表取締役社長　太田　航
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,851
	固定資産	7,929
	資産合計	**10,780**
負純資債及産のび部	流動負債	9,590
	賞与引当金	87
	株主資本	1,190
	資本金	100
	資本剰余金	40
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	20
	利益剰余金	1,050
	その他利益剰余金	1,050
	（うち当期純利益）	(946)
	負債・純資産合計	**10,780**

第６期決算公告　2025年６月25日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
プレミアオートパーツ株式会社
代表取締役社長　太田　航
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	96
	固定資産	46
	資産合計	**142**
負純資債及産のび部	流動負債	67
	固定負債	60
	株主資本	15
	資本金	20
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純利益）	(2)
	負債・純資産合計	**142**

第３期決算公告　令和７年６月27日
東京都千代田区大手町一丁目１番２号
西日本カーボン貯留調査株式会社
代表取締役　古舘　恒介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	861
	固定資産	130
	資産合計	**991**
負純資債及産のび部	流動負債	593
	株主資本	398
	資本金	100
	資本剰余金	734
	資本準備金	734
	利益剰余金	△436
	その他利益剰余金	△436
	（うち当期純損失）	(436)
	負債・純資産合計	**991**

第17期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区有楽町一丁目13番１号
株式会社リクルート
スタッフィングクラフツ
代表取締役　石坂　文
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,762,353
	固定資産	120,967
	資産合計	**1,883,321**
負純資債及産のび部	流動負債	1,507,145
	（賞与引当金）	(16,088)
	株主資本	376,175
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	176,175
	その他利益剰余金	176,175
	（うち当期純利益）	(109,019)
	負債・純資産合計	**1,883,321**

第２期決算公告　令和７年６月30日
東京都中央区日本橋二丁目５番１号
MM Capital Partners２号株式会社
代表取締役　後藤　朝英
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	207,581
	固定資産	3,621
	繰延資産	209
	資産合計	**211,411**
負純資債及産のび部	流動負債	66,833
	株主資本	144,578
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	94,578
	その他利益剰余金	94,578
	（うち当期純利益）	(94,578)
	負債・純資産合計	**211,411**

第17期決算公告　令和７年７月24日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅オフィスサポート株式会社
代表取締役　柿添　淳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	131,094
	固定資産	89
	合計	**131,184**
負純資債及産のび部	流動負債	71,630
	（社会保険引当金）	(3,680)
	（賞与引当金）	(23,000)
	株主資本	59,553
	資本金	20,000
	利益剰余金	39,553
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	34,553
	（うち当期純利益）	(16,903)
	合計	**131,184**

第58期決算公告　2025年７月24日
東京都港区芝大門一丁目３番７号
オスコ産業株式会社
取締役社長　石鍋　潤史
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,273,494
	固定資産	1,474,682
	合計	**4,748,176**
負純資債及産のび部	流動負債	2,128,637
	固定負債	763,126
	株主資本	1,856,413
	資本金	157,500
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	1,663,913
	利益準備金	39,375
	その他利益剰余金	1,624,538
	（うち当期純利益）	(149,252)
	合計	**4,748,176**

第21期決算公告　令和７年６月30日
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号
インテリジェンス・アソシエ株式会社
代表取締役　佐藤　聰美
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	283,880
	固定資産	99,997
	繰延資産	42,409
	資産合計	**426,287**
負純資債及産のび部	流動負債	179,889
	固定負債	138,990
	株主資本	107,406
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△22,593
	その他利益剰余金	△22,593
	（うち当期純利益）	(1,709)
	負債・純資産合計	**426,287**

第38期決算公告

令和７年７月24日

東京都中央区京橋２―16―１
シー・エス・ピー・ジャパン株式会社
代表取締役社長　金山　秀樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,169
	資産合計	**43,169**
負純資債及産のび部	流動負債	6,581
	株主資本	36,588
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,587
	その他利益剰余金	26,587
	（うち当期純利益）	(7,203)
	負債・純資産合計	**43,169**

第５期決算公告
令和７年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
株式会社ジャペックスグリーンエナジー
代表取締役社長　藤原　洋
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,468
	固定資産	860
	資産合計	**101,328**
負純資債及産のび部	流動負債	29,288
	株主資本	72,040
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	62,040
	その他利益剰余金	62,040
	（うち当期純利益）	(29,127)
	負債・純資産合計	**101,328**

第７期決算公告
令和７年７月24日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番５号
住友生命茅場町ビル６階
ジャパン・インフラファンド・
アドバイザーズ株式会社
代表取締役　佐々木　聡
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	538,912
	固定資産	67,774
	資産合計	**606,687**
負純資債及産のび部	流動負債	89,142
	株主資本	517,545
	資本金	450,000
	利益剰余金	67,545
	その他利益剰余金	67,545
	（うち当期純利益）	(66,828)
	負債・純資産合計	**606,687**

第５期決算公告　2025年７月24日
東京都港区浜松町二丁目７番19号
株式会社ＰｌａｎｔＳｔｒｅａｍ
代表取締役　三木　武人
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	519,057
	固定資産	431,475
	合計	950,532
負債及び純資産の部	流動負債	940,698
	賞与引当金	3,287
	株主資本	9,834
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,178,306
	資本準備金	1,699,765
	その他資本剰余金	1,478,540
	利益剰余金	△3,268,471
	その他利益剰余金	△3,268,471
	（うち当期純損失）	(1,789,083)
	合計	950,532

第２期決算公告　2025年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
株式会社Ｐｒｏｇｍａｔ
代表取締役　齊藤　達哉
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,372,681
	固定資産	1,493,089
	資産合計	2,865,771
負債及び純資産の部	流動負債	642,081
	固定負債	79,928
	株主資本	2,143,761
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,597,695
	資本準備金	874,350
	その他資本剰余金	1,723,345
	利益剰余金	△553,934
	その他利益剰余金	△553,934
	（うち当期純損失）	(433,461)
	負債・純資産合計	2,865,771

第４期決算公告　令和７年６月16日
東京都渋谷区東一丁目26番20号
株式会社ＫＤサービス
代表取締役　吉田　正弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	443,716
	固定資産	35,519
	資産合計	479,236
負債及び純資産の部	流動負債	297,324
	賞与引当金	16,904
	その他	280,420
	株主資本	181,912
	資本金	25,000
	資本剰余金	38,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	118,912
	その他利益剰余金	118,912
	（うち当期純利益）	(78,220)
	負債・純資産合計	479,236

第37期決算公告　令和７年７月24日
神奈川県鎌倉市小町二丁目14番７号
システムワークスジャパン株式会社
代表取締役　米田　一樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	601,030
	固定資産	14,248
	合計	615,279
負債及び純資産の部	流動負債	250,827
	賞与引当金	68,934
	工事損失引当金	6,494
	株主資本	364,451
	資本金	12,000
	利益剰余金	352,451
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	349,951
	（うち当期純利益）	(83,710)
	合計	615,279

第13期決算公告
令和７年７月24日
神奈川県横浜市中区相生町三丁目56番地１
株式会社バイオコール横浜南部
代表取締役　柏原　秀紀
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,000,461
	資産合計	2,000,461
負債及び純資産の部	流動負債	290,482
	固定負債	1,552,719
	株主資本	157,260
	資本金	50,000
	利益剰余金	107,260
	その他利益剰余金	107,260
	（うち当期純利益）	(10,450)
	負債・純資産合計	2,000,461

第20期決算公告　令和７年６月25日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号
社会復帰サポート美祢株式会社
代表取締役　松本　直樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,655
	固定資産	100
	合計	3,756
負債及び純資産の部	流動負債	853
	株主資本	2,902
	資本金	103
	利益剰余金	2,799
	その他利益剰余金	2,799
	（うち当期純損失）	(407)
	評価・換算差額等	△0
	合計	3,756

第12期決算公告

令和７年６月25日　宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号
株式会社アクアパワー東北
取締役社長　岩本　博
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	68,051	流動負債	5,175
固定資産	104,690	固定負債	100,000
有形固定資産	93,060	負債合計	105,175
投資その他の資産	11,630	株主資本	67,566
		資本金	8,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	57,566
		その他利益剰余金	57,566
		（うち当期純利益）	(16,089)
		純資産合計	67,566
資産合計	172,742	負債・純資産合計	172,742

第29期決算公告

令和７年６月23日
宮城県仙台市宮城野区苦竹二丁目６番５号
株式会社タイヤワールド館ベスト
代表取締役社長　安井　仁志
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,027,053	流動負債	3,105,638
固定資産	1,762,258	固定負債	880,884
		株主資本	802,789
		資本金	499,000
		資本剰余金	610,511
		資本準備金	469,000
		その他資本剰余金	141,511
		利益剰余金	△306,722
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	△307,022
		（うち当期純利益）	(116,477)
資産合計	4,789,311	負債・純資産合計	4,789,311

第11期決算公告

令和７年７月24日　東京都港区六本木七丁目15番７号
新六本木ビル701
ＳＯＥＬＵ株式会社
代表取締役　白土　聡志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	907,278	流動負債	619,151
固定資産	103,304	固定負債	401,211
繰延資産	39,258	株主資本	21,095
		資本金	100,000
		資本剰余金	41,503
		その他資本剰余金	41,503
		利益剰余金	△120,408
		その他利益剰余金	△120,408
		（うち当期純損失）	(121,407)
		新株予約権	8,384
資産合計	1,049,842	負債・純資産合計	1,049,842

第19期決算公告

令和７年６月26日　茨城県鹿嶋市大字光３番地
ＮＳハートフルサービス東日本株式会社
代表取締役　清水　茂雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	159,595	流動負債	115,285
固定資産	77,358	賞与引当金	40,108
有形固定資産	55,890	その他	75,177
投資その他の資産	21,468	固定負債	73,277
		退職給付引当金	27,268
		その他	46,009
		株主資本	48,391
		資本金	10,000
		利益剰余金	38,391
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	35,891
		（うち当期純利益）	(6,773)
合計	236,953	合計	236,953

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月24日

東京都港区海岸一丁目７番１号
SBイノベンチャー株式会社
代表取締役　源田　泰之

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	125,500	流動負債	581,707
固定資産	328,357	（うち賞与引当金）	(11,173)
		固定負債	276,081
		株主資本	△ 403,931
		資本金	92,500
		資本剰余金	307,050
		資本準備金	199,775
		その他資本剰余金	107,275
		利益剰余金	△ 803,481
		その他利益剰余金	△ 803,481
		（うち当期純利益）	(99,371)
資産合計	453,857	負債・純資産合計	453,857

第 74 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都千代田区日比谷公園１番２号
株式会社日比谷松本楼
代表取締役　小坂　文乃

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	401,326	流動負債	138,112
固定資産	276,995	固定負債	140,893
		退職給付引当金	40,893
		株主資本	396,258
		資本金	5,000
		資本剰余金	10,014
		その他資本剰余金	10,014
		利益剰余金	485,284
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	484,034
		（うち当期純利益）	(15,820)
		自己株式	△104,041
		評価・換算差額等	3,058
資産合計	678,322	負債・純資産合計	678,322

第 66 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

東京都墨田区錦糸１丁目２番４号
ＡＩＧパートナーズ株式会社
代表取締役社長　猪原　正浩

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	900,647	流動負債	694,209
固定資産	594,689	固定負債	286,867
		株主資本	514,261
		資本金	70,000
		資本剰余金	130,000
		その他資本剰余金	130,000
		利益剰余金	314,261
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	289,261
		（うち当期純損失）	(12,144)
資産合計	1,495,337	負債・純資産合計	1,495,337

第 6 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
東京都小金井市中町二丁目24番16号
農工大・多摩小金井ベンチャーポート101号室
株式会社NEWGREEN
代表取締役　山中　大介

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	719,682	流動負債	111,669
固定資産	667,147	固定負債	19,668
繰延資産	576	株主資本	1,255,701
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,527,070
		資本準備金	1,269,485
		その他資本剰余金	1,257,585
		利益剰余金	△ 1,321,368
		その他利益剰余金	△ 1,321,368
		（うち当期純損失）	(452,601)
		新株予約権	368
資産合計	1,387,407	負債・純資産合計	1,387,407

第 8 期 決 算 公 告

2025年７月24日

東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
八洲ＥＩテクノロジー株式会社
代表取締役　白石　誠仁

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,317	流動負債	1,430
固定資産	67	（賞与引当金）	(100)
		固定負債	17
		退職給付引当金	17
		株主資本	1,937
		資本金	350
		資本剰余金	350
		その他資本剰余金	350
		利益剰余金	1,237
		利益準備金	74
		その他利益剰余金	1,162
		（うち当期純利益）	(219)
資産合計	3,384	負債・純資産合計	3,384

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月24日

東京都中央区八丁堀一丁目10番７号
兼松フューチャーテックソリューションズ株式会社
代表取締役　田村　英一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,835	流動負債	8,799
固定資産	2,731	固定負債	81
		株主資本	2,693
		資本金	490
		資本剰余金	1,010
		資本準備金	245
		その他資本剰余金	765
		利益剰余金	1,193
		その他利益剰余金	1,193
		（うち当期純利益）	(810)
		評価・換算差額等	△7
合計	11,566	合計	11,566

第 27 期 決 算 公 告

2025年７月24日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号
農中ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　内海　智江

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	580	流動負債	169
固定資産	54	賞与引当金	88
		その他	81
		固定負債	46
		退職給付引当金	33
		役員退職慰労引当金	13
		株主資本	419
		資本金	100
		利益剰余金	319
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	294
		（うち当期純利益）	(80)
資産合計	634	負債・純資産合計	634

第 20 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都目黒区目黒一丁目６番17号Ｄａｉｗａ目黒スクエア５階
株式会社Ｓｋｅｅｄ
代表取締役　白川　正人

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	99,616	流動負債	26,007
固定資産	29,575	固定負債	4,105
		株主資本	99,079
		資本金	100,000
		資本剰余金	66,638
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	41,638
		利益剰余金	△67,558
		その他利益剰余金	△67,558
		（うち当期純利益）	(20,032)
資産合計	129,192	負債・純資産合計	129,192

第 49 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都中央区日本橋室町四丁目３番18号
三井化学ファイン株式会社
代表取締役社長　田中　久義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,797	流動負債	6,790
固定資産	550	固定負債	279
有形固定資産	187	**負債合計**	**7,069**
無形固定資産	158	株主資本	9,277
投資その他の資産	205	資本金	400
		資本剰余金	28
		資本準備金	28
		利益剰余金	8,849
		利益準備金	72
		その他利益剰余金	8,777
		（内当期純利益）	（897）
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	**9,277**
合計	**16,346**	**合計**	**16,346**

第 72 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都千代田区神田司町２丁目８番１号
第一タンカー株式会社
代表取締役社長　大河内　賢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,152	流動負債	3,763
固定資産	788	固定負債	451
		株主資本	726
		資本金	100
		資本剰余金	385
		資本準備金	320
		その他資本剰余金	65
		利益剰余金	241
		利益準備金	34
		その他利益剰余金	206
		（うち当期純利益）	（39）
資産合計	**4,940**	**負債・純資産合計**	**4,940**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　横浜市港南区丸山台二丁目12番１号
東京ガスエコモ株式会社
代表取締役　杉浦　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,968,133	流動負債	1,715,865
固定資産	2,582,396	（賞与引当金）	（240,000）
		固定負債	433,453
		（退職給付引当金）	（124,973）
		株主資本	2,401,211
		資本金	100,000
		資本剰余金	258,938
		資本準備金	112,170
		その他資本剰余金	146,768
		利益剰余金	2,042,273
		利益準備金	173,614
		その他利益剰余金	1,868,659
		（うち当期純利益）	（132,353）
資産合計	**4,550,529**	**負債・純資産合計**	**4,550,529**

第 51 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都品川区大崎１丁目11番２号
センチュリーメディカル株式会社
代表取締役　藤岡　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,699,682	流動負債	10,021,003
固定資産	1,461,364	固定負債	377,495
有形固定資産	298,576	**負債合計**	**10,398,498**
無形固定資産	444,638	株主資本	2,762,548
投資その他の資産	718,149	資本金	300,000
		利益剰余金	2,462,548
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	2,387,548
		（うち当期純利益）	（273,001）
		純資産合計	**2,762,548**
資産合計	**13,161,046**	**負債・純資産合計**	**13,161,046**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
愛知県名古屋市中区金山五丁目２番22号
矢嶋工業株式会社
代表取締役　表　裕明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,691,319	流動負債	1,942,609
固定資産	3,464,367	固定負債	2,666,520
		株主資本	2,546,557
		資本金	100,000
		資本剰余金	301,604
		（資本準備金）	（16,000）
		（その他資本剰余金）	（285,604）
		利益剰余金	2,144,953
		（利益準備金）	（9,560）
		（その他利益剰余金）	（2,135,393）
		（うち当期純利益）	（217,653）
資産合計	**7,155,686**	**負債・純資産合計**	**7,155,686**

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
横浜ランドマークタワー38階
株式会社エクシオジャパン
代表取締役　佐伯　猛

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	852,077	流動負債	454,838
固定資産	1,006,605	固定負債	388,655
		負債合計	**843,494**
		株主資本	1,015,187
		資本金	50,000
		利益剰余金	965,187
		その他利益剰余金	965,187
		（うち当期純利益）	（218,748）
		純資産合計	**1,015,187**
資産合計	**1,858,682**	**負債・純資産合計**	**1,858,682**

第 58 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　愛知県豊田市吉原町平子58番地１
株式会社ジーエスエレテック
代表取締役社長　鈴木　城司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	17,135	流動負債	14,235
固定資産	6,808	固定負債	1,786
		負債合計	**16,022**
		株主資本	7,921
		資本金	360
		資本剰余金	285
		（資本準備金）	（285）
		利益剰余金	7,297
		（利益準備金）	（16）
		（その他利益剰余金）	（7,280）
		自己株式	△21
		純資産合計	**7,921**
資産合計	**23,943**	**負債・純資産合計**	**23,943**

㈱　当期純利益　228百万円

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　名古屋市中区錦一丁目８番11号
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社
代表取締役社長　湯川　保之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,980	流動負債	8,950
固定資産	6,075	固定負債	3,152
		株主資本	9,836
		資本金	90
		資本剰余金	41
		資本準備金	41
		利益剰余金	9,705
		利益準備金	27
		その他利益剰余金	9,677
		（うち当期純利益）	（455）
		評価・換算差額等	116
		その他有価証券評価差額金	116
資産合計	**22,056**	**負債・純資産合計**	**22,056**

第 31 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　三重県四日市市霞二丁目12番地
四日市港国際物流センター株式会社
代表取締役社長　髙間　伸夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	977,695	流動負債	54,914
固定資産	570,147	固定負債	110,000
有形固定資産	358,820	**負債合計**	**164,914**
無形固定資産	172,922	株主資本	1,382,928
投資その他の資産	38,405	資本金	150,000
		利益剰余金	1,232,928
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,195,428
		（うち当期純利益）	(75,592)
		純資産合計	**1,382,928**
資産合計	**1,547,842**	**負債・純資産合計**	**1,547,842**

㈱　1. 有形固定資産の減価償却累計額　6,377,516千円
　　2. １株当たりの当期純利益　25,197円30銭

第 21 期 決 算 公 告

2025年６月26日
愛知県一宮市新生三丁目９番１号
株式会社アバンセライフサポート
代表取締役　林　　隆春

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,251,331	流動負債	792,203
固定資産	291,004	固定負債	478,925
有形固定資産	34,454	株主資本	271,219
無形固定資産	12,478	資本金	50,000
投資その他の資産	244,070	資本剰余金	44,481
		資本準備金	29,481
		その他資本剰余金	15,000
		利益剰余金	176,737
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	169,237
		（うち当期純利益）	(34,754)
		評価・換算差額等	△12
資産合計	**1,542,335**	**負債・純資産合計**	**1,542,335**

第 49 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
大阪市北区天満一丁目19番４号
壽環境機材株式会社
代表取締役　小山富士夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,895	流動負債	792
固定資産	737	（賞与引当金）	(44)
		固定負債	244
		（退職給付引当金）	(20)
		株主資本	1,595
		資本金	32
		資本剰余金	11
		資本準備金	11
		利益剰余金	1,552
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	1,549
		（うち当期純利益）	(35)
資産合計	**2,632**	**負債・純資産合計**	**2,632**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　堺市西区浜寺諏訪森町西４丁383番地の５
関西東芝エンジニアリング株式会社
代表取締役　阿部　慶市

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,557	流動負債	858
固定資産	392	（内役員賞与引当金）	(4)
		固定負債	365
		退職給付引当金	356
		役員退職慰労引当金	1
		その他	8
		株主資本	1,726
		資本金	100
		利益剰余金	1,626
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	1,601
		（内当期純利益）	(471)
資産合計	**2,949**	**負債・純資産合計**	**2,949**

第 102 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　大阪市西区江戸堀３丁目３番２号
エイチアールディー株式会社
代表取締役社長　原田　良輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,128,064	流動負債	4,627,613
固定資産	1,480,714	固定負債	419,918
有形固定資産	65,131	**負債合計**	**5,047,531**
無形固定資産	39,918	株主資本	4,561,247
投資その他の資産	1,375,665	資本金	201,135
繰延資産	—	資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	4,367,011
		利益準備金	50,500
		その他利益剰余金	4,316,511
		（うち当期純利益）	(478,916)
		自己株式	△ 7,019
		純資産合計	**4,561,247**
資産合計	**9,608,779**	**負債・純資産合計**	**9,608,779**

第 9 期 決 算 公 告

2025年６月30日
大阪市北区梅田１丁目11番４－1800
阪高プロジェクトサポート株式会社
代表取締役社長　藤村　浩三

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,211,771	流動負債	468,074
固定資産	59,721	（うち賞与引当金）	(21,063)
		固定負債	32,001
		退職給付引当金	27,498
		役員退職慰労引当金	4,503
		株主資本	1,771,417
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,751,417
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,746,417
		（うち当期純利益）	(294,034)
資産合計	**2,271,492**	**負債・純資産合計**	**2,271,492**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　大阪市淀川区西中島４丁目３番24号
株式会社リモハブ
代表取締役　谷口　達典

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	105,607	流動負債	24,848
固定資産	71,858	固定負債	50,412
有形固定資産	29,396	（うち修繕引当金）	(8,500)
無形固定資産	924	株主資本	102,205
投資その他の資産	41,537	資本金	100,000
		資本剰余金	1,308,851
		資本準備金	702,925
		その他資本剰余金	605,925
		利益剰余金	△ 1,306,646
		その他利益剰余金	△ 1,306,646
		（うち当期純損失）	(294,211)
資産合計	**177,466**	**負債・純資産合計**	**177,466**

第 76 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　大阪府摂津市鳥飼西三丁目11番２号
大泰化工株式会社
代表取締役　辻川　嘉彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,728,726	流動負債	438,502
固定資産	201,677	（内賞与引当金）	(21,872)
		固定負債	381,821
		（内退職給付引当金）	(21,442)
		株主資本	2,110,081
		資本金	62,500
		資本剰余金	551,326
		その他資本剰余金	551,326
		利益剰余金	1,721,933
		利益準備金	15,625
		その他利益剰余金	1,706,308
		（内当期純利益）	(15,725)
		自己株式	△ 225,678
資産合計	**2,930,403**	**負債・純資産合計**	**2,930,403**

第 71 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　大阪府門真市大字門真1006番地
株式会社パナソニック共済会
代表取締役理事長　田中　和也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,920	流動負債	1,941
固定資産	33,470	固定負債	8,669
		株主資本	21,688
		資本金	80
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	21,558
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	21,525
		（うち当期純利益）	(705)
		評価・換算差額等	16,092
		その他有価証券評価差額金	16,092
資産合計	48,390	負債・純資産合計	48,390

第 31 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　大阪市北区中之島３丁目３番23号
阪神高速技研株式会社
代表取締役社長　仲　義史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,566,938	流動負債	1,980,738
固定資産	1,200,817	（うち賞与引当金）	(157,585)
		固定負債	748,143
		（うち退職給付引当金）	(272,223)
		（うち役員退職慰労引当金）	(15,321)
		株主資本	2,038,874
		資本金	30,000
		資本剰余金	53,421
		利益剰余金	1,955,453
		利益準備金	4,460
		その他利益剰余金	1,950,993
		（うち当期純利益）	(312,779)
資産合計	4,767,755	負債・純資産合計	4,767,755

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月19日
山口県宇部市大字沖宇部字八王子625番地の17
山口宇部空港ビル株式会社
代表取締役社長　山根　信之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	633,292	流動負債	125,278
固定資産	1,545,912	固定負債	141,451
有形固定資産	1,503,211	負債合計	266,729
無形固定資産	511	株主資本	1,912,475
投資その他の資産	42,190	資本金	320,000
		利益剰余金	1,609,475
		利益準備金	12,254
		その他利益剰余金	1,597,221
		（うち当期純利益）	(60,602)
		自己株式	△17,000
		純資産合計	1,912,475
資産合計	2,179,204	負債・純資産合計	2,179,204

第 90 期 決 算 公 告

令和７年６月18日　山口県美祢市伊佐町伊佐3575番地３
美祢貨物自動車株式会社
代表取締役社長　杉山　智則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	511,317	流動負債	407,168
固定資産	768,525	賞与引当金	52,160
		その他	355,008
		固定負債	456,603
		退職給付引当金	172,850
		役員退職慰労引当金	2,379
		その他	281,374
		株主資本	416,070
		資本金	24,000
		利益剰余金	392,070
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	386,070
		（うち当期純利益）	(20,583)
資産合計	1,279,842	負債・純資産合計	1,279,842

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月24日
福岡県北九州市八幡東区前田企業団地５－１
兼松寒川株式会社
（旧商号　兼松ケイユー株式会社）
代表取締役　大岡　正長

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,058	流動負債	162
固定資産	15	固定負債	16
		株主資本	895
		資本金	67
		資本剰余金	3
		利益剰余金	825
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	809
		（うち当期純利益）	(31)
資産合計	1,073	負債・純資産合計	1,073

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
福岡市博多区西月隈一丁目14番79号
ＭＩ万世ステンレス株式会社
代表取締役　高島　弘樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,865	流動負債	4,845
固定資産	2,062	固定負債	383
		株主資本	2,599
		資本金	100
		資本剰余金	863
		資本準備金	642
		その他資本剰余金	221
		利益剰余金	1,635
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,624
		（うち当期純利益）	(83)
		評価・換算差額等	100
資産合計	7,927	負債・純資産合計	7,927

第 4 期 決 算 公 告

2025年６月30日
北海道石狩市厚田区厚田18番地１
石狩グリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　今村　久代

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	914,919	流動負債	643,835
固定資産	8,631,196	固定負債	7,933,471
		株主資本	847,556
		資本金	499,500
		資本剰余金	499,500
		資本準備金	499,500
		利益剰余金	△151,443
		その他利益剰余金	△151,443
		（うち当期純利益）	(35,935)
		評価・換算差額等	121,254
		繰延ヘッジ損益	121,254
資産合計	9,546,116	負債・純資産合計	9,546,116

第 4 期 決 算 公 告

2025年６月30日
北海道檜山郡江差町字姥神町26番１
江差グリーンエナジー株式会社
代表取締役社長　今村　久代

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	952,653	流動負債	355,101
固定資産	6,047,532	固定負債	5,419,394
		株主資本	1,101,834
		資本金	499,500
		資本剰余金	499,500
		資本準備金	499,500
		利益剰余金	102,834
		その他利益剰余金	102,834
		（うち当期純損失）	(29,129)
		評価・換算差額等	123,855
		繰延ヘッジ損益	123,855
資産合計	7,000,186	負債・純資産合計	7,000,186

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都葛飾区東金町六丁目６番５号
大樹収納サービス株式会社
代表取締役社長　吉岡　剛

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,569,282	流動負債	3,311,896
固定資産	108,139	賞与引当金	5,509
		固定負債	41,338
		退職給付引当金	41,338
		株主資本	324,186
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	294,186
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	289,186
		（うち当期純利益）	(19,256)
資産合計	3,677,422	負債・純資産合計	3,677,422

第 103 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　埼玉県川口市川口二丁目２番７号
株式会社川金ビジネスマネジメント
代表取締役　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	258,521	流動負債	224,803
固定資産	4,718,122	固定負債	737,336
		株主資本	3,386,492
		資本金	90,000
		資本剰余金	430,283
		資本準備金	187,911
		その他資本剰余金	242,371
		利益剰余金	2,866,209
		利益準備金	250,000
		その他利益剰余金	2,616,209
		（うち当期純利益）	(210,734)
		評価・換算差額等	628,011
資産合計	4,976,644	負債・純資産合計	4,976,644

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都中央区八丁堀二丁目20番８号
オリエント商事株式会社
代表取締役　國府方　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,015,680	流動負債	4,841,327
固定資産	2,500,194	賞与引当金	80,000
		固定負債	29,805
		退職給付引当金	9,551
		株主資本	5,644,742
		資本金	320,000
		利益剰余金	5,360,182
		利益準備金	28,080
		その他利益剰余金	5,332,102
		（うち当期純利益）	(392,631)
		自己株式	△35,440
資産合計	10,515,874	負債・純資産合計	10,515,874

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社Ｔｉｘｐｌｕｓ
代表取締役　池田宗多朗

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,848,369	流動負債	2,715,519
固定資産	152,612	賞与引当金	35,000
		役員賞与引当金	15,000
		その他	2,665,519
		株主資本	2,254,663
		資本金	114,275
		資本剰余金	594,275
		資本準備金	104,275
		その他資本剰余金	490,000
		利益剰余金	1,546,113
		その他利益剰余金	1,546,113
		（うち当期純利益）	(743,313)
		新株予約権	30,800
資産合計	5,000,982	負債・純資産合計	5,000,982

第 30 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
株式会社コスパ
代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	972,311	流動負債	361,469
固定資産	54,846	賞与引当金	24,349
		固定負債	162,328
		退職給付引当金	12,328
		株主資本	503,359
		資本金	100,000
		資本剰余金	250,140
		資本準備金	2,298
		その他資本剰余金	247,842
		利益剰余金	153,219
		利益準備金	22,701
		その他利益剰余金	130,517
		（うち当期純利益）	(144,498)
資産合計	1,027,157	負債・純資産合計	1,027,157

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
コスパグループ株式会社
代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	456,005	流動負債	423,809
固定資産	828,231	賞与引当金	36,113
		固定負債	31,865
		退職給付引当金	20,064
		株主資本	828,562
		資本金	100,000
		資本剰余金	603,655
		その他資本剰余金	603,655
		利益剰余金	587,168
		その他利益剰余金	587,168
		（うち当期純利益）	(90,626)
		自己株式	△462,261
資産合計	1,284,236	負債・純資産合計	1,284,236

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都府中市住吉町１丁目82番地２
株式会社ＴＲＹＡＬＬ
代表取締役　山本　健司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	129,871	流動負債	24,892
固定資産	1,737	賞与引当金	768
		固定負債	38,840
		退職給付引当金	4,956
		株主資本	67,875
		資本金	16,000
		資本剰余金	6,000
		資本準備金	6,000
		利益剰余金	45,875
		その他利益剰余金	45,875
		（うち当期純利益）	(11,622)
資産合計	131,608	負債・純資産合計	131,608

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都渋谷区代々木４丁目33番10号
タブリエ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	316,634	流動負債	190,962
固定資産	157,416	賞与引当金	15,600
		固定負債	49,130
		退職給付引当金	14,002
		株主資本	233,956
		資本金	10,000
		資本剰余金	114,677
		その他資本剰余金	114,677
		利益剰余金	109,279
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	106,779
		（うち当期純損失）	(16,414)
資産合計	474,050	負債・純資産合計	474,050

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都港区浜松町二丁目４番１号

オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社

代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	783,930	流動負債	117,508
固定資産	2,537,532	固定負債	—
		負債合計	**117,508**
		株主資本	3,203,954
		資本金	60,935
		資本剰余金	2,284,724
		資本準備金	60,935
		その他資本剰余金	2,223,789
		利益剰余金	858,295
		その他利益剰余金	858,295
		（うち当期純利益）	（527,862）
		純資産合計	**3,203,954**
資産合計	**3,321,463**	**負債・純資産合計**	**3,321,463**

第 66 期 決 算 公 告

令和７年６月23日　東京都墨田区押上一丁目１番２号

株式会社東武保険サービス

代表取締役　島田　憲治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	958,468	流動負債	66,693
固定資産	91,800	（賞与引当金）	（9,844）
		固定負債	36,575
		（退職給付引当金）	（36,575）
		株主資本	932,991
		資本金	10,000
		利益剰余金	922,991
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	920,491
		（うち当期純利益）	（39,728）
		評価・換算差額等	14,008
		その他有価証券評価差額金	14,008
資産合計	**1,050,268**	**負債・純資産合計**	**1,050,268**

第 55 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　高知県高知市福井町3127番地

株式会社ドリーマー

代表取締役　和田　伸幸

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,512,572	流動負債	763,597
固定資産	6,550,935	固定負債	6,707,012
繰延資産	13,422	引当金	1,500
		株主資本	604,820
		資本金	30,000
		資本剰余金	273,000
		資本準備金	273,000
		利益剰余金	301,820
		利益準備金	11,650
		その他利益剰余金	290,170
		（うち当期純利益）	（113,357）
資産合計	**8,076,929**	**負債・純資産合計**	**8,076,929**

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

東京都荒川区南千住３丁目13番１号東京ガス千住ビルＡ館３階

東京ガス葛飾エナジー株式会社

代表取締役社長　川岸　誠

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	572,657	流動負債	306,916
固定資産	211,288	賞与引当金	54,472
有形固定資産	22,105	固定負債	34,018
無形固定資産	1,353	株主資本	443,011
投資その他の資産	187,830	資本金	95,000
		資本剰余金	91,750
		資本準備金	91,750
		利益剰余金	256,261
		利益準備金	900
		その他利益剰余金	255,361
		（うち当期純利益）	（7,538）
資産合計	**783,945**	**負債・純資産合計**	**783,945**

第 12 期 決 算 公 告

令和７年５月19日　埼玉県本庄市寿一丁目25番13号

株式会社ワイグッドケア

代表取締役　山崎　保

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	952,619	流動負債	691,310
固定資産	128,008	賞与引当金	26,160
繰延資産	1,200	その他流動負債	665,150
		固定負債	107,918
		退職給与引当金	25,663
		その他固定負債	82,255
		株主資本	282,598
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	242,598
		その他利益剰余金	242,598
		（うち当期純利益）	（44,876）
合計	**1,081,827**	**合計**	**1,081,827**

第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月19日　埼玉県本庄市本庄一丁目１番21号

株式会社ワイビルド

代表取締役　瀬川　慶伸

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	510,300	流動負債	414,142
固定資産	19,696	賞与引当金	2,150
		その他流動負債	411,992
		固定負債	1,709
		退職給付引当金	1,709
		株主資本	114,146
		資本金	40,000
		資本剰余金	24,000
		その他資本剰余金	24,000
		利益剰余金	50,146
		その他利益剰余金	50,146
		（うち当期純損失）	（209,169）
合計	**529,997**	**合計**	**529,997**

第 85 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都中央区八重洲二丁目11番４号

金森藤平商事株式会社

代表取締役社長　金森慎太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,351,792	流動負債	3,989,767
固定資産	2,762,817	固定負債	681,748
		負債合計	**4,671,515**
		株主資本	5,443,094
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	5,323,094
		利益準備金	34,130
		その他利益剰余金	5,288,964
		（うち当期純利益）	（412,036）
		純資産合計	**5,443,094**
合計	**10,114,609**	**合計**	**10,114,609**

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都港区芝浦四丁目３番４号

千代田クリーンメンテ株式会社

代表取締役　佐藤　陽光

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	183,443,831	流動負債	35,971,012
固定資産	7,897,638	固定負債	217,800
有形固定資産	1,713,350	**負債合計**	**36,188,812**
無形固定資産	758,272	株主資本	155,152,657
投資その他の資産	5,426,016	資本金	18,500,000
		利益剰余金	136,652,657
		その他利益剰余金	136,652,657
		（うち当期純利益）	（2,183,908）
		純資産合計	**155,152,657**
資産合計	**191,341,469**	**負債・純資産合計**	**191,341,469**

第 6 期 決 算 公 告

2025年6月25日　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号

ＡＭＤ１号ファンド株式会社

取締役　堀　　朝光

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,972	流動負債	5,020
固定資産	574,501	固定負債	551,000
		株主資本	21,239
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	11,239
		その他利益剰余金	11,239
		（うち当期純利益）	(16,524)
		評価・換算差額等	△785
		その他有価証券評価差額金	△785
資産合計	576,473	負債・純資産合計	576,473

第 6 期 決 算 公 告

2025年6月25日　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号

プレミアモビリティサービス株式会社

代表取締役社長　高山　匡行

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	660	流動負債	321
固定資産	2,079	賞与引当金	79
		固定負債	1,755
		株主資本	663
		資本金	20
		資本剰余金	538
		資本準備金	20
		その他資本剰余金	518
		利益剰余金	105
		その他利益剰余金	105
		（うち当期純利益）	(116)
資産合計	2,739	負債・純資産合計	2,739

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都江東区亀戸五丁目２番３号

株式会社リクルートスタッフィング情報サービス

代表取締役　岩佐　知紀

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,286,927	流動負債	1,107,511
固定資産	391,221	（賞与引当金）	(166,542)
		固定負債	751,861
		（退職給付引当金）	(751,861)
		株主資本	1,818,776
		資本金	150,000
		利益剰余金	1,668,776
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	1,631,276
		（うち当期純利益）	(720,135)
資産合計	3,678,149	負債・純資産合計	3,678,149

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

東京都千代田区飯田橋三丁目３番１号

株式会社大貴

代表取締役社長　立石　浩義

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	841,013	流動負債	2,767,711
固定資産	7,329,912	賞与引当金	43,328
		役員賞与引当金	2,577
		固定負債	791,043
		退職給付引当金	20,389
		株主資本	4,612,171
		資本金	110,000
		資本剰余金	4,901,270
		利益剰余金	△399,099
		その他利益剰余金	△399,099
		（うち当期純利益）	(182,214)
資産合計	8,170,925	負債・純資産合計	8,170,925

第 25 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都千代田区神田小川町一丁目11番地
千代田小川町クロスタ11Ｆ

エクスジェン・ネットワークス株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	829,724	流動負債	945,335
固定資産	643,759	賞与引当金	52,823
		固定負債	17,288
		退職給付引当金	17,288
		株主資本	510,860
		資本金	145,700
		資本剰余金	135,700
		資本準備金	135,700
		利益剰余金	238,879
		利益準備金	2,794
		その他利益剰余金	236,085
		（うち当期純利益）	(230,573)
		自己株式	△9,419
資産合計	1,473,483	負債・純資産合計	1,473,483

第 20 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　東京都千代田区内幸町一丁目３番３号

株式会社リクルートＲ＆Ｄスタッフィング

代表取締役　福知　郁夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,530,953	流動負債	3,595,482
固定資産	1,027,513	（賞与引当金）	(1,423,182)
		固定負債	856,661
		（退職給付引当金）	(856,661)
		株主資本	2,106,322
		資本金	225,000
		資本剰余金	225,000
		資本準備金	225,000
		利益剰余金	1,656,322
		その他利益剰余金	1,656,322
		（うち当期純利益）	(915,931)
資産合計	6,558,466	負債・純資産合計	6,558,466

第 80 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

富山県中新川郡上市町横法音寺55番地

富士化学工業株式会社

代表取締役　西田　　洋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,450,818	流動負債	7,660,150
固定資産	19,050,618	固定負債	10,515,577
		株主資本	10,155,410
		資本金	100,000
		資本剰余金	277,400
		（資本準備金）	(151,200)
		利益剰余金	9,778,010
		利益準備金	19,350
		その他利益剰余金	9,758,660
		（うち当期純利益）	(1,111,050)
		評価・換算差額等	170,298
資産合計	28,501,437	負債・純資産合計	28,501,437

第 89 期 決 算 公 告

2025年７月24日　富山県富山市荒町２番21号

北証パトナ株式会社

代表取締役　左伝　仁士

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	635,541	流動負債	23,195
固定資産	280	固定負債	51,603
		（退職給付引当金）	(4,055)
		（役員退職慰労引当金）	(841)
		株主資本	471,440
		資本金	20,000
		利益剰余金	487,440
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	482,440
		（うち当期純利益）	(9,875)
		自己株式	△36,000
		評価・換算差額等	89,583
資産合計	635,822	負債・純資産合計	635,822

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
兵庫県姫路市岡田723番地１
セキスイハイム山陽 株式会社
代表取締役　津田　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,910	流動負債	2,536
固定資産	4,138	賞与引当金	166
		役員賞与引当金	2
		固定負債	1,060
		退職給付引当金	511
		株主資本	4,452
		資本金	100
		利益剰余金	4,352
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,327
		（うち当期純利益）	(192)
資産合計	8,048	負債・純資産合計	8,048

第 79 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
大阪市西区江戸堀１丁目10番８号
株式会社甲南保険センター
代表取締役　田中真由美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	420,031	流動負債	239,967
固定資産	596,824	固定負債	230,499
		株主資本	435,572
		資本金	40,800
		資本剰余金	49
		資本準備金	49
		利益剰余金	394,723
		利益準備金	10,380
		その他利益剰余金	384,343
		（うち当期純利益）	(23,289)
		評価・換算差額等	110,817
		その他有価証券評価差額金	110,817
資産合計	1,016,856	負債・純資産合計	1,016,856

第 65 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
札幌市中央区北２条東13丁目１番地の７
上山試錐工業株式会社
代表取締役　渡邉　孝文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	613,508	流動負債	434,490
固定資産	210,058	固定負債	3,775
繰延資産	918	負債合計	438,265
		株主資本	386,219
		資本金	34,800
		資本剰余金	10,200
		資本準備金	10,200
		利益剰余金	604,509
		利益準備金	7,610
		その他利益剰余金	596,899
		（うち当期純利益）	(16,315)
		自己株式	△263,290
		純資産合計	386,219
資産合計	824,484	負債・純資産合計	824,484

第 21 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
兵庫県姫路市岡田723番地１
株式会社 リブライフ
代表取締役　川本　国広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	564	流動負債	848
固定資産	2,147	賞与引当金	39
		固定負債	776
		退職給付引当金	129
		株主資本	1,087
		資本金	80
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	997
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	977
		（うち当期純利益）	(28)
資産合計	2,711	負債・純資産合計	2,711

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉1986番地の１
株式会社三和商会
代表取締役　小宮康一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	662,123	流動負債	340,753
固定資産	603,606	固定負債	527,069
繰延資産	25,191	株主資本	423,098
		資本金	27,000
		利益剰余金	471,698
		利益準備金	7,470
		その他利益剰余金	464,228
		別途積立金	131,600
		繰越利益剰余金	332,628
		（うち当期純利益）	(70,551)
		自己株式	△75,600
資産合計	1,290,920	負債・純資産合計	1,290,920

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
茨城県石岡市柏原９番地２
日本ナショナル製罐株式会社
代表取締役社長　手嶋　憲一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,361	流動負債	7,304
固定資産	5,568	固定負債	387
		株主資本	11,237
		資本金	310
		資本剰余金	690
		その他資本剰余金	690
		利益剰余金	10,237
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	9,987
		（うち当期純利益）	(1,101)
資産合計	18,929	負債・純資産合計	18,929

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
大阪市鶴見区今津南３丁目４番32号
大晃設備株式会社
代表取締役　高橋　孝治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,285,938	流動負債	1,506,473
固定資産	1,019,309	固定負債	288,114
有形固定資産	723,245	株主資本	1,436,275
無形固定資産	2,721	資本金	98,000
投資その他の資産	293,343	資本剰余金	48,000
		資本準備金	48,000
		利益剰余金	1,290,275
		利益準備金	24,500
		その他利益剰余金	1,265,775
		（うち当期純利益）	(148,535)
		評価・換算差額等	74,385
		その他有価証券評価差額金	74,385
資産合計	3,305,247	負債・純資産合計	3,305,247

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月18日
埼玉県蕨市中央１丁目16番８号ＯＫＩ蕨システムセンター
株式会社沖コムテック
代表取締役社長　稲葉　晋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	236,352	流動負債	86,992
固定資産	41,771	固定負債	77,035
		退職給付引当金	72,113
		役員退職慰労引当金	4,500
		株主資本	114,096
		資本金	20,000
		資本剰余金	15,752
		その他資本剰余金	15,752
		利益剰余金	78,344
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	73,344
		（うち当期純利益）	(49,927)
資産合計	278,123	負債・純資産合計	278,123

第 24 期 決 算 公 告

2025年６月27日　福岡市中央区大名一丁目４番１号
西鉄人事サービス株式会社
代表取締役社長　西岡　清紀

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,495	流動負債	80,648
固定資産	19,623	賞与引当金	39,855
		その他	40,792
		固定負債	2,080
		退職給付引当金	1,280
		役員等退職慰労引当金	800
		株主資本	53,390
		資本金	20,000
		利益剰余金	33,390
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	28,390
		（うち当期純損失）	（2,265）
資産合計	136,118	負債・純資産合計	136,118

第 18 期 決 算 公 告

2025年７月24日　福岡市博多区千代四丁目１番33号
株式会社ニモカ
代表取締役　田端　敦

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,099	流動負債	9,706
固定資産	64	（うち賞与引当金）	（8）
		固定負債	2,164
		（うち退職給付引当金）	（3）
		株主資本	292
		資本金	126
		利益剰余金	166
		利益準備金	31
		その他利益剰余金	134
		（うち当期純利益）	（134）
資産合計	12,163	負債・純資産合計	12,163

第 100 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　福島県福島市松川町字天王原９番地
北芝電機株式会社
取締役社長　安藤　秀泰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,498	流動負債	7,032
固定資産	7,987	固定負債	2,981
有形固定資産	5,958	株主資本	3,086
無形固定資産	31	資本金	1,148
投資その他の資産	1,997	利益剰余金	1,937
		利益準備金	287
		その他利益剰余金	1,650
		評価・換算差額等	1,387
		その他有価証券評価差額金	9
		土地再評価差額金	1,378
資産合計	14,485	負債・純資産合計	14,485

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,368
売上原価	10,485
売上総利益	3,883
販売費及び一般管理費	2,167
営業利益	1,716
営業外収益	18
営業外費用	227
経常利益	1,507
特別損失	468
税引前当期純利益	1,040
法人税、住民税及び事業税	180
法人税等調整額	△1,183
当期純利益	2,042

第 41 期決算公告

令和７年７月24日
富山県富山市金屋767番地27
株式会社昔亭
代表取締役　樋口　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,511
	固定資産	4,344
	合計	9,856
負純資債産及のびの部	流動負債	2,051
	固定負債	1,013
	株主資本	6,767
	資本金	30
	資本剰余金	564
	利益剰余金	6,172
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	6,166
	（うち当期純利益）	（843）
	評価・換算差額等	24
	合計	9,856

第 29 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋1160－２
医療法人社団千葉光徳会
理事長　徳田　哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,971,694	流動負債	755,087
固定資産	7,160,733	賞与引当金	68,038
有形固定資産	6,158,456	その他	687,049
無形固定資産	14,988	固定負債	4,515,303
投資その他の資産	987,289	退職給付引当金	227,244
		その他	4,288,059
		積立金	3,862,037
		代替基金	400,000
		繰越利益積立金	2,706,428
		その他積立金	600,000
		設立等積立金	155,609
資産合計	9,132,427	負債・純資産合計	9,132,427

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
本来業務事業収益	4,074,695
本来業務事業費用	3,963,083
本来業務事業利益	111,612
附帯業務事業収益	228,364
附帯業務事業費用	238,322
附帯業務事業損失	9,958
事業利益	101,654
事業外収益	2,297
事業外費用	37,323
経常利益	66,628
特別損失	981
税引前当期純利益	65,647
法人税、住民税及び事業税	521
法人税等調整額	△65,251
当期純利益	130,377

第 46 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
富山県富山市西二俣335番地
フルタフーズ株式会社
代表取締役　樋口　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3,080
	固定資産	1,961
	合計	5,041
負純資債産及のびの部	流動負債	975
	固定負債	2
	株主資本	4,063
	資本金	90
	利益剰余金	3,973
	利益準備金	15
	固定資産圧縮積立金	5
	その他利益剰余金	3,952
	（うち当期純利益）	（304）
	合計	5,041

2024 年 度 決 算 公 告

2025年７月24日
千葉県船橋市飯山満町１－833
医療法人社団紺整会
理事長　山浦　一郎

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,713,107	流動負債	1,581,111
固定資産	8,666,340	（賞与引当金）	（178,149）
有形固定資産	7,346,302	固定負債	8,125,140
無形固定資産	96,780	退職給付引当金	1,580,972
その他の資産	1,223,257	その他	6,544,168
		負債合計	9,706,251
		積立金	4,673,196
		設立等積立金	3,926,493
		繰越利益積立金	746,703
		純資産合計	4,673,196
資産合計	14,379,447	負債・純資産合計	14,379,447

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	10,362,272
本来業務	10,339,525
附帯業務	22,747
事業費用	9,410,359
本来業務	9,392,426
附帯業務	17,933
事業利益	951,913
事業外損益	△ 27,466
経常利益	924,447
特別損益	△ 141
税引前当期純利益	924,306
法人税・住民税及び事業税	257,119
法人税等調整額	△ 19,333
当期純利益	686,520

第 10 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
石川県小松市大野町信三郎谷１番地
グリーンパーク小松株式会社
代表取締役　内田　博之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	184,716
	固定資産	91
	合計	184,807
負純資債産及のびの部	流動負債	106,076
	株主資本	78,731
	資本金	50,000
	利益剰余金	28,731
	その他利益剰余金	28,731
	（うち当期純利益）	（4,845）
	合計	184,807

第13期決算公告

2025年６月25日
岐阜県羽島市舟橋町出須賀二丁目１番地
セントパーツ株式会社
代表取締役社長　種谷　謙一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	291,135
	固定資産	90,152
	資産合計	381,288
負債及び純資産の部	流動負債	456,274
	賞与引当金	6,696
	固定負債	109,111
	株主資本	△184,098
	資本金	30,000
	利益剰余金	△214,098
	その他利益剰余金	△214,098
	（うち当期純損失）	（116,551）
	負債・純資産合計	381,288

第４期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区大手町二丁目３番１号
ＪＰ楽天ロジスティクス株式会社
代表取締役　杉崎　猛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,041	流動負債	14,517
固定資産	30,439	（賞与引当金）	(4)
有形固定資産	27,995	固定負債	29,952
無形固定資産	30	（退職給付引当金）	(10)
投資その他の資産	2,414	負債合計	44,470
		株主資本	2,011
		資本金	100
		資本剰余金	17,534
		その他資本剰余金	17,534
		利益剰余金	△ 15,623
		その他利益剰余金	△ 15,623
		純資産合計	2,011
資産合計	46,481	負債・純資産合計	46,481

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	79,194
売上原価	77,535
売上総利益	1,658
販売費及び一般管理費	1,565
営業利益	93
営業外収益	5
営業外費用	651
経常損失	552
特別利益	116
特別損失	590
税引前当期純損失	1,025
法人税、住民税及び事業税	32
法人税等調整額	△ 32
当期純損失	1,025

第55期決算公告

令和７年６月16日
三重県津市香良洲町6381－１
三重鋼業株式会社
代表取締役　中村　正孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	617
	固定資産	303
	合計	920
負債及び純資産の部	流動負債	88
	固定負債	0
	株主資本	832
	資本金	35
	利益剰余金	797
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	788
	（うち当期純利益）	(26)
	合計	920

第30期決算公告

令和７年６月６日
東京都千代田区神田須田町一丁目１番地
兼松ペトロ株式会社
代表取締役　西山　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,236	流動負債	14,866
固定資産	1,273	固定負債	1,273
有形固定資産	246	負債合計	16,139
無形固定資産	16	株主資本	2,896
投資その他の資産	1,009	資本金	1,000
		利益剰余金	1,896
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	1,646
		評価・換算差額等	473
		その他有価証券評価差額金	473
		純資産合計	3,370
資産合計	19,510	負債・純資産合計	19,510

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,401
売上原価	25,390
売上総利益	3,010
販売費及び一般管理費	1,889
営業利益	1,121
営業外収益	41
営業外費用	28
経常利益	1,135
特別損失	5
税引前当期純利益	1,129
法人税、住民税及び事業税	368
法人税等調整額	△10
当期純利益	772

第19期決算公告

2025年６月25日
滋賀県長浜市宮部町1098番地３
ＳＡＥリマックス株式会社
代表取締役社長　松澤　拡

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	452,179
	固定資産	7,341
	資産合計	459,520
負債及び純資産の部	流動負債	168,952
	賞与引当金	5,386
	固定負債	9,321
	株主資本	281,246
	資本金	10,000
	利益剰余金	271,246
	その他利益剰余金	271,246
	（うち当期純利益）	(73,254)
	負債・純資産合計	459,520

第50期決算公告

2025年７月24日
神奈川県横浜市栄区金井町１番地
住友電工デバイス・イノベーション株式会社
代表取締役社長　岩舘　弘剛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	30,052	流動負債	18,770
固定資産	29,065	（賞与引当金）	(1,882)
有形固定資産	23,277	固定負債	96
無形固定資産	241	株主資本	40,252
投資その他の資産	5,547	資本金	15,000
		資本剰余金	5,527
		資本準備金	3,849
		その他資本剰余金	1,678
		利益剰余金	19,725
		その他利益剰余金	19,725
資産合計	59,118	負債・純資産合計	59,118

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	62,721
売上原価	56,012
売上総利益	6,709
販売費及び一般管理費	1,131
営業利益	5,578
営業外損益	△6
経常利益	5,572
特別損益	△223
税引前当期純利益	5,350
法人税、住民税及び事業税	△8
法人税等調整額	1,019
当期純利益	4,338

第９期決算公告

令和７年７月24日
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地９
株式会社バイオコール京都洛西
代表取締役　柏原　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,729
	資産合計	47,729
負債及び純資産の部	流動負債	28,361
	株主資本	19,368
	資本金	20,000
	利益剰余金	△632
	その他利益剰余金	△632
	（うち当期純利益）	(121)
	負債・純資産合計	47,729

第26期決算公告

2025年７月24日
神奈川県平塚市中堂18－８Ｅ棟３Ｆ
株式会社湘南ベルマーレ
代表取締役　坂本　紘司

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,145,414	流動負債	1,135,053
固定資産	93,293	ポイント引当金	803
有形固定資産	70,824	固定負債	102,976
無形固定資産	10,710	負債合計	1,238,030
投資その他の資産	11,757	株主資本	676
		資本金	709,472
		資本剰余金	339,672
		資本準備金	339,672
		利益剰余金	△1,048,468
		その他利益剰余金	△1,048,468
		純資産合計	676
資産合計	1,238,707	負債・純資産合計	1,238,707

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,895,961
売上原価	2,361,059
売上総利益	534,902
販売費及び一般管理費	684,370
営業損失	149,468
営業外収益	15,690
営業外費用	20,101
経常損失	153,879
特別利益	1,499
特別損失	299
税引前当期純損失	152,680
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	△479
当期純損失	153,150

第 29 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　　静岡県湖西市岡崎20番地

トヨタバッテリー株式会社

代表取締役社長　岡田　政道

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	85,583	流動負債	104,451
固定資産	135,921	固定負債	1,627
有形固定資産	118,079	負債合計	106,079
無形固定資産	1,024	株主資本	115,425
投資その他の資産	16,816	資本金	20,000
		資本剰余金	16,989
		資本準備金	16,989
		利益剰余金	78,435
		利益準備金	36
		その他利益剰余金	78,399
		純資産合計	115,425
資産合計	221,504	負債・純資産合計	221,504

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	292,334
売上原価	254,107
売上総利益	38,226
販売費及び一般管理費	13,903
営業利益	24,323
営業外収益	3,133
営業外費用	79
経常利益	27,376
特別利益	3,063
特別損失	383
税引前当期純利益	30,056
法人税、住民税及び事業税	7,976
法人税等調整額	△796
当期純利益	22,876

第 14 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

大阪府大阪市中央区瓦町三丁目６番５号

株式会社バイオコール大阪平野

代表取締役　柏原　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,197,296
	資産合計	2,197,296
負純資産及の債び部	流動負債	762,353
	固定負債	1,260,791
	株主資本	174,152
	資本金	50,000
	利益剰余金	124,152
	その他利益剰余金	124,152
	（うち当期純利益）	（3,533）
	負債・純資産合計	2,197,296

第 66 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　愛知県高浜市八幡町二丁目２番地１

高浜工業株式会社

代表取締役社長　鈴木　雅基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,053	流動負債	2,350
固定資産	2,132	固定負債	1,613
有形固定資産	1,704	株主資本	2,209
無形固定資産	8	資本金	656
投資その他の資産	419	資本剰余金	552
		（資本準備金）	（552）
		利益剰余金	1,001
		（利益準備金）	（45）
		（その他利益剰余金）	（955）
		評価・換算差額等	11
資産合計	6,185	負債・純資産合計	6,185

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,029
売上原価	4,445
売上総利益	583
販売費及び一般管理費	544
営業利益	39
営業外収益	56
営業外費用	42
経常利益	53
特別利益	1
税引前当期純利益	55
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	5
当期純利益	34

第８期決算公告

2025年６月25日

兵庫県西宮市東町一丁目13番17

871ＲＣ株式会社

代表取締役社長　山村　広臣

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	273
	固定資産	7
	繰延資産	0
	資産合計	281
負純資産及の債び部	流動負債	70
	固定負債	252
	株主資本	△41
	資本金	1
	利益剰余金	△42
	その他利益剰余金	△42
	（うち当期純損失）	（2）
	負債・純資産合計	281

第 54 期 決 算 公 告

2025年６月26日　　愛知県蒲郡市拾石町前浜34番地14

株式会社ニデック

代表取締役　小澤　素生

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	29,278	流動負債	15,885
固定資産	18,227	固定負債	5,779
		負債合計	21,665
		株主資本	24,826
		資本金	461
		資本剰余金	166
		資本準備金	166
		利益剰余金	24,198
		利益準備金	139
		その他利益剰余金	24,059
		評価・換算差額等	1,013
		純資産合計	25,840
資産合計	47,505	負債・純資産合計	47,505

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43,355
売上原価	24,698
売上総利益	18,657
販売費及び一般管理費	16,525
営業利益	2,131
営業外損益	△403
経常利益	1,728
特別損益	△296
税引前当期純利益	1,432
法人税、住民税及び事業税	295
法人税等調整額	179
当期純利益	957

第 16 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

広島県広島市中区橋本町10番10号

株式会社バイオコール広島西部

代表取締役　柏原　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	101,158
	資産合計	101,158
負純資産及の債び部	流動負債	52,806
	株主資本	48,352
	資本金	25,000
	利益剰余金	23,352
	その他利益剰余金	23,352
	（うち当期純利益）	（1,963）
	負債・純資産合計	101,158

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

大阪市淀川区宮原五丁目２番30号

トラストファーマテック株式会社

代表取締役社長　蓮尾　俊也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,381	流動負債	13,948
固定資産	19,184	固定負債	10,769
		株主資本	△ 2,152
		資本金	101
		利益剰余金	△ 2,253
		その他利益剰余金	△ 2,253
資産合計	22,565	負債・純資産合計	22,565

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,780
売上原価	5,575
売上総損失	3,795
販売費及び一般管理費	574
営業損失	4,369
営業外収益	173
営業外費用	211
経常損失	4,408
特別利益	1
特別損失	582
税引前当期純損失	4,988
法人税等調整額	△ 1,205
当期純損失	3,783

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

高知県長岡郡大豊町川口字川口南2035番地１

高知おおとよ製材株式会社

代表取締役社長　安東　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,019,114
	固定資産	500,457
	合計	1,519,571
負純資産及の債び部	流動負債	925,187
	固定負債	94,500
	株主資本	499,884
	資本金	97,000
	利益剰余金	402,884
	その他利益剰余金	402,884
	（うち当期純利益）	（3,412）
	合計	1,519,571

第７期決算公告

令和７年７月24日

福岡県福岡市中央区荒戸二丁目１番５号

株式会社バイオコール福岡御笠川

代表取締役　柏原　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,205
	資産合計	102,205
負純資産及び部	流動負債	77,507
	株主資本	24,698
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,698
	その他利益剰余金	4,698
	（うち当期純利益）	(827)
	負債・純資産合計	102,205

第22期決算公告

2025年６月27日

福岡市中央区天神２丁目13―１

ふくおか債権回収株式会社

代表取締役　橋詰　洋

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,397	流動負債	132
固定資産	70	固定負債	23
有形固定資産	21	負債合計	155
無形固定資産	24	株主資本	3,312
投資その他の資産	24	資本金	500
		利益剰余金	2,812
		（利益準備金）	(125)
		（その他利益剰余金）	(2,687)
		純資産合計	3,312
資産合計	3,467	負債・純資産合計	3,467

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,570
売上総利益	1,570
販売費及び一般管理費	1,344
営業利益	226
営業外収益	2
営業外費用	0
経常利益	227
税引前当期純利益	227
法人税、住民税及び事業税	102
法人税等調整額	△　3
当期純利益	128

第31期決算公告

2025年６月25日

福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目13番15号

株式会社マグフクオカ

代表取締役社長　横田　直

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,856
	固定資産	1,579
	資産合計	32,435
負純資産及び部	流動負債	25,398
	賞与引当金	400
	固定負債	1,627
	株主資本	5,410
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,589
	その他利益剰余金	△4,589
	（うち当期純利益）	(324)
	負債・純資産合計	32,435

第10期決算公告

令和７年７月24日

仙台市青葉区一番町一丁目９番１号

仙台トラストタワー10階

株式会社みやぎソーラー発電所

代表取締役　佐藤みのる

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56,511
	固定資産	141,756
	合計	198,268
負純資産及び部	流動負債	7,178
	固定負債	180,220
	株主資本	10,869
	資本金	53,000
	利益剰余金	7,869
	その他利益剰余金	7,869
	（うち当期純利益）	(22,758)
	自己株式	△50,000
	合計	198,268

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

仙台市青葉区一番町一丁目九番一号

仙台トラストタワー一〇階

株式会社みやぎソーラー発電所

代表取締役　佐藤みのる

第76期決算公告

令和７年７月24日

福岡市南区大楠三丁目11番30号

株式会社澤永商店

代表取締役　鮎澤　佳宏

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,228
	固定資産	165,540
	合計	268,768
負純資産及び部	流動負債	116,601
	賞与引当金	700
	固定負債	15,088
	株主資本	107,262
	資本金	14,000
	利益剰余金	93,262
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	89,762
	（うち当期純損失）	(29,411)
	有価証券評価差額金	29,816
	合計	268,768

決算公告

令和７年７月24日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

株式会社ミズカラ

代表取締役　村岡　大樹

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	910,913
	固定資産	117,893
	資産合計	1,028,807
負純資産及び部	流動負債	899,038
	固定負債	226,150
	株主資本	△96,380
	資本金	10,000
	利益剰余金	△106,380
	その他利益剰余金	△106,380
	（うち当期純損失）	(145,446)
	負債・純資産合計	1,028,807

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の有料職業紹介事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

（甲）株式会社ミズカラ

代表取締役　村岡　大樹

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

（乙）株式会社トラスホ

代表取締役　井上　慈温

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（甲）左記のとおりです。

第13期決算公告

令和７年７月24日

長崎県西海市大瀬戸町松島内郷2573番地３

株式会社グリーンコール西海

代表取締役　宮原　光男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	226,322
	固定資産	890
	資産合計	227,212
負純資産及び部	流動負債	165,926
	株主資本	61,286
	資本金	100,000
	利益剰余金	△38,714
	その他利益剰余金	△38,714
	（うち当期純損失）	(9,353)
	負債・純資産合計	227,212

第13期決算公告

令和７年７月24日

東京都新宿区新宿四丁目１番６号

ＪＲ新宿ミライナタワー18Ｆ

モノック株式会社

代表取締役　小澤　一郎

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	511,474
	固定資産	40,107
	合計	551,581
負純資産及び部	流動負債	227,088
	固定負債	402,696
	株主資本	△78,203
	資本金	101,467
	資本剰余金	96,466
	資本準備金	96,466
	利益剰余金	△276,137
	その他利益剰余金	△276,137
	（うち当期純利益）	(15,435)
	合計	551,581

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百四十六万七千二百八十六円、資本準備金の額を六百四十六万六千百九十八円減少し、それぞれ九千万円、九千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー一八Ｆ

モノック株式会社

代表取締役　小澤　一郎

第29期決算公告

令和７年７月24日
東京都新宿区東榎町11番地
株式会社晃明社
代表取締役　市川　義宣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,228
	固定資産	161,163
	資産合計	171,392
負債及び純資産の部	流動負債	11,774
	固定負債	175,300
	負債合計	187,074
	株主資本	△15,682
	資本金	3,000
	利益剰余金	△18,682
	その他利益剰余金	△18,682
	（うち当期純利益）	(3,985)
	純資産合計	△15,682
	負債・純資産合計	171,392

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十四日
東京都新宿区東榎町一一番地
（甲）株式会社晃明社
代表取締役　市川　義宣
東京都新宿区東榎町一一番地
（乙）有限会社ジェイ・ティー・アイ
代表取締役　市川　義宣

第13期決算公告

令和７年７月24日
熊本県熊本市南区近見八丁目14番１号
株式会社バイオコール熊本南部
代表取締役　柏原　秀紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,060
	資産合計	70,060
負債及び純資産の部	流動負債	38,311
	株主資本	31,749
	資本金	20,000
	利益剰余金	11,749
	その他利益剰余金	11,749
	（うち当期純利益）	(527)
	負債・純資産合計	70,060

第19期決算公告

令和７年７月24日
東京都渋谷区代官山町14番11号
株式会社エフアールミュージック
代表取締役　藤巻　亮太

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,266,373
	固定資産	39,120,909
	資産合計	69,387,282
負債及び純資産の部	流動負債	23,096,610
	株主資本	46,290,672
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	43,290,672
	その他利益剰余金	43,290,672
	（うち当期純利益）	(591,243)
	負債・純資産合計	69,387,282

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年八月二十六日までにお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都渋谷区代官山町一四番一一号
（甲）株式会社エフアールミュージック
代表取締役　藤巻　亮太
東京都港区北青山二丁目一一番三号
A－PLACE青山六階
（乙）合同会社Peace Grape Music
代表社員　藤巻　亮太

令和６年度決算公告

令和７年７月24日
東京都中央区勝どき一丁目６番７号
公益社団法人中央区医師会
代表理事　杉野　敬一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	552,912
	固定資産	632,142
	合計	1,185,055
負債及び正味財産の部	流動負債	297,970
	固定負債	134,564
	負債合計	432,534
	指定正味財産	512
	一般正味財産	752,007
	正味財産合計	752,520
	合計	1,185,055

第10期決算公告

令和７年７月24日
静岡県浜松市中央区天神町３番２号
株式会社ｒｉｓｅ
代表取締役　神谷　文健

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,652
	固定資産	3,546
	繰延資産	3,807
	合計	17,005
負債及び純資産の部	流動負債	5,332
	固定負債	13,380
	株主資本	△1,707
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,707
	その他利益剰余金	△2,707
	（うち当期純利益）	(1,330)
	合計	17,005

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＡＯ（住所静岡県浜松市中央区天神町三番二号）に対して当社の飲食店経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
静岡県浜松市中央区天神町三番二号
株式会社ｒｉｓｅ
代表取締役　神谷　文健

第15期決算公告

令和７年７月24日
東京都文京区本駒込六丁目25番４号
中居ビル
一般社団法人化学情報協会
理事長　上野　京子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,003
	固定資産	4,151
	合計	5,154
負債及び正味財産の部	流動負債	764
	固定負債	474
	負債合計	1,238
	一般正味財産	3,916
	正味財産合計	3,916
	合計	5,154

決算公告

令和７年７月24日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目27番地１
株式会社真栄
代表取締役　金原　榮賢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	229,917
	固定資産	7,756,278
	資産合計	7,986,196
負債及び純資産の部	流動負債	485,808
	固定負債	6,922,656
	株主資本	577,731
	資本金	10,000
	利益剰余金	567,731
	その他利益剰余金	567,731
	（うち当期純損失）	(20,827)
	負債・純資産合計	7,986,196

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社真栄アセット（住所愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一
株式会社真栄
代表取締役　金原　榮賢

第25期決算公告

令和７年７月24日
富山県中新川郡上市町横法音寺55番地
アスタリール株式会社
代表取締役　藤井　　貢

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	480,613
	固定資産	16,021
	合計	476,634
負債及び正味財産の部	流動負債	828,913
	固定負債	25,158
	株主資本	△377,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	△387,437
	（うち当期純利益）	(26,547)
	合計	476,634

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社真栄アセットホールディングス（住所愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一）に対して当社の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番地一
株式会社真栄ホールディングス
代表取締役　金原　榮賢

決算公告

令和７年７月24日
愛知県豊橋市駅前大通一丁目27番地１
株式会社真栄ホールディングス
代表取締役　金原　榮賢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100
	固定資産	569,545
	繰延資産	155
	資産合計	569,800
負純資債産及のび部	流動負債	626
	固定負債	100
	株主資本	569,074
	資本金	1,000
	資本剰余金	568,545
	その他資本剰余金	568,545
	利益剰余金	△471
	繰越利益剰余金	△471
	（うち当期純損失）	(182)
	負債・純資産合計	569,800

第67期決算公告

令和７年７月24日
富山県中新川郡上市町郷柿沢１番地
フジケミカルホールディングス株式会社
代表取締役　西田　洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,795
	固定資産	878,619
	合計	891,414
負味債財及産びの正部	流動負債	770,961
	固定負債	5,098
	株主資本	115,354
	資本金	56,350
	資本剰余金	45,855
	資本準備金	45,855
	利益剰余金	13,149
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	12,399
	（うち当期純損失）	(14,879)
	合計	891,414

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

大阪市生野区新今里四丁目一三番一三号
株式会社坂手芸編物研究所
代表取締役　坂　雄一郎

第41期決算公告

令和７年７月24日
大阪市生野区新今里四丁目13番13号
株式会社坂手芸編物研究所
代表取締役　坂　雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,053
	固定資産	4,384
	合計	24,438
負純資債産及のび部	流動負債	5,301
	固定負債	48,999
	株主資本	△29,863
	資本金	20,000
	利益剰余金	△49,863
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△50,063
	（うち当期純損失）	(3,960)
	合計	24,438

第10期決算公告

令和７年７月24日
富山県中新川郡上市町横法音寺55番地
アスタリールホールディングス株式会社
代表取締役　西田　洋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,846
	固定資産	2,923,990
	合計	2,931,836
負味債財及産びの正部	流動負債	625,198
	固定負債	3,311,880
	株主資本	△1,005,241
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,015,241
	その他利益剰余金	△1,015,241
	（うち当期純損失）	(22,994)
	合計	2,931,836

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。また、減少にかかる資本金全額を資本準備金に組み入れます。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷二四九番地一
株式会社カミヤアートパッケージ
代表取締役　前田　智崇

第35期決算公告

令和７年７月24日
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷249番地１
株式会社カミヤアートパッケージ
代表取締役　前田　智崇

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	159,184
	固定資産	308,828
	合計	468,012
負純資債産及のび部	流動負債	71,782
	固定負債	265,554
	株主資本	130,676
	資本金	25,000
	利益剰余金	105,676
	利益準備金	175
	その他利益剰余金	105,501
	（うち当期純利益）	(10,884)
	合計	468,012

第26期決算公告

2025年７月24日
栃木県宇都宮市平出工業団地１番地17
三菱重工パワー精密鋳造株式会社
取締役社長　髙際　幸一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,024,685
	固定資産	3,610,909
	合計	8,635,594
負純資債産及のび部	流動負債	3,521,681
	固定負債	1,275,766
	株主資本	3,838,147
	資本金	450,000
	利益剰余金	3,388,147
	利益準備金	450,000
	その他利益剰余金	2,938,147
	（うち当期純利益）	(938,038)
	合計	8,635,594

第52期決算公告

令和７年７月24日
埼玉県新座市東北二丁目27番３号
株式会社東上セレモサービス
代表取締役　吉原　礼子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,373,023
	固定資産	11,548,657
	繰延資産	1,132
	合計	16,922,812
負純資債産及のび部	流動負債	1,207,390
	固定負債	11,685,041
	株主資本	4,030,381
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,980,381
	その他利益剰余金	3,980,381
	（うち当期純利益）	(245,073)
	合計	16,922,812

第７期決算公告

2025年６月26日
北海道檜山郡上ノ国町字大留55番８
株式会社ジェイウインド上ノ国
代表取締役社長　戸田　勝也

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,803,322	流動負債	1,601,138
固定資産	24,625,505	固定負債	27,540,459
		負債合計	29,141,598
		株主資本	287,229
		資本金	217,500
		資本剰余金	217,500
		資本準備金	217,500
		利益剰余金	△147,770
		その他利益剰余金	△147,770
		純資産合計	287,229
資産合計	29,428,827	負債・純資産合計	29,428,827

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,015,125
売上原価	1,721,375
売上総利益	293,750
販売費及び一般管理費	73,616
営業利益	220,133
営業外収益	419,118
営業外費用	575,254
経常利益	63,997
税引前当期純利益	63,997
法人税等	4,299
法人税等調整額	△1,637
当期純利益	61,335

第 17 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　　埼玉県川口市川口二丁目２番７号

株式会社川金金融

代表取締役　鈴木　信吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,894,810	流動負債	17,304,025
固定資産	8,800	固定負債	3,669,530
		株主資本	930,054
		資本金	20,000
		利益剰余金	910,054
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	905,054
資産合計	21,903,610	負債・純資産合計	21,903,610

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	294,727
売上原価	117,482
売上総利益	177,245
販売費及び一般管理費	63,742
営業利益	113,502
営業外収益	11
営業外費用	118,997
経常損失	5,483
税引前当期純損失	5,483
法人税、住民税及び事業税	180
法人税等調整額	22,793
当期純損失	28,456

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
埼玉県川口市前川１丁目14番15号
株式会社日環サービス
代表取締役　廣瀬　進治

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	794,176
	固定資産	546,468
	合計	1,340,644
負債及び純資産の部	流動負債	238,643
	固定負債	265,000
	株主資本	837,001
	資本金	20,000
	利益剰余金	817,001
	利益準備金	4,100
	その他利益剰余金	812,901
	（うち当期純利益）	（26,322）
	合計	1,340,644

第 12 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
エム・エム・エス・ティラワ事業開発株式会社
代表取締役　大辻　俊博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	77,926	流動負債	4,951
固定資産	1,080,830	負債合計	4,951
		株主資本	1,153,806
		資本金	1,013,070
		資本剰余金	207,270
		資本準備金	207,270
		利益剰余金	△66,533
		利益準備金	92,437
		その他利益剰余金	△158,971
		純資産合計	1,153,806
資産合計	1,158,757	負債・純資産合計	1,158,757

㊟ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	45,780
営業損失	45,780
営業外収益	26
営業外費用	4
経常損失	45,758
税引前当期純損失	45,758
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	46,708

第 2 期 決 算 公 告

令和７年６月30日
千葉県千葉市中央区千葉港１番２号
ひまわりグリーンエナジー株式会社
代表取締役　石井　　廉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	297,878
	固定資産	1,434,885
	繰延資産	577
	合計	1,733,341
負債及び純資産の部	流動負債	4,879
	固定負債	1,660,000
	株主資本	68,461
	資本金	50,000
	利益剰余金	18,461
	その他利益剰余金	18,461
	（うち当期純利益）	（18,601）
	合計	1,733,341

第 50 期 決 算 公 告

令和７年７月24日
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
丸紅プラックス株式会社
代表取締役社長　衣畑　雅寿

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	40,757	流動負債	36,527
固定資産	947	賞与引当金	254
		その他	36,273
		株主資本	5,185
		資本金	1,000
		利益剰余金	4,185
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	3,935
		評価・換算差額等	△9
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	△9
資産合計	41,704	負債・純資産合計	41,704

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
収益	21,554
商品の販売等に係る原価	15,853
売上総利益	5,700
販売費及び一般管理費	3,030
営業利益	2,670
営業外損益	△99
経常利益	2,570
特別損益	△32
税引前当期純利益	2,537
法人税、住民税及び事業税	834
法人税等調整額	△33
当期純利益	1,737

第１期決算公告　　令和７年７月24日

東京都港区虎ノ門一丁目２番８号
株式会社サニックス資源開発グループ
代表取締役　武井　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,552
	固定資産	253
	合計	12,805
負債及び純資産の部	流動負債	4,450
	固定負債	0
	株主資本	8,354
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△1,645
	その他利益剰余金	△1,645
	（うち当期純損失）	（1,645）
	合計	12,805

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
東京都港区西新橋一丁目４番14号
株式会社ダイヤモンド建機
代表取締役社長　宮沢　達朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	933	流動負債	181
固定資産	173	（賞与引当金）	（17）
		（役員賞与引当金）	（4）
		固定負債	9
		（退職給付引当金）	（9）
		負債合計	190
		株主資本	916
		資本金	500
		利益剰余金	416
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	371
		純資産合計	916
資産合計	1,106	負債・純資産合計	1,106

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,854
売上原価	2,529
売上総利益	325
販売費及び一般管理費	261
営業利益	64
営業外収益	0
経常利益	64
特別損失	11
税引前当期純利益	53
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	△1
当期純利益	35

第４期決算公告　　令和７年７月24日

東京都文京区本郷六丁目25番14号
宗文館ビル３階
株式会社先端技術共創機構
代表取締役　川上　登福

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	946,079
	固定資産	78,489
	資産合計	1,024,569
負債及び純資産の部	流動負債	74,232
	株主資本	950,336
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,109,000
	資本準備金	604,500
	その他資本剰余金	504,500
	利益剰余金	△258,663
	その他利益剰余金	△258,663
	（うち当期純損失）	（87,070）
	負債・純資産合計	1,024,569

第14期決算公告

令和７年７月24日
静岡県島田市宮川町2349番地の６
あかり株式会社
代表取締役　中山　永好

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,162
	固定資産	53,479
	繰延資産	0
	合計	109,641
負債及び純資産の部	流動負債	7,872
	固定負債	81,190
	株主資本	20,578
	資本金	5,000
	利益剰余金	15,578
	（利益準備金）	(0)
	（その他利益剰余金）	(15,578)
	合計	109,641

(注)　当期純利益　10,139（千円）

第22期決算公告

2025年６月26日　東京都中央区銀座六丁目15番１号
株式会社ジェイウインド
代表取締役社長　戸田　勝也

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,891,534	流動負債	3,781,773
固定資産	70,347,459	固定負債	42,156,131
		負債合計	45,937,905
		株主資本	44,301,089
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,030,605
		その他資本剰余金	5,030,605
		利益剰余金	39,170,483
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	39,145,483
		純資産合計	44,301,089
資産合計	90,238,994	負債・純資産合計	90,238,994

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	17,123,980
売上原価	12,417,767
売上総利益	4,706,212
販売費及び一般管理費	677,498
営業利益	4,028,714
営業外収益	360,816
営業外費用	1,226,606
経常利益	3,162,925
税引前当期純利益	3,162,925
法人税等	500,599
法人税等調整額	314,942
当期純利益	2,347,383

第７期決算公告

令和７年３月27日
大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目７－20
AOI Biosciences株式会社
代表取締役社長　末田　伸一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	327,903
	固定資産	2,387
	合計	330,291
負債及び純資産の部	流動負債	30,486
	固定負債	26,055
	株主資本	273,749
	資本金	154,827
	資本剰余金	481,091
	資本準備金	316,959
	その他資本剰余金	164,132
	利益剰余金	△ 362,169
	その他利益剰余金	△ 362,169
	（うち当期純損失）	(77,515)
	合計	330,291

第22期決算公告

令和７年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目９番２号
三井物産企業投資株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,199	流動負債	115
固定資産	3,431	賞与引当金	10
		固定負債	44
		退職給付引当金	23
		長期賞与引当金	21
		株主資本	5,457
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	2,957
		その他利益剰余金	2,957
		評価・換算差額等	13
		有価証券評価差額金	13
資産合計	5,630	負債・純資産合計	5,630

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	765
売上総利益	765
販売費及び一般管理費	641
営業利益	124
営業外収益	308
経常利益	432
特別利益	3
税引前当期純利益	435
法人税、住民税及び事業税	62
法人税等調整額	△2
当期純利益	375

第54期決算公告

2025年７月24日
大阪府堺市西区築港新町三丁27番地
日本ガルバ株式会社
代表取締役社長　辻　幸人

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,245
	固定資産	143,040
	合計	342,285
負債及び純資産の部	流動負債	39,757
	固定負債	43,272
	株主資本	259,255
	資本金	20,000
	利益剰余金	239,255
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	234,255
	（うち当期純利益）	(8,110)
	合計	342,285

第67期決算公告

令和７年７月24日
東京都世田谷区弦巻一丁目46番17号
株式会社リトルウイング
代表取締役　小嶋　召子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,378
	固定資産	237,981
	合計	310,359
負債及び純資産の部	流動負債	40,054
	固定負債	162,005
	株主資本	108,299
	資本金	12,500
	利益剰余金	95,799
	利益準備金	2,375
	その他利益剰余金	93,424
	（うち当期純損失）	(627)
	合計	310,359

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都世田谷区弦巻一丁目四六番一七号
株式会社リトルウイング
代表取締役　小嶋　召子

第37期決算公告

2025年７月24日
大阪府枚方市磯島南町13番１号
日可テクノ株式会社
代表取締役　森田　洋

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	377,658
	固定資産	24,175
	合計	401,833
負債及び純資産の部	流動負債	41,058
	固定負債	12,843
	株主資本	347,931
	資本金	20,000
	利益剰余金	327,931
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	322,931
	（うち当期純利益）	(33,262)
	合計	401,833

第61期決算公告

令和７年７月24日
鹿児島市唐湊四丁目16番１号
カクイ株式会社
代表取締役　岩元　正孝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,083,794
	固定資産	1,967,860
	合計	3,051,655
負債及び純資産の部	流動負債	1,139,214
	固定負債	1,413,960
	株主資本	498,479
	資本金	100,000
	利益剰余金	398,479
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	368,479
	（うち当期純利益）	(51,951)
	合計	3,051,655

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十四日
鹿児島市唐湊四丁目一六番一号
（甲）カクイ株式会社
代表取締役　岩元　正孝
鹿児島市唐湊四丁目一六番一号
（乙）りそー衛材有限会社
取締役　黒木　修

第　１　期　決　算　公　告

令和７年７月24日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
Ｒｉｖｕｌｅｔｓ　Ｇｉｎｚａ特定目的会社
取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	36,956,520	流動負債	125,221
流動資産	1,200,899	固定負債	22,509,970
固定資産	35,755,620	負債合計	22,635,192
その他の資産	805,780	社員資本	15,127,108
流動資産	570,229	特定資本金	100
固定資産	208,043	優先資本金	15,019,000
繰延資産	27,507	剰余金	108,008
		当期未処分利益	108,008
		純資産合計	15,127,108
資産合計	37,762,301	負債・純資産合計	37,762,301

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月８日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	263,164
営業費用	154,855
営業利益	108,309
営業外収益	301
経常利益	108,610
税引前当期純利益	108,610
法人税、住民税及び事業税	601
当期純利益	108,008

第 59 期決算公告

2025年７月24日
岡山県笠岡市富岡100番地
ローム・ワコー株式会社
代表取締役社長　吉岡　浩文

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	10,045
	固定資産	10,832
	合計	20,877
負債及び純資産の部	流動負債	2,497
	株主資本	18,380
	資本金	450
	資本剰余金	9,103
	資本準備金	8,745
	その他資本剰余金	357
	利益剰余金	8,827
	利益準備金	228
	その他利益剰余金	8,598
	（うち当期純損失）	（149）
	合計	20,877

第　39　期　決　算　公　告

令和７年７月24日　　東京都千代田区有楽町１－13－１
株式会社リクルートスタッフィング
代表取締役　田中　智己

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	68,411	流動負債	50,853
固定資産	11,555	賞与引当金	2,833
有形固定資産	1,902	固定負債	2,076
無形固定資産	5,284	退職給付引当金	1,262
投資その他の資産	4,367	役員退職慰労引当金	83
		株主資本	27,036
		資本金	300
		資本剰余金	2,358
		資本準備金	719
		その他資本剰余金	1,639
		利益剰余金	24,377
		利益準備金	234
		その他利益剰余金	24,142
資産合計	79,966	負債・純資産合計	79,966

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	325,888
売上原価	263,960
売上総利益	61,928
販売費及び一般管理費	37,140
営業利益	24,787
営業外収益	2,076
営業外費用	1,580
経常利益	25,283
特別利益	0
特別損失	24
税引前当期純利益	25,258
法人税、住民税及び事業税	7,247
法人税等調整額	△80
当期純利益	18,091

第 94 期決算公告

令和７年７月24日
福岡県福岡市東区松田三丁目９番32号
ダイヤモンド秀巧社印刷株式会社
代表取締役社長　坂口　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,816,759
	固定資産	1,604,602
	合計	3,421,361
負債及び純資産の部	流動負債	1,089,563
	固定負債	407,224
	株主資本	1,924,574
	資本金	32,000
	資本剰余金	7,000
	その他資本剰余金	7,000
	利益剰余金	1,885,574
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,877,574
	（うち当期純利益）	（74,635）
	合計	3,421,361

第　18　期　決　算　公　告

2025年６月25日　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
プレミア株式会社
代表取締役社長　齊藤　邦雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,084	流動負債	83,877
固定資産	11,461	賞与引当金	323
		債務保証損失引当金	1,000
		固定負債	18,529
		株主資本	7,140
		資本金	1,515
		資本剰余金	1,403
		資本準備金	1,403
		利益剰余金	4,222
		その他利益剰余金	4,222
資産合計	109,545	負債・純資産合計	109,545

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	20,123
営業費用	17,365
営業利益	2,758
営業外収益	772
営業外費用	6
経常利益	3,523
特別損失	6
税引前当期純利益	3,518
法人税、住民税及び事業税	1,454
法人税等調整額	△393
当期純利益	2,457

第　56　期　決　算　公　告

令和７年７月24日
福岡県福岡市中央区天神４丁目１番37号
西日本長瀬株式会社
代表取締役　田中　健吾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,999,935
	固定資産	112,795
	資産合計	6,112,730
負債及び純資産の部	流動負債	3,373,119
	固定負債	68,906
	株主資本	2,670,705
	資本金	110,000
	利益剰余金	2,560,705
	利益準備金	27,500
	その他利益剰余金	2,533,205
	（うち当期純利益）	（319,870）
	負債・純資産合計	6,112,730

第　８　期　決　算　公　告

2025年６月25日　東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
ＰＬＳ株式会社
代表取締役社長　高山　匡行

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,868	流動負債	1,485
固定資産	223	固定負債	27,955
		株主資本	651
		資本金	225
		資本剰余金	225
		資本準備金	225
		利益剰余金	201
		その他利益剰余金	201
資産合計	30,091	負債・純資産合計	30,091

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,571
売上原価	1,451
売上総利益	1,120
販売費及び一般管理費	155
営業利益	966
営業外収益	2
営業外費用	609
経常利益	358
税引前当期純利益	358
法人税、住民税及び事業税	57
法人税等調整額	△9
当期純利益	311

第 78 期決算公告

令和７年７月24日
福岡県北九州市門司区中町４番１号
株式会社西日本電機器製作所
代表取締役　池田　貴誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	822,287
	固定資産	886,057
	合計	1,708,344
負債及び純資産の部	流動負債	365,900
	固定負債	146,957
	株主資本	1,121,783
	資本金	100,000
	資本剰余金	70,382
	利益剰余金	951,401
	利益準備金	17,569
	その他利益剰余金	933,831
	（うち当期純利益）	（40,380）
	評価・換算差額等	73,702
	合計	1,708,344

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社共栄舎ビル（本店：宮城県大崎市古川駅前大通一丁目五番一五号）との株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
宮城県大崎市古川駅前大通一丁目五番八号
株式会社サン・パーキング
代表取締役　木村　仁

決　算　公　告

令和７年７月24日
宮城県大崎市古川駅前大通一丁目５番８号
株式会社サン・パーキング
代表取締役　木村　仁

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,202
	固定資産	151,830
	合計	159,032
負債及び純資産の部	流動負債	8,378
	固定負債	127,667
	株主資本	22,986
	資本金	1,000
	利益剰余金	21,986
	繰越利益剰余金	21,986
	（うち当期純損失）	(2,280)
	合計	159,032

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千四百五十七万千八百四十九円、資本準備金の額を一億八千四百四十七万千八百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都文京区向丘二丁目三番一〇号
株式会社Ｖｉｓｂａｎ
代表取締役　スクベ・チャ

第２期決算公告

令和７年７月24日
東京都文京区向丘二丁目３番10号
株式会社Ｖｉｓｂａｎ
代表取締役　スクベ・チャ

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	238,805
	固定資産	2,644
	合計	241,449
負債及び純資産の部	流動負債	2,359
	株主資本	239,089
	資本金	194,571
	資本剰余金	194,471
	資本準備金	194,471
	利益剰余金	△149,953
	その他利益剰余金	△149,953
	（うち当期純損失）	(125,975)
	合計	241,449

第31期決算公告　令和７年６月27日

北九州市小倉北区浅野２丁目11番15号
株式会社ビー・エス・エス
代表取締役　佐藤　昭夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	157,946
	固定資産	31,981
	資産合計	189,927
負債及び純資産の部	流動負債	58,567
	固定負債	28,183
	株主資本	103,176
	資本金	40,000
	利益剰余金	63,176
	利益準備金	570
	その他利益剰余金	62,606
	（うち当期純利益）	(11,131)
	負債・純資産合計	189,927

第20期決算公告

令和７年７月24日
福岡市東区東浜２丁目９番118号
福岡ＬＰＧセンター株式会社
代表取締役社長　池田嘉都弥

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	300,588
	固定資産	13,239
	合計	313,827
負債及び純資産の部	流動負債	102,721
	株主資本	211,106
	資本金	60,000
	利益剰余金	151,106
	その他利益剰余金	151,106
	（うち当期純利益）	(49,170)
	合計	313,827

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億千二百五十一万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都渋谷区広尾五丁目一九番九号
広尾ＯＮビル七階
ワンメディア株式会社
代表取締役　明石　岳人

第10期決算公告　令和７年７月24日

東京都渋谷区広尾五丁目19番９号
広尾ＯＮビル７階
ワンメディア株式会社
代表取締役　明石　岳人

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	480,647
	固定資産	20,777
	合計	501,425
負債及び純資産の部	流動負債	172,237
	固定負債	22,320
	株主資本	306,868
	資本金	100,000
	資本剰余金	412,512
	資本準備金	412,512
	利益剰余金	△205,644
	その他利益剰余金	△205,644
	（うち当期純利益）	(218,228)
	合計	501,425

第３期決算公告

令和７年６月14日

埼玉県さいたま市桜区下大久保255
一般社団法人日本学校心理学会
代表理事　石隈　利紀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,253,287
	合計	28,253,287
負債及び正味財産の部	流動負債	2,756,083
	負債合計	2,756,083
	一般正味財産	25,497,204
	正味財産合計	25,497,204
	合計	28,253,287

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年七月二十四日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
大阪府東大阪市横枕六番一号
三笠ホールディングス株式会社
代表取締役　髙橋　玲子

第18期決算公告

令和７年７月24日
大阪府東大阪市横枕６番１号
三笠ホールディングス株式会社
代表取締役　髙橋　玲子

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46
	固定資産	1,863
	合計	1,910
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	1,663
	株主資本	227
	資本金	1
	利益剰余金	226
	その他利益剰余金	226
	（うち当期純損失）	(18)
	合計	1,910

第27期決算公告

令和７年７月24日
札幌市北区北31条西４丁目１番14号
北菱砕石株式会社
代表取締役　渡邊　尚伸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,423
	固定資産	4,304
	資産合計	73,727
負債及び純資産の部	流動負債	30,976
	株主資本	42,751
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,751
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	32,744
	（うち当期純利益）	(398)
	負債・純資産合計	73,727

第７期決算公告　令和７年７月24日
東京都中央区銀座一丁目22番11号
株式会社プロメディアラボ
代表取締役　廣瀬　義憲

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,054
	固定資産	56
	繰延資産	265
	合計	1,377
負純資債及産のび部	流動負債	2,581
	固定負債	7,042
	株主資本	△8,245
	資本金	36,758
	資本剰余金	24,100
	資本準備金	24,100
	利益剰余金	△69,104
	その他利益剰余金	△69,104
	（うち当期純利益）	(1,486)
	合計	1,377

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百七十五万八千九百九十円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
株式会社プロメディアラボ
代表取締役　廣瀬　義憲

第14期決算公告　令和７年６月26日
東京都港区芝公園２－２－18
株式会社ピーエスシーテクニカルサービス
代表取締役　鈴木　正之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,364
	繰延資産	335
	資産合計	8,700
負純資債及産のび部	流動負債	222
	負債合計	222
	株主資本	8,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,522
	その他利益剰余金	△1,522
	（うち当期純損失）	(70)
	純資産合計	8,477
	負債・純資産合計	8,700

第30期決算公告　令和７年７月24日
東京都港区赤坂六丁目10番４号
株式会社スーパーキャスト
代表取締役　神林　一夫

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	206,684
	固定資産	259,533
	繰延資産	229
	合計	466,447
負純資債及産のび部	流動負債	111,766
	固定負債	314,014
	株主資本	40,666
	資本金	14,000
	利益剰余金	30,666
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	30,266
	（うち当期純利益）	(32,015)
	自己株式	△4,000
	合計	466,447

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社フードパレット（住所東京都港区赤坂六丁目一〇番四号）に対して当社が営む飲食事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
東京都港区赤坂六丁目一〇番四号
株式会社スーパーキャスト
代表取締役　神林　一夫

第12期決算公告
令和７年６月26日
東京都港区浜松町２－４－１
株式会社ピーエスシースマイル
代表取締役　窪田　妙子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,885
	資産合計	49,885
負純資債及産のび部	流動負債	5,662
	負債合計	5,662
	株主資本	44,223
	資本金	30,000
	利益剰余金	14,223
	その他利益剰余金	14,223
	（うち当期純損失）	(1,485)
	純資産合計	44,223
	負債・純資産合計	49,885

第11期決算公告

2025年５月30日
東京都千代田区飯田橋三丁目13番１号
株式会社流山共同開発
代表取締役　更科　雅俊

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,507,102	流動負債	8,009,274
固定資産	6,226	負債合計	8,009,274
		株主資本	10,504,053
		資本金	3,000
		利益剰余金	10,501,053
		利益準備金	750
		その他利益剰余金	10,500,303
		純資産合計	10,504,053
資産合計	18,513,328	負債・純資産合計	18,513,328

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	38,341,157
売上原価	21,182,158
売上総利益	17,158,999
販売費及び一般管理費	22,113
営業利益	17,136,885
営業外収益	31,221
営業外費用	23,952
経常利益	17,144,155
税引前当期純利益	17,144,155
法人税、住民税及び事業税	5,606,123
法人税等調整額	830,016
当期純利益	10,708,014

第36期決算公告　令和７年６月11日
東京都豊島区長崎五丁目１番23号
株式会社ピーウォッシュ
代表取締役社長　漆原　雅明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	637,460
	固定資産	691,169
	資産合計	1,328,629
負純資債及産のび部	流動負債	278,213
	固定負債	164,291
	（退職給付引当金）	(64,291)
	株主資本	886,125
	資本金	100,000
	資本剰余金	205,482
	その他資本剰余金	205,482
	利益剰余金	580,643
	その他利益剰余金	580,643
	（うち当期純利益）	(1,194)
	負債・純資産合計	1,328,629

第10期決算公告

2025年５月30日
東京都千代田区飯田橋三丁目13番１号
株式会社流山市平方地区共同開発
代表取締役　更科　雅俊

貸借対照表の要旨
（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,189,399	流動負債	4,379,297
固定資産	2,767	負債合計	4,379,297
		株主資本	15,812,869
		資本金	300
		利益剰余金	15,812,569
		その他利益剰余金	15,812,569
		純資産合計	15,812,869
資産合計	20,192,167	負債・純資産合計	20,192,167

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	41,294,666
売上原価	24,149,807
売上総利益	17,144,859
販売費及び一般管理費	66,735
営業利益	17,078,124
営業外収益	12,020
営業外費用	23,501
経常利益	17,066,643
税引前当期純利益	17,066,643
法人税、住民税及び事業税	5,614,653
法人税等調整額	648,079
当期純利益	10,803,910

第29期決算公告　2025年５月28日
神奈川県横浜市神奈川区鈴繁町４番地
東配株式会社
代表取締役社長　千葉　浩二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,076
	固定資産	700
	合計	37,776
負純資債及産のび部	流動負債	10,452
	株主資本	27,324
	資本金	15,000
	利益剰余金	12,324
	その他利益剰余金	12,324
	（うち当期純利益）	(70)
	合計	37,776

第112期決算公告

2025年７月24日

東京都新宿区箪笥町22番地

株式会社日本廣告社

代表取締役社長　波岡　修

貸借対照表の要旨

（2025年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,456
	固定資産	824
	合計	2,281
負債及び純資産の部	流動負債	550
	（うち賞与引当金）	(25)
	固定負債	78
	（うち退職給付引当金）	(64)
	負債の部合計	629
	株主資本	1,560
	資本金	89
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	1,434
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,430
	（うち当期純利益）	(40)
	自己株式	△14
	評価・換算差額等	91
	その他有価証券評価差額金	91
	純資産の部合計	1,651
	合計	2,281

第16期決算公告

2025年６月12日　京都市南区久世殿城町338番地

ニデックテクノモータ株式会社

代表取締役社長執行役員　三浦　正広

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,594	流動負債	9,287
固定資産	11,480	固定負債	296
		（退職給付引当金）	(206)
		負債合計	9,582
		株主資本	18,491
		資本金	2,500
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	13,491
		その他利益剰余金	13,491
		純資産合計	18,491
資産合計	28,074	負債・純資産合計	28,074

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	32,026
売上原価	25,337
売上総利益	6,690
販売費及び一般管理費	4,819
営業利益	1,871
営業外損益	6,387
経常利益	8,258
特別損益	17
税引前当期純利益	8,275
法人税、住民税及び事業税	688
法人税等調整額	109
当期純利益	7,478

第52期決算公告

令和７年７月24日

長野県長野市中御所１丁目25番１号

株式会社長野県協同電算

代表取締役社長　眞島　実

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,354	流動負債	565
固定資産	5,092	固定負債	603
有形固定資産	4,096	負債合計	1,168
無形固定資産	836	株主資本	7,278
投資その他の資産	159	資本金	2,332
		利益剰余金	4,945
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	4,926
		純資産合計	7,278
資産合計	8,447	負債・純資産合計	8,447

損益計算書の要旨

（令和６年４月１日から　令和７年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,286
売上原価	2,953
売上総利益	1,333
販売費及び一般管理費	1,495
営業損失	162
営業外収益	20
営業外費用	22
経常損失	165
税引前当期純損失	165
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△48
当期純損失	119

第16期決算公告

令和７年７月24日

東京都台東区浅草５丁目１番13号

株式会社グリーンバリュー

代表取締役社長　山本　司

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	957
	固定資産	138
	合計	1,095
負債及び純資産の部	流動負債	556
	（うち賞与引当金）	(30)
	固定負債	52
	（うち退職給付引当金）	(44)
	負債の部合計	609
	株主資本	486
	資本金	45
	資本剰余金	45
	資本準備金	45
	利益剰余金	396
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	384
	（うち当期純利益）	(206)
	純資産の部合計	486
	合計	1,095

令和６会計年度決算公告

令和７年７月24日

福島県福島市北沢又字成出16番地の２

社会医療法人福島厚生会

理事長　星野　俊吾

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,378	流動負債	411
固定資産	4,317	固定負債	1,915
		負債合計	2,326
		積立金	3,369
		純資産合計	3,369
資産合計	5,695	負債・純資産合計	5,695

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	3,587
事業費用	3,631
事業損失	43
事業外費用	11
経常損失	55
特別利益	10
税引前当期損失	44
法人税等	0
当期純損失	44

第６期決算公告

令和７年７月24日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目５番14号パラスティⅠ303

株式会社ｗｉｓｅ　ｐｌａｎ

代表取締役　辻田　泰典

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,182
	固定資産	5,040
	合計	14,223
純資産の負債及び部	流動負債	3,765
	固定負債	16,752
	株主資本	△ 6,294
	資本金	2,500
	利益剰余金	△ 8,794
	その他利益剰余金	△ 8,794
	（うち当期純利益）	(209)
	合計	14,223

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｒｏｏｔｓ　＆　Ｌｅａｖｅｓ（住所東京都渋谷区渋谷四丁目三番一七号常盤松葵マンション六〇三）に対して当社の茶の製造及び販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都世田谷区三軒茶屋一丁目五番一四号パラスティⅠ三〇三

株式会社ｗｉｓｅ　ｐｌａｎ

代表取締役　辻田　泰典

第18期決算公告

令和７年６月27日

富山県下新川郡入善町下飯野232番地の５

株式会社ウーケ

代表取締役社長　花畑　佳史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,891,600
	固定資産	6,087,780
	資産合計	**7,979,380**
負債及び純資産の部	流動負債	2,116,543
	（うち賞与引当金）	(80,148)
	（うち環境対策引当金）	(17,151)
	固定負債	4,091,533
	（うち役員退職慰労引当金）	(38)
	（うち環境対策引当金）	(13,758)
	負債合計	**6,208,077**
	株主資本	1,763,534
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	1,163,534
	その他利益剰余金	1,163,534
	（うち当期純利益）	(597,652)
	評価・換算差額等	7,769
	繰延ヘッジ損益	7,769
	純資産合計	**1,771,303**
	負債・純資産合計	**7,979,380**

第61期決算公告

令和７年５月26日

神奈川県藤沢市鵠沼神明三丁目１番１号

湘南ヤクルト販売株式会社

代表取締役社長　市川　英次

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,169,947
	固定資産	918,151
	資産合計	**2,088,098**
負債及び純資産の部	流動負債	385,103
	賞与引当金	20,634
	固定負債	145,933
	退職給付引当金	38,751
	負債合計	**531,036**
	株主資本	1,556,502
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,525,237
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,515,237
	（うち当期純利益）	(123,908)
	自己株式	△8,735
	評価・換算差額等	560
	その他有価証券評価差額金	560
	純資産合計	**1,557,062**
	負債・純資産合計	**2,088,098**

第73期決算公告

令和７年６月27日

神奈川県厚木市森の里紅葉台３番地１

堀硝子株式会社

代表取締役社長　高本　勝己

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,803,449
	固定資産	3,519,033
	資産合計	**6,322,482**
負債及び純資産の部	流動負債	2,338,916
	（うち賞与引当金）	(79,339)
	固定負債	3,168,315
	（うち退職給付引当金）	(100,630)
	（うち役員退職慰労引当金）	(63,664)
	負債合計	**5,507,232**
	株主資本	350,418
	資本金	305,000
	利益剰余金	159,992
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	124,993
	（うち当期純利益）	(195,143)
	自己株式	△114,573
	評価・換算差額等	464,831
	その他有価証券評価差額金	53,871
	土地再評価差額金	410,959
	純資産合計	**815,249**
	負債・純資産合計	**6,322,482**

第26期決算公告

令和７年６月27日

東京都渋谷区代々木４丁目33番10号

タブリエ・マーケティング株式会社

代表取締役　松永　芳幸

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,393,906
	固定資産	251,349
	資産合計	**1,645,255**
負債及び純資産の部	流動負債	664,706
	賞与引当金	58,007
	商品券・ポイント利用引当金	1,197
	その他	605,501
	固定負債	224,152
	退職給付引当金	32,130
	その他	192,022
	負債合計	**888,859**
	株主資本	756,396
	資本金	95,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	586,396
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	562,646
	（うち当期純利益）	(256,987)
	純資産合計	**756,396**
	負債・純資産合計	**1,645,255**

第55期決算公告　令和７年６月27日

北海道恵庭市戸磯193番地８

エム・エス・ケー農業機械株式会社

代表取締役　髙畑　年伸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,589,626
	固定資産	6,822,870
	有形固定資産	5,784,033
	無形固定資産	95,186
	投資その他の資産	943,650
	資産合計	**25,412,496**
負債及び純資産の部	流動負債	17,639,806
	賞与引当金	666,289
	役員賞与引当金	6,533
	その他	16,966,982
	固定負債	1,490,896
	退職給付引当金	1,403,907
	役員退職慰労引当金	39,465
	その他	47,523
	負債合計	**19,130,703**
	株主資本	6,267,146
	資本金	300,000
	利益剰余金	5,967,146
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	5,892,146
	（うち当期純利益）	(430,625)
	評価・換算差額等	14,647
	繰延ヘッジ損益	14,647
	純資産合計	**6,281,793**
	負債・純資産合計	**25,412,496**

第43期決算公告

2025年７月24日

岐阜県大垣市郭町二丁目25番地

株式会社ＯＫＢ信用保証

代表取締役　前野　勝之

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,178
	固定資産	6,142
	資産合計	**36,320**
負債及び純資産の部	流動負債	13,719
	賞与引当金	14
	その他	13,704
	固定負債	6
	役員退職引当金	1
	退職給付引当金	5
	引当金	2,380
	保証債務損失引当金	2,380
	負債合計	**16,106**
	株主資本	20,115
	資本金	140
	資本剰余金	60
	資本準備金	60
	利益剰余金	19,915
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	19,908
	（うち当期純利益）	(1,778)
	評価・換算差額等	97
	その他有価証券評価差額金	97
	純資産合計	**20,213**
	負債・純資産合計	**36,320**

2024年度決算公告

2025年６月25日

神奈川県川崎市高津区

下作延六丁目32番１号

三菱自動車ロジテクノ株式会社

代表取締役社長　小﨑　俊児

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,161,393
	固定資産	1,074,345
	合計	13,235,738
負債及び純資産の部	流動負債	6,371,116
	（製品保証引当金）	(4,895)
	固定負債	2,208,122
	（退職給付引当金）	(1,074,371)
	株主資本	4,656,500
	資本金	436,000
	資本剰余金	557,491
	（資本準備金）	(364,000)
	（その他資本剰余金）	(193,491)
	利益剰余金	3,663,009
	（利益準備金）	(109,000)
	（その他利益剰余金）	(3,554,009)
	合計	13,235,738

㈱　当期純利益　2,221,734千円

第８期決算公告

2025年７月24日

東京都港区愛宕二丁目５番１号

愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー21階

アクセリード株式会社

代表取締役　池浦　義典

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,485,803
	固定資産	9,556,150
	資産合計	17,041,954
負債及び純資産の部	流動負債	2,206,402
	賞与引当金	65,510
	役員賞与引当金	14,926
	固定負債	4,262,783
	退職給付引当金	5,470
	株主資本	10,149,934
	資本金	100,000
	資本剰余金	15,145,652
	その他資本剰余金	15,145,652
	利益剰余金	△5,095,717
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△5,120,717
	（うち当期純損失）	(2,948,920)
	評価・換算差額等	107,836
	その他有価証券評価差額金	107,836
	新株予約権	314,997
	負債・純資産合計	17,041,954

第84期決算公告

令和７年７月24日

東京都品川区東大井五丁目22番５号

三愛リテールサービス株式会社

代表取締役社長　小寺　啓司

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,153
	固定資産	3,658
	資産合計	11,812
負債及び純資産の部	流動負債	2,965
	賞与引当金	292
	役員賞与引当金	0
	その他流動負債	2,673
	固定負債	119
	役員退任慰労引当金	0
	その他	118
	負債合計	3,085
	株主資本	8,727
	資本金	100
	利益剰余金	8,627
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	8,595
	（うち当期純利益）	(1,008)
	純資産合計	8,727
	負債・純資産合計	11,812

第11期決算公告

令和７年５月19日

埼玉県本庄市本庄一丁目１番７号

株式会社ワイグッドホールディングス

代表取締役　横尾　　守

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,942,079
	固定資産	8,166,203
	合計	17,108,283
負債及び純資産の部	流動負債	5,337,370
	賞与引当金	7,715
	その他流動負債	5,329,655
	固定負債	6,191,727
	退職給付引当金	3,877
	その他固定負債	6,187,850
	株主資本	5,579,185
	資本金	95,000
	資本剰余金	4,341,274
	資本準備金	186,262
	その他資本剰余金	4,155,012
	利益剰余金	1,142,910
	その他利益剰余金	1,142,910
	（うち当期純利益）	(19,153)
	合計	17,108,283

第16期決算公告

2025年６月30日

埼玉県蓮田市大字黒浜3484番地１

東光東芝メーターシステムズ株式会社

代表取締役社長　青木　　勲

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,201
	固定資産	2,069
	資産合計	17,270
負債及び純資産の部	流動負債	4,141
	賞与引当金	225
	その他	3,916
	固定負債	2,358
	退職給付引当金	1,277
	製品保証引当金	1,081
	負債合計	6,500
	株主資本	10,770
	資本金	100
	資本剰余金	9,481
	その他資本剰余金	9,481
	利益剰余金	1,190
	（当期純利益）	(867)
	純資産合計	10,770
	負債・純資産合計	17,270

第128期決算公告

令和７年６月30日

群馬県伊勢崎市境下渕名54番地

東日本積水工業株式会社

代表取締役　和田　弘志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,029,924
	固定資産	126,420
	資産合計	1,156,344
負債及び純資産の部	流動負債	447,392
	（賞与引当金）	(118,738)
	固定負債	159,867
	（退職給付引当金）	(158,048)
	株主資本	545,082
	資本金	200,000
	資本剰余金	20,314
	資本準備金	10,314
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	324,767
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	274,767
	（うち当期純利益）	(17,833)
	評価・換算差額等	4,002
	その他有価証券評価差額金	4,002
	負債・純資産合計	1,156,344

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のアカデミー事業及びネットワーク事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年三月二十八日
　掲載頁　八十四頁（号外第六十九号）
（乙）左記のとおりです。
　令和七年七月二十四日
　東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号
　（甲）ｎａｔ株式会社
　代表取締役　劉　栄駿
　東京都港区北青山二丁目一二番五号ＫＲＴ青山三階
（乙）株式会社町田ひろ子アカデミー
　代表取締役　町田　宏子

第26期決算公告

令和７年７月24日
東京都港区北青山二丁目12番５号ＫＲＴ青山３階
株式会社町田ひろ子アカデミー
代表取締役　町田　宏子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,270,934
	固定資産	46,804,969
	資産合計	127,075,903
負債及び純資産の部	流動負債	227,190,983
	固定負債	216,933,900
	株主資本	△317,048,980
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△327,048,980
	その他利益剰余金	△327,048,980
	（うち当期純損失）	(34,259,062)
	負債・純資産合計	127,075,903

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
　令和七年七月二十四日
　徳島県板野郡板野町羅漢字野神六〇番地の一
　（甲）株式会社アプリア
　代表取締役　川人　沙織
　徳島県板野郡板野町羅漢字野神六〇番地の一
（乙）有限会社ミマメディカルサービス
　代表取締役　川人　沙織

第16期決算公告

令和７年７月24日
徳島県板野郡板野町羅漢字野神60番地の１
株式会社アプリア
代表取締役　川人　沙織
貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,175,344
	固定資産	40,704,594
	合計	68,879,938
負債及び純資産の部	流動負債	9,052,377
	固定負債	55,188,862
	株主資本	4,638,699
	資本金	1,500,000
	利益剰余金	3,138,699
	その他利益剰余金	3,138,699
	（うち当期純利益）	(717,150)
	合計	68,879,938

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は令和七年七月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
　令和七年七月二十四日
　香川県仲多度郡多度津町西港町一六番地二
　（甲）株式会社イハラ
　代表取締役　伊原　正行
　香川県仲多度郡多度津町西港町一六番地八
（乙）有限会社西武工業
　代表取締役　伊原　玄貴
　香川県仲多度郡多度津町西港町一六番地七
（丙）有限会社寿行製作所
　代表取締役　伊原　三郎

第50期決算公告

令和７年７月24日
香川県仲多度郡多度津町西港町16番地２
株式会社イハラ
代表取締役　伊原　正行
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	337,918
	固定資産	882,324
	繰延資産	100
	合計	1,220,343
負債及び純資産の部	流動負債	264,162
	固定負債	1,207
	株主資本	954,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	944,973
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	942,473
	（うち当期純利益）	(55,230)
	合計	1,220,343

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億八千三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日
愛媛県西条市ひうち一八番地九
株式会社菱進テック
代表取締役　柴田　洋孝

第１期決算公告

令和７年７月24日
愛媛県西条市ひうち18番地９
株式会社菱進テック
代表取締役　柴田　洋孝
貸借対照表の要旨　（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	945,621	流動負債	228,870
固定資産	3,423,617	賞与引当金	18,782
		固定負債	1,664,219
		退職給付引当金	34,770
		株主資本	2,476,148
		資本金	30,000
		資本剰余金	2,536,600
		資本準備金	1,283,250
		その他資本剰余金	1,253,350
		利益剰余金	△90,451
		その他利益剰余金	△90,451
		（うち当期純損失）	(90,451)
合計	4,369,238	合計	4,369,238

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ロッソ（住所埼玉県越谷市蒲生寿町一八番四八号八〇二号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

埼玉県八潮市大字八條一四九五番地一

株式会社オートボーイ

代表取締役　赤松　俊之

第24期決算公告

令和７年７月24日

埼玉県八潮市大字八條1495番地１

株式会社オートボーイ

代表取締役　赤松　俊之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	964,603
	固定資産	541,393
	資産合計	1,505,996
負債及び純資産の部	流動負債	371,816
	固定負債	496,516
	株主資本	637,664
	資本金	20,000
	利益剰余金	617,664
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	617,464
	（うち当期純利益）	(37,809)
	負債・純資産合計	1,505,996

第13期決算公告　令和７年６月26日

沖縄県那覇市久茂地１－７－１

株式会社ピーエスシー琉球

代表取締役　鈴木　正之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	135,063
	固定資産	16,480
	資産合計	151,544
負債及び純資産の部	流動負債	23,673
	賞与引当金	3,000
	負債合計	23,673
	株主資本	127,870
	資本金	30,000
	利益剰余金	97,870
	その他利益剰余金	97,870
	（うち当期純利益）	(14,308)
	純資産合計	127,870
	負債・純資産合計	151,544

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

福岡市東区蒲田四丁目一五番五二号

（甲）株式会社北部輸送

代表取締役　黒川　芳孝

福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目一六番一号

（乙）太宰府丸善運輸株式会社

代表取締役　古賀　勝人

第8期決算公告

令和７年７月24日

福岡市東区蒲田四丁目15番52号

株式会社北部輸送

代表取締役　黒川　芳孝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	192,128
	固定資産	752,347
	合計	944,476
負債及び純資産の部	流動負債	205,826
	固定負債	525,351
	株主資本	213,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	208,297
	その他利益剰余金	208,297
	当期純利益	40,405
	合計	944,476

第32期決算公告

令和７年７月24日

福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目16番１号

太宰府丸善運輸株式会社

代表取締役　古賀　勝人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,271
	固定資産	300,598
	合計	324,870
負債及び純資産の部	流動負債	115,563
	固定負債	335,749
	株主資本	△126,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	△136,442
	その他利益剰余金	△136,442
	当期純利益	△12,981
	合計	324,870

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

栃木県宇都宮市野沢町三番地七

（甲）双葉企画株式会社

代表取締役　相場　清人

栃木県宇都宮市野沢町３番地７

（乙）林虎彦物語製作株式会社

代表取締役　相場　清人

第39期決算公告　令和７年７月24日

栃木県宇都宮市野沢町３番地７

双葉企画株式会社

代表取締役　相場　清人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	645,608
	固定資産	1,739,376
	合計	2,384,985
負債及び純資産の部	流動負債	122,032
	固定負債	171,500
	株主資本	2,091,452
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,617,300
	資本準備金	2,617,300
	利益剰余金	△625,847
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△625,997
	（うち当期純利益）	(15,269)
	合計	2,384,985

第７期決算公告

令和７年７月24日

栃木県宇都宮市野沢町３番地７

林虎彦物語製作株式会社

代表取締役　相場　清人

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,108
	固定資産	11,000
	合計	12,108
負債及び純資産の部	流動負債	211
	固定負債	11,000
	株主資本	897
	資本金	30,000
	利益剰余金	△29,102
	その他利益剰余金	△29,102
	（うち当期純損失）	(2,280)
	合計	12,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区六番町一三番地一

（甲）ミツミ九州株式会社

代表取締役　吉田　大樹

東京都千代田区六番町一三番地一

（乙）ミツミメタル株式会社

代表取締役　吉田　大樹

第6期決算公告　令和７年７月24日

東京都千代田区六番町13番地１

ミツミ九州株式会社

代表取締役　吉田　大樹

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,987
	固定資産	48,249
	資産合計	184,237
負債及び純資産の部	流動負債	80,874
	固定負債	85,551
	株主資本	17,811
	資本金	30,000
	資本剰余金	2,100
	その他資本剰余金	2,100
	利益剰余金	△14,288
	その他利益剰余金	△14,288
	（うち当期純損失）	(9,182)
	負債・純資産合計	184,237

第10期決算公告　令和７年７月24日

東京都千代田区六番町13番地１

ミツミメタル株式会社

代表取締役　吉田　大樹

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	282,971
	固定資産	102,073
	資産合計	385,044
負債及び純資産の部	流動負債	135,314
	固定負債	149,814
	株主資本	99,916
	資本金	75,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△83
	その他利益剰余金	△83
	（うち当期純損失）	(6,791)
	負債・純資産合計	385,044

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）データトラスト株式会社

代表取締役　篠原　隆浩

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二三Ｆ

（乙）Ｒｏｏｔ　ｏｆ　Ｔｒｕｓｔ株式会社

代表取締役　篠原　隆浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百七十五万円、資本準備金の額を十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号神谷町トラストタワー二三Ｆ

Ｒｏｏｔ　ｏｆ　Ｔｒｕｓｔ株式会社

代表取締役　篠原　隆浩

第２期決算公告　　令和７年７月24日

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号神谷町トラストタワー23Ｆ

Ｒｏｏｔ　ｏｆ　Ｔｒｕｓｔ株式会社

代表取締役　篠原　隆浩

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	34,004,645
	固定資産	347,063
	資産合計	34,351,708
負純資産の債及び部	流動負債	8,185,424
	固定負債	3,000,000
	株主資本	23,166,284
	資本金	102,750,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△79,733,716
	その他利益剰余金	△79,733,716
	（うち当期純損失）	(44,386,333)
	負債・純資産合計	34,351,708

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都板橋区高島平一丁目四五番一号

（甲）株式会社不二商会

代表取締役　網野　芳郎

東京都東村山市青葉町一丁目三番地三〇

（乙）東和管材株式会社

代表取締役　網野　芳郎

第71期決算公告　　令和７年７月24日

東京都板橋区高島平一丁目45番１号

株式会社不二商会

代表取締役　網野　芳郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,834,539
	固定資産	1,505,476
	資産合計	4,340,015
負純資産の債及び部	流動負債	995,730
	固定負債	60,183
	株主資本	3,284,102
	資本金	30,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	3,239,102
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,231,602
	（うち当期純利益）	(254,400)
	負債・純資産合計	4,340,015

第29期決算公告

令和７年７月24日

東京都東村山市青葉町一丁目３番地30

東和管材株式会社

代表取締役　網野　芳郎

貸借対照表の要旨

（令和６年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	148,290
	固定資産	15,318
	資産合計	163,608
負純資産の債及び部	流動負債	50,420
	固定負債	80,000
	株主資本	33,188
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,188
	その他利益剰余金	23,188
	（うち当期純損失）	(1,810)
	負債・純資産合計	163,608

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億二千六百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に増資をしていますので、現在の資本金の額は、十三億二千六百万円です。

令和七年七月二十四日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

六本木ヒルズ森タワー三四階

株式会社ＳＵＵＴＡ

代表取締役　今福　洋介

第　６　期　決　算　公　告

令和７年７月24日

東京都港区六本木六丁目10番１号

六本木ヒルズ森タワー34階

株式会社ＳＵＵＴＡ

代表取締役　今福　洋介

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,906	流動負債	170,778
固定資産	1,030,845	株主資本	896,302
繰延資産	5,329	資本金	811,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△414,697
		その他利益剰余金	△414,697
資産合計	1,067,080	負債・純資産合計	1,067,080

損益計算書の要旨

（自　令和５年９月１日　至　令和６年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	268
売上原価	720
売上総損失	452
販売費及び一般管理費	255,205
営業損失	255,657
営業外収益	17
営業外費用	361
経常損失	256,001
税引前当期純損失	256,001
法人税、住民税及び事業税	7,832
当期純損失	263,834

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

横浜市青葉区美しが丘二丁目四五番二〇号

（甲）株式会社アルプス・ホールディングス

代表取締役　木藤　宅弥

横浜市泉区中田町二七三二番地

（乙）東洋ランドリー株式会社

代表取締役　木藤　宅弥

第21期決算公告

令和７年７月24日

横浜市青葉区美しが丘二丁目45番20号

株式会社アルプス・ホールディングス

代表取締役　木藤　宅弥

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,984,827
	固定資産	575,947,563
	合計	620,932,390
負純資産の債及び部	流動負債	78,703,713
	固定負債	493,920,368
	株主資本	48,308,309
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	33,308,309
	その他利益剰余金	33,308,309
	（うち当期純利益）	(5,357,136)
	合計	620,932,390

第61期決算公告

令和７年７月24日

横浜市泉区中田町2732番地

東洋ランドリー株式会社

代表取締役　木藤　宅弥

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	277,435,445
	固定資産	842,748
	合計	278,278,193
負純資産の債及び部	流動負債	37,743,399
	株主資本	240,534,794
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	228,534,794
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	225,534,794
	（うち当期純利益）	(64,758,724)
	合計	278,278,193

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

長野市市場四番地六
（甲）三共建設株式会社
代表取締役　山﨑幸一郎

長野市桐原一丁目三番五号
（乙）株式会社ＭＫ
代表取締役　加藤　章

第73期決算公告

令和７年７月24日

長野市市場４番地６
三共建設株式会社
代表取締役　山﨑幸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	263,330
	固定資産	10,600
	合計	273,930
負純資産債及の部	流動負債	60,862
	株主資本	213,067
	資本金	20,000
	利益剰余金	193,067
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	188,067
	（うち当期純損失）	(20,328)
	合計	273,930

第11期決算公告

令和７年７月24日

長野市桐原一丁目３番５号
株式会社ＭＫ
代表取締役　加藤　章

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,708
	合計	2,708
負純資産債及の部	流動負債	9,955
	株主資本	△7,246
	資本金	5,000
	利益剰余金	△12,246
	その他利益剰余金	△12,246
	（うち当期純損失）	(301)
	合計	2,708

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

岐阜市又丸宮東七番地五
（甲）株式会社ジゴ
代表取締役　新井小枝子

岐阜市又丸宮東五四番地二
（乙）株式会社ｎ．ｐ
代表取締役　新井　乃代

第37期決算公告

令和７年７月24日

岐阜市又丸宮東７番地５
株式会社ジゴ
代表取締役　新井小枝子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,024
	固定資産	9,916
	合計	68,941
負純資産債及の部	流動負債	25,462
	固定負債	80,382
	株主資本	△36,904
	資本金	4,000
	利益剰余金	△40,904
	利益準備金	360
	その他利益剰余金	△41,264
	（うち当期純利益）	(597)
	合計	68,941

第11期決算公告

令和７年７月24日

岐阜市又丸宮東54番地２
株式会社ｎ．ｐ
代表取締役　新井　乃代

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	474
	固定資産	725
	合計	1,200
負純資産債及の部	流動負債	25,141
	固定負債	3,908
	株主資本	△27,849
	資本金	1,000
	利益剰余金	△28,849
	その他利益剰余金	△28,849
	（うち当期純利益）	(944)
	合計	1,200

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

兵庫県芦屋市涼風町一五番一〇号
（甲）株式会社ｘｆｕｎｄ
代表取締役　小林　尚希

兵庫県芦屋市涼風町一五番一〇号
（乙）株式会社小林事務所
代表取締役　小林　尚希

第３期決算公告

令和７年７月24日
兵庫県芦屋市涼風町15番10号
株式会社ｘｆｕｎｄ
代表取締役　小林　尚希

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	396,678
	固定資産	7,884,848
	合計	8,281,527
負純資産債及の部	流動負債	18,102
	株主資本	8,263,424
	資本金	55,000
	資本剰余金	4,324,815
	資本準備金	45,000
	その他資本剰余金	4,279,815
	利益剰余金	3,883,608
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,881,108
	（うち当期純利益）	(2,868,088)
	合計	8,281,527

第９期決算公告

令和７年７月24日
兵庫県芦屋市涼風町15番10号
株式会社小林事務所
代表取締役　小林　尚希

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	399,824
	固定資産	985,873
	合計	1,385,698
負純資産債及の部	流動負債	85,246
	株主資本	1,300,452
	資本金	3,000
	資本剰余金	1,329,305
	その他資本剰余金	1,329,305
	利益剰余金	△31,853
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△32,603
	（うち当期純利益）	(1,532,316)
	合計	1,385,698

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

徳島県吉野川市鴨島町上下島六六番地三
（甲）株式会社アクト
代表取締役　伊勢　裕樹

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー二七階
（乙）Ｍ＆Ａ　ＢＡＳＥＣＡＭＰ０２株式会社
代表取締役　小島　直広

第41期決算公告

令和７年７月24日
徳島県吉野川市鴨島町上下島66番地３
株式会社アクト
代表取締役　伊勢　裕樹

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,856
	固定資産	61,758
	資産合計	131,614
負純資産債及の部	流動負債	16,351
	固定負債	3,515
	株主資本	111,748
	資本金	12,000
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	99,748
	その他利益剰余金	99,748
	（うち当期純利益）	(23,292)
	負債・純資産合計	131,614

第１期決算公告

令和７年７月24日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー27階
Ｍ＆Ａ　ＢＡＳＥＣＡＭＰ02株式会社
代表取締役　小島　直広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,930
	固定資産	102,500
	資産合計	110,430
負純資産債及の部	流動負債	60,812
	株主資本	49,617
	資本金	30,500
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△10,882
	その他利益剰余金	△10,882
	（うち当期純損失）	(10,882)
	負債・純資産合計	110,430

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙及び丙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都世田谷区北沢四丁目二六番一号

（甲）合同会社浅草１丁目開発

代表社員　山内　伸治

東京都台東区浅草一丁目三六番九号

代表取締役　山内　伸治

（乙）株式会社金田

代表取締役　山内　伸治

東京都台東区浅草一丁目三六番九号

（丙）株式会社井手

代表取締役　山内　伸治

決算公告　令和７年７月24日

東京都台東区浅草一丁目36番９号

株式会社金田

代表取締役　山内　伸治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,040
	固定資産	27,231
	合計	37,272
負純資産及び債の部	流動負債	28,285
	固定負債	720
	株主資本	8,266
	資本金	190
	資本剰余金	390
	その他資本剰余金	390
	利益剰余金	7,686
	利益準備金	762
	その他利益剰余金	6,923
	（当期純利益）	(14)
	合計	37,272

決算公告　令和７年７月24日

東京都台東区浅草一丁目36番９号

株式会社井手

代表取締役　山内　伸治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	247
	固定資産	15,379
	合計	15,627
負純資産及び債の部	流動負債	6,852
	固定負債	73,673
	株主資本	△64,898
	資本金	1,000
	利益剰余金	△65,898
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	△66,348
	（当期純損失）	(1,064)
	合計	15,627

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

長野市大字北尾張部一一六番地

（甲）株式会社スズキ自販長野

代表取締役　鈴木　彰人

長野県駒ヶ根市赤穂一二八九番地

（乙）株式会社スズキ自販南信

代表取締役　西山　和範

第58期決算公告　令和７年７月24日

長野市大字北尾張部116番地

株式会社スズキ自販長野

代表取締役　鈴木　彰人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,696,637
	固定資産	8,640,207
	合計	15,336,844
負純資産及び債の部	流動負債	3,274,658
	固定負債	484,709
	株主資本	11,577,476
	資本金	48,000
	利益剰余金	11,529,476
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	11,517,476
	（うち当期純利益）	(672,314)
	合計	15,336,844

第85期決算公告　令和７年７月24日

長野県駒ヶ根市赤穂1289番地

株式会社スズキ自販南信

代表取締役　西山　和範

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,334,656
	固定資産	1,794,111
	合計	5,128,768
負純資産及び債の部	流動負債	1,558,747
	固定負債	177,173
	株主資本	3,392,847
	資本金	50,000
	資本剰余金	440,007
	その他資本剰余金	440,007
	利益剰余金	2,902,840
	利益準備金	85,150
	その他利益剰余金	2,817,690
	（うち当期純利益）	(410,326)
	合計	5,128,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

宮城県石巻市茜平一丁目２番地四

（甲）株式会社カツヨシファイン

代表取締役　琴　亮吉

栃木県足利市借宿町六一九番地

（乙）株式会社カツヨシアシカガ

代表取締役　琴　亮吉

第８期決算公告　令和７年７月24日

宮城県石巻市茜平一丁目２番地４

株式会社カツヨシファイン

代表取締役　琴　亮吉

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	379,206
	固定資産	643,663
	繰延資産	26,178
	合計	1,049,048
負純資産及び債の部	流動負債	538,224
	固定負債	534,340
	株主資本	△23,516
	資本金	1,000
	資本剰余金	50
	その他資本剰余金	50
	利益剰余金	△24,566
	その他利益剰余金	△24,566
	（うち当期純利益）	(189,348)
	合計	1,049,048

第５期決算公告　令和７年７月24日

栃木県足利市借宿町619番地

株式会社カツヨシアシカガ

代表取締役　琴　亮吉

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,264
	固定資産	264,919
	合計	384,183
負純資産及び債の部	流動負債	122,245
	固定負債	145,400
	株主資本	116,537
	資本金	50
	資本剰余金	548,561
	その他資本剰余金	548,561
	利益剰余金	△432,073
	その他利益剰余金	△432,073
	（うち当期純損失）	(114,859)
	合計	384,183

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

愛知県一宮市開明字大橋北二番地一

（甲）株式会社プロジェクト品川

代表取締役　緒方　弘生

愛知県一宮市緑四丁目一二番四号―一〇三号

（乙）株式会社セキュアー

代表取締役　緒方　弘生

第12期決算公告　令和７年７月24日

愛知県一宮市開明字大橋北２番地１

株式会社プロジェクト品川

代表取締役　緒方　弘生

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	275,833
	固定資産	313,809
	繰延資産	14,750
	合計	604,393
負純資産及び債の部	流動負債	61,593
	固定負債	511,294
	株主資本	31,505
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	25,505
	その他利益剰余金	25,505
	（うち当期純利益）	(6,700)
	合計	604,393

第２期決算公告　令和７年７月24日

愛知県一宮市緑四丁目12番４号―103号

株式会社セキュアー

代表取締役　緒方　弘生

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,188
	固定資産	10,523
	繰延資産	1,287
	合計	13,999
負純資産及び債の部	流動負債	15,852
	固定負債	1,829
	株主資本	△3,682
	資本金	3,000
	利益剰余金	△6,682
	その他利益剰余金	△6,682
	（うち当期純損失）	(8,254)
	合計	13,999

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

横浜市西区浅間町四丁目三三四番地六

（甲）Ｒ＆Ｂホールディングス株式会社

代表取締役　藪内　祥史

横浜市西区浅間町四丁目三三四番地六

（乙）株式会社ベイサイド

代表取締役　藪内　祥史

第12期決算公告　令和７年７月24日

横浜市西区浅間町四丁目334番地６

Ｒ＆Ｂホールディングス株式会社

代表取締役　藪内　祥史

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	56,596,394
	固定資産	3,544,794,659
	合計	3,601,391,053
負純資債及産のび部	流動負債	800,177,895
	固定負債	661,289,291
	株主資本	2,139,923,867
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,179,377,127
	その他資本剰余金	2,179,377,127
	利益剰余金	△39,553,260
	その他利益剰余金	△39,553,260
	（うち当期純損失）	(78,981,805)
	合計	3,601,391,053

第31期決算公告　令和７年７月24日

横浜市西区浅間町四丁目334番地６

株式会社ベイサイド

代表取締役　藪内　祥史

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	368,791,920
	固定資産	396,002,654
	合計	764,794,574
負純資債及産のび部	流動負債	229,369,549
	固定負債	82,498,700
	株主資本	452,926,325
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	442,926,325
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	442,906,325
	（うち当期純利益）	(10,571,278)
	合計	764,794,574

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

兵庫県西宮市高木東町二五番一二―一〇三号

（甲）株式会社ＭＳ＆Ｃ

代表取締役　土井真佐子

兵庫県西宮市高木東町二五番一二―四〇一号

（乙）株式会社ＭＳ＆Ｃ

代表取締役　土井真佐子

第23期決算公告

令和７年７月24日

兵庫県西宮市高木東町25番12―103号

株式会社ＭＳ＆Ｃ

（旧商号　有限会社ドムス・ライフ）

代表取締役　土井真佐子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,958
	固定資産	536,321
	合計	586,280
負純資債及産のび部	流動負債	427,932
	固定負債	13,070
	株主資本	145,278
	資本金	3,000
	利益剰余金	142,278
	その他利益剰余金	142,278
	（うち当期純利益）	(17,600)
	合計	586,280

第31期決算公告

令和７年７月24日

兵庫県西宮市高木東町25番12―401号

株式会社ＭＳ＆Ｃ

代表取締役　土井真佐子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,882
	固定資産	199,236
	繰延資産	3,395
	合計	225,513
負純資債及産のび部	流動負債	21,380
	固定負債	431,924
	株主資本	△227,791
	資本金	6,000
	利益剰余金	△233,791
	その他利益剰余金	△233,791
	（うち当期純損失）	(50,290)
	合計	225,513

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む不動産管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

大阪市淀川区木川西二丁目二番五号

（甲）三和グループホールディングス株式会社

代表取締役　森本　尚孝

大阪市淀川区木川西二丁目二番五号

（乙）三和建設株式会社

代表取締役　森本　尚孝

第19期決算公告

令和７年７月24日

大阪市淀川区木川西二丁目２番５号

三和グループホールディングス株式会社

代表取締役　森本　尚孝

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	737,481
	固定資産	2,713,626
	合計	3,451,108
負純資債及産のび部	流動負債	3,068,194
	株主資本	382,913
	資本金	3,000
	利益剰余金	379,913
	その他利益剰余金	379,913
	（うち当期純利益）	(491)
	合計	3,451,108

第78期決算公告　令和７年７月24日

大阪市淀川区木川西二丁目２番５号

三和建設株式会社

代表取締役　森本　尚孝

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,930,649
	固定資産	2,612,290
	合計	8,542,939
負純資債及産のび部	流動負債	5,249,715
	固定負債	2,546
	株主資本	3,290,677
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,195,905
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	3,155,905
	（うち当期純利益）	(139,997)
	自己株式	△ 5,227
	合計	8,542,939

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務を全部承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十四日

福岡県うきは市浮羽町小塩一五三三番地

（甲）株式会社宮崎建設

代表取締役　井上　匡広

福岡県久留米市善導寺町飯田四一五番地一

（乙）株式会社江藤建設

代表取締役　江藤　泰孝

第36期決算公告

令和７年７月24日

福岡県うきは市浮羽町小塩1533番地

株式会社宮崎建設

代表取締役　井上　匡広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,691
	固定資産	258,349
	合計	310,041
負純資債及産のび部	流動負債	320,282
	固定負債	385,924
	株主資本	△396,165
	資本金	3,000
	利益剰余金	△399,165
	その他利益剰余金	△399,165
	（うち当期純損失）	(2,270)
	合計	310,041

第58期決算公告

令和７年７月24日

福岡県久留米市善導寺町飯田415番地１

株式会社江藤建設

代表取締役　江藤　泰孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,997
	固定資産	94,799
	合計	225,796
負純資債及産のび部	流動負債	141,749
	固定負債	28,968
	株主資本	55,079
	資本金	28,000
	利益剰余金	27,079
	利益準備金	2,730
	その他利益剰余金	24,349
	（うち当期純利益）	(11,027)
	合計	225,796

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　　東京都新宿区西新宿１丁目25番１号

東京ビルディング株式会社

代表取締役社長　高橋　昭彦

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	**4,171**	**流動負債**	**12,381**
固定資産	**62,162**	**固定負債**	**23,750**
		退職給付引当金	420
		役員退職給与引当金	160
		その他	23,168
		負債合計	**36,131**
		株主資本	**30,152**
		資本金	**979**
		資本剰余金	**235**
		資本準備金	235
		利益剰余金	**29,349**
		利益準備金	244
		その他利益剰余金	29,104
		評価・換算差額等	**50**
		その他有価証券評価差額金	50
		純資産合計	**30,202**
資産合計	**66,334**	**負債・純資産合計**	**66,334**

損益計算書の要旨

（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,837	**経常利益**	**2,147**
売上原価	2,793	特別利益	182
売上総利益	**3,044**	特別損失	76
販売費及び一般管理費	611	**税引前当期純利益**	**2,253**
営業利益	**2,432**	法人税、住民税及び事業税	701
営業外収益	25	法人税等調整額	34
営業外費用	310	**当期純利益**	**1,517**

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　　佐賀県鳥栖市藤木町字若桜５番２号

森永デザート株式会社

代表取締役社長　中木　秀信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,001	流動負債	1,926
固定資産	4,447	固定負債	613
有形固定資産	4,204	**負債合計**	**2,539**
無形固定資産	0	株主資本	3,909
投資その他の資産	242	資本金	450
		利益剰余金	3,459
		利益準備金	41
		その他利益剰余金	3,418
		（うち当期純利益）	（604）
		純資産合計	**3,909**
資産合計	**6,448**	**負債・純資産合計**	**6,448**

第 51 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　　神奈川県伊勢原市大住台２丁目１番地３

株式会社神奈川県農協情報センター

代表取締役社長　平本　光男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,270	流動負債	653
固定資産	3,521	固定負債	147
有形固定資産	2,126	（修繕引当金）	（45）
無形固定資産	762	（退職給付引当金）	（66）
投資その他の資産	631	（役員退任給与引当金）	（4）
		株主資本	4,990
		資本金	100
		資本剰余金	2,900
		その他資本剰余金	2,900
		利益剰余金	1,990
		その他利益剰余金	1,990
		（うち当期純利益）	（101）
資産合計	**5,791**	**負債・純資産合計**	**5,791**

第 70 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　　大阪市西区九条南一丁目12番21号

社会医療法人きつこう会

理事長　多根　一之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,122	流動負債	2,617
固定資産	13,224	賞与引当金	668
有形固定資産	11,889	その他の流動負債	1,949
無形固定資産	86	固定負債	3,931
投資その他の資産	1,247	役員退職慰労引当金	117
		その他の固定負債	3,813
		負債合計	**6,549**
		積立金	13,797
		設立等積立金	4
		繰越利益積立金	13,793
		純資産合計	**13,797**
資産合計	**20,346**	**負債・純資産合計**	**20,346**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	15,931	事業外損益	△ 53
本来業務	15,620	経常損失	190
付帯業務	203	特別損益	0
収益業務	107	税引前当期純損失	190
事業費用	16,068	法人税等充当金	1
本来業務	15,820	法人税等調整額	13
付帯業務	174	当期純損失	205
収益業務	73		
事業損失	136		

第 24 期 決 算 公 告

2025年７月24日　　東京都港区芝浦三丁目16番16号

エムシーファッション株式会社

代表取締役会長　西川　信一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	19,197	流動負債	10,664
固定資産	5,361	賞与引当金	200
有形固定資産	289	固定負債	343
無形固定資産	498	退職給付引当金	243
投資その他の資産	4,573	**負債合計**	**11,008**
		株主資本	13,631
		資本金	2,000
		資本剰余金	4,297
		資本準備金	1,652
		その他資本剰余金	2,645
		利益剰余金	7,333
		利益準備金	390
		その他利益剰余金	6,943
		評価・換算差額等	△ 80
		その他有価証券評価差額金	27
		繰延ヘッジ損益	△ 107
		純資産合計	**13,550**
資産合計	**24,559**	**負債・純資産合計**	**24,559**

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	47,176	特別利益	463
売上原価	42,038	特別損失	65
売上総利益	5,138	税引前当期純利益	2,787
販売費及び一般管理費	4,167	法人税、住民税及び事業税	361
営業利益	970	法人税等調整額	170
営業外収益	1,445	当期純利益	2,255
営業外費用	26		
経常利益	2,389		

※　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示している。

第62期決算公告

令和７年５月19日

埼玉県本庄市本庄一丁目１番７号

株式会社横尾材木店

代表取締役　横尾　　守

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,904,499
	固定資産	674,840
	合計	16,579,339
負債及び純資産の部	流動負債	7,474,473
	賞与引当金	39,458
	完成工事補償引当金	4,298
	その他流動負債	7,430,717
	固定負債	101,388
	退職給付引当金	100,189
	その他固定負債	1,199
	株主資本	9,003,478
	資本金	95,000
	資本剰余金	186,262
	資本準備金	186,262
	利益剰余金	8,722,216
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	8,718,216
	（うち当期純利益）	(252,502)
	合計	16,579,339

第７期決算公告

令和７年７月24日

沖縄県石垣市字石垣727番地１

株式会社Ｍコーポレーション

代表取締役　宮城　龍二

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,000,000
	固定資産	0
	合計	3,000,000
負純資産の債及び部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	3,000,000
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	0
	繰越利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	3,000,000

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十四日

沖縄県石垣市字石垣727番地１

（甲）株式会社Ｍコーポレーション

代表取締役　宮城　龍二

沖縄県石垣市字石垣七二七番地の一

（乙）有限会社宮城菓子店

代表取締役　宮城　龍二

第23期決算公告

令和７年７月24日

神奈川県川崎市幸区北加瀬一丁目６番22―102

株式会社ループコーポレーション

代表取締役　川畑　貴彦

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	293,676
	固定資産	95,386
	繰延資産	1,616
	資産合計	390,679
負純資産の債及び部	流動負債	60,928
	固定負債	15,450
	株主資本	314,300
	資本金	30,000
	利益剰余金	284,300
	その他利益剰余金	284,300
	（うち当期純利益）	(15,381)
	負債・純資産合計	390,679

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。最終事業年度はありません。

令和七年七月二十四日

（甲）左記のとおりです。

（乙）

神奈川県川崎市幸区北加瀬一丁目六番二二―一〇二

（甲）株式会社ＬＯＯＰ

代表取締役　川畑　貴彦

神奈川県川崎市幸区北加瀬一丁目六番二二―一〇二

（乙）株式会社ループコーポレーション

代表取締役　川畑　貴彦

第26期決算公告

令和７年６月27日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番５号

伊藤忠丸紅特殊鋼株式会社

代表取締役　森川　和俊

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,412
	固定資産	2,463
	資産合計	14,875
負債及び純資産の部	流動負債	11,847
	賞与引当金	106
	その他	11,741
	固定負債	249
	退職給付引当金	125
	その他	124
	負債合計	12,097
	株主資本	2,760
	資本金	400
	利益剰余金	2,360
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	2,260
	（うち当期純利益）	(256)
	評価・換算差額等	18
	その他有価証券評価差額金	18
	純資産合計	2,778
	負債・純資産合計	14,875

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十四日

岐阜市神田町七丁目一〇番地

（甲）株式会社宇野電機商会

代表取締役　宇野貴美子

岐阜市神田町七丁目一〇番地

（乙）宇野不動産株式会社

代表取締役　宇野貴美子

岐阜市神田町七丁目一〇番地

（丙）合資会社宇野商会

代表社員　宇野貴美子

第47期決算公告

令和７年７月24日

岐阜市神田町七丁目10番地

宇野不動産株式会社

代表取締役　宇野貴美子

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,995
	固定資産	148,151
	合計	166,146
負純資産の債及び部	流動負債	1,701
	固定負債	145,992
	株主資本	18,452
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,452
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,952
	（うち当期純損失）	(43,908)
	合計	166,146

第54期決算公告

令和７年７月24日

岐阜市神田町七丁目10番地

株式会社宇野電機商会

代表取締役　宇野貴美子

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	165,052
	固定資産	908,707
	繰延資産	7,455
	合計	1,081,215
負純資産の債及び部	流動負債	18,198
	固定負債	939,223
	株主資本	123,793
	資本金	13,500
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	108,293
	その他利益剰余金	108,293
	（うち当期純利益）	(16,785)
	合計	1,081,215

吸収合併及び吸収分割公告

一　甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

二　丙は吸収分割により東京ケータリング・ホールディングス株式会社（住所東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階）の関係会社管理事業に関する権利義務及び東京ケータリング株式会社（甲、住所東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階）の管理本部、事業推進本部、カフェテリア＆レストラン事業部・間接部門、リゾート事業部・間接部門、コンビニエンスストア事業部・間接部門、学校給食事業部・間接部門、新東京食堂の給食事業部・間接部門、総務経理部事業に関する権利義務をそれぞれ承継することにいたしましたので公告します。

三　丁は吸収分割により東京ケータリング株式会社（甲、住所東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階）のカフェテリア＆レストラン事業部・直接部門、リゾート事業部・直接部門、コンビニエンスストア事業部・直接部門、新東京食堂の給食事業部・直接部門事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

四　戊は吸収分割により日本ゼネラルフード株式会社（丁、住所愛知県名古屋市中区千代田五丁目七番五号）の食品流通事業、アロス事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

これらの合併及び会社分割に対しそれぞれ異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十四日

東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階
（甲）東京ケータリング株式会社
代表取締役　杉浦　卓

東京都新宿区左門町三番地一左門イレブンビル三階
（乙）新東京食堂株式会社
代表取締役　杉山　武志

愛知県名古屋市中区千代田五丁目七番五号
（丙）ＮＧＦホールディングス株式会社
代表取締役　杉浦　卓

愛知県名古屋市中区千代田五丁目七番五号
（丁）日本ゼネラルフード株式会社
代表取締役　杉浦　卓

愛知県豊田市八草町大田一一九〇番地二
（戊）株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ　ＰＲＯＤＵＣＴＳ
代表取締役　杉浦　卓

第 62 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

東京都新宿区左門町３番地１左門イレブンビル３階

新東京食堂株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,120,157	流動負債	31,365
固定資産	251,112	固定負債	—
		株主資本	1,339,903
		資本金	10,000
		資本剰余金	237,991
		資本準備金	237,991
		利益剰余金	1,091,912
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	1,088,912
		（うち当期純利益）	(19,362)
資産合計	1,371,269	負債・純資産合計	1,371,269

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

東京都新宿区左門町３番地１左門イレブンビル３階

東京ケータリング株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,794,539	流動負債	1,552,507
固定資産	1,283,882	固定負債	378,658
繰延資産	26,547	退職給付引当金	103,092
		株主資本	1,167,851
		資本金	50,000
		資本剰余金	25,000
		利益剰余金	1,092,851
		利益準備金	18,750
		その他利益剰余金	1,074,101
		（うち当期純利益）	(106,270)
		評価・換算差額等	5,951
		その他有価証券評価差額金	5,951
資産合計	3,104,968	負債・純資産合計	3,104,968

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　愛知県名古屋市中区千代田五丁目７番５号

ＮＧＦホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,213,596	流動負債	13,931,594
固定資産	13,060,446	固定負債	548,133
		退職給付引当金	217,356
		役員退職慰労引当金	29,101
		株主資本	2,786,993
		資本金	96,000
		資本剰余金	2,259,132
		利益剰余金	431,860
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	407,860
		（うち当期純損失）	(20,892)
		評価・換算差額等	7,322
		その他有価証券評価差額金	7,322
資産合計	17,274,042	負債・純資産合計	17,274,042

第 7 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

東京都新宿区左門町３番地１左門イレブンビル３階

東京ケータリング・ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	99,150	流動負債	99,307
固定資産	77,000	固定負債	—
繰延資産	568	株主資本	77,411
		資本金	50,000
		資本剰余金	27,642
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	15,142
		利益剰余金	△232
		その他利益剰余金	△232
		（うち当期純損失）	(830)
資産合計	176,718	負債・純資産合計	176,718

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月24日

愛知県豊田市八草町大田1190番地２

株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ　ＰＲＯＤＵＣＴＳ

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,038	流動負債	976,224
固定資産	975,078	固定負債	—
		株主資本	28,893
		資本金	30,000
		資本剰余金	—
		利益剰余金	△1,106
		その他利益剰余金	△1,106
		（うち当期純損失）	(1,106)
資産合計	1,005,117	負債・純資産合計	1,005,117

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月24日　愛知県名古屋市中区千代田五丁目７番５号

日本ゼネラルフード株式会社

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,588,385	流動負債	5,743,456
固定資産	2,706,835	固定負債	1,677,212
		退職給付引当金	1,452,792
		役員退職慰労引当金	224,420
		株主資本	6,799,084
		資本金	96,000
		資本剰余金	70,000
		利益剰余金	6,633,084
		利益準備金	24,000
		その他利益剰余金	6,609,084
		（うち当期純利益）	(648,364)
		評価・換算差額等	75,467
		その他有価証券評価差額金	75,467
資産合計	14,295,221	負債・純資産合計	14,295,221